

会 議 録

会議の名称	つくば市地域福祉計画（第4期）第1回策定委員会		
開催日時	令和2年5月29日 開会10:00 閉会11:40		
開催場所	つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室A・B		
事務局（担当課）	保健福祉部社会福祉課		
出席者	委員	小原正彦、田口幸子、中島重雄、佐藤大輔、下司優里 飯泉孝司、伊藤達也、後藤真紀、吉場 勉、星埜祥子 矢口義浩、名川 勝、山脇博紀、森地 徹	
	事務局	安田社会福祉課長、相澤社会福祉課長補佐、木本社会福祉課長補佐、飯田係長、國府田主任 板倉地域包括支援課長補佐、小林介護保険課長補佐、矢口係長、飯村政策課長補佐、中村主査、光田健康増進課係長、飯田障害福祉課係長、吉崎地域支援室主事、大津高齢福祉課主任、坂本社会福祉協議会主査、	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由			
議題	(1) 地域福祉計画の概要について (2) つくば市地域福祉計画（第3期）に係る中間評価の結果について (3) アンケートについて (4) 地域福祉計画（第4期）方針について (5) 今後の日程について		

様式第1号

会 議 次 第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 保健福祉部長挨拶 4 委員自己紹介及び事務局自己紹介 5 委員長及び副委員長の選任 6 協議事項 (1) 地域福祉計画の概要について (2) つくば市地域福祉計画（第3期）に係る中間評価の結果について (3) アンケートについて (4) 地域福祉計画（第4期）方針について (5) 今後の日程について 7 その他 8 閉 会
<p>○事務局 ただいまから、つくば市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。 議事進行まで司会進行を務めさせていただきます社会福祉課長の安田と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱を御覧ください。第6条第2項によりまして、本日の委員会は14名全員の出席をいただいております。定数の半数以上となりましたので、本日の策定委員会は成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、会議次第2の委嘱状の交付につきましては、机の上にて配付いたしますので御了承ください。</p> <p>これより、保健福祉部長の小室より御挨拶を申し上げます。</p> <p>○小室保健福祉部長 改めましておはようございます。保健福祉部長の小室と申します。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。</p>	

様式第1号

皆様方にはお忙しい中、つくば市地域福祉計画策定委員への御協力につきまして快く御承諾をいただき、また、第1回策定委員会に御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている法定計画であり、地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みを具体的な形にまとめた方策でございます。市民一人一人が住みなれた地域で安全に、そして安心して生活できるまちづくりを目的としております。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正によりまして、福祉分野が共通して取り組む事項を記載する福祉分野の上位計画となりました。

私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化による社会構造の急激な変化、昨今の経済不況により虐待、ひきこもり、自殺者の急増など、様々な社会的不安が広がっております。そのため、行政はもとより、地域ボランティアやNPO団体の育成、地域での助け合いや支え合いの仕組みづくりが不可欠となっております。

地域福祉計画の策定には、多様な視点から御検討をいただくために、地域住民代表者、保健、医療、福祉関係者、学識経験者の皆様に御参画いただき、様々な分野の御意見を頂戴しながら、本市の地域福祉の推進を目指してまいります。

最後に、地域福祉計画策定委員会への御協力を重ねてお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日は、第1回目の開催となりますので、策定委員の方々お1人ずつ自己紹介をお願いいたします。

【各委員自己紹介】

○事務局 ありがとうございます。事務局側の自己紹介をいたします。

【各職員自己紹介】

○事務局 委員長及び副委員長の選任に移ります。

地域福祉計画策定委員会設置要綱第5条に、委員の互選によると規定されておりますので、皆様の御意見をお願いいたします。

○委員 第1回目の会議ですので、事務局案を提示していただきたい。

○事務局 ありがとうございます。それでは、事務局案を提示させていただきます。事務局としては、委員長に筑波大学の名川様を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 名川先生よろしいでしょうか。

○委員長 よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、副委員長の選任について御意見はございますか。

○委員 同じく事務局案があればと思います。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、事務局案を提示させていただきます。副委員長には、筑波技術大学の山脇様を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、協議事項に移ります。つくば市地域福祉策定委員会設置要綱第5条第2項に基づきまして、ここからの議事進行は、名川委員長にお願いいたします。名川委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、委員長に選任されました名川と申します。委員の皆様方の御意見を拝聴しながら進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。まず、(1) 地域福祉計画の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

様式第 1 号

(1) 地域福祉計画の概要について

○事務局 配布資料 1 に基づき説明。

「地域福祉計画とは」地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みを具体的にまとめた方策です。社会福祉法 107 条に規定され、社会福祉法第 107 条により、計画の策定が努力義務とされております。

平成 30 年 4 月の社会福祉法の改正により、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する福祉分野の上位計画として位置づけられました。

各福祉計画、そのほかの関連する計画と調和を図り、各福祉と医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。

地域福祉計画に含める事項を説明します。①地域における福祉サービス適正な利用推進に関する事項 ②社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。④地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、そのほかの福祉に関して、共通して取り組むべき事項⑤包括的な支援対策整備に関する事項です。

県の動向について説明します。茨城県では、社会福祉法 108 条の規定に基づき、平成 31 年度から 5 年間で計画とする茨城県地域福祉支援計画第 4 期を策定しました。この施策を基に、広域的な立場から県として市町村を支援すること規定しております。

つくば市における地域福祉計画の位置づけです。つくば市地域福祉計画第 4 期は、つくば市未来構想及び未来構想を実現するための具体的な取り組みを示した戦略プランを上位計画としております。

地域福祉計画の期間は、令和元年度を初年度とし、令和 7 年度を最終年度とする 5 年間で計画期間とします。

○委員長 このことについて、委員の皆様、御意見や御質問等をお願いいたします。

様式第1号

○委員 福祉輸送の充実について、行政と介護タクシー事業者が連携したほうが、困っている人に対して効果を生み出せると思う。私が、肌で感じている危機感と行政の方の危機感との温度差が非常にある。

○事務局 御意見ありがとうございました。各団体が抱えている課題を、各課のアンケートを検証しながら、どういうニーズが地域にあるのか、各課と調整し、計画の中に反映させていければと考えております。

○委員長 評価結果やアンケートなどを踏まえた上で、今後どうしていきたいか、関連の委員からも御意見等を頂いて、重点的に検討すべきであれば、そのような取り扱いをします。ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(2) つくば市地域福祉計画第3期にかかる中間評価の結果

○事務局 配布資料2に基づき説明。

平成28年度3月に策定されました地域福祉計画第3期について、平成30年度に関連部局で行いました施策の中間評価の結果と今後の方向性について説明いたします。

「成果は上がっている」または「一定の成果は上がっている」との回答は、合計で150件中149件。中間点での進捗状況はおおむね良好と見られます。また、今後の方向性につきましては、150件中、廃止1件を除く149件がAの拡充またはBの現状維持との回答です。計画後期に向けて施策の内容も現在の水準がほぼ維持される見通しとなっています。中間評価の報告については以上になります。

○委員長 このことについて、委員の皆様の御意見や御質問を頂きたいと思えます。中間として、既に作業しているので、これを踏まえて、今後、第4期について検討するための基礎資料です。最終というのは、いつ頃出ますか。

○事務局 最終評価について、予定では、第3期完了後、来年度に評価を行う予定です。

様式第1号

○委員長 私どものほうは、差し当たってこの中間評価の結果に基づいて、これからどうしていこうかという話し合いでよろしいですか。

○事務局 そのようにお願いいたします。

○委員長 分かりました。現状維持というのがございますけれども、さらに拡充をしたいというのもございます。縮小などはないが、変化をしたいという部分はあるようです。各委員の立場から、各項目の中で、御感想なり、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 まず、基礎施策に対してですけれども、評価の150というのは、この人数というのは、市役所の方の評価ということなのですか。

○事務局 そうです。関連部局の（評価）です。

○委員 それぞれの評価ということですね。分かりました。ありがとうございます。

○副委員長 事業者の危機感や、ニーズが中間評価でも反映されてないだろう。4期にどう反映していくか。全ての各論でそのようなニーズがある、あるいは危機感があると思う。計画策定としては、プロセスのつくり方、どうやって声を拾っていくのかということは、アンケートで十分なのか、関係部局だけの評価で十分なのかという、総論的にはそういう気がします。

○委員長 皆さん、困り事をお持ちの上でお集まりだと思えます。そのほか、いかがですか。では、確認ができたということであれば、各アンケートについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 アンケートについて説明。

今回、第4期の地域福祉計画策定においては、上位計画であるつくば市未来構想や障害、高齢、子育て等の各計画策定の際に実施したアンケートの結果を活用し、地域福祉計画に関する課題の抽出を行っていきます。これは既に同様の福祉課題に関するアンケートを各個別計画策定の際に行っていることから、この結果を分析し、計画の策定に反映させていこうというものです。

今回、活用するアンケート調査は四つ①つくば市未来構想のアンケート、こちらは18歳以上の市民や中学生、高校生、大学生、計約4,200人に行ったものであります。②障害福祉計画の障害福祉に関するアンケート、こちらは障害者手帳、難病患者福祉金の受給者計2,300人に行ったものになります。③高齢者福祉計画の策定のためのアンケート、こちらは高齢者要支援、要介護認定者、若年者、ケアマネジャー、計約8,000人に行ったものになります。④子ども・子育て支援プランの子育てアンケート、こちらはゼロ歳から5歳児の未就学児の保護者、小学校1年生から6年生までの保護者、各2,000人に行ったものになります。これら四つのアンケートの結果を活用し、地域の福祉課題の抽出をしたいと考えております。

なお、これらのアンケートの調査結果については、現在、集計中となりますので、そろい次第、皆様に送付いたします。そして目を通していただいて、次回の委員会にて御意見を伺いたいと考えております。

○委員長 これはアンケートのほう、現在、集計中ということですがけれども、これについては、結果をいつ頃拝見できますか。

○事務局 アンケートの結果は、高齢福祉課や障害福祉課で時期を調整中です。7月以降には、お手元に配付できるよう調整していきたいと考えています。

(4) 地域福祉計画（第4期）方針について

○事務局 地域福祉計画第4期の策定に関して、12月のパブリックコメントに向け、期間的な制約があるというのが現状です。

市としましては、第3期の地域福祉計画に関わる施策を基にしながら、新たに盛り込むべき事項とされた「包括的な支援体制の整備に関する事項」及び「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、そのほかの福祉に関しまして、共通して取り組むべき事項に関する施策」に重点を置きながら、各計画との整合性を図り策定したいと考えております。

また、地域福祉計画は、個別計画の指針を表す上位計画ですので、基本目標として、各施策の具体的な実施内容等は、各課の個別計画で示したいと考えております。以上です。

○委員長 これについて、各委員のほうから御意見等ございましたらお願いいたします。関係性としては、子ども、児童家庭福祉については、既に先行してでき上がっているわけですね。こちらのほうで組み上がっている基本計画のほうを参照しながら、重ね合わせて目標設定するということですかね。同時に、ほかについては、まだ進行中とのことですので、それらについては、各計画のほうで検討される事項とすり合わせた上で、こちらのほうで整理して提出とするというふうに判断でしょうか。

○事務局 アンケート集計中の障害福祉課と高齢福祉課のプランと調整を図りながら取り組みます。整合性にポイントを置き策定したいと思います。

○委員長 整合性といった場合に、具体的にどうするのかよく分からない。恐らくは各部会というのですか、各計画の御担当のほうで、ある程度進捗があり、それらの進捗を踏まえた上で重点的な項目を整理されたものをこちらのほうで受けとるという感じですかね。

○事務局 各課の進捗を踏まえながら、取り組んでいくということになります。

○委員長 事務局で、今後、意見を抽出整理し、素案として挙げるという段取りでよろしいのですかね。

○事務局 アンケート結果とともに関係各課との共通事項を提示します。

○副委員長 移動手段の確保というテーマについては、高齢者福祉や障害者福祉、子供福祉、各課題を横串にして、ここに出していると。四つのアンケートが出たときに、移動手段の確保について、各課の進捗状況あるいはニーズの把握は、どこを見れば把握できるかという対応表のようなものがあると、見やすくなる。居住支援のまちづくり等の高齢化のアンケート結果が参考になるとか、障害福祉課のアンケートのこういうところが参考になるというよう

様式第1号

なものがあると、市民のニーズを我々が確認することができる。

○事務局 提案していただいたことを、庁内のワーキングチームなどを活用し、具体的に提示できるものを作成したいと考えています。

○副委員長 具体的な事業なり、施策なりというのが何であるか。担当課のほうはどうであるか、ある程度分かった上で、評価をアンケートで見合わせていくと、これについては、どこの施策や担当課でも重要だと考えているから、私たちもこうしようというように見ることができる。

○委員長 ありがとうございます。これから委員の皆様にはアンケート等が送られてきたときに、このようにすれば分かりやすくなるとの意見や、重点的にすべき点等の意見を頂きたい。

○委員 基本的にアンケートを中心に物事を考えて、第3期と照らし合わせていくということでもいいのでしょうか。

○委員長 一応、そういう事務局案でございます。それに対して、意見があればお願いしたい。

○委員 事業所にアンケートを送ると、現場で不公平感のある方の声が聞けると思う。窓口の相談内容も大事では。

○事務局 アンケート方法は、今期は、集計中の各課のアンケートを活用し、それを基にします。福祉団体のニーズ把握のために、アンケートをお願いする等、今後アンケートを行う際の参考とさせていただきます。

○委員 既にアンケートを実施しているので、今回のことではないが、今後、抜けている部分とか、改善してもらいたい。

○事務局 各課の窓口での相談については、(各課で)声を聞きながら、把握したいと思います。

○委員 お願いします。

○事務局 アンケートは、高齢福祉計画と、障害福祉計画、健康増進計画、子ども・子育ては終了しております。

様式第1号

- 委員 私も窓口に来られる方の意見を吸い上げることに賛成です。
- 委員長 ありがとうございます。今の状況を確認しておきますと、三つのアンケートが行われて、現在集計中で、私たちは確認すると。それに対して、各委員からは、特に困っている方のニーズの吸い上げも努力してはどうかという御意見が出ました。
- 委員 各委員にアンケート結果が来た段階で、それぞれ意見を出した上でこの骨子がつくられるのか確認したい。骨子は事務局で作り、8月の委員会に、委員が調査を基に意見を出し合うのか。確認したい。
- 事務局 第2回の策定委員会は、アンケート結果を踏まえ、委員の意見を参考に取り入れ、今後の素案に向けて進みたいと思います。骨子案につきましては、第2回の際に事務局から提示します。
- 委員長 アンケート結果はアンケート結果として、各自委員の皆様の方で確認をされて、骨子案は事務局で作り、次回8月の第2回の策定委員会に、委員が意見を出すということだが、アンケートを見た結果について、それぞれ意見を事務局のほうに事前に届けてもよいか。
- 事務局 アンケートのほうは、後日、送付しますので、それを御覧いただき、御質問等は、第2回開催の前に事前にお受けします。
- 委員長 次回には事務局から骨子案が出る。その骨子案について、また改めて各委員から意見が出て、それらで修正したものをまとめてパブコメ等に進めていくという流れが素案だそうです。ということなのですが、いかがでしょうか。
- 委員長 段取りのつけ方としては、アンケートについてはそれで出させていただく。それを見ていただいて御意見のほうを提出いただく。あるいは当日に御意見を頂く。それに合わせて基本的な素案のほうを事務局から出して、それについて、修正、御意見等を頂くという流れで素案のほうをつくるということになっておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

様式第1号

○委員 賛成です。

○委員長 そのような基本的な流れで差支えない。大枠の流れとしては、了解で差し支えないが。地域福祉を考えた場合、オーバーラップ領域ではない部分があると思う。社協が、地域の中でどうネットワークを形成していくかとか、ある程度意見を確認した上で、ある程度全体に反映させるということが必要になる。そこは、改めて社会福祉課なり社会福祉協議会が確認し、こちらに調整する。基本的な段取りとしては、そのようにしたいと思います。

各領域で現状として、どのようなことが課題となっているのか、御意見を頂きたい。

○委員 高齢者福祉推進会議のほうで、福祉計画策定会議に出席している。今現在、7期の評価のアンケートを回収して、集計をしている段階。今は第8期の計画策定をしている段階です。地域包括ケアの完成に向けて諸課題と、あとは介護者支援。私の理解でいえば、まだ、介護者支援が、家族介護をどう支援するかという、話が多いという気がしています。それをどのように面で支援するのか、まだまだ不十分。そういうことに対して、高齢福祉課の公的なサービスがどのように触媒になるかという議論をずっと続けているように感じています。いろいろな課題については、高齢福祉課から頂いてもいいですかね。

○事務局（高齢福祉課職員）権利擁護に関することや、成年後見制度に関して問題になってくると思う。それを踏まえた形で、課題として計画に盛り込んでいく予定です。

○委員 障害福祉に関しましては、現在進行形なのですが、第3次の障害者計画、第6期の障害福祉計画、あと第2期は、障害児福祉計画の策定ということで取り組んでおります。昨年度、調査を実施しまして、令和3年度から、それぞれの計画を走らせるということで予定をしております。そのことに関しましては、国のほうから、第4期の障害者基本計画が出されていて、あるい

様式第1号

は県のほうから、第2期身体障害者プランなんかが出されている。そこら辺との整合性を図りながら策定を進めているというような状況。

○事務局（障害福祉課）

移動、計画のほうで今回盛り込むことになるような、国のほうの指針でいうのもございます。そちらで社会参加推進みたいなことは、就労とかそういったテーマとかも出ておりますので、そこら辺も盛り込んだ上で、アンケートのほうも今、大体数値的なものの集計はある程度まとまっていますので、自由記述のほうで頂いている御意見とかを今、取りまとめている最中ですので、そちらの課題等も検討しながら進めてまいりたいとは考えております。

○事務局（こども政策課） 子ども・子育て分野に関する個別計画としましては、令和2年度3月第2期子ども・子育て支援プランということで策定しております。子ども・子育て支援法に基づく法定計画ということで、令和2年度からの分を策定することになっておりましたので、昨年度末に策定したというものになっております。

○事務局（健康増進課）健康増進計画ですが、健康増進法に基づき、国の健康日本21とか、県の健康いばらき21プランなどの下に、現在、策定、今年度中の計画を進めています。現在は、第4期の計画策定に向けてアンケート調査を進めております。回収のほうは既に終わり、集計、分析を行っています。

○事務局（社会福祉課）生活困窮者自立支援制度。こちらは平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の生活困窮者に対する第2のセーフティーネットとして、自立の促進を目指して実施される制度です。今の計画の中でも触れてはいるが、生活困窮者の自立支援事業は、計画を作成するテーマの一つとして入れていただければと考えております。

○委員長 大枠としては、このような現在進捗であるということを確認させていただきました。事務局より今後のスケジュールについて、説明をお願いし

様式第1号

たい。

(5) 今後の日程について

○事務局 配布資料2に基づき説明

第1回目の策定委員会は、本日5月29日に行いました。

第2回の策定委員会は、8月を予定しております。内容は、アンケートの結果、つくば市地域福祉計画第4期の骨子案を提示させていただきます。

12月には、パブリックコメントの実施がございます。12月4日から翌令和3年1月4日の予定です。

1月に、地域福祉計画の第4回の策定委員会を予定しております。内容は、12月に行うパブリックコメントの結果について、御意見を頂く予定です。

○委員長 スケジュールについて、意見、質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、先ほどの御意見等を踏まえまして、順次進めていただければと思います。

7 その他

○委員 地域福祉計画策定のためのアンケートを実施しないとのことだが、来年度以降、中間評価に向けて何かアンケートを実施するつもりがあるのか。未定の場合は、検討してもらえないか提案する。地域福祉計画の位置づけは、事務局が説明したが、障害や児童や高齢者に関わる福祉計画の全体的なバランスをとるほか、各計画の谷間に落ちている福祉課題に目を向けるという役割がある。それが、つくば市戦力プランとか未来構想に反映させて救えているかと思ったが、必ずしもそうではなく、未来構想は都市計画に近いもの。具体的に言うと、5年たって、最近では8050問題や、ひきこもりの問題、LGBTの方の支援も近年の福祉課題だと思う。こういったことをどこで拾い上げるかという、福祉と児童や障害や高齢の分野では難しいかと思う。

様式第1号

この福祉計画で考える必要があるのではないかと。今回、アンケート等をとらないということだが、次回の計画を策定する前に、存在する福祉課題に目を向けるような取り組みがあったほうが良いと思います。

○事務局 御意見ありがとうございました。中間評価ですが、今のところ関係部局でのみ評価しています。今後、評価の手法などについて、委員の意見を取り入れながら、策定委員会や庁内のワーキングを活用して検討していきたいと考えております。

制度の合間や、制度に該当しない方の支援について、今回追加になっている項目である包括的な支援をテーマにどう盛り込むか、今後も委員さんの意見も参考に調整し、検討したいと考えております。

○委員長 ありがとうございました。アンケート等が来たところで、改めて御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようであれば、事務局で、連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○事務局 連絡事項を説明。

○委員長 以上をもちまして、つくば市地域福祉計画第4期の第1回策定委員会について閉会をさせていただきます。皆様お忙しい中、大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

つくば市地域福祉計画（第 4 期）策定について

■ 地域福祉計画とは

地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みを具体的な形にまとめた方策であり、社会福祉法第 107 条に規定されています。

地域福祉計画は、市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえることとされています。

社会福祉法第 107 条により、計画の策定が努力義務とされており、市区部では 90% を超える自治体で策定されています。また、平成 30 年 4 月の社会福祉法の改正により、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する、福祉分野の上位計画となりました。

■ 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉を推進するため、次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定します。

- I 地域における福祉サービス適正な利用の推進に関する事項
- II 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- III 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- IV 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- V 包括的な支援体制の整備に関する事項

■ 地域福祉計画に関する国と県の動向

（1）国の動向

平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正に伴い、策定が努力義務となり、盛り込むべき事項のうち、「IV 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「V 包括的な支援体制の整備に関する事項」が新たに追加されました。

（2）県の動向

県では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標とする、平成 31 年度からの 5 年間の計画期間とする「茨城県地域福祉支援計画（第 4 期）」を策定しました。

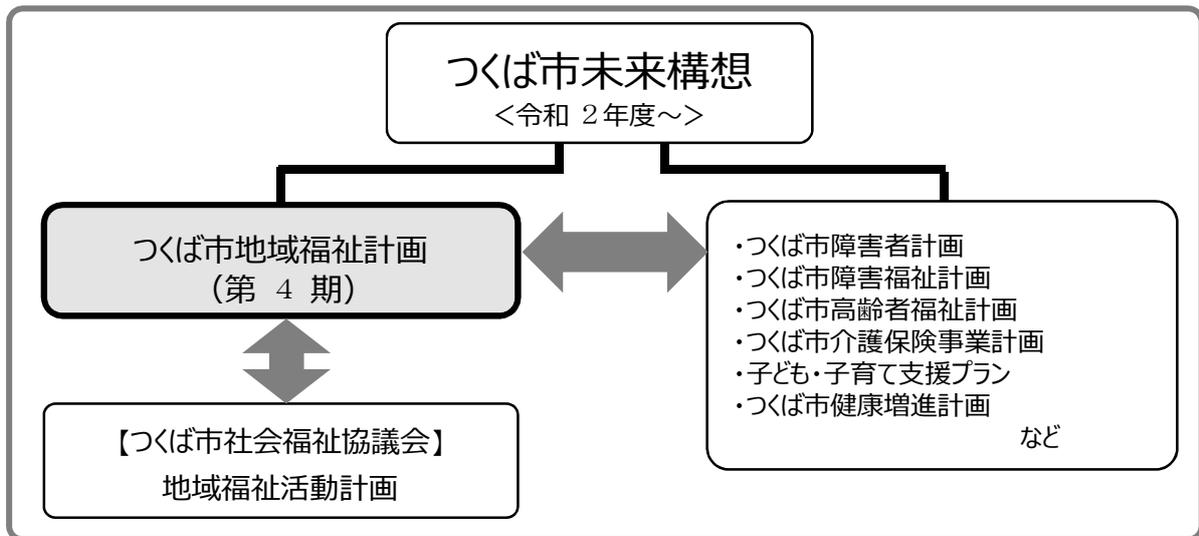
- 「支え合いの地域づくりへのチャレンジ」
- 「支え合いを担う人財づくりへのチャレンジ」
- 「福祉を支える環境・基盤づくりへのチャレンジ」

の 3 つのチャレンジを柱として、具体的施策を展開しています。

■ 「つくば市地域福祉計画（第4期）」

（1）計画の位置づけ

「つくば市地域福祉計画（第4期）」は、下図に示すとおり、令和2年度に改定された「つくば市未来構想」を上位計画とし、「未来構想」に示されたまちづくりの理念のなかの「Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち」、及び「Ⅲ 未来をつくる人が育つまち」に呼応する個別計画として、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」との連携と、市の「障害福祉計画」や「高齢者福祉計画」、「子ども・子育て支援プラン」等の個別計画との整合を図りながら、地域を基盤とした福祉を推進するための具体的な取組の方策を示していきます。



（2）計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を最終年度とする5年間を計画期間とします。

なお、社会や市の状況の変化等を考慮し、令和5年度をめやすに中間評価を、更に令和7年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。

（3）計画の策定方法

本計画策定にあたっては、施策の実効性の最大化を図るために、

- ① 地域福祉についての最新のニーズの把握と見極め
- ② 前（第3期）計画の施策の評価と総括
- ③ 他計画との整合性の確保

を十分に行なうことを基本とし、更に社会福祉協議会が主導する地域福祉活動計画との一体的な運用を見据えて策定をすることとしました。

具体的には、庁内の保健・医療・福祉各計画担当者からなるワーキングチームを設置し、「つくば市地域福祉計画（第3期）中間評価」の結果を踏まえ、計画方針の検討及び協議を行いました。

また、各福祉等計画で実施したアンケートの結果を活用し策定します。

■つくば市地域福祉計画（第3期）施策（案）総括表

基本 施策	テーマ	施策数	主な 事業数	評価				評価トピックス	方向性				方向性トピックス
				I 成果は上がっている	II 一定の成果は上がって いる	III 成果は上がっていない	A 拡充		B 現状維持	C 縮小（廃止を含む）			
											担当課	I	
1 地協自 域働立 づとと く参支 り画え の合 い	① 市民を主体とした共同事業の展開と参加 促進	4	7	10	0	10	0		10	0	10	0	
	② 人びとが近隣で支えあえる地域の創造	3	3	4	1	3	0	I：「ふれあいいきいきサロン」（社会福祉協議会）	4	1	3	0	A：「ふれあいいきいきサロン」（社会福祉協議会）
	③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向 けた教育・啓発	9	14	20	0	20	0		20	0	20	0	
2 支だ 援れ 体も 制が の十 充分 にサ ービ スを 利用 でき る	① 多様なサービス提供主体の参入促進	3	3	8	1	6	1	I：「ボランティアセンターの充実」（社会福祉課） III：「人材バンクの充実」（社会福祉協議会）	8	1	7	0	A：「ボランティアセンターの充実」（社会福祉課）
	② だれもが必要な情報を入手できる仕組みづ くり	4	4	16	3	13	0	I：「各課関係情報の充実、情報誌の充実」（幼児保育課） I：「各課関係情報の充実、情報誌の充実」（介護保険課） I：「NPO・ボランティアの情報提供事業」（社会福祉課）	16	4	12	0	A：「各課関係情報の充実、情報誌の充実」（こども政策課） A：「NPO・ボランティアの情報提供事業」（社会福祉課） A：「NPO・ボランティアの情報提供事業」（社会福祉協議会） A：「社協通信つくばの発行事業」（社会福祉協議会）
	③ だれもが安心して相談できる仕組みづくり	7	9	24	3	21	0		24	0	24	0	
	④ だれもが必要なサービスを効果的に受けるこ とができる仕組みづくり	4	4	4	0	4	0		4	0	4	0	
	⑤ 福祉サービスの質の向上	6	6	13	0	13	0		13	0	13	0	
	⑥ セーフティネットの充実	4	6	8	0	8	0		8	0	8	0	

基本 施策	テーマ	施策数	主な 事業数	評価				評価トピックス	方向性				方向性トピックス
				担当課	I	II	III		担当課	A	B	C	
3 地 域 で 安 心 し て 暮 ら せ る た め の 施 策 の 充 実	① 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援	7	7	9	2	7	0	I：「地域密着サービスの推進」(高齢福祉課) I：「社会福祉協議会の整備・充実」(社会福祉協議会)	9	2	6	1	A：「地域密着サービスの推進」(高齢福祉課) A：「社会福祉協議会の整備・充実」(社会福祉協議会) C：「在宅支援センター運営指導」(地域包括支援課)
	② 市民の健康づくりのための活動の推進	3	3	3	0	3	0		3	1	2	0	A：「スポーツ教室の実施」(スポーツ振興課)
	③ 地域で安心して子育てができる環境づくり	5	6	9	0	9	0		9	2	7	0	A：「保育施設の適正配置」(幼児保育課) A：「地域子ども教室推進事業」(こども育成課)
	④ 防災・防犯対策の充実	4	5	7	1	6	0	I：「地域防犯体制の強化」(防犯交通安全課)	7	0	7	0	
	⑤ 就労支援の充実	3	3	3	0	3	0		3	0	3	0	
	⑦ ユニバーサルデザインのまちづくり	2	2	2	0	2	0		2	0	2	0	
	⑧ 居住支援のまちづくり	3	4	5	0	5	0		5	0	5	0	
	⑨ 移動手段の確保	3	3	5	0	5	0		5	3	2	0	A：「福祉タクシー利用券の交付事業」(障害福祉課) A：「福祉タクシー利用券の交付事業」(高齢福祉課) A：「コミュニティバス「つくバス」とデマンド型交通「つくタク」の運行」(総合交通政策課)

まとめ

基本 施策	施策数	主な 事業数	評価				評価トピックス	方向性				方向性トピックス
			担当課	I	II	III		担当課	A	B	C	
1 自立と支え合い 協働と参画の地域づくり	16	24	34	1	33	0		34	1	33	0	
2 だれもが十分にサービスを利用できる 支援体制の充実	28	32	73	7	65	1		73	5	68	0	
3 地域で安心して暮らせるための施策の充実	30	33	43	3	40	0		43	8	34	1	
合計	74	89	150	11	138	1		150	14	135	1	

基本施策1 自立と支えあい 協働と参画の地域づくり

テーマ	①	市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
-----	---	----------------------

市民を主体とした協働事業の展開を図るため、「つくば市市民協働ガイドライン(*)」に基づき、多様な形態で市民との協働事業を推進します。

(*) 市民と行政が協働して、公共的課題の解決に当たるための指針を定めたもの。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。	市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市市民参加推進に関する指針に掲げる、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していく。
食生活改善推進員の活動支援	各地区で食生活改善のための伝達講習や食育普及活動に積極的に取り組めるよう、食生活改善推進員の増加・育成を支援することで、地区組織活動の充実を図ります。	食生活改善推進員の活動支援事業	健康増進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	新規会員の養成講習会を毎年開講。また既会員の研修会を開催している。合わせて、活動で使用する献立作成、資料作成し、積極的に取り組めるよう支援している。
市民主体のイベントの支援	各種大会やまつりについて、市民主体の企画運営を目指し支援を行います。(チャレンジアートフェスティバル・おひさまサンサン生き生きまつり)	敬老福祉大会	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	多年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者に対し、長寿を祝福し敬老の意を表するとともに、高齢者の健康づくりや社会参加を促し、明るい長寿社会作りに寄与するために大会を実施している。
		おひさまサンサン生き生きまつり	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	障害者(児)の社会参加促進事業として、スポーツ・レクリエーション大会を通じて、高齢者との交流や参加者及び来場者に障害福祉に関する意識啓発及び理解の推進を図っていく。
			高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	障害者(児)や高齢者・市民・児童及びボランティア団体が協力してスポーツやレクリエーション活動を行うとともに、手作り品の展示・販売等を行う。これにより生きがいづくりや健康の保持を図っていく。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	アンケート結果を踏まえ、参加者の満足度の向上を図るよう努めていく。
		チャレンジアートフェスティバル事業、等	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	障害者(児)の社会参加促進事業として、当事者が制作した作品展示及び演劇等による舞台発表を実施し、障害福祉に対する市民の意識啓発及び理解の推進を図っていく。
社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている		B 現状維持	舞台発表・作品展示を行うことにより、障害者への理解につながっている。また、障害者の芸術的な技術の向上になっている。		

市民協働による地域福祉の推進	市民、行政、様々な組織と、市民協働によって地域福祉の充実を目指します。	市民協働のスポーツ活動推進事業	スポーツ振興課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくばの特性を生かし、筑波大学や市内プロチーム、スポーツ団体等と連携したスポーツ活動を展開することにより、市民協働の推進を図っている。今後もさらに連携を強化し、それぞれのもつ知財、人財を活用したスポーツ活動の拡充を図り、市民協働を推進していく。
		アイラブつくばまちづくり寄付基金活用事業等	市民活動課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	申請状況を勘案しつつ、アイラブまちづくり寄附基金の活用を企画経営課と調整した上で、補助金額の増額について検討していく。

テーマ	②	人びとが近隣で支えあえる地域の創造
-----	---	-------------------

安心した暮らしの基盤となる、地域で人びとが互いに支えあえる関係づくりを、農村部から研究学園都市部まで、市内全域において推進します。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
小地域単位での支えあいのまちづくりの推進	支部事業を中心に、地域ごとに行われるお祭りやふれあい事業等を実施することで、小地域単位の支えあいのまちの土台づくりを行います。	ふれあいいきいきサロン事業	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市内在住のおおむね60歳以上の方を対象に、4会場（老人福祉センターとよさと、市民研修センター、荻崎農村高齢者交流センター、大穂交流センター）で実施。会場へ出向くことができない高齢者に対しては、出前講座の周知を図り、拡充に努めていく。
			社会福祉協議会	Ⅰ 成果は上がっている	A 拡充	住民主体による居場所づくりであるふれあいサロンが広がりを見せるなか、その効果や役割に対する認識も深まっている。今後も更なるサロンの増加に向けた支援を行っていく。
区会の設立及び区会加入の促進	地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、様々な場面において区会への加入を推進します。	区会の設立及び区会加入の促進、区会との連携強化	市民活動課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	リーフレットやPRグッズの配布、広報紙への掲載などを通して今後も区会加入の促進を行っていく。
スポーツを通じた交流の促進	つくば市体育協会と協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の拡充を図り、地域間交流・家族交流を促進します。	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ振興課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	体育協会の構成員が中心となり、市民を対象としたスポーツ・レクリエーションを企画・運営しスポーツを通しての交流の機会を提供した。引き続き、体育協会が行う市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため補助金を交付する。体育協会においては、広報や活動を通して組織の拡充を図り、市内のスポーツ振興に寄与する。

テーマ	③	「新しい公共(※)」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
-----	---	-------------------------------

ノーマライゼーションの考え方やインクルージョンの理念、男女共同参画社会など、充実した地域福祉の実現に関する基礎的な考え方を、市民の方にむけ情報提供します。

(※)新しい公共:社会をつくる公的な仕事を、行政だけでなく、市民、各種団体、事業者が連携し協働で行う考え方。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
地域福祉概念の普及・啓発	地域福祉に関する考えを市内に広めます。	地域福祉出前講座	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会に事業を委託し、出前講座を実施している。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	14のメニューを用意し、社会福祉協議会職員が出向いて、主に社会福祉協議会事業や福祉に関する講座を実施している。今後も、福祉への関心や理解を広げるため、市民からの求めに応じて実施していく。
ノーマライゼーション理念の普及・啓発	障害への理解が進むことで、障害者の方が安心して生活ができるよう、地域での支え合いの体制を構築します。	チャレンジアートフェスティバル	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	参加型イベント等(ワークショップ等)の充実について実行委員会で検討し、市民の障害に関する意識啓発の促進に努めていく。
		体験乗馬療法教室		Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	情緒の安定等、精神的・肉体的な健康増進のため、体験乗馬を通じて、障害児と健常児の交流を図っていく。
心のバリアフリー化についての意識啓発	心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、障害者の社会参加を促進できるよう広報「つくば」等を活用して、市民の意識啓発を行います。	ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報紙・ホームページによる情報提供などにより、市民への障害に対する理解が促進されるよう啓発・広報活動に努めていく。
参加しやすいボランティア活動の創出	ボランティア活動により多くの人に参加してもらえよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、一般市民を対象とした講演会や講座などを引き続き実施します。	ボランティア参加機会の創出事業	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市民が奉仕員養成講座をはじめとして、各種活動に気軽に参加できるよう、社会福祉協議会等と連携を図り、活動を支援していく。
			地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	介護支援ボランティア登録を行っている高齢者が、受入機関でボランティア活動を行ったとき、ポイントに応じた交付金を交付している。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	ボランティアセンターニュース・ボランティアサークル冊子の発行や、ホームページ及びフェイスブックによるボランティア活動に関する情報発信を行っている。また、登録ボランティアの緩やかな連携によるボランティア連絡協議会の企画による勉強会等を開催し、ボランティア活動の充実に貢献している。今後も、広く市民に向けた情報発信と啓発活動の充実を図っていく。

小中学校における福祉・環境教育の推進	支え合いの精神を育てるため、学校教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。	福祉教育 道徳教育 環境教育	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会で各学校からの依頼に応じて、福祉移動教室を実施。また、学齢別の福祉体験学習を開催した。今後は、児童生徒にとって、より福祉やボランティアへの関心や知識が深まるようなメニューの開発に努めていく。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	各学校からの依頼に応じて、福祉移動教室を実施。また、学齢別の福祉体験学習を開催した。今後は、児童生徒にとって、より福祉やボランティアへの関心や知識が深まるようなメニューの開発に努めていく。
			教育指導課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	今後もつくばスタイル科において、実施し充実を図っていく。
人権擁護活動の推進	市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。	人権教育	市民活動課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	法務局や人権擁護委員と連携して、小学生・中学生を対象とした人権教室を実施している。
		人権啓発		Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	法務局や人権擁護委員と連携して、人権啓発の広報・人権啓発イベントを実施している。
		人権相談		Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	法務局や人権擁護委員と連携して、人権相談を実施している。
市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発	地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。	社会教育等	文化芸術課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	地域交流センター17施設を設置・運営(直営)、生涯学習施設「つくば市ふれあいプラザ」を設置・運営(指定管理者)し、貸館業務と講座開催により生涯学習の機会を提供している。また、地域課題を地域で解決するための活動のまとめ役となる地域リーダーを育成する「地域コーディネーター講習会」を年1回開催している。
			生涯学習推進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	乳児・幼児・小中学生の保護者及び一般市民に対して家庭教育学級や家庭教育講演会を実施し、学習支援・意識啓発を実施していく。

男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組みます。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人一人の能力や行動力を高めます。	男女共同参画会議	男女共同参画室	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	年1回、つくばカピオで基調講演や、パネル展示などの催しを開催し、男女共同参画社会についての理解促進や、男女共同参画に取り組む団体と市民の交流の場を提供している。
		男・女セミナー		Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	男女共同参画を推進することを目的とした内容のセミナーを年15回程度実施していく。
		男女共同参画室だよりの発行		Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	年4回、男女共同参画推進のための市の取り組みや、国・県からの情報を掲載し、発行していく。
差別禁止の意識啓発	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向をみながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。	差別禁止の意識啓発	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対する研修を行い、広報紙・ホームページ等による普及啓発に取り組んでいく。

基本施策2 だれもが十分なサービスを利用できる支援体制の充実

テーマ	①	多様なサービス提供主体の参入促進
-----	---	------------------

地域福祉の充実に欠かせないNPO・ボランティアや事業者、社会福祉協議会等が、その持てる力を更に高めるために必要な支援を行っていきます。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
多様な主体によるサービス提供の促進	NPO・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性をいかした効果的なサービスの提供を促進します。	ボランティアセンターの充実	社会福祉課	I 成果は上がっている	A 拡充	社会福祉協議会にボランティアセンターの運営を委託し、ボランティア登録者が増加している。
			社会福祉協議会	II 一定の成果は上がっている	B 現状維持	登録ボランティアに対し、ボランティアセンター会議室・ミーティングルーム・防音室等の活動場所、また必要な機材の貸し出しを行い活動を支援している。今後も利用しやすい活動拠点としての機能の充実に努めていく。
ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供	中間支援施設である市民活動センターを拠点として、NPO法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、インターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動の支援を提供していきます。 市民の生涯学習活動を支援するボランティアを育成するほか、ボランティア活動の機会を提供していきます。 ボランティアセンターを拠点として、市民ボランティアの育成と人材を活用し、活動支援や学習する機会の充実を図るとともに、情報提供を行います。	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催	市民活動課	II 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市民協働の推進を図るための各種事業及び相談業務を行っていく。
			生涯学習推進課	II 一定の成果は上がっている	B 現状維持	各種市民活動団体等に市職員が講師となる出前講座を実施していく。 ボランティア団体である「青少年を育てるつくば市民の会」や「つくば子ども会育成連合会」の活動に対して支援を実施していく。
			社会福祉協議会	II 一定の成果は上がっている	B 現状維持	奉仕員等養成講座(手話・点字・音訳・要約筆記)を始め、各種ボランティア養成・入門講座を実施している。また、地域を基盤としたボランティア(食事サービス・ふれあいサロン等)のための研修会も行っている。併せて、ボランティアフェスタ等さらに多くの市民への啓発に向けた取り組みを実施していく。
人材バンクの充実	市民活動センター登録団体情報と社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体情報を相互活用し、人材バンクの充実を図ります。	人材バンクの充実	市民活動課	II 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体情報を利用し、相談・マッチング業務を行っていく。
			社会福祉課	II 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会にボランティアセンターの運営を委託し、ボランティア登録者が増加している。
			社会福祉協議会	III 成果は上がっていない	B 現状維持	登録情報の共有程度に留まっているのが現状である。

テーマ	②	だれもが必要な情報を入手できる仕組みづくり
-----	---	-----------------------

市民のだれもがつくば市で安心して暮らすために必要とする福祉情報を、よりわかりやすく、よりかんたんに入手できるように、広報「つくば」や市のホームページをはじめ多様な媒体を使った情報提供の仕方を工夫するとともに、提供する情報の充実を図ります。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉総合情報の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報「つくば」や各種情報誌、市のホームページ、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報の充実を図ります。内容の充実だけでなく、見やすさ(文字、図表、イラストなど)など、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実、 情報誌の充実	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報誌やホームページで定期的に情報の発信を行っている。 生活保護を受けるに当たり、支給される保護費の種類について掲示している。
			障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報紙、ホームページ、障害福祉ガイドブックを通じて、障害者(児)の社会参加の促進を図るため、障害福祉制度及びイベント、各種講座等の情報を、適切に発信していく。
			こども政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	「子育て支援情報システム」や「子育てべんり帳」等で、子育て支援情報を発信している。平成31年4月から、スマートフォンに対応できるよう、「子育て支援情報システム」を廃止し、つくば市ホームページ内へ移行する。また、新たにチャットボットシステム(一問一答型会話式自動応答サービス)を導入し、子育て支援情報サービスの利便性向上を図っていく。
			こども育成課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報誌やホームページで定期的に情報の発信を行っており、継続して情報の発信を行っていく。
			幼児保育課	Ⅰ 成果は上がっている	B 現状維持	保育所の入所案内や空き情報、一時預かりや病児・病後児保育、保育士募集等、広報紙やホームページで随時情報発信を行っている。
			医療年金課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報紙やホームページで定期的に情報の発信を行っており、継続して情報の発信を行っていく。
			介護保険課	Ⅰ 成果は上がっている	B 現状維持	介護保険制度の仕組み、要介護認定の手続、サービスの利用、費用負担、施設の案内等についてイラストや図表を用い、カラー印刷したパンフレットを作成し、わかりやすく情報を伝える工夫をしている。
			健康増進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報紙やライフプランすこやか、ホームページ等で定期的に情報提供を行っており、継続して情報の発信を行っていく。より見やすく・理解しやすい内容に努めていく。
			国民健康保険課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報紙やホームページで定期的に情報の発信を行っており、継続して情報の発信を行っていく。
			地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	在宅医療と介護のサービスマップや無料の介護サービス情報誌「ハートページ」を配布し、医療や介護に係る情報を提供している。
			高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	広報紙やホームページで定期的に情報の発信を行っており、継続して情報の発信を行っていく。 また、民生委員、ケアマネジャーの会議等に参加し、事業の周知を行い、引き続き、情報の発信方法を工夫していく。

NPO・ボランティアの情報提供	市民活動センターやボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。	NPO・ボランティアの情報提供事業	市民活動課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市民活動センターがボランティア団体等の登録を行い、情報公開制度にのっとりながら、ホームページ等で周知を図っている。
			社会福祉課	I 成果は上がっている	A 拡充	社会福祉協議会にボランティアセンターの運営を委託し、情報提供を行うことによりボランティア登録者が増加している。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	ボランティアセンター情報・ホームページ、社会福祉協議会フェイスブックや社協通信(広報紙)による情報提供を行っている。情報収集に努め、内容の拡充を図っていく。
民生委員児童委員との連携による情報提供	民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	民生委員児童委員との連携による情報提供事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	民生委員児童委員の定例会で情報提供を行っている。
情報誌の発行	「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。	社協通信つくばの発行事業	社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	ホームページ、社会福祉協議会フェイスブックや社協通信(広報紙)・ボランティアセンター情報による情報提供を行っている。情報収集に努め、内容の拡充を図っていく。

テーマ	③	だれもが安心して相談できる仕組みづくり
-----	---	---------------------

新たに「男女共同参画」も含め、さまざまな困りごとを抱えた人が、信頼・安心して相談できる身近な窓口を整備・充実させるとともに、高齢・障害・子育てなどの面と同じニーズを持った市民の方々が情報交換できる場をつくっていきます。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
総合相談の充実	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会に相談事業を委託し、弁護士などによる行政相談を実施している。相談内容に応じて関係各課に繋ぎ、適切に対応していく。
			障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	庁内部署、および関係機関と連絡・連携を密にし、事例検討会等によるケース情報の共有に取り組んでいく。
			こども政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	ひとり親家庭等の方に対し、関係各課と連携しながら、必要に応じて各種給付金や貸付資金等の生活支援事業等の支援を行い、生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図っている。
			子育て相談室	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	相談受付後、必要に応じて家庭訪問等を実施し、他課とも連携して必要な社会資源の利用の促進を行った。また、平成29年度に家庭相談員を1名増員し、5名で家庭児童相談を実施している。今後も相談者に寄り添いながら、連携する各課と協力し、効率的で有効な支援体制の充実を目指していく。
			こども育成課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	児童クラブに関する相談や事業者向けに放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)開設の相談を実施している。
			幼児保育課	I 成果は上がっている	B 現状維持	保育コンシェルジュ1名を配置し、保育所・幼稚園・認定こども園の違い、市内の保育所等の紹介、認可保育所以外に預けられるところ等、保育サービス全般について相談を受けている。
			医療年金課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	出前講座や窓口対応時の相談を積極的に実施し、相談体制の充実を図っている。
			介護保険課	I 成果は上がっている	B 現状維持	相談の内容や一人一人の状況を理解し、介護保険全般に関する様々な相談に対応できるような体制を整えている。
			健康増進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	相談内容によっては、専門職や他課と連携し相談業務を強化している。妊娠届出時相談、すこやか健康相談等により、母子の相談を受け、安心して子育てができるよう支援している。
			国民健康保険課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	出前講座や窓口対応時の相談を積極的に実施し、相談体制の充実を図っている。
			地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	高齢者からの相談を受け、ニーズに応じて適切なサービスにつなぐワンストップ相談窓口を実施して、適切な支援を行っている。
			高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	高齢者等からの相談に対応できるような体制を整え、相談内容によっては他課と連携を図り、適切な支援を今後も実施していく。

総合相談の充実 (行政が実施する相談の充実)	生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。	女性のための相談室運営事業	男女共同参画室	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	曜日ごとに、電話(女性のための相談員)及び面談(女性のための相談員、フェミニストカウンセラー、弁護士)による相談を実施していく。
		男性のための電話相談実施事業		Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	年6回夜間に相談電話を開設し、産業カウンセラーによる相談を実施していく。
福祉相談の充実	市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、身近で気軽に相談できる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。	福祉相談事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会に相談事業を委託し、弁護士などによる行政相談を実施している。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市民が抱える様々な生活・福祉課題に対して専門職が相談に応じていく。今後は、開催場所の拡充を検討していく。
教育面における相談の充実	各小中学校・義務教育学校や幼稚園、医療機関、保健福祉部等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。	教育相談事業	教育相談センター	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	スーパーバイザーによる教育相談員研修及び学校生活サポーター研修を実施し、資質向上に努めた。
		県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用		Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市内2校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携し、課題改善に努めた。
地域のキーパーソンによる相談、行政との橋渡しの仕組みづくり	地域において身近に相談できる窓口として、民生委員児童委員等における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。	行政相談システムの整備事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	定期的に勉強会を開催し、民生委員児童委員等の知識の向上を図り、相談体制を強化している。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	地域見守りネットワーク事業・ふれあい型食事サービス・歳末配分事業等を通じて、民生委員児童委員との連携を強化することにより、地域の身近な相談役としての機能を高めることの支援につなげている。引き続き、様々な事業に協力を得ながら、相談機能の向上を図っていく。
施設入所者への訪問相談の充実	施設入所者等の相談ニーズに対応するため、状況に応じて相談員を派遣し、訪問相談を行います。	介護相談員派遣事業	介護保険課	Ⅰ 成果は上がっている	B 現状維持	介護相談員が、介護サービス提供の場に出向いて、利用者の疑問や不満・不安を聴き、事業者との意見交換をしながら、問題の改善やサービスの質の向上につなげる取組をしている。

市民による情報交換の場の整備	高齢者、障害者、子育て中の保護者など、同じニーズをもつ市民同士が情報交換や相談をすることができる場の整備を行います。	市民による情報交換の場の整備事業	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市内3か所の老人福祉センターは、高齢者の親睦・憩いの場として設置された施設である。施設を良好な状態に維持し、高齢者が安心して利用ができるよう施設整備していく。
			障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	各種イベント、講座を開催することにより、参加者同士が交流を図り、情報の交換を行うことを推進していく。
			こども政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市子育て総合支援センターを始め、各地域子育て支援拠点において、親子の交流の場の提供や子育て相談等を行い、子育てに対する不安感や負担感の緩和に努めている。

テーマ	④	だれもが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり
-----	---	---------------------------------

地域で福祉サービスを必要としている方々のニーズに応える体制の整備と充実を図るとともに、市内の福祉関係団体との連携を深めます。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
地域ケアシステム事業の充実	在宅ケアチームの編成及び再検討を重点的に行い、支援の輪の拡充を推進します。また、地域ケアコーディネーター、保健・医療・福祉の関係者や行政職員、地域住民、社会福祉協議会及び各支部との連携を強化し、より効果的な支援ができるようネットワークを構築します。 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るため、訪問看護事業所、在宅療養支援診療所及び訪問リハビリテーション事業所が行う在宅医療に必要な機器等の整備や市町村等が行う在宅医療の充実のための整備に対する支援を行う。	地域ケアシステムの充実	地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	在宅医療、訪問看護事業所、在宅療養支援診療所及び訪問リハビリテーションの充実のための整備に対する支援を行っている。
高齢者ケアマネジメント体制の充実	地域包括支援センターを核として、地域の在宅介護支援センターを含めて、困難事例を中心に検討会を実施します。	圏域別ケア会議の開催	地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	圏域別ケア会議を各日常生活圏域ごとに年間6回ずつ開催(計36回)し、ケアマネ等の困難事例の検討を行い、多職種の資質向上を図っている。
つくば市障害者自立支援協議会を活用した市内関係団体との協働	継続した協働体制・機会の周知により、多くの市内関係団体とネットワークと呼べる体制づくりを推進します。	つくば市障害者自立支援協議会との連携	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市障害者自立支援協議会の中で各種サービス事業所との連携を図り、地域ニーズの把握と新たなニーズへの対応策の検討に努めていく。
つくば市福祉団体等連絡協議会への支援協力	市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会定例会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。	福祉団体等連絡協議会との連携	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市福祉団体等連絡協議会定例会への情報提供及び情報交換を行い、就学学習会など独自の事業活動に対する支援を行っていく。

テーマ	⑤	福祉サービスの質の向上
-----	---	-------------

だれもが十分なサービスを受けることができるように、第三者による評価の受審や事業者の情報公開を通じた福祉サービスの質の向上と、人材の育成につながる研修事業等の施策を推進します。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
事業者の資質の向上支援	研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供し、また共有化することにより事業者のサービス等資質の向上を支援します。更に、新規事業者の参入を促すよう、新規事業者も研修会や交流会に参加できるような体制づくりを検討します。	サービス事業者への研修会や交流会の開催	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	障害福祉サービス・障害児通所事業者連絡会を通じて、介護従事者に対する研修会等を実施し、質の向上を図っていく。
			高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	特別養護老人ホーム連絡会及び地域密着型サービス事業者連絡会の開催を支援し、交流・研修を実施している。今後も引き続き支援していく。
福祉人材の発掘・育成	福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。	福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	大学の学生を実習生として受け入れを行っている。
			障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会と連携して、介護支援ボランティアを対象に福祉支援センターで受入れを行い、福祉人材の育成を図っていく。
ケアマネジャー、ホームヘルパー、相談支援事業所の資質の向上	福祉サービスを円滑に提供するため、ケアマネジャーとホームヘルパーの資質向上と、相談支援事業所を中心とした情報交換を行います。	サービス事業所との連携	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	障害福祉サービス・障害児通所事業者連絡会を通じて、介護従事者に対する研修会等を実施し、質の向上を図っていく。
			地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	ケアマネジャー連絡会において、役員会及び定例会が円滑に開催されるように支援し、地域の介護支援専門員が主体的に質の向上に取り組んでいる。
福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり	第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行い、その結果を毎年市民に公表している。
			こども育成課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行って、その結果を毎年市民に公表している。
			幼児保育課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行って、その結果を毎年市民に公表している。

指定管理者制度の適切な運用	指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	こども政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市子育て総合支援センターでは、親子の交流の場の提供やイベント、一時預かり、子育て相談等を行っており、安心して子育てができる拠点となっている。利用者の満足度は非常に高く、年間延べ約47,000の方が利用している。引き続き、制度を活用し安定したサービスを提供していく。
			こども育成課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	大管根児童館において、指定管理者制度による管理運営を実施し、民間事業者が有するノウハウを活用している。
			高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市内3か所の老人福祉センターは老朽化が進んでいる。指定管理者制度の導入に向けては、浴場を含む建物及び設備等の修繕及びサービスの向上を図る必要があり、施設のあり方を含めて慎重に検討していく。
事業者の情報公開の促進	透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。	事業者の情報公開	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市ホームページにて介護サービス事業者情報を公開している。また、WAMNETにて、事業者の自己評価・外部評価を公開している。引き続き、情報を公開していく。

テーマ	⑥	セーフティネットの充実
-----	---	-------------

生活保護世帯やひとり親家庭、生活困窮の方等にとってのセーフティネットとなる支援を行えるよう、関係機関が連携します。また、市民の権利を守るための権利擁護事業の推進や成年後見制度等の周知を図ります。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
生活保護世帯や虐待のある家庭、ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備	多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。	生活保護相談事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	相談者の生活実態に応じた適切な対応を実施していく。
		家庭児童相談事業	子育て相談室	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	児童相談所、教育機関、医療機関、地域等と協力しながら、困難な家庭に対する支援を行っている。今後も要保護児童対策協議会等の活用や、児童相談所等の専門的な助言を受けながら、困難な家庭に対する継続的な支援を行っていく。
生活困窮者への相談支援	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。	自立相談支援事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	相談者の個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなぐている。就労支援員による就労相談を実施し、自立に向けた支援を行っていく。
権利擁護や成年後見制度の周知徹底	認知症高齢者や障害者(知的障害、精神障害)などで、判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と活用促進に努めます。	権利擁護事業	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会と連携し、認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行う日常生活支援制度の周知に努めていく。
			地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	権利侵害を受けている高齢者や、自ら権利主張や権利行使できない高齢者に対して、権利侵害予防や分離等を含めた対応を行っている。
		成年後見制度の普及	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会と連携し、障害によって判断能力が不十分な方が利用できるよう法人後見事業の推進を図っていく。
			地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	成年後見制度の申立人がいない高齢者に対して、成年後見制度市長申立てを実施し、安心して生活を行うことができるようにした。
障害者虐待防止事業	「つくば市障害者虐待防止センター」の設置により、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行っています。	障害者虐待防止事業	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市障害者虐待防止センターで虐待に関する通報の受理、障害のある方の保護や相談・指導及び助言を行っていく。

基本施策3 地域で安心して暮らせるための施策の充実

テーマ	①	高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援
-----	---	-----------------------------

高齢者やその家族が安心して暮らせるために、健康づくりや能力の向上につながる事業の推進、地域で支援するための拠点の整備とケアマネジメントの実施、更に、はいかい行動のある認知症高齢者の家族へ

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
高齢者の自主的な健康づくりの支援	健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。	高齢者の健康づくり支援事業	健康増進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	地域における出前体操教室やいきいきプラザにおける運動教室、栄養講話、栄養相談等を実施している。
日常生活圏域単位の拠点整備	高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。	地域密着サービスの推進	高齢福祉課	Ⅰ 成果は上がっている	A 拡充	第7期高齢者福祉計画に基づき、平成32年度に桜圏域と谷田部東圏域に地域密着型特別養護老人ホームを整備するため、平成30年度に事業者公募を実施し、事業者選定委員会を開催し事業者を選定した。平成31年度に施設建設を行い、平成32年度から事業開始していく。
地域包括ケア体制の拠点整備	高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した暮らしを継続できるよう、在宅介護支援センター(10ヶ所)の運営強化を推進します。	在宅支援センター運営指導	地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	C 縮小 (廃止を含む)	委託地域包括支援センターを増設することに伴い、該当在宅介護支援センターを縮小する。
社会福祉協議会の整備・充実	見守り活動や地域の活性化の拠点として、社会福祉協議会の整備・充実を推進します。	社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会に対し、補助金を交付し、協議会の充実を図っている。
			社会福祉協議会	Ⅰ 成果は上がっている	A 拡充	地域見守りネットワーク事業による地域の見守り活動や、住民による居場所づくり(ふれあいサロン)の拡充により、社会福祉協議会支部機能の強化にもつながっている。今後は更に市民主体の地域づくりを目指した活動の強化を図っていく。
地域支援事業	保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士がチームとなり、「総合相談支援・権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」を実施し、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	高齢者への地域支援事業	地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	3専門職がチームアプローチで、高齢者の多種多様な相談や虐待対応、ケアマネ支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できる体制を構築する。

団塊の世代への活動支援	団塊の世代に対して、パソコン等の技能向上を図り、地域資源としての能力・活力を向上させる支援を行います。	団塊の世代への活動支援事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会で、パソコンボランティアによる「高齢者・障害者のためのパソコン相談」を、月2回(第1・第3土曜日)開催している。また、要望に応じて、自宅へ訪問しての相談も行っており、今後も社会参加や能力向上への支援を行っていく。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	パソコンボランティアによる「高齢者・障害者のためのパソコン相談」を、月2回(第1・第3土曜日)開催している。また、要望に応じて、自宅へ訪問しての相談も行っており、今後も社会参加や能力向上への支援を行っていく。
はいかい高齢者家族支援事業の実施	はいかい行動のみられる認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	はいかい高齢者家族支援サービス事業	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	はいかい行動のみられる認知症の高齢者を介護している家族に位置情報端末機を貸し出し、位置情報を提供することで、はいかい高齢者の保護を支援している。他の認知症高齢者支援事業と併せて事業を実施していく。

テーマ	②	市民の健康づくりのための活動の推進
-----	---	-------------------

健康づくりにつながるスポーツ事業や生活習慣病予防のための事業を実施し、市民の健康づくりを応援します。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
生活習慣病予防の実施	生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業（意識啓発やイベント・研修会等）を実施します。	生活習慣病予防事業	健康増進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	毎月第1日曜日 つくばウォークの日を実施するとともに健康づくりの普及啓発を行っている。 ヘルスロードウォーキングマップを配布していく。
市民の主体的な健康づくり	主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。	スポーツ教室の実施	スポーツ振興課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	国体関連の教室や企画公募で採用した教室を含め、各教室を実施し、市民のスポーツ活動の促進を図っている。 また、新たに障害者スポーツを推進する目的で、車イスバスケット、ボッチャ、ハンドアーチェリー、卓球バレーが体験できるパラスポーツ体験会を実施し、障害者スポーツへの理解を高め、参加者同士の交流を図る機会を提供できた。
障害者スポーツの推進	全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に向け、障害者スポーツの普及に努めます。	障害者スポーツ教室の開催（茨城県と共催）	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に多くの方が参加していただけるよう障害者スポーツの普及に努めていく。

テーマ	③	地域で安心して子育てができる環境づくり
-----	---	---------------------

地域子育て支援拠点の整備や保育施設の適正配置、ファミリーサポートセンター事業の充実を図り、子育てを支えています。また、医療福祉費支給制度の継続とともに、制度の周知を徹底します。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
ファミリーサポートセンター事業(つくば子育てサポートサービス事業)の充実	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人が子育てを支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。	ファミリーサポートセンター事業(つくば子育てサポートサービス事業)	こども政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市社会福祉協議会に委託し、子育てを助け合う相互援助を行うことで、子育て家庭へのきめ細かい支援を行っている。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	保育に関する様々な依頼に対し、住民の方々の協力を得てサービスを提供している。今後もニーズに対し柔軟な対応ができるよう協力会員研修等実施し資質向上を目指していく。
乳幼児医療、小児医療の充実	小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者の方への啓発を図ります。日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報を入手活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。	乳幼児医療・小児医療の充実	医療年金課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	平成29年10月よりひとり親家庭マル福拡充、外来自己負担金助成開始。平成30年10月より小児マル福拡大、高校生入院費用の助成を開始し、医療の充実を図っている。
			健康増進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	小児救急については、筑波メディカルセンター病院において、365日24時間体制で緊急時に必要な医療が受けられるよう体制整備を図っている。
			健康増進課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	適切な受診行動につなげるため、かかりつけ医を持つこと、茨城子ども電話相談などの情報の周知を行っている。
保育施設の適正な配置	少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育園の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。	保育施設の適正配置	幼児保育課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	一時預かりや休日保育、病児・病後児保育等、多様なニーズに対応する施設が増加している。一方で、計画に沿った保育施設の整備を行っているが、待機児童の解消には至っていないため、拡充していく。
			こども育成課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	北条保育所(公立)は、耐震診断の結果耐震基準を満たしていないこと、また、県から施設の一部が土砂災害特別警戒区域内に指定され危険であることから、現在休所としている。今後、平成32年度までに建て替えを行う予定である。
子どもの居場所づくり「地域子ども教室推進事業」の実施	学校の余裕教室や校庭、公民館や児童館など、子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「地域子ども教室推進事業」を推進します。	地域子ども教室推進事業	こども育成課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	放課後子供教室は、市内各小学校、義務教育学校、特別支援学校34か所での開催のほか、平成30年度から秀峰筑波放課後交流ひろば(秀峰筑波児童クラブ施設2階)での開催を開始した。また、平成31年度からみどりの学園児童クラブ施設及び学園の森児童クラブ施設での開催を開始する予定である。
地域子育て支援の拠点施設の整備推進	児童福祉施設適正化配置計画をもとに、地域子育て支援拠点の整備を推進します。	地域子育て支援拠点の整備事業	こども政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市子育て総合支援センター及び民間保育所等への委託により、9カ所で地域子育て支援拠点事業を実施している。また、利用者のニーズや推移から研究学園地区(筑波銀行)での出張広場を平成30年度から開設した。

テーマ	④	防災・防犯対策の充実
-----	---	------------

防災活動や防犯活動の実施にあたり不可欠な行政と関係団体との連携の強化を、防犯に関するボランティアやサポーター活動への支援を通じて進めます。また子どもの安全確保のための学校との連携や、高齢者を犯罪から守るための地域ネットワークの整備を進めます。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
避難行動要支援者の救済対策の確立	行政と地域住民及び関係機関が協働しながら地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。	区会との連携、避難行動要支援者名簿の整備事業、福祉避難所の整備	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関へ名簿の提供を行っている。 民間の福祉事業者と協定を結び、福祉避難所の確保に努めていく。
			社会福祉協議会	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	避難行動要支援者名簿の提供を受け、その管理及び災害時に機能できるよう備えている。また、年一回職員による災害ボランティアセンター設置訓練を行っている。今後は、地域福祉推進の一環として、住民主体の避難訓練や防災訓練の推進・支援も行っていく。
地域防犯体制の強化	ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。	地域防犯体制の強化	防犯交通安全課	Ⅰ 成果は上がっている	B 現状維持	地域の安全を確保し、安心して暮らせる生活環境を作るため、自警団等防犯ボランティア団体の活動支援やジョギングパトロールを推進していく。 さらに、犯罪を抑止するため、防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールの実施や防犯灯・防犯カメラを整備していく。
子どもの安全確保	各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。	各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携	学務課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	通学路の安全確保に向け、毎年、学校及び関係機関と連携して通学路の定期的な合同点検を実施していく。
		地域との連携による学校の防災力強化推進事業	教育総務課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市内学校を対象に学校防災研修会等の開催を通じ、防災力強化を図っている。 また、市教育局を中心に関係機関とともに学校防災推進委員会を組織し、大規模地震等の災害に対する児童等の防災対応能力の向上及び学校の防災体制の充実の推進を図っている。
ひとり暮らし(日中独居含む)高齢者や自立生活を営む上での障害者の生活の見守り	犯罪や悪徳商法の危険があるために、地域ネットワーク(見守り体制)の整備を図ります。また、インフォーマルサービスと地域包括支援ネットワークとの融合を図ります。	警察、消費者センターとの連携	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	社会福祉協議会と連携して、近隣の住民同士で見守り地域の支援につなげられるよう取り組みを進めていく。
			地域包括支援課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	消費生活センターや庁内関係各課と支援方法や課題の共有を行った。 ひとり暮らし高齢者や見守りが必要な高齢者に対して、地域包括支援センターや民生委員、介護サービス事業所等と連携して支援していく。

テーマ	⑤	就労支援の充実
-----	---	---------

安心した暮らしを支える就労確保に向け、障害者や高齢者への技能訓練を実施します。また、生活保護世帯受給者の就労支援体制も、生活困窮者自立支援制度との連携を図りながら強化していきます。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
障害者の就労支援	総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ります。	就労支援事業の充実	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	障害者就業・生活支援センター等と連携し、一般就労後、職場定着率の向上が図れるよう職場環境の充実に努めていく。
高齢者の就労支援	つくば市シルバー人材センターにおいて技能訓練を行い、高齢者の就労を支援します。	技能訓練の実施	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	高齢者の公平な就労機会を提供できるよう事業を行った。技能強化と資格取得ができる講習会を開催し、資質の向上を図り、市民からのニーズに応えられるように努めていく。
生活保護世帯受給者の就労支援	生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。	生活保護世帯受給者の就労支援事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	就労支援員を配置し、ハローワーク巡回相談と連携し適切な支援を実施していく。

テーマ	⑥	ユニバーサルデザインのまちづくり
-----	---	------------------

障害の有無や年齢、性別に関係なく、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリーのまちづくりを推進します。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	障害の有無、年齢や性別などにかかわらず、様々な人々が利用しやすく快適に行動できるよう施設や交通機関、都市環境等について、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。	ユニバーサルデザインの普及促進	企画経営課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	つくば市ユニバーサルデザイン基本方針に基づいたまちづくりを全庁的に推進している。 人事課で、新規採用職員向けにユニバーサルデザイン研修を実施している。 イベントユニバーサルデザインチェックシステムの維持管理を行っている。
バリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、関係機関との連携により、助言等を行い、ひとにやさしいまちづくりを積極的に推進します。	公共施設のバリアフリー化	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	バリアフリー法に基づき、基準を満たした建物の設置が促進されるよう、優遇認定制度の周知に努めていく。

テーマ	⑦	居住支援のまちづくり
-----	---	------------

障害を持った方の日常生活を容易にするために、住宅改修費用の一部助成を行う制度の情報発信を進めます。また新たな、生活困窮者に対する住宅確保給付金事業の周知と推進に努めます。

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
障害者の居住支援	重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。 また、グループホーム・ケアホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業を行います。	住宅改修事業の周知	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	国県の補助事業を積極的に活用し、重度障害者に対する住宅改修費用の補助を実施していく。 また、国制度に基づき、グループホームに居住する障害者に対する家賃補助や低所得者の負担を軽減するための個別給付を継続的に行っていく。
生活困窮者への住居確保支援	離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。	住居確保給付金支給事業	社会福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	生活困窮者に対し、家賃相当額を有期で支給することにより住居を確保し、就労及び自立を支援していく。
高齢者の居住の安定確保	高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、高齢者居住安定確保計画を内包するつくば市高齢者福祉計画に基づき、持ち家、賃貸住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。	介護保険施設等の整備	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	平成25年に有料老人ホーム、平成26年にサービス付き高齢者向け住宅の権限移譲を受けた。 今後もつくば市高齢者福祉計画に基づき、市民ニーズに応じた住宅供給を行っていく。
		市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等	高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	平成25年に有料老人ホーム、平成26年にサービス付き高齢者向け住宅の権限移譲を受けた。 今後もつくば市高齢者福祉計画に基づき、市民ニーズに応じた住宅供給を行っていく。
			住宅政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	今後もつくば市高齢者居住安定確保計画に基づき高齢者のみの世帯など住宅に困窮する者に対し、低額家賃の民間賃貸住宅の情報提供及び市営住宅の供給を行っていく。

テーマ	⑧	移動手段の確保
-----	---	---------

市民の方からの強いニーズのある市内公共交通の充実について、制度の持続性と利便性向上の両立を目指した検討を進めます。また福祉有償運送及び福祉タクシーの制度は今後も継続して実施していきます

施策名	内容	主な事業	担当課	前期進捗評価	方向性	実施内容・方針
福祉有償運送の充実	市民のニーズに対応するために、福祉有償運送体制を充実します。	福祉有償運送の充実	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	福祉有償運送事業の実施団体の参入促進に努めるとともに、必要に応じ、実施団体等に対し、運営補助を行う。公共交通機関を利用することが困難な方等の医療機関への通院や入退院、施設への入退所の送迎等を行い、外出の利便を図っていく。
			高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	B 現状維持	市内の福祉有償運送団体は4団体。一人で公共交通機関を利用することが困難な高齢者等の移送サービスに福祉有償運送が有効であることから、移送事業者が円滑な運営が行えるよう、補助金を交付した。今後も福祉有償運送事業の活動を支援していく。
福祉タクシー利用券の交付	現在、病院(リハビリ)等への通院の際の初乗り料金の助成を行っており、利用回数や対象者数等、制度の見直しも含め、より一層の充実に努めます。	福祉タクシー利用券の交付事業	障害福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	障害者のタクシー初乗り料金の助成制度について、利用上限額の引き上げや支給枚数の見直しを行い、より一層の充実に努めていく。
			高齢福祉課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	平成28年度から平成30年度は、65歳以上のひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者世帯、70歳以上で市民税非課税世帯の方に対して、タクシーの初乗り運賃分の助成券を年間12枚交付した。高齢者の移動手段の確保は重要な問題となっており、今後は助成額の増額や助成券の利便性の向上を図っていく。
公共交通の整備	市民の日常生活における移動の利便性を確保し、二次交通網の形成を図るため、「つくバス」及び「つくタク」の運行を実施します。	コミュニティバス「つくバス」とデマンド型交通「つくタク」の運行	総合交通政策課	Ⅱ 一定の成果は上がっている	A 拡充	つくバスは、7路線において、1日327便、年間365日コミュニティバスを運行している。H30年10月及びH31年4月につくバス改編を実施し、バス停の増設や新規路線の設定等、利便性の向上を図っていく。 つくタクは、5地区(筑波、大穂・豊里、桜、谷田部、荃崎)において、平日9時～16時台にデマンド型タクシーを運行している。H30年10月及びH31年4月につくタク改編を実施し、予約環境の改善や地区外運行場所の増設等、利便性の向上を図っていく。

つくば市地域福祉計画（第 4 期）策定スケジュール

期 日	内 容
令和 2 年 5 月 2 9 日	つくば市地域福祉計画（第 4 期）第 1 回策定委員会 1 地域福祉計画の概要について 2 つくば市地域福祉計画（第 3 期）に係る中間評価の結果について 3 アンケートについて 4 地域福祉計画（第 4 期）方針について 5 今後の日程について
令和 2 年 8 月	つくば市地域福祉計画（第 4 期）第 2 回策定委員会 1 アンケートの結果について 2 つくば市地域福祉計画（第 4 期）骨子案について
令和 2 年 10 月	つくば市地域福祉計画（第 4 期）第 3 回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第 4 期）素案について
令和 2 年 12 月	パブリックコメント実施 令和 2 年 12 月 4 日～令和 3 年 1 月 4 日
令和 3 年 1 月	つくば市地域福祉計画（第 4 期）第 4 回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第 4 期）に係るパブリックコメントの結果について
令和 3 年 2 月	つくば市地域福祉計画（第 4 期）第 5 回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第 4 期）の策定報告
令和 3 年 3 月	つくば市地域福祉計画（第 4 期）公表

会 議 録

会議の名称		つくば市地域福祉計画（第4期）第2回策定委員会		
開催日時		令和2年8月20日 午前10時00分～午後11時40分		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室A・B		
事務局（担当課）		保健福祉部社会福祉課		
出席者	委員	小原正彦、田口幸子、中島重雄、佐藤大輔、下司優里 飯泉孝司、吉場 勉、星埜祥子、名川 勝		
	事務局	安田社会福祉課長、相澤課長補佐、飯田係長、國布田主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
		傍聴者数	0人	
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 計画策定に向けたアンケート結果について (2) 骨子案の検討について		
会議次第	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 事務局報告 4 協議事項 (1) 計画策定に向けたアンケート結果について (2) 骨子案の検討について 5 その他 6 閉 会			

様式第1号

<審議内容>

【事務局】

定刻を過ぎましたので、ただいまからつくば市地域福祉計画第2回 策定委員会を開催いたします。

本日の委員会は、9名の御出席をいただいております。

定数の半数以上となりますので、つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱第6条の規定により、本日の策定委員会は成立いたしますことを御報告いたします。

【委員長】委員長挨拶

【事務局】ありがとうございました。事務局から会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市地域福祉計画策定委員会につきましては、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指針により、この会議を公開することとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に移ります。

ここからは、委員長に進行をお願いします。

【委員長】 協議事項の(1)計画策定に向けたアンケート結果について、事務局から説明ねがいます。

【事務局】事務局より説明

今回、第4期の地域福祉計画策定においては、上位計画であるつくば市未来構想や障害、高齢、子育て等の各計画策定の際に実施したアンケートの結果を活用し、地域の社会福祉に関する課題の抽出を行います。これは既に同様の福祉課題に関するアンケートを各個別計画の策定の際に行っていることから、その結果を分析し、地域福祉計画の策定に反映させていこうというものになります。まず、つくば市未来構想のアンケート、こちらは18歳以上の市民や中高生、大学生約4,000人に行ったものになります。

続いて、子ども・子育て支援プランの子育てアンケート、こちらはゼロ歳児

様式第1号

から5歳児の未就学児の保護者、また、小学校の1年生から6年生までの保護者、約2,000人を対象にして行ったものです。

続いて、障害福祉計画の障害福祉に関するアンケート、こちらは障害者手帳の所持者、難病福祉患者、福祉に関する方、2,300人に行ったものになります。

続いて、高齢者福祉計画の策定のためのアンケート、こちらは高齢者、要介護認定者、若年者、ケアマネジャー等約8,250名の方に行ったものになります。これらのアンケートの結果を活用し、地域の福祉課題の抽出をいたしました。

また、第1回策定委員会の際に、各計画のアンケート調査のほか窓口の相談や意見を取り入れてはどうかとの御意見を頂きました。地域の福祉課題をより多く把握するため、市役所内の各課の窓口及び地域包括支援センター、民生委員を対象にヒアリングを行いました。また、事前に送付させていただいた各計画のアンケート調査の概要版等は多岐にわたるため、各アンケートの結果と、各ヒアリング結果から地域の福祉課題を抽出し、ニーズ対応把握表を作成しました。

資料1の1について説明。

まず、平成30年の社会福祉法の改正に伴いまして、包括的な支援体制の整備にかかる事業に関する事項が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。これは2枚目の地域福祉計画に盛り込むべき事項の裏になってしまうのですが、⑤番の包括的な支援体制の整備に関する事項となります。こちらの事項につきましては、相談窓口に関する各計画のアンケートや、1枚目に戻っていただいて基本施策3の⑨番、包括支援センターや各課の窓口で実施したヒアリングの中で、住民からの相談で多いこと、地域づくりについて、窓口で受けた相談、困り事についてという設問などから、高齢者と職に就かない8050問題という相談や、民生委員やケアマネジャー等の支援者と福祉関係部署とのネットワークづくりが必要という意見、また、50代のお子さんが高齢の母親の年金で生活していて、経済的に困窮しているとの相談があるというようなヒア

様式第1号

リングの結果を基に課題を抽出いたしました。こういったアンケートの調査結果を活用して地域福祉計画に盛り込んでいこうと考えております。アンケートの調査については以上となります。

【委員長】 資料 1-1 に集約された内容となっている。委員の皆様は、アンケート結果等も事前配付されているが、それも踏まえまして、それぞれのお立場から御意見等を頂きたい。

【委員】 ⑧移動手段の確保のところ。担当部署が障害福祉課、民生委員にヒアリングしています。ここは、高齢福祉の計画の中でも常に出ている問題です。移送サービスは必要と感じる支援に入っています。つくば市、近圏にある介護タクシーを実際に出したほうがいいと思う。介護タクシーが実際どこにあるのかというのは、行政でも多分把握していない。数は少ないが、そこもどんどん入れ込んで一緒に体系化していく。意見として言います。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょう。

【事務局】 御意見ありがとうございます。移動手段のニーズは、高齢者のアンケート結果や、ほかの課のヒアリングの資料等、いろいろな分野でニーズとして御意見です。事業者のマンパワーの確保も課題になってくるので、地域福祉計画に引き続き盛り込んでいきたいと考えています。

【委員】 介護タクシーは、ここの2、3年で廃業しているところもある。つくば、土浦と牛久で1社あるかないか、急いで一緒にやっついていかないと、問題がどんどん悪い方向にいつてしまう不安がある。その辺も踏まえて、一緒に何か話ができればなと思います。回答は不要。意見です。

【委員】 つくば市で把握しているだけで、介護タクシーは何台ぐらいあると思われませんか。

【委員】 10台はないでしょうね。

【委員】 行政側のほうでは把握はしているのですか。

【事務局】 障害福祉課と協定している有償運送の事業所は把握している。

様式第1号

【委員】 有償運送というのは4団体、NPO法人の四つの団体のことかと思う。介護タクシーは法人ではなく個人でやっている方たちである。介護タクシーと行政の一体感が必要だと思う。

【委員長】 要望について、ニーズについて確認した上で、次期の（変更も含めて）どう盛り込むか審議いただきたいと思います。

【委員】 移動手段の確保に民生委員が載っているが、（民生委員は）平均にすると70歳を超えている。民生委員自体が高齢化している。移動手段に自分の車で、買い物を手伝ってくださいと強制的には言えないというのが実態です。

【委員長】 移送の問題、確かにつくば市の中で、交通網の濃密度が非常に大きくて、薄いところはどうしても動きにくいという事情は分かる。ほかの問題ともいろいろと関係しながら、こういったテーマが出てくる。移送手段ばかりがずっと立ち上がっても、そこがメインにならない。その辺については、どう考えたらよろしいのか。お教えいただきたい。例えば、移送と関連がある等の話があれば教えていただきたい。

【委員】 資料ニーズ把握対応表の中の移送手段の確保は、公共交通機関が少ないというふうに書いてある。高齢者の免許返納について、東京等は、免許返納とともにバスの無料チケット等サービスを得られる。安心して免許も返納できる。まち中の交通事故を減らすというふうなことにもつながると思う。つくば市で、介護タクシーとか、車椅子等を使った方たちの移動も必要だが、普通に動ける人たちの移動手段を福祉的な視野から事業者等に働きかけることが必要。若い子育て中の家庭で、昼間移動手段がない方たちが気軽にタクシーが使えるよう市内のタクシー業者とか、バス会社等とも連携とれば一般の人たちにとっての福祉サービスになると思う。また、案内が全然市民の中に浸透していない。もし知られていれば、使い勝手がよく、使う人も増える。

【事務局】 高齢者の免許返納後の支援は、交通安全課で、つくバス、つくタク、鉄道バスの乗車券PASMOカード等、上限は設けているが、制度は行っている

様式第1号

る。広報方法が課題。担当課と話し合いたいと思います。

【委員】 充実等の文言をよく見るが、具体的に普通の人たちに返ってきているのかが見えない。この計画があるから、あなたたちの生活はこういうふうに楽に快適に過ごせますよという、そこまで示さないと、市の中にこういう計画があるという認識が広まらないと思う。

【事務局】 施策の情報発信の仕方が課題になっていると思う。ご意見をいかにしよう協議したいと思います。

【委員長】 返納した後の情報や、福祉に限らず生活の質の向上といった意味での移動手段の見直しが必要という話だった。単純に計画に入るか分からないが、今後、気に留めて検討いただければと思う。

【委員】 娘が2人いるが、送り迎えをしなくては、駅等どこかに行くときにバスを使えない。時間やバス停が少ないのでなかなか使わない。資料の1の2住民からの相談で多いことの2番目に外出時の移動手段とある。また、地域の課題について交通手段がないというのが出ていた。また、未来構想アンケート集計結果で、高校生と大学生、(17ページと26ページ)バスや電車が使いづらいというのが2番目に来ていて、将来つくば市に住みたくない理由というところで2番目。高校生、大学生が将来つくば市に住みたくなるようなバス等があればいいと思った。また、ベッドから車椅子に乗せて、車椅子から自動車に乗せることが大変。介護タクシーは必要だ。自分たちも高齢に確実になっていく。免許返納にもなる。将来お年寄りになったとき、つくば市にずっと住んでいきたいので充実してほしい。

【委員長】 質的にもう少し、量的に変わったほうがいいとの話が出てきた。計画としては、ある程度反映させることは可能ではないかと思う。例えば、委員からも出たが、介護時の対応のあり方というのが今不十分だとするならば、将来的な問題として、数値目標をどうするというふうにはできないが、今後の検討課題として盛り込んだほうがいいかと。

様式第1号

【委員長】 その辺は、ほかの方々も同様の御意見でしょうか。

【委員】 つくば市、広い地域の中で、条件が違う、地域性があるかと思う。しかしながら、介護の問題で、ベッド・ツー・病院等、必要性は誰もが認めると思う。こういう計画の中で具体的に入れられるかは疑問だが、将来的にはそういう課題があると、そういうことは含み入れておいたほうがいい。

公共交通も地域性が広いので、現実問題、要望があっても利用率が低い等、ギャップもあり、行政も難しいかと思う。予算の担保の確実性がない中で、担当レベルでは言えない状況もあるので、一步でも前が出るような御意見を頂けるとやりやすいと思う。

【委員】 交通機関を知らない方が多い。利用方法を区長が代表して説明してほしいとの話があった。区長が市役所の担当者と十分打ち合わせし、（地区に情報を持ち帰り）本人や家族に説明した。その後、利用しているという話を聞いた。

【委員長】 必要な情報がきちんと必要なところに届けられるという仕組みが大事と承った。例えば、地区社協、民生委員、その他、それに相当する方の活躍も重要だと思う。そういった方々が地域の中で、困り事に対してきちんと必要な情報を届けていける場所もあると伺った。今言ったことについては、次回にある程度反映がされるのではないかと思う。将来的な課題に対してどう取り組んでいくかは、少なくともここではないが、きちんと取り組んでいただければと思う。ほかに質問はあるか。

【委員】 子供の「つくばに将来住みたいか」というデータで、交通の便が悪いことに反対する意見がないが、体がある程度動ける人は、少し不便でも歩くのが本当かなと思う。何回かやっていくと慣れてくるので、健康な方はどんどん。意見を言うのは大切ですが、そういう認識でいてほしいと感じた。

一番問題は、高齢者を中心にした介護を必要とする人たちの仲間づくり。非常に難しいが、行政側で手厚くしていくような形をつくれればいいと感じた。

様式第1号

【委員長】 居場所づくりは、様々な領域で必要である。高齢者の中でも特に相談できる人がなかなかいないとか、恐らく子育て等でも同じ。つながり合っ
て、そういった居場所ができることが必要という話は出てくる。それは基本施
策の中だと②に関わると思う。その辺も含めて、つくばの中で居場所づくりと
いうのは難しいかもしれないが、何かできればいいと思う。意見があれば、そ
ういったところもお願いしたい。

【委員】 つくばには地域ごとに相談窓口がある。ある相談窓口に行き、相談
した場合、3日後には回答があった。

【委員長】 必要な情報の相談についても課題に上がっている。いわゆるアウ
トリーチの問題かと聞いていたが。各地域のそれぞれのところで何か課題はあ
るか、ニーズはあるかと聞く活動は、ある程度行われていると考えてよろしい
か。

【委員】 社会福祉協議会は、市からの受託事業が多い組織である。地域住民
の方と接する機会は、比較的市の職員よりは多い。そうした中で、地域見守り
ネットワーク、地域にふれあい相談員になる方に委嘱して、地域の見守り等を
平成25年から実施した。ふれあい相談員が徐々に増えてきている。ただ、地域
により特徴がある。キーマンが1人おると反対する人もいる。そうした中でな
かなか多くなっていかないというのが一つの課題である。あと、市からの受託
事業で地域に入っても、地域性がいろいろある。区長を中心にまとまる地域、
あるいは地域のボランティアの代表としてまとまる地域、いろいろな地域があ
るので、地域の皆様がよかれと思うような方法で、社協としては事業を実施し
ている状況である。

【委員長】 ほかのところでも相談体制の充実というのは必要になると思う。
次回、（素案）が出てきたときに修正等を御検討いただきたい。

【委員】 相談に関して言うと、高齢福祉計画（アンケート）の14ページ。家族
や友人以外の相談相手について、要支援、要介護者は、ほぼケアマネジャーを

様式第1号

頼っているのが見てとれる。これは要支援、要介護者本人だけでなく、その家族も含めてだと思ふ。ケアマネジャーが持っている相談と行政側が、情報共有できていないのだろう。もっと密になれば、本当に困っている方に対して行政と住民との情報共有がうまくいくと思ふ。

【委員】 子育て世代の相談となると、交通手段がなくて、子供をバギーで押してバスに乗るといふのはなかなか難しい。バスのところに日よけ等もないのに、子供2人、赤ちゃんと幼児を連れてずっと待つてバスに乗るとかできない。子育て支援センター等があるとは分かっているが、なかなか行けない。行きたいけれど行けないという人とか。

また、あまり交流もなく、相談したいのにできない人もいる。また、区会に入っていない人もいる。なかなか相談する機会がなく、1人で悩んでいる。

【委員長】 先ほど言っていた、行こうと思つても行けないというところもあるようだが、子育て支援センター等とのつながりが取れないということもあるのか。

【委員長】 子育てを考へても、必要なニーズとつながっているそのつくり方ができていないというふうに考へたほうがよろしいのか。ネットワークというか。

子育て世代に向けて集まる場と、相談の場等の情報は結構発信しているはず。市役所のこども部では、すくすく子育てメール等、保健センターだが、当事者のお母様たちには、いろいろな子育て情報をメールで送る等している。紙媒体のつくば市子育てカレンダーで毎月情報を出している。どこで何、何時から何時までこういう居場所を開いている等の紙媒体は出している、主要な交流センター等に置いている。(取れない人を)どう拾い上げていくかは、保健センターを初め子育て支援センターの職員の方たちも、あと子育て支援に関わっているボランティアたちも、どう対応するか言い続けてはいるが。一番は、子育て中のお母様たち自身もLINEでのつながりが深いので、ある程度の道筋をつく

様式第1号

っておけば、あとはそれぞれの方が必要に迫られて取ると思っている。

【委員長】 発信はある程度しているが、必要なところに届いているかということ、そうではない場合があるということ。それから、恐らくは愚痴みたいなところから始まって、不安だとか心配事だとかというのをずっと共有できるような、そういったすくい上げというのがまだ難しく、行き詰ってしまう方もいるのではないかというのが恐らく委員の御意見なのではないかと思う。

そういったところが、基本事項でいうと、基本施策3の中の「地域で安心して子育てができる環境づくり」にも、少し入るといいと思う。現在のこうしたことも踏まえて、これから案が出てくると思う。そのときにもう少しこうしてほしいという意見を加えていただくと、恐らくは対処できるのではないか。

【委員長】 今般の社会福祉法の流れ等を見ていくと、包括性のある地域体制づくりをどうするかという問題についても出てきている。それを踏まえると、つくば市でもどうしたらいいかというところで検討をいただきたいと思う。事務局から御意見があればお願いしたい。

【事務局】 各課窓口等のヒアリング結果を考察した中で、皆様に御意見を頂きたい点がございます。ヒアリングの資料で、各課窓口の困り事として、経済的な相談が、どの分野にも共通したニーズとして、課題になり着目されるところである。高齢者と障害者、児童の世帯など、分野をまたがっている複合的な課題であると読み取れ、各分野を横断的に支援する取り組みが必要となると思われる。

生活困窮者への支援を市としても4期の計画の重点施策の一つとして位置づけるという必要があると考えている。

現在の計画の中でも、施策2の⑥セーフティーネットの充実という中で、生活困窮者の施策について触れてはいるが、重点施策ということを確認していく必要があると思われるため、新たなテーマとして追加すべきか御意見を頂きたい。

【委員長】 事務局から、そのような観点を加えてはどうかということである。やはり地域福祉計画の中では、それぞれの領域からの課題をある程度押さえていくことも重要かと思う。御意見あればお願いしたい。

【委員】 新型コロナウイルスの影響で、経済がどうなるか分からない。これから本当に生活困窮に陥る可能性というのは十分に考えられる。相談対応が何かあるというのは安心感としては必要だと思う。

【委員長】 ありがとうございます。全体を見回したときに、困窮者等について書き切れていない感じもする。ほかの領域の審議会等ではカバーできない部分ではあると思う。少なくともこの地域福祉の計画策定のところでカバーしておくというのは重要だと思う。一旦、これについて加えた案をつくり、それについて適切性を改めて御検討いただければと考えている。そのように進めさせていただけるとありがたい。

【委員】 今の話のように、例えば、私たち世代のような人間が失職して困ったときに、相談に行けないとか、恥ずかしいというのが先立って、なかなか相談できないことがあると思う。人に相談できないし、市役所にも相談できない等、行けない人に対して何か支援できることをアピールできればいいかなと思う。今回ではなく、今後検討していくということ。

【委員長】 困窮者への支援が活発に行われている行政では、そういった地域がある場合等、そこに対してどうするかとか、炊き出しをどうするかということから始まって、最近だと、困窮者の支援法があるので、セーフティーネットとして、関わってくれる方もいるのだろうが、つくばの場合は、まだそこまですでもない。今後、そちらのほうにも目を向けていくということかと思う。

【委員長】 (2)の骨子案の検討について 事務局から説明。

【事務局】 資料7の1、7の2、追加資料1を説明。

追加資料1 つくば市地域福祉計画(第4期)骨子案についての資料となる。

こちらは、計画の構成を明確に記載した資料。資料7の1は、つくば市地域

様式第1号

福祉計画の体系（案）。基本目標や基本施策、各施策のテーマを抽出した資料。

計画の骨子案の構成についての説明。

骨子案の構成については、まず「はじめに」で市長の挨拶が入ります。次に目次、第1章は概論、計画の全体像を記述により示していくということです。

第2章は、現状と課題、第3章が計画の体系、第4章 施策の展開、第5章計画の管理、最後に資料編という構成でつくっていく。

続いて、資料7の2。3ページから4ページをまず御覧いただきたい。概論として、計画の策定に当たっての体系や趣旨などを記載。地域福祉計画をさらに推進するために国や県の動向を踏まえながら策定することを記載する。

続いて、6ページの第3節、計画の位置付けになっております。それぞれの計画の根拠法令と計画の性格を記載。また第4節 計画の期間を掲載。第5節、計画の策定方法を記載。また、地域福祉に関する市民の意識や要望等を踏まえ計画を策定したことを記載。

9ページから18ページ、第2章の地域福祉をめぐる市の現状と課題を記載。第1節、2節では、人口やアンケート調査の結果、ニーズ、市民の意識なども掲載。

続いて、第3節。第3期計画、現行の計画の進捗状況として、ページ数でいうと16ページ。平成30年度に行った中間評価の結果を記載。

資料の訂正。中間評価を行った年度「令和2年度」と記載されているが、正しくは「平成30年度」。訂正をお願いしたい。

19ページ、第3章、計画の体系の記載。資料7の1の体系（案）の説明。

基本目標として「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」とした。

基本施策は、現行どおり三つ設定。各施策の目標をこの大きな基本目標に沿ったような目標立てにした。「施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり」「施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化」「施策3 誰

様式第1号

もが安心して暮らせるための包括的支援の充実」とした。また、施策ごとに具体的な福祉テーマを設定した。次回の素案の中で、生活困窮者のテーマも含めて、御意見を頂きたい。

テーマは、施策の方向性を表している。

現行計画の変更箇所は、基本目標を「地域で支え合い誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」として目標立てしたところが変更点の一つ。また、基本施策の1から3の目標の文言について見直しを行った。

さらに、施策3のテーマの⑨を追加。「地域を基盤とする包括的支援の強化」を新規で追加したことが大きな違いである。これを基に策定していきたいと考えている。

冊子24ページからは、施策の展開の記載。前計画と同様に基本施策のテーマごとに施策名、内容、主な事業、担当課の4項目を記載。25ページ、その後の計画の推進と進捗管理。中間評価を行って検証しながら進捗確認を実施することを記載。

最後の28ページから32ページが資料編。計画策定委員の名簿なども記載する。これらについては、骨子案の段階のため、第4章の施策の展開につきまして、素案で具体的な施策をお示しいたします。

【委員長】 これが骨子というか、全体の冊子という形になるかと思う。つくられていく構成ということで、この後、具体的なものが入っていくという感じになる。これについて御意見等があればお願いしたい。

【委員】 テーマ施策で新規に追加される⑨「地域を基盤とする包括的支援の強化」これについては具体的にどんな内容を盛り込むのか。

【事務局】 地域包括支援課で行っております事業。地域包括支援課から社会福祉協議会に委託をしている「生活支援体制整備事業」がある。（第1層は地域包括支援課）第2層は、社会福祉協議会となる。事業の構成等について、社会福祉協議会の職員がオブザーバーで来ている。具体的に説明をお願いしたい。

【事務局】（社会福祉協議会）令和 2 年度の 4 月から、つくば市の地域包括支援課から、つくば市地域支援事業として、生活支援体制整備事業を中心とした事業を行っている。

地域支援事業としては、三つの役割がある。一つは、生活支援体制整備事業、生活支援事業、認知症支援ネットワーク推進業務と三つに分かれているが、一番メインは、生活支援体制整備事業になる。こちらについては、つくば市内を 7 圏域、生活圏域に分け、それぞれの圏域に社協の職員が、地域を支える生活支援コーディネーターとして配置している。具体的には、日常生活において支援が必要な高齢者等の方々が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしを続けられるような仕組みを、社協が取り組んでいき、それを支えるコーディネーターが具体的に活動をしていく。社協職員のみならず、第 2 層協議会という、つくば市 7 圏域ごとに協議体を設けている。構成メンバーについては、区長や民生委員、地域の方々、ボランティアの方々も含まれる。そういった方々に協議会で会議体として検討していただき、地域のニーズの資源、ニーズの掘り起こしなど、相談支援体制を充実する等の取り組みについて、具体的に仕組みづくりをしていく。

高齢者に限らずだが、高齢者、障害のある方、または子育て世代の方を支援していくための事業の取り組みとなる。それらを含めた包括的取り組みを本年度 4 月から、市からの受託で取り組んでいる。

また、平成 25 年度からは、社協独自で、「地域見守りネットワーク」といい、社協の職員が地域活動コーディネーターとなり、それぞれの役割、地域の特性を生かした取り組みで、高齢の方、障害の方のこういった生活を支えられるかというようなところに取り組んでいきます。

具体的には、地域見守りネットワークといいまして、主に高齢者の方を見守るような体制づくり、これは地域に、ふれあい相談員という方々を委嘱させていただきましてしっかり見守るところもありますし、さりげなく見守り続け

様式第1号

ていくようなところもありますといったものを、地域に目を向けて地域の支え合いの活動を支援する事業を取り組んでおります。

具体的には、地域の方々の協力の下、地域で地域を支え合うというような目的の下、事業を取り組んでいきます。よろしいですか、なかなかイメージが湧かないかなとは思っていますが。

【委員長】 どうもありがとうございました。ほかにも御意見等があればお願いしたい。御質問でも結構。

【委員】 今、社会福祉協議会の事業に受託したと説明はあった。しかしながら包括的支援ということで、各圏域の包括支援センター等の文言は入ってこない。生活支援体制整備事業だけではなくて、7圏域に地域包括支援センターなるものを民間に委託。その7分の1を社協で、荃崎地区は受託しているが、例えば、大穂と豊里であれば病院が受けているし、筑波は、筑波園が受けている。そういう部分はいれないのか。

【事務局】 今の社会福祉協議会の事業は、包括的支援のテーマの中の施策の一つです。

【委員】 分かりました。

【事務局】 ほかの施策は、各部署に確認の上で、含めたいと思う。

【委員長】 ありがとうございました。ほかにはあるか。

【委員】 今のお話を聞いていて、一市民として思うのは、地域福祉コーディネーターさんや、ふれあい相談員さんがいるということは分かったが、私の地域のその方は誰になるのか分からないと、相談員さんに何か言いたいときは、私はどうすればいいのか分からないと思う。

資料の目標の一番上に、「みんなで支え合い」とあり、1に、市民交流の促進とあるので、つくば市の地域福祉の大きなテーマとして、市民同士が支え合うということがあると思った。今日の話の結構な割合で、公共サービスはビジネスとして福祉を支えることも大事だと思うが、市民の福祉ニーズを市民が支え

様式第1号

るという視点が大事だと思って聞いていた。何ができるか、どういうものがあるればいいのか考えていたのだが。

地域で子育てをしている者としては、自分以外に困っている人がいるのか、高齢の方がいらっしゃるのか、障害のある方がいらっしゃるのか、全く見えないうれいそれに対して私が何かできるのではないかという思いはあるが。また、お互いに見せようとしないうれい感じがする。何があればいいか考えたところ、みんなが集えるような場が欲しいと思った。そこに行けば誰かがいて、子供が遊んで、ちょっと見てほしい家族がいる方は、そこに行けば何とか誰かが見てくれる。それで助かるとうれいところがある。そこに行くとうれい、地域の方にこんな人がいたんだとうれいのが分かるような場所があるとうれいなと思います。

他県では、地域の人がお茶飲みながら話ができたり、そういう場がある。つくば市には、子育て支援センターがある。桜支所のほうには、子育て支援センターに足を一步踏み入れるとうれい、職員が、どうぞどうぞと言って迎えてくれ、すごくうれしかった。いいところだとうれい思った。住んでいるところからは車で15分、20分ぐらいうれいかかるため、毎日行けない。そこで仲よくなつたお母さんも、お互い住んでいる場所が違いうれいので、地域に帰ればみんな孤立してしまう。できれば徒歩圏で行ける圏内にこういっとうれい集まれるような場所が欲しい。

子供の頃を考えると、一つの小学校、学区内に一つぐらいうれい公民館があつて、そこに高齢の方もいて、そこで遊んでいて何かしら悪いことをすると、公民館の職員に怒られたりして、地域で育ててもらつたとうれい印象がある。今の住んでいる地域に公民館もない。まさにこのコミュニティ棟がその役割を果たすのうれいだとは思ふが、仕事をしている方もいたりして、子育てしている身としては、声出してはいけないうれいとか、緊張する場面もある。そういっとうれい場に、ふれあいうれい相談員とか民生委員とか、区長がたまに顔を出したり、常駐していると、何となく愚痴が聞けたり、困っていることが言えたりする。このことで困っているとえい言えば、すぐに情報をもらえとうれいとか、市役所のここに行つたほうがいよと

様式第1号

か、あそこの保育園に行ったらいいとか言ってもらえると、すごく効率的でありがたいと思った。いきなり建物をつくるのは難しいと思うが、常にある場所じゃなくても、交流できるイベントとか行事や、地域のお互いの顔が見えるような、狭いコミュニティの中で見えるような取り組みがあればいいと思った。

【委員長】 今の話は、子育ての観点からだが、高齢や障害と共通性のある枠組みでもよろしいか。そういった場所があるということ、それからそこに相談員さんがいることと、両方身近にあるといいと伺った。ありがとうございます。

【委員】 よく支援センターに何回も大好きで行っていたが、2軒先のお宅は車が1台しかなく、どこにも行けない、遠くていけない人がいて、乗せて一緒に連れて行ってあげたいと、言ったりするのだが、遠慮する。事故があっても困るし、そういうところが好きな人とそうじゃない人と結構温度差があるが。

一つのアイデアだが、ファミリーサポートセンターで、会員同士で助け合っ
て子育てをするのだが、移動手段も補償とか料金が少しでも発生して補償があれば、地域同士で移動や、地域で助け合いができる制度があればいい。具体的には、補償とか事故とかあると思うが、子育てファミリーサポートセンターだと、それが会員同士の支えになっていて、卒業した子供が小さいときに支えてもらい、子供が大きくなり支える番になるという形でうまくいっている。移動手段もそのように地域で支え合いができればと思う。

【委員長】 これはファミサポの上につければいいという話か。それとも、それ以外のところでもできるようにしたいという話か。

【委員】 全体的な話である。交通手段をバスがどうこうとなると、税金とかいろいろな制度が変わることになって。地域でお互い助け合いができる制度があればよい。

【委員長】 カーシェアシステムとして、それがどこまでできるかというのと、少し段取りとして考えていかないと、難しい話です。お金を取らないでシェアしていくというシステムでベースをつくるのであれば、保険がつくとやりよう

様式第1号

もあるかもしれない。

【委員】 そうですね、それでもいいです。お金とかは別に、そういう何か助け合いができればいいのかなと。とにかく交通手段がないというのが実感としてある。

【委員長】 包括的な支援ということを考える場合に、ほかのところでも考えられるかもしれない。ここでどうということはできないが、どこかでそういうアイデアをインキュベートする場ができないかと思う。ここの中でどう盛り込むという場合には、目標として、こういうのを新規につけ加えるとか、そういうのが設置できるような形をつくるとしか言うことができないが、今みたいなアイデアは、横断的に考えるかもしれない。何かそういうのをインキュベートするのをサポートするのは、多分こちらのほうだと思う。あるいは社協のほうかもしれない。

【委員】 隣等、近所の方にどうぞと言いたいが、ネックがある。乳幼児はチャイルドシートが必要。どっちかが用意しなければならない。

【委員】 そこが声をかけられない。レンタカー屋が、ガソリンスタンドもやっており、それを使うために、車はないが、チャイルドシートを持っているという。そのチャイルドシートを何人かでシェアしている。仲間内で情報共有ができていて、全くそこまで考えのいかない方たちに、情報を伝えてあげられるか。全てにおいてそうだと思うが、どう情報を発信し、どう受け止めてもらえるかがすごく難しいところだと思う。

【委員長】 確かに難しいですね。でも、せつかく何か生まれようとしているところ、もったいないと思って聞いていた。例えば、いい場所かほかのところ、公式非公式にでもつくって、そこからアイデアが生まれると面白いですね。それはお考えいただければと思う。

【委員】 例えば、つくバスやタクシー等、子育て施策があるが、本当に必要な方に、届かないという部分もあると感じている。

様式第1号

体系図のポイント3のところには情報発信の進化というのがある。紙レベルでの回覧等だけでなく、LINE等、特に若い子育て支援の方は、LINE等、そういうものが使えれば、実際に届くのではないかと思う。その体系の中で、そういうものを具体的にやっていくということも必要だと感じた。

【委員長】 その情報については、この場合、基本施策2の2にもある。もうちょっと工夫、検討をいただきたいと思う。恐らく発信能力の量的、質的な展開ということだが、ほかの地域の審議会等の話を伺っていても、やはり問題になるのが、ニーズ等のある人たちとのうまいつなぎ部分をどこかでつけれないかという話が必要で、今の話も、ビラを取っていける人も出てくるが、どうしても行かない人とのつなががうまくカバーできないかということ。そのために、例えば、何らかの活動対応を設けたり、やっている人たちもいるが。ここの中だけでは、すぐそういう話には結びつかないが、今みたいな課題を持ってそれを目標の中に設け込んでおくと、今後につながるかもしれない。次回その話、について、御意見として出していただけると、大変つながりやすくなるのではないかと思います。ありがとうございます。

大枠として、骨子案のほうの構成はこのようなところでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【委員長】 ありがとうございます。では、この後の流れということになりますけれども、事務局のほうから今後の流れを説明願う。

【事務局】 今回の御意見を基に素案を作成し、10月予定の第3回の策定委員会にて素案の検討をお願いします。その後、パブリックコメントを実施し、年明けには、パブリックコメントの結果を受けた検討いただく予定です。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 一つだけよろしいか。

地域の資源の掘り起こしというものをぜひやっていただきたい。地域の資源

様式第1号

の掘り起こしは、人である。人がどれだけやる気があるか、ないか、自分の犠牲を払ってやるというのを理解した上で、それがなかったら、こういう文書幾らつくっても、実際、活動していくと、そこに隣近所の問題ある、いろんな問題がありますから、その地域の中でやる気のある人をつくば市内で幾つできるかということに、今後のつくば市の地域の福祉が本当に日本一になるかどうかというのがかかってくるなど、2回目の会議の中で感じた。

【委員長】 ありがとうございます。掘り起こしの観点は、今のニーズと情報提供というマッチのときに非常に大事である。これから新規で行っていく社協の事業の中でも掘り起こしが一つの大きなテーマ。どういうふうにして具体化させていくかということで反映できるかもしれない。その辺は期待したいところである。次回の案のときには、その辺を強調して盛り込むように議論いただければと思う。よろしいでしょうか。

【委員長】 質問等がなければ、以上をもちまして本日の会議は全て終了となります。どうもありがとうございました。

ニーズ把握対応表

基本施策	計画に盛り込むべき事項	調査名(担当部署)	アンケート項目	課題やニーズ
基本施策1	①市民を主体とした共同事業の展開と参加の促進	-	未来構想	●今後力を入れるべき取組について 市政への市民参加の推進について、「非常に重要」「まあ重要」との回答が7割を占めている。しかし、満足度においては、6割以上が「不満」や「わからない」と回答しており、今後、市民参加についての理解促進を図る必要がある。
	②人びとが近隣で支えあえる地域の創造	④	高齢者・障害福祉	●近所づきあいについて 若年者、障害者では近所づきあいが薄い人（「挨拶程度」+「ほとんどない」）が6割を超えている。
		④	高齢者	●町内会・自治会への参加 自治会に参加している人は一般高齢者で4割、若年者でも4割弱いるが、大半は「年に数回」止まり。
		④	健康・高齢者	●地域社会活動に参加しているか 参加している地域活動は、「町内会などの活動・行事」が最も多く2割。それ以外の活動は10%未満で、ボランティア活動に参加している人は7.1%しかいない。底上げが望まれる。
		④	高齢者	●地域づくり活動への参加者としての参加 地域づくり活動に参加者として（すなわち受け身で）参加してもよい人は、介護認定者を除いて概ね6割。「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で1割いるが、若年者では60歳代でも5.4%しかいない。65歳を境にした意識変化があるのか？
	③「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発	①-ケ	障害福祉	●障害があることで差別を感じたことがあるか 差別を「いつも感じる」障害者は1割。「たまに感じる」を合わせると4割に達する。全ての人が尊重される共生社会づくりに向け、障害・障害者への理解促進を更に図る必要がある。
① 権利擁護		高齢者	●成年後見制度について 「名前を聞いたことがある程度」、「名前も聞いたことはないし、内容も知らなかった」が6割を超えており、より一層の普及啓発が求められている。	
基本施策2	①多様なサービス提供主体の参入促進	③	未来構想	●居住している地域の未来に対する不安について、具体的にどのようなことに不安を感じますか 「地域を支える担い手の不足」が4割を超え、不安を感じている人の割合が多くなっている。今後は、地域におけるボランティア活動の促進に向け、ボランティアセンターによる啓発等の拡充が望まれる。
	②だれもが必要な情報を入手できる仕組みづくり	②	高齢者	●高齢者福祉サービスや市政に関する情報の入手先 情報の入手先では、広報誌や回覧板の存在が大きいが、市役所の職員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどは10%以下であり、あまり活用されていない。
		②	障害福祉	●福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手先 障害者についても、情報の入手先として広報誌やチラシなどの存在は5割近くと大きい。また、市や県の窓口も3割を超えており、高齢者と違いを見せている。
		②	子育て	●子育て情報の入手先 入手先は「隣近所の人、知人、友人」の割合が62.4%と高く、次いで「インターネット」「学校・保育所・認定こども園」は6割を超えている。一方、市役所や市の機関は11.8%と低くなっている。
	③だれもが安心して相談できる仕組みづくり	⑤	高齢者	●友人・知人以外で何かあったときに相談する相手 何かあったときに相談する相手が「いない」と回答した人が、40～60歳代の若年者で7割に達している。一般の高齢者でも4割の人は「いない」と回答。
		⑤	障害福祉	●日常生活で困ったことの相談先 日常生活で困ったことの相談先は、身近な「家族や親せき」、「友人・知人」が1位と3位、「かかりつけの医師や看護師」が3割を超えて2位となっている。「行政機関の相談窓口」は5.5%で十分活用されていない。「相談する人がいない」「相談先がわからない」「相談しても仕方がない」が5～8%あり、行政の改善への取組が期待される。
		⑤	高齢者	●認知症に関する相談窓口の認知度 認知症の相談窓口を知っている人は2割程度にとどまっている
	④だれもが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり	②	障害福祉	●福祉サービスや福祉制度の情報を得ているところ 無回答を除くと、「市や県などの窓口から情報を得ていない」は51.8%、「市や県の広報誌やチラシ、ホームページなどから情報を得ていない」は40.3%となっている。福祉サービス情報の提供の仕方について、改善の余地がある。
	⑤福祉サービスの質の向上	②	高齢者	●研修に参加しない、または参加できない理由は何か 参加できない理由として、「業務に多忙で時間がないから」「外部研修などの場合、金銭的に自己負担が大きいため」の回答割合がともに6割を超えており、福祉専門職の業務負担軽減が課題となっている。
		②	高齢者	●どんな内容を研修で学びたいですか。 研修で学びたいことでは、「市町村のサービス、支援制度」が70.2%と最も多くっており、市の制度についての研修を行うことが望まれている。
	⑥セーフティネットの充実	①-ケ	高齢者・障害福祉	●成年後見制度の認知度 「概要は知っていた」までの人は概ね4割。「名前を聞いたことがある」まで含めると、介護認定者を除き7割前後となる。若年者と障害者では、「名前も聞いたことはない」人も2割を超えている。
		①-ケ	高齢者・障害福祉	●成年後見制度の利用 回答割合からみると「将来的には利用することも考えられる」と回答した人の中には、「名前を聞いたことがある程度」の人も含まれている。正しい情報を提供し、判断いただくことが重要。
①-ク		健康・高齢者	●自殺予防事業の認知度 自殺予防に関する市の事業の認知度は、大半が5%未満となっている。その中でも、「こころといのちの相談窓口」の認知度は比較的高く、特に若年層（40～60歳代）の認知度は2割を超えている。	
基本施策3	①高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援	①-コ	高齢者 民生委員（ヒアリング）	●これまで高齢者虐待が疑われるような場面に遭遇したり、話や相談を受けたことがあるか ●相談（困りごと）で多いこと ケアマネジャーのうち高齢者への虐待を直接・間接に見聞きしたことのない人の割合は2割しかおらず、「無回答」を合わせても34%。6割以上の人は高齢者虐待を見聞きしている。深刻。高齢者世帯等の一人暮らしに関する相談が3割を超えている。
	②市民の健康づくりのための活動の推進		健康	●自身の健康についての認識 「健康だと思っている」は、H22は75.5%に対しH27では80.1%に増加したが、R1では78.4%（年齢調整後で80.5%）と頭打ちの状況。
			健康	●健康への関心 「関心がある」はH22の96.2%からH27は94.1%に低下し、R1も94.7%（年齢調整後94.5%）と反転は見られない。
			健康	●1日3食、主食・主菜・副菜を3つそろえて食べている人の割合 H27とR1の比較では、20歳代が43.9%が36.9%へ、30歳代は54.9%から48.3%へ、40歳代は59.8%から51.2%へ、それぞれ大きく低下している。生活実態を踏まえた食生活の提案が必要か。
	③地域で安心して子育てができる環境づくり	⑤	子育て	●子育てに関する相談で充実してほしいことについて 「身近な場での窓口」と「安心して相談できる環境」がともに4割となっており、身近に子どもを預けて相談できる場が必要。
		⑤	子育て	●子育ては地域に支えられていると思うか 「少しは支えられていると思う」が半数を超えているが、「あまり支えられていない」が2割となっている。
		⑤	子育て	●子育てしやすい地域コミュニティづくり H25年度調査と比較し、「あまり良くない」の割合が増加しており、地域コミュニティのかかわりが減少しているのでは。
	④防災・防犯対策の充実	②	障害福祉	●災害時の避難等について 災害時、避難が「できない」または「わからない」障害者が5割を超えている。避難行動要支援者名簿への登録促進と避難支援の体制整備を、「ウイズコロナ」を踏まえ推進することが重要。
		②	障害福祉	●災害時に困ること、災害に備えて必要と思う対策 困ることでは「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療がつけられない」が1位と2位で、必要と思う対策では、「避難時の設備（トイレなど）の整備」が多くなっている。
	⑤就労支援の充実	①-キ	障害福祉	●障害者の就労のために必要と思う配慮 全ての種別の障害者が「職場の上司や同僚の障害への理解」を第1位にあげ、最も少ない身体障害者でも54.1%、最も多い発達障害者で87.1%となっている。障害と障害者についての更なる理解促進が重要。
	⑥ユニバーサルデザインのまちづくり	①-ア	障害福祉	●外出時に困ること 「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」との回答が、身体障害者、難病患者、高次脳機能障害者で2割から3割と多くなっている。
	⑦居住支援のまちづくり		高齢	●あなたは、自身が今の要介護（要支援）状態が続いた場合、暮らしの場所はどことが良いですか。 自宅以外の暮らしの場所について、「特別養護老人ホーム」が18.5%、「サービス付き高齢者向け住宅」が11.3%となっている。今後、高齢化により住まいの不足が生じる恐れがあるため、安定的な確保に向けた事業の実施が望まれる。
⑧移動手段の確保		障害福祉 民生委員（ヒアリング）	●外出時に困ること ●相談（困りごと）で多いこと 身体・知的・精神のいずれ障害についても、2割が「公共交通機関がすくない」と回答している。外出時の移動手段についての相談が2割程度。	
⑨地域を基盤とする包括的支援の強化	⑤	地域包括支援センター（ヒアリング） 各課窓口（ヒアリング）	●住民からの相談で多いこと ●地域づくりについて ●窓口で受けた相談（困りごと）について 高齢者と職に就かない子等（8050問題）の相談も増えている。民生委員やケアマネジャー等の支援者、福祉関係部署等とのネットワークづくりが必要との意見あり。50代の子が、高齢の母親の年金で生活し、経済的に困窮しているとの相談がある。	

別紙：厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

④地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【法第107条第1号】	
ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等
イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策）
ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）
エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）
オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016年（平成28年）3月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	・自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）
コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
ク 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	・再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）
ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制
タ 全庁的な体制整備	・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項【法第107条第2号】	
ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	
エ 利用者の権利擁護	・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項【法第107条第3号】	
○ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項【法第107条第4号】	
ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催
ウ 地域福祉を推進する人材の養成	・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）「第二市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考に	
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の（1）の④と一体的に策定して差し支えない。） （ア）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 （イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 （ウ）地域住民等に対する研修の実施	
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係） （ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 （イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 （ウ）地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 （エ）地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係） （ア）支援関係機関によるチーム支援 （イ）協働の中核を担う機能 （ウ）支援に関する協議及び検討の場 （エ）支援を必要とする者の早期把握 （オ）地域住民等との連携	

つくば市地域福祉計画(第4期)体系(案)

基本目標

地域で支えあい、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり

基本施策		テーマ	
1	相互に支えあう地域共生のまちづくり	1	市民を主体とした共同事業の展開と参加の推進
		2	人びとが近隣で支えあえる地域の創造
		3	「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2	誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	1	多様なサービス提供主体の参入促進
		2	だれもが必要な情報を入手できる仕組みづくり
		3	だれもが安心して相談できる仕組みづくり
		4	だれもが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり
		5	福祉サービスの質の向上
		6	セーフティーネットの充実
3	誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	1	高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援
		2	市民の健康づくりのための活動の推進
		3	地域で安心して子育てができる環境づくり
		4	防災・防犯対策の充実
		5	就労支援の充実
		6	ユニバーサルデザインのまちづくり
		7	居住支援のまちづくり
		8	移動手段の確保
		9	地域を基盤とする包括的支援の強化

つくば市地域福祉計画(第4期)

骨子案

(令和3年度～令和7年度)



つくば市

ごあいさつ

目次

I	はじめに	1
1	計画策定の背景と趣旨	3
2	地域福祉計画に関する国と県の動向	3
	(1)国の動向	3
	(2)県の動向	4
3	「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ	5
4	計画の期間	6
5	計画の策定方法	7
	(1)計画策定にあたっての基本的考え方	7
	(2)計画の策定方法	7
II	地域福祉をめぐる市の現状と課題	8
1	つくば市の現状	9
	(1)人口推移と少子高齢化の進展状況	9
	(2)高齢者世帯・ひとり親世帯の状況	10
	(3)要介護等の認定状況	10
	(4)障害者の状況	11
	(5)被保護世帯・人員の状況	12
	(6)避難行動要支援者と名簿登録状況	13
2	アンケート調査結果にみる市民意識	14
3	第3期計画の推進状況	15
4	計画策定に当たってのポイント	16
III	計画の体系	17
1	計画の基本目標	19
2	計画の基本施策	19
3	計画の体系図	19
IV	施策の展開	20
	基本施策1	22
V	計画の推進と進捗の管理	23
1	市民協働ガイドラインに則った計画の推進	24
2	地域福祉の役割分担	24

3 計画の進捗を管理する体制.....	25
資料編.....	26
1 つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過.....	28
2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	29
3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿.....	30

I はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、2025年に「団塊の世代」に属するすべての人が、要介護のリスクが急速に高まる後期高齢者となること、また、高齢者や社会を支える中心年代である15歳から64歳までの生産年齢人口が減少をつづけることは、避けることができない既定の近未来となっています。

高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が顕在化してきています。さらに、我々に「新しい日常生活」を強いる新型コロナウイルスは、近年、規模と頻度を増す風水害などの自然災害への備えや対応を、一層困難なものとしています。

つくば市においては、福祉で選ばれるまちを目指し、「みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり」を目標とした「つくば市地域福祉計画(第3期)」を平成28(2016)年3月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第3期計画が最終年度を迎えるにあたり、そうした新たに顕在化した課題への対応や高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、今後取り組むべき事項を加えて、本市の地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画(第4期)を策定することとしました。

2 地域福祉計画に関する国と県の動向

(1) 国の動向

国は、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域において住民同士が「支え手」「受け手」という関係を超越して支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」として体制の整備を進めています。

その改革の一環として、平成29(2017)年5月に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、平成30(2018)年4月に施行しました。改正の主なポイントは次のとおりです。

法第4条第2項
法第6条第2項
法第106条の3
法第106条の2
法第107条

(2) 県の動向

茨城県では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を以下のとおり策定してきました。

茨城県地域福祉支援計画	(計画期間：平成 16 年度～平成 20 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 2 期)	(計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 3 期)	(計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 4 期)	(計画期間：平成 31 (令和元) 年度～令和 5 年度)

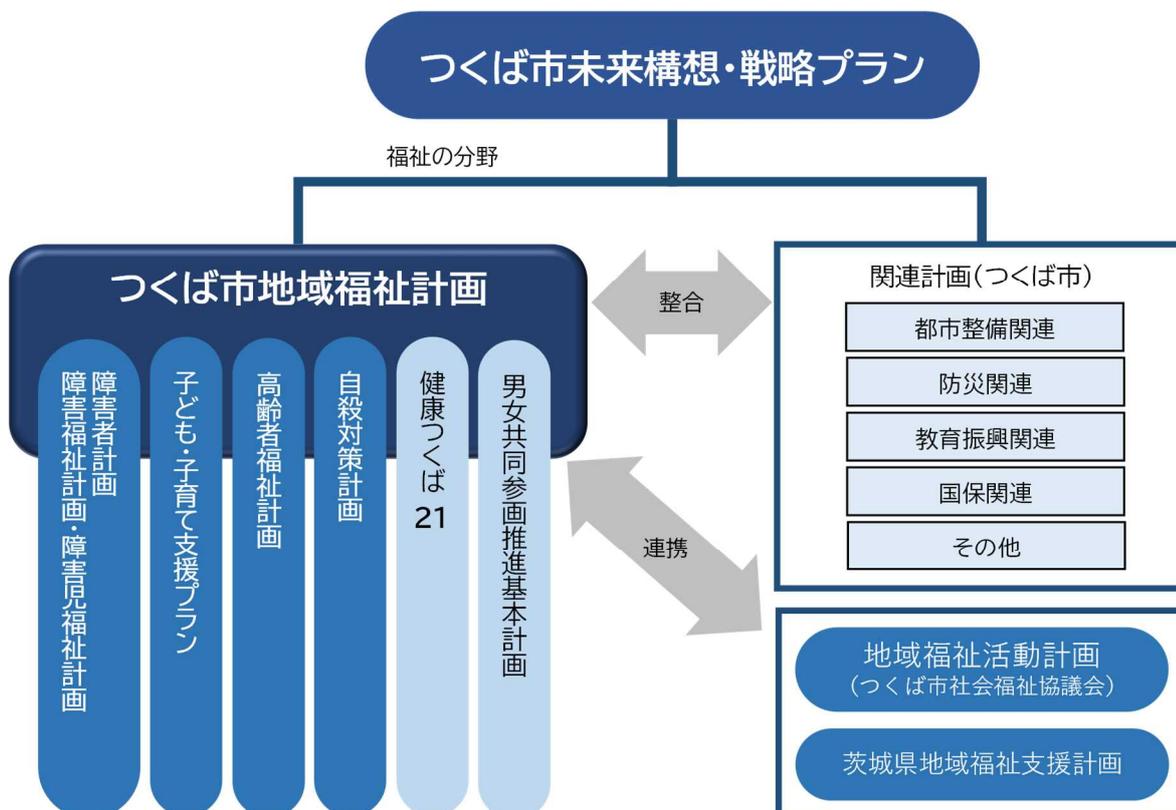
現在推進中の第 4 期計画では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標に、3 つのチャレンジ、すなわち「支え合いの地域づくり」、「支え合いを担う『人財づくり』」、「福祉を支える『環境・基盤づくり』」を設定し、具体的施策を展開しています。

3 「つくば市地域福祉計画(第4期)」の位置づけ

つくば市地域福祉計画(第4期)は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第3期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

<p>(市町村地域福祉計画)</p> <p>第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</p>
--



4 計画の期間

つくば市地域福祉計画(第3期)は、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5ヶ年の計画として策定されました。第4期計画は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和3(2021)年度を初年度とし、令和7(2025)年度を最終年度とする5ヶ年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、令和5年度をめやすとして客観的評価を含めた中間評価を、更に令和7年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。



5 計画の策定方法

(1) 計画策定にあたっての基本的考え方

本計画策定にあたっては、市の現状、アンケート調査結果にみえる市民意識、第3期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年厚生労働省社援発1212第2号等)に示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ策定することを基本的な考え方としました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 計画の策定方法

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定にあたっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「高齢者」、「障害者」、「子ども」、「健康」の分野ごとに実施したアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

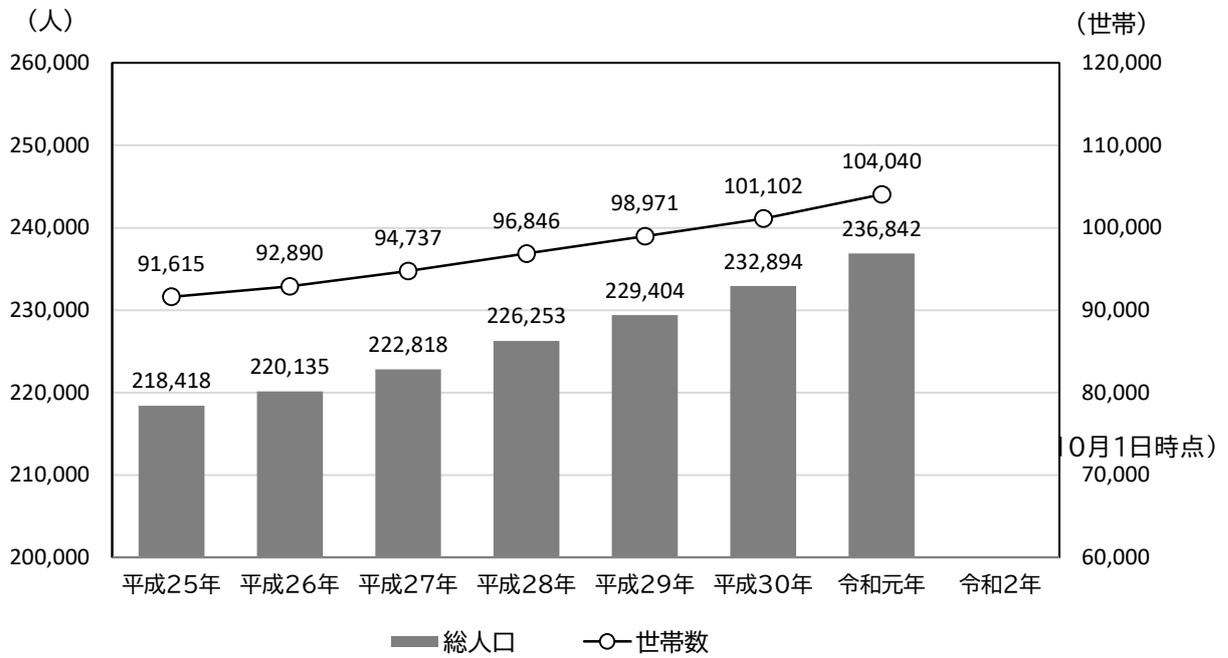
また、市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画(第4期)策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリック・コメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

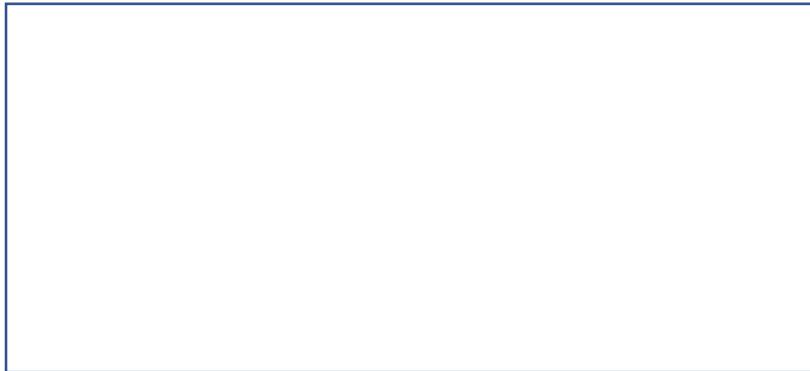
Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 つくば市の現状

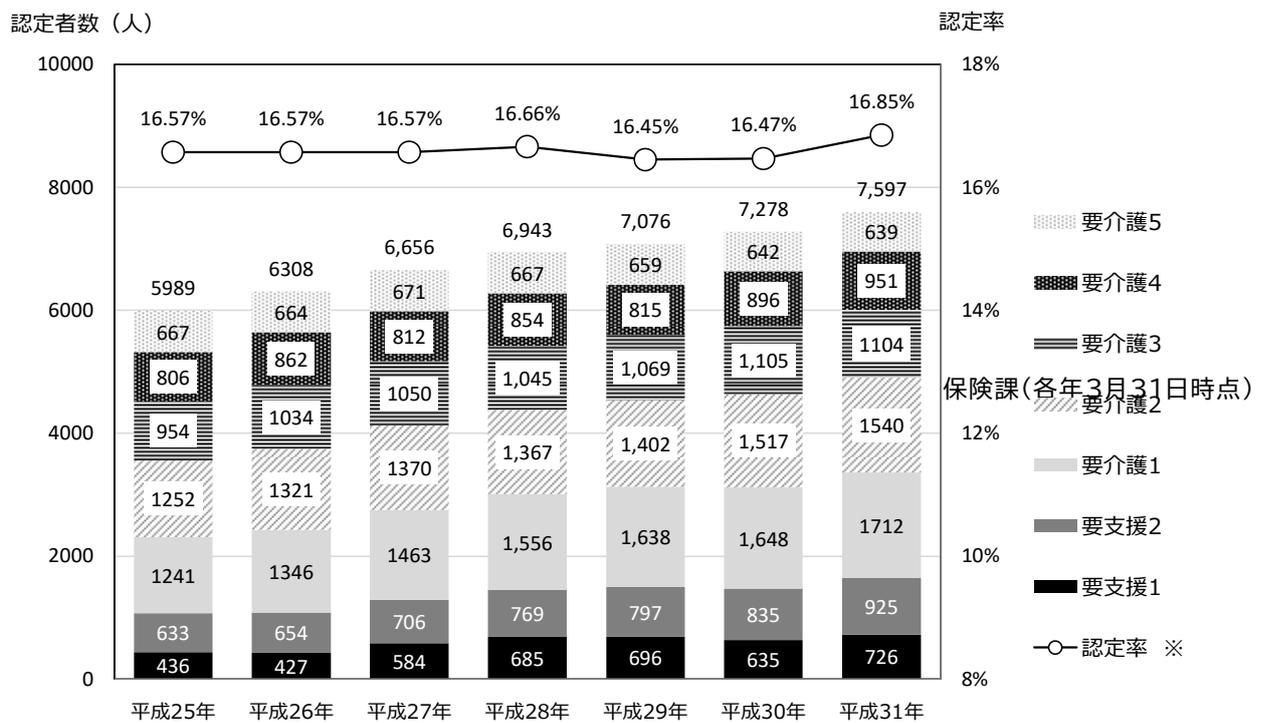
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況



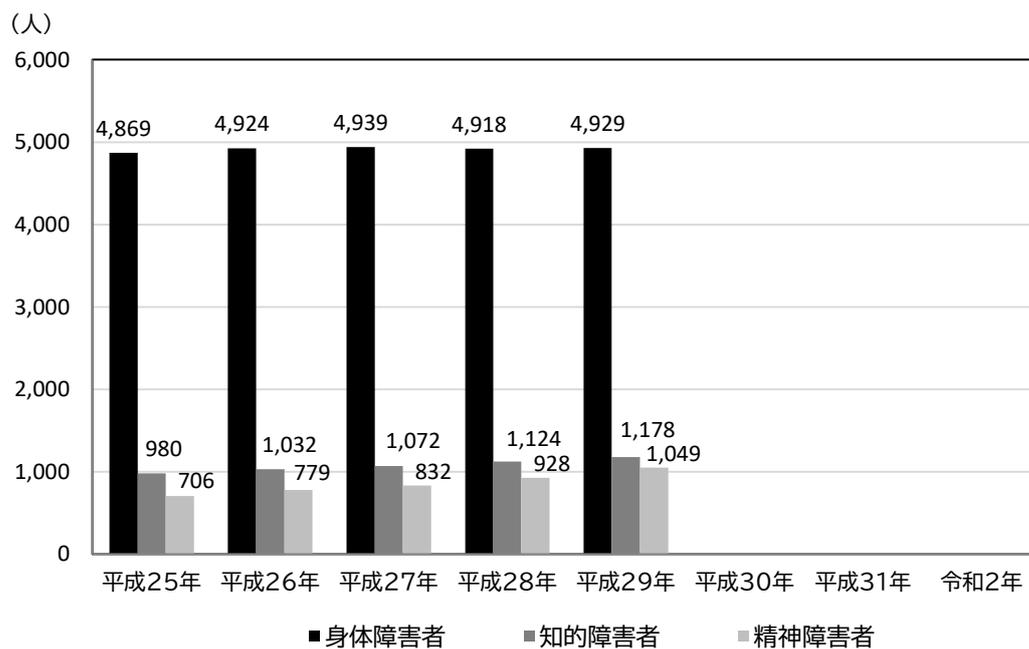
(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況



(3) 要介護等の認定状況

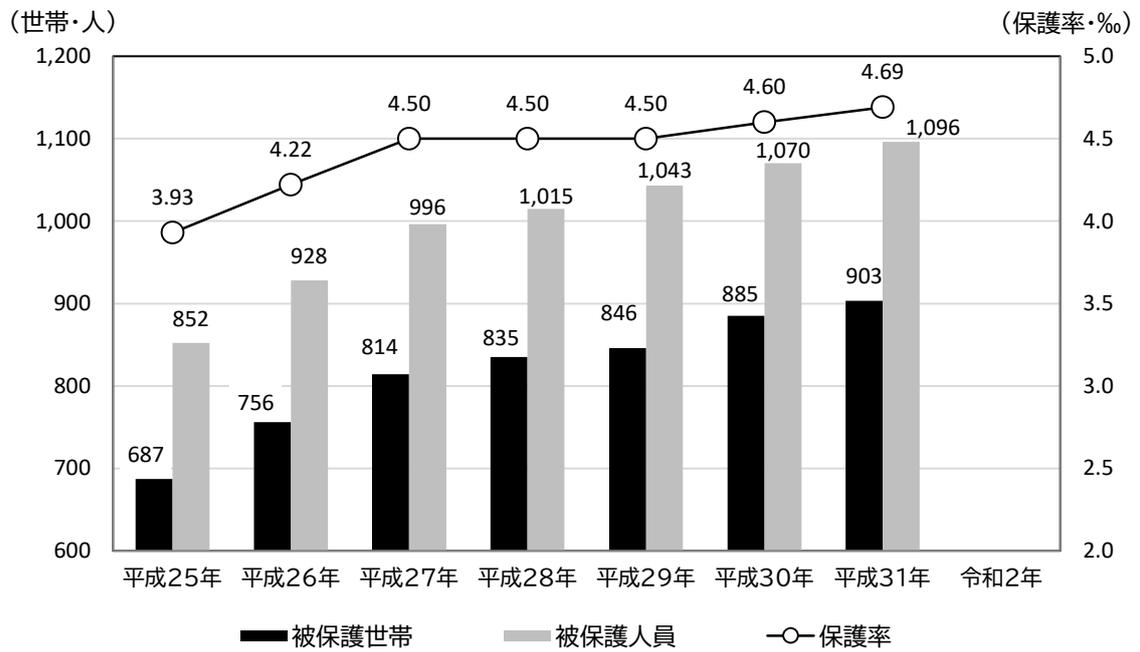


(4) 障害者の状況



資料:障害福祉課(各年4月1日時点)

(5) 被保護世帯・人員の状況



資料:社会福祉課(各年4月1日時点)

(6) 避難行動要支援者と名簿登録状況



2 アンケート調査結果にみる市民意識

「つくば市地域福祉計画(第4期)」策定にあたり、市が近年実施した以下のアンケート調査結果について、地域福祉の観点から再度の評価を行いました。

その結果から、地域福祉を充実させていく上での主要な課題が、以下のとおり明らかとなりました。



3 第3期計画の推進状況

つくば市地域福祉計画(第3期)の施策実施状況と今後の方向性について、平成30年度に担当課にて行った前期進捗評価の結果は以下のとおりでした。

なお、一つの施策が複数の部局において実施されている場合があるため、計画に示された施策の数(74)と評価数(150)は一致しません。

調査項目	評価数	前期進捗評価(※1)			方向性(※2)		
		I	II	III	A	B	C
基本施策1 自立と支え合い、協働と参画の地域づくり	34	1	33	0	1	33	0
基本施策2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実	73	7	65	1	5	68	0
基本施策3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備	43	3	40	0	8	34	1
合計	150	11	138	1	14	135	1
合計(%)	100	7.3	92.0	0.7	9.3	90.0	0.7

(※1) I:成果は上がっている II:一定の成果は上がっている III:成果は上がっていない

(※2) A:拡充 B:現状維持 C:縮小(廃止を含む)

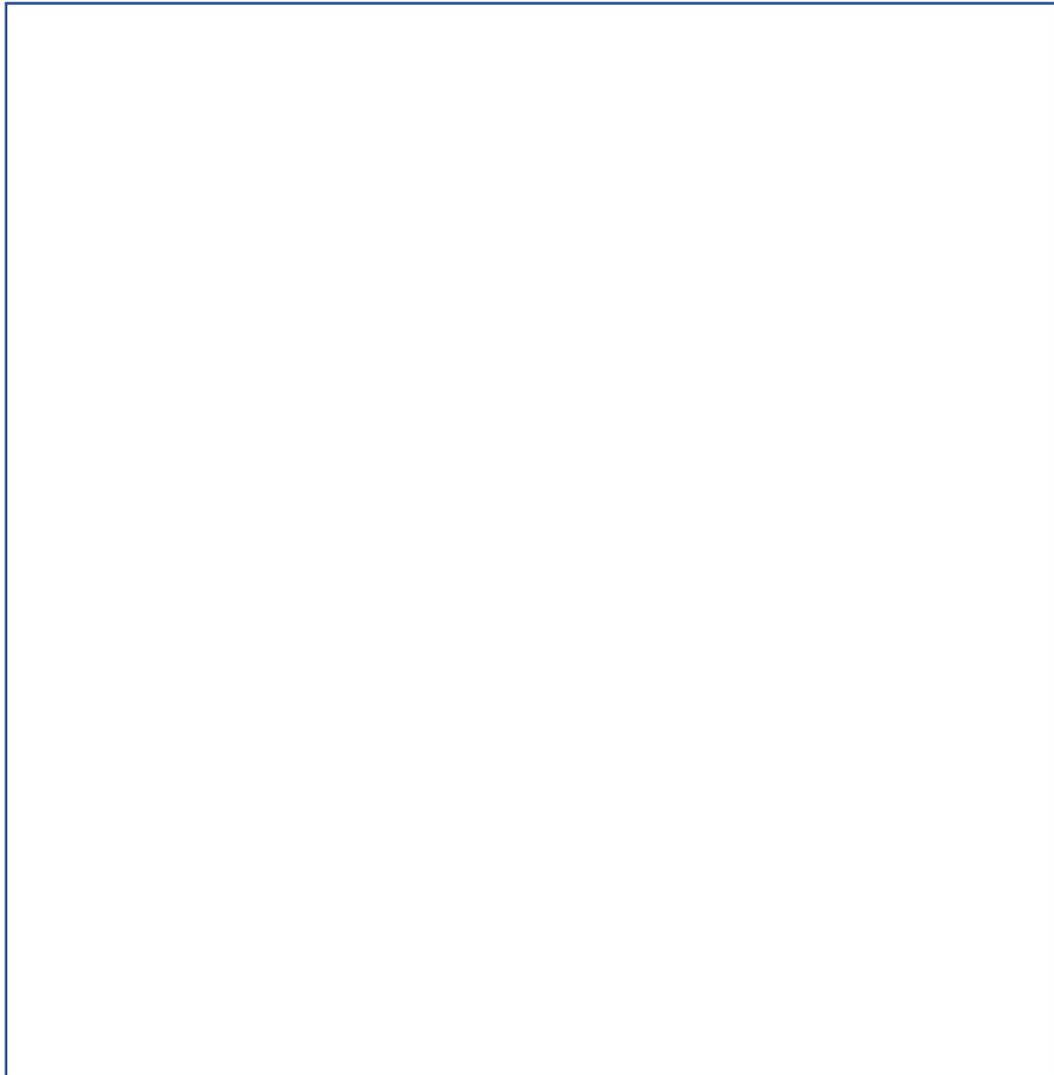
以上の結果から、「I:成果は上がっている」または「II:一定の成果は上がっている」との回答は150件中149件(99.3%)であり、前期の進捗状況は概ね良好でした。

なお、「III:成果は上がっていない」の1件は、「人材バンクの充実」(社会福祉協議会)でした。

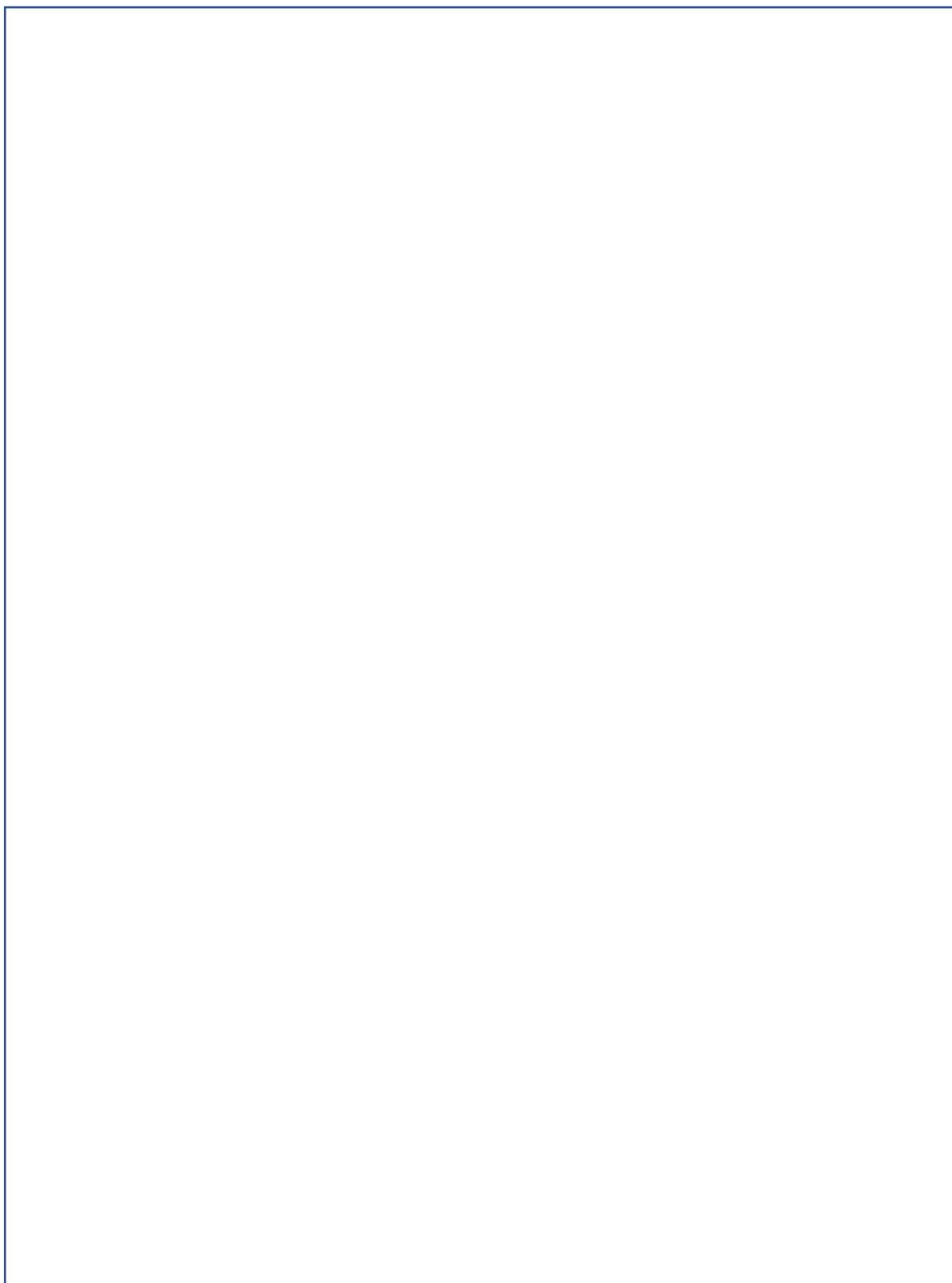
また今後の方向性については、150件中廃止1件を除く117件(99.2%)の回答が「A:拡充」または「B:現状維持」との回答であり、計画後期に向け施策の内容も現在の水準がほぼ維持される見通しとなっています。

なお、「C:縮小(廃止を含む)」の1件は、「在宅支援センター運営指導」(地域包括支援課)でした。

4 計画策定に当たってのポイント



Ⅲ 計画の体系

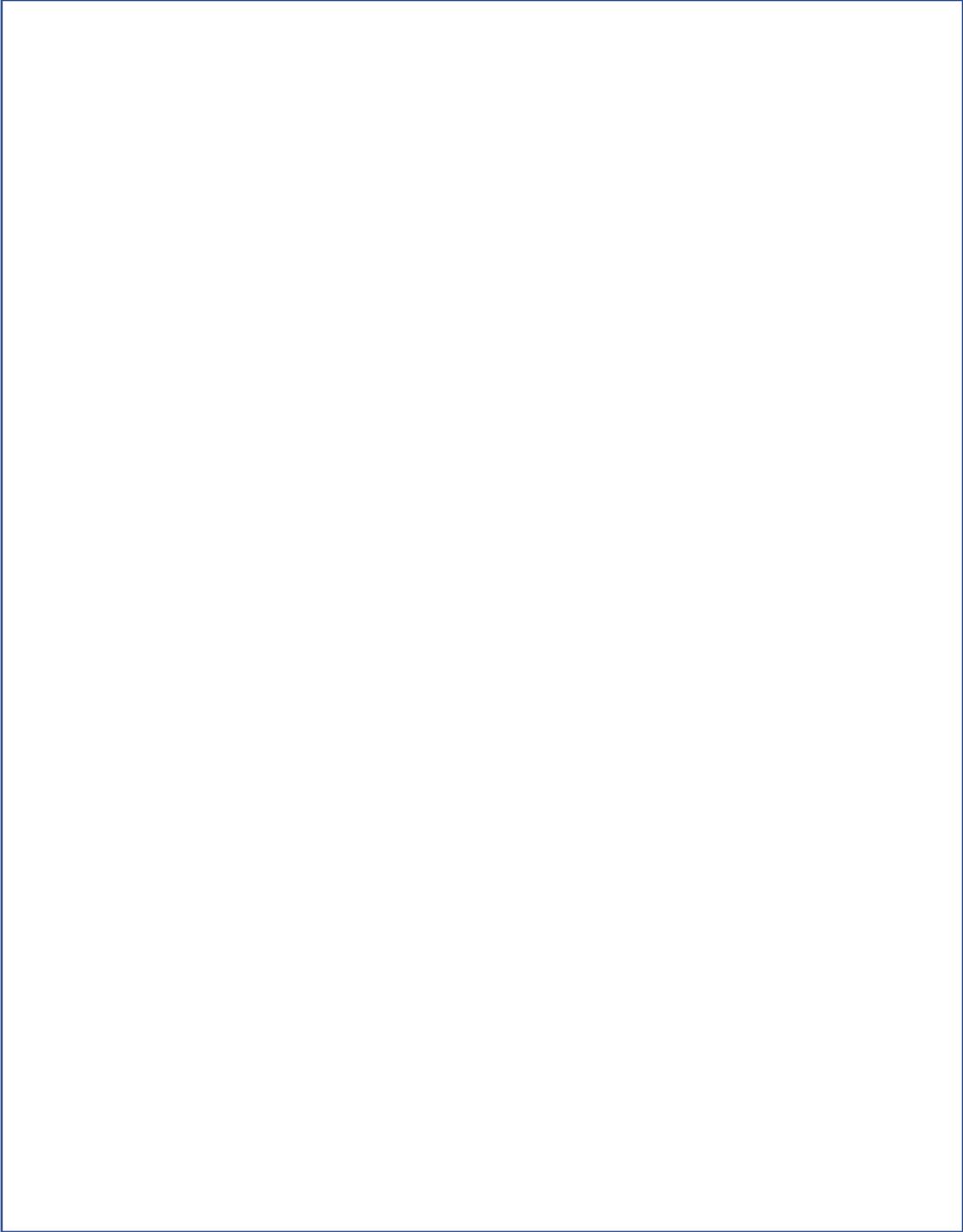


1 計画の基本目標

2 計画の基本施策

3 計画の体系図

IV 施策の展開



IV 施策の展開

基本施策1

テーマ	①	
-----	---	--

施策名	内容	主な事業	担当課

※以下、同様の書式で追加します。

V 計画の推進と進捗の管理

1 市民協働ガイドラインに則った計画の推進

一人ひとりのニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを進めるためにつくば市では平成 21 年に「市民協働ガイドライン」を制定しました。地域福祉計画についても、この「ガイドライン」に則り、各施策を推進することが求められます。

「ガイドライン」には、次に示す 3 つの原則・ルールが定められています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、地域福祉の施策に関わるすべての人、組織・団体、行政が、この原則を共通のものとして理解することが重要です。

◆ 『市民協働のまちづくり』の原則・ルール

① 情報の共有と透明性の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

② 自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取り組みを支援することが大切です。

③ 対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互いに積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

2 地域福祉の役割分担

計画の推進に際しての役割分担については、市民協働ガイドラインの考え方にに基づき、以下のとおり整理しました。

【市民】地域のことに、自分たちの問題として関心を持ち行動すること

- ・地域社会の一員として、福祉の問題を自分の問題として関心を持ちます。
- ・地域福祉の担い手として、積極的に社会活動について学習し行動します。

【社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO 団体等】地域福祉の輪を広げること

- ・市民の多様な形態での活動への参加を受け入れ、地域福祉の担い手のすそ野を広げます。
- ・積極的に地域に出向き、地域福祉のコーディネーター役を務めます。

【行 政】市民への情報提供・活動支援と庁内での連携を深めること

- ・市民への情報提供や活動支援を適切に行います。
- ・計画で位置づけた 74 の施策を実現するための実施機関として、庁内での連携を図ります。

3 計画の進捗を管理する体制

「つくば市地域福祉計画(第4期)」は、第3期計画と同様、計画の中間年(令和5年)度をめやすとして各施策の進捗確認を実施し、その結果に基づき必要に応じた施策の見直しを行います。

中間年における各課での進捗確認と結果の集約、及び見直しのステップは、社会福祉課において主導します。

資料編



1 つくば市地域福祉計画(第4期)策定の経過

期 日	内 容

2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、つくば市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、もって地域福祉の推進を図るため、つくば市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿

分野	団体等名称	役職名	氏名
地域住民			
保健・医療・ 福祉関係者			
学識経験者			

令和2年 月 日現在（委嘱期間3年間）

つくば市地域福祉計画(第4期)

令和 3 年3月

発行：つくば市 福祉部 社会福祉課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1番地1
電話 029-883-1111 (代表)
FAX 029-868-7543

つくば市地域福祉計画(第4期)骨子案について

骨子案の編成

ごあいさつ ※市長挨拶を記載します。

○目次

I はじめに

※計画の全体像を以下の1～5の記述により示します。

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 地域福祉計画に関する国と県の動向
- 3 「つくば市地域福祉計画(第4期)」の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定方法

II 地域をめぐる市の現状と課題

※計画の具体的施策の立案に向けた基礎資料とするために、1～3の調査結果を示し、課題の顕在化を図ります。

- 1 つくば市の現状
- 2 アンケート調査結果にみる市民意識
- 3 第3期計画の進捗状況
- 4 計画策定に当たってのポイント

Ⅲ 計画の体系

※現行計画の目標と上位計画の目標、調査を通じ顕在化された課題等を踏まえて設定される、計画の基本目標と基本施策を体系的に記載します。

- 1 計画の基本目標
- 2 計画の基本施策
- 3 計画の体系図

Ⅳ 施策の展開

※Ⅲの3で示した体系に沿って、具体的施策の詳細を所管部署や関係組織とともに記載します。

Ⅴ 計画の推進と進捗の管理

- 1 市民協働ガイドラインに則った計画の推進
- 2 地域福祉の役割分担
- 3 計画の進捗を管理する体制

資料編

※本計画策定に関する参考情報を記載します。

- 1 つくば市地域福祉計画(第4期)策定の経緯
- 2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿

会 議 録

会議の名称		つくば市地域福祉計画（第 4 期）第 3 回策定委員会		
開催日時		令和 2 年 10 月 23 日 午前 10 時 00 分～11 時 40 分		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟 3 階 会議室 A・B		
事務局（担当課）		保健福祉部社会福祉課		
出席者	委員	小原正彦、田口幸子、中島重雄、佐藤大輔、下司優里 飯泉孝司、伊藤達也、後藤真紀、星埜祥子、矢口義浩 名川 勝、森地 徹		
	事務局	小室保健福祉部長、津野保健福祉部次長、安田社会福祉課長、 相澤課長補佐、飯田係長、國布田主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 地域福祉計画（第 4 期）素案について		
会議次第	1	開 会		
	2	委員長あいさつ		
	3	副委員の選任		
	4	事務局報告		
	5	協議事項		
		(1) 地域福祉計画（第 4 期）素案について		
	6	その他		
7	閉 会			

<協議内容>

事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今からつくば市地域福祉計画（第 4 期）第 3 回策定委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会は 12 名のご出席を頂いております。定数の半数以上となりましたので、つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱第 6 条の規定により、本日の策定委員会は成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、名川委員長より御挨拶をお願いいたします。

委員長

委員長挨拶

事務局

ありがとうございました。

また、本日は、皆様にご連絡がございます。

副委員長の山脇委員が、一身上の都合により、ご本人から委員長を辞退するとの申し出がございました。

つきましては、新たに副委員長を選任する必要があるため、再度、副委員長の選出をさせていただきます。

それでは、副委員長の選任に移ります。

地域福祉計画策定委員会設置要綱第 5 条により、委員の互選により置くことと規定されておりますので、皆様のご意見をお願いいたします。

副委員長の選任

委 員：「事務局に一任する。」

事務局：それでは、事務局案を提示させていただきます。

副委員長に筑波大学 助教 森地^{もりち} 徹^{とおる}様を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(賛成、異議なしの声)

それでは、副委員長として森地^{もりち} 徹^{とおる}様を選任することといたします。
森地様よろしく願いいたします。

副委員長

副委員長挨拶

事務局

ありがとうございました。

議題に移ります。

ここからは委員長に進行をお願いしたいと思います。名川委員長、よろしく願いいたします。

委員長

(1) 地域福祉計画(第4期)素案について

事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局による説明)

本日の資料は、資料1 「つくば市地域福祉計画(第4期)素案」と、追加資料「施策の新旧対応表」になります。

資料の変更点を説明。

続いて、素案について説明。

前回、策定委員会でお示しした骨子案について、委員の皆様からいただいた意見を参考に素案を作成しました。

今回の地域福祉計画の重要ポイントは、社会福祉法の改正により、新たに計画に盛り込むべき事項とされた、「包括的な支援体制の整備に関する事項」を踏まえた組織横断的な施策を明記したことです。

(計画素案の)構成については、前回の骨子案で説明した構成と同様です。

事務局

「生活支援体制整備事業」については、担当課である地域包括支援課が中心となり、市役所内の関係課や、社会福祉協議会、各制度の福祉事業者等の連携をとり事業を展開しています。

また、高齢者本人のみならず、複雑な課題を抱える世帯全体を対象とし、相談から適切なサービスにつなぐまでの、支援を行っています。

以上が、現行計画には記載されていない、主な新規施策です。

今回の計画は、「地域共生や地域の連携」に重点をおき、市役所内の部署のみならず、関係機関や関係団体、また NPO、ボランティア等、幅広い分野のサービスや人を取り込みながら、各分野の制度を網羅した施策を盛り込んでいます。

策定した計画を基に組織横断的な連携体制の仕組みづくりに取り組んでまいります。

説明は以上です。

委員長

「このことについて、委員の皆様ご意見やご質問等がありますか。」

委員

(計画の) 施策、方針は適切だと思う。

(基本施策) 1 の「相互に支えあう地域共生のまちづくり」について

様式第1号

地域によっては、新しく来た住民同士の対立や地元の住民の方との意見の違い等、（地域の人との）関係が難しい地域がある。

区会のようなつながりがあれば、よいと思う。

2の「誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化」については、（市の）ホームページやSNSが分かりやすく読みやすい。

この他、（周囲の人から）公立幼稚園の（入園）年齢を引き下げてほしいとの意見や、県立高校が少ないとの意見をよく聞く。（計画で）どうするという事ではないが。

公立幼稚園の入園年齢の引き下げについては、検討しているとの話を聞いたので、この場では要望としなくてよい。

（続いて）3の「誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実」については、防犯を強化してほしいと思う。地域によっては、民生委員が、ボランティアで子供の通学を見守ってくれてありがたい。

委員長

この他委員の皆様ご意見やご質問等ありますか。

委員

移動支援についての意見

重度の方や要介護の方等、自力で（ベッドから車いすへ）移乗が困難な方の対応が置き去りにされてしまう。

計画の中で（テーマの箇所）そこまで踏み込んでいない。

今後、要介護者が増えていく中で、行政と民間の事業者が連携を進めていかねば、ケアマネや家族もいきづまってしまう。

自力でつくたくを利用している方々も、数か月後には、つくくタクが利用できないぐらい介助が必要となってる可能性もある。先を見据えて市として、考えていくということが必要。

他の自治体でもまだ踏み込んでいない。つくば市が先駆けて行えばいいと思う。

事務局

地域福祉計画は（福祉分野を）全般的に網羅する計画です。

介護が必要になった方のサービス等については、各福祉計画で（施策等を）具体的に記載することになります。交通手段は、年齢を問わずニーズが高い。今後も検討していきたいと思います。

委員

分かりました。

委員長

地域福祉計画は、各福祉（個別）計画の上位的な位置づけだが、各個別計画との連携は必要である。

（委員の皆さんは）他の福祉計画に携わっている方もいるので、（連携の）視点からご意見をいただきたい。

障害者計画では、移動支援や福祉有償サービス等の外出支援についてある程度考えているか。

副委員長

障害福祉計画を策定しているが、細かいところはでていなかった。

（移動支援は、出ていたかもしれない。）

委員長

改めてご確認いただきたい。

委員

移動支援の仕事をしている事業者はいくつあるか？

委 員

(事業者は)市内では少ない。介護タクシー事業者が何を中心に(支援)しているかというところがある。

(自身は)居宅の高齢者中心に(支援)している。多くのところは、病院の通院・退院(支援)を中心にしている。ストレッチャーが必要となるためである。他の事業者に在宅(支援)を行わないのか聞いたところ、否定的な意見が多い。

在宅支援の対応には時間を要する。介護タクシーは、ニーズがあるからやれる訳ではない。

最近、介護タクシーが減ってきている。事業者でやめてしまう方もいる。これから先続けられるか不安である。

委 員

委員が、こうあるべきと描いているのはどのようなことか。

委 員

理想としては、各包括支援センターに1台あるパターン。それぞれのエリアをカバーできるようになれば一番よいが。必要な日と必要でない日は目に見えないため、人件費等の経費を考えると無駄がある。金銭的な(支援)があれば助け合えると思う。

委 員

(支援について)事務局はどう思うか？

事務局

(行政の場合は)無駄があるからやらなくてよいということはあってはならないと思います。但し、一方では費用対効果が問われるため、兼ね合いが難しいところです。

この場で方向性までお話しできないが、ニーズがあるということは職員が理解をして、担当課にも伝えて一つ一つ大事にしたいと思っています。

委 員

(行政と)一緒に考えていきたい。行政が考えていることと、現場で考えることの温度差がある。致し方ないことではあるが、擦り合わせするためには、話し合う場があるとよいと思う。

事務局

先程の(委員の話の中で)在宅介護者の移送の話があったが、直接関係者の話を聞き(職員も)理解していくことになると思いました。

委員長

ここで何かをするといくことではないが、お互いにニーズを共有できたと思う。

他にご意見やご質問等ありますか。

委 員

なし

委員長

防災避難(要支援者の避難所等)のサポートについて聞きたい。

事務局

要支援者のサポートについて

避難行動要支援については、要件に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得たうえで、民生委員等に配布している。

発災時は、スムーズに避難ができるよう配慮している。

また、福祉避難所については、現在、市内の介護保険施設や障害福祉施設24カ所と協定を結んでいる。

空き状況等により、受入れの可否は確実ではないが、（要配慮者を）サポートする体制は整えています。

委員長

他の自治体の例を取り上げると、実際に避難する際、スムーズに支援ができないケースがある。個別支援の確認をしておかねばならないと思う。

また、外国籍の方への対応についてはどうか。

事務局

妊娠している方や外国人の方等、避難支援を必要な方は手上げ方式での対応となります。

委員長

（制度について）市民活動の中で、制度を周知していくことになる。

事務局

民生委員に啓発等をお願いしています。

委員

障害のあるお子さんが指定避難所で過ごした際に、騒いでしまい、周囲の人から言われてしまったとの話をきいた。

お子さんと支援者が（周囲を気にせず）過ごせるスペースを設けもらえるとスムーズに避難できると思う。

事務局

お子さんは、（生活の場として）広いスペースが必要です。

協定を結んでいる施設は、高齢者の施設が多く、お子さんの避難先としては適さない可能性があります。また、（部屋等の）空き状況等により、受入れができないこともあります。今後、福祉避難所を増やすことが課題です。

委員長

ほかにご意見はありますか。

委員

先程、避難行動要支援者名簿の話がでたが、民生委員は守秘義務がある。自身の担当地区の（要支援者を）把握している。昨年の台風の際は、（要支援者宅に）電話し状況を確認した。

委員長

（避難支援については）色々な方々と共有できることが大切。それらの（民生委員）活動は重要だと思う。

委員

市役所内の各計画を見ると、庁内で密に連携をとることを記載しているが、きちんと庁内で横の連携をとらねばならない。また、（連携していることを）市民に示してほしい。

立ち話でもよいから、職員同士が話し合い連携をとってほしい。効率だけではなく、一見無駄に見える会話も大事にしてほしい。また、窓口に来る市民の声も自分の担当外のことでも耳を傾けられる雰囲気、市役所内にあるとよい。どのような制度があるか、職員に教えてもらえると、（自分が）それを他の人に伝えることができる。無駄に見える情報をもっと大事にしてほしいと思う。

委員長

ありがとうございました。地域福祉計画ならではのところだと思う。方向性等があれば、事務局からお願いしたい。

事務局

地域福祉計画や保健福祉内各課の計画に関しては、保健福祉部内と子ども政策課職員のワーキングチームを実施し、策定の方向性等を

話し合う等、情報共有しています。

また、ホームページ上で各種計画の進捗状況等を（職員が）共有できます。ただ、先程のご意見は、対面で行うことだと思います。これについては、必要に応じて関係部署と話し合いの場を設け課題等の解決に取り組んでおります。

今後は、話し合い等の連携が（市民の方に）見えるような方法を検討していきたいと思います。

委員長

他にご意見等がありますか。

委員

市内の学校に関わっているが、地域により価値観が異なる。

（価値観が違う意見を）まとめるのは大変なことだと感じた。

委員長

地域だけでなく様々な文化等があり、色々な人達がいる中で計を進めていくのは大変だと思う。但し、地域福祉計画で考えると、新し追記された「包括的支援」や社会福祉法の改正に伴い、今後ある程度方向性がでると思う。

（市役所の）職員間組織間の連携だけではなく、色々な方と一緒に「包括的支援」に取り組んでいく必要があると思う。

今後、なお一層課題になると思う。中間評価のところまで見据えながら検討いただきたい。

事務局

包括的な支援体制の充実について、具体的な施策を（社会福祉協議会から）説明いたします。

社会福祉協議会

生活支援体制整備事業については、市内7圏域、第2層（体制）の協議体で実施している。現在、各地域の課題を抽出している。

地域の課題については、第一層の協議の場で検討する。年度内において会議を3回行う予定。

委員長

これから、なお一層活動が期待される制度だと思う。

ほかに何かありますか。

委員

1点目は、計画のポイントの1つ目「地域交流の促進」について、「小単位でのまちづくりの推進」について前回の会議で（委員自身の）発言が反映されていてありがたい。新規事業3つの中で、（上から見ていくと）老人福祉センター、高齢者、見守りが必要な方等、対象として高齢者と障害者になっている。それ以外の方々がどれぐらい来ているのかと思った。継続事業として、各サロン事業が実施されるので、その他の方が対象になるかと思うが、新たな事業では、どうしても高齢者と障害者が対象になっている。子育て世代を地域の支えあいにもどのように組み入れていくのか気になる。2点目、情報発信の進化については、フェイスブックだけか。チャットポットは魅力的。フェイスブックをやっていない人は情報が入手できなくなる。そのほかにツイッターやインスタグラム等も検討する等、SNSを有効に活用していただきたい。

（質疑応答後、次の議題へ）

事務局

「ふれあいサロン」については、年齢を問わず利用ができます。社会福祉協議会から説明いたします。

社会福祉協議会

「ふれあいサロン」については、市内約97のふれあいサロンが展開されている。誰でも気軽に徒歩で行くことができる所は、高齢者を対象にしたサロンが多い。

子育て世代や親子を対象としたサロンも展開しているが、数か所のみ。但し、地域の交流センターを活用し、独自で子育てサロンを実施しているボランティア団体もある。

事務局

2点目の質問 SNSについてつくば市の広報手段として、フェイスブック・ツイッター・ユーチューブ・インスタグラムの4つのSNSを活用している。その中で、ツイッターは、主に防災、農業、観光、国際分野と各担当課に分かれて情報を発信している状況です。

委員

「つくば市民活動の広場」はフェイスブックだけか。

事務局

「つくば市民活動の広場」は、フェイスブックだけです。

委員

市民活動の情報を共有するとのことだったので、色々な媒体で広報してもらいたい。

事務局

担当部署に伝えます。

委員

各サロン事業の（担当課が）高齢福祉課や社会福祉課（社会福祉協議会）等に限定されたもののように読み取れる。実際、サロン事業ではないが、子育て中の母親達の居場所を開いていたたり、障害児と子供達が野外等で触れ合うサークルを開いていたりする。そういう情報は、（地域福祉計画）の中では表れてこない。計画はそれでよいとして、市内のサロン（のような）活動がこれだけあるというような情報をどこかで発信していくことが市民主体ということである。

委員長

相談支援事業に関しても（相談箇所の）数はあるが、どう情報提供するか（が大切）。1つの媒体だけではなく、色々な形の中でそれを使う方法等が大事な課題である。どうしたらよいかを検討いただきたいと思う。

環境デザインの研究をしている方がおり、その方の意見によると、「入り方」がデザインとしてきちんとうまくできていると、人が集まって来るようになるとのことである。

そのような観点で考えると、入りやすいサロンは何なのか。を考えていただくのも1つであると思う。

委員長

他に何かありますか。

委員

活動の中心計画の解決を利用しながら4者でやるのが理想だと思った。

委員長

色々な所で活躍し協力し合えることが、地域福祉計画では重要になるので、また報告いただきたい。

委員長：続きまして6「その他」について

「事務局で連絡事項等がありますか。」

(事務局より連絡事項等の説明)

計画のスケジュールについて、パブリックコメントが、早まり11月27日から12月27日に実施することになりました。

今後の予定としては、11月の庁議を経て、パブリックコメントを実施し、その結果を来年1月の策定委員会にて皆様にご報告いたします。

つきましては、スケジュール状況を鑑みて、本日の策定委員会での修正箇所の校正及び本日以降における修正等につきましては、委員長に一任ということでご了承いただきたいと思えます。

委員

(委員長に)一任願います。

委員長

「ありがとうございました。このことについて、委員の皆様ご意見やご質問等ございますか。」

委員長：その他、特に質問等がなければ、以上をもちまして、本日の会議はすべて終了となります。お疲れさまでした。

つくば市地域福祉計画(第4期)施策 新旧対応表

基本施策	テーマ	新規◎ 削除×	①事業欄	②内容欄	③具体的な事業名又は施策名	④担当課欄
			施策名	計画内容		担当課
1 自立と 支えあい 協働と参画 の地域づく り	①市民を 主体とした 共同事業 の展開と参 加促進		地域福祉計画の策定～事業評価への 市民参加の促進	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意 見を取り入れます。	市民参加の地域福祉計画の策 定、事業評価	社会福祉課
			食生活改善推進員の活動支援	各地区での食育普及活動を推進するため、食生活改善推 進員の養成及び活動支援をすることで、地区組織活動の充 実を図ります。	食生活改善推進員の活動	健康増進課
			市民主体のイベントの支援	各種大会やイベントでは、市民主体の企画運営を目指し、 支援を行います。	おひさまサンサン生き生きまつり チャレンジアートフェスティバル事業等	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
			アイラブつくばまちづくり補助金によるまち づくりの推進	市民協働によって個性豊かで活力あるまちづくりを目指 す。	アイラブつくばまちづくり寄付金活用 事業、市民活動自立支援	市民活動課
		×	市民協働による地域福祉の推進	市民、行政、様々な組織と、市民協働によって地域福祉 の充実を目指します。	市民協働のスポーツ活動推進事業	スポーツ振興課
		×	市民協働による地域福祉の推進	市民、行政、様々な組織と、市民協働によって地域福祉 の充実を目指します。	アイラブつくばまちづくり寄付金活用 事業等	市民活動課
	②人びとが 近隣で支え あえる地域 の創造		小単位での支え合いのまちづくりの推進	地域の歩いて行ける場所に、お茶を飲んだりおしゃべりでき る交流の場「ふれあいサロン」をつくり、地域における支えあ い活動を推進します。	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会
		◎	小単位での支え合いのまちづくりの推進	社会参加の促進と生きがいを高めるため、市内の老人福 祉センターや身近な地域でいきいきサロンを実施すること で、地域の交流を図ります。	いきいきサロン事業	高齢福祉課 社会福祉協議会
		◎	小単位での支え合いのまちづくりの推進	高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、 高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場 の確保を支援します。	高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢福祉課
		◎	小単位での支え合いのまちづくりの推進	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう に、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進 し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守り が必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづく りを進める。	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会
			区会の設立及び区会加入の促進	地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、区会へ の加入を推進します。	区会の設立及び区会加入の促進、 区会連合会との連携強化	市民活動課
			スポーツを通じた交流の促進	(一社)つくば市スポーツ協会などと協力し、市内各地 区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の充実を図 り、地域間交流・家族交流を促進します。	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ振興課
	③「新しい 公共」を創 造する市民 の育成に向 けた教育・ 啓発		地域福祉概念の普及・啓発	地域福祉に関する考えを市内に広めます。	地域福祉出前講座	社会福祉課
		◎	次世代の育成	市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボラ ンティア活動を体験する講座を開催し、学生等の次世代 の支え手を育成します。	福祉移動教室 青少年ボランティア体験講座	社会福祉課 社会福祉協議会
			ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害者への理解が進むことで、障害のある人が安心して 生活ができるよう、市民の意識啓発を行います。	チャレンジアートフェスティバル 体験乗馬療教室	障害福祉課
			心のバリアフリー化についての意識啓発	障害者への社会的障壁を取り除き、差別を行わないよう にするなど、心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもら うため、市民の意識啓発を行います。	ノーマライゼーション理念の普及、啓 発	障害福祉課
			参加しやすいボランティア活動の創出	ボランティア活動により多くの人に参加してもらえるよう、福祉 に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、一般市民を 対象とした講演会や講座などを引き続き実施します。	ボランティア参加機会の創出事業	社会福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会
			小中学校における福祉・環境教育の推 進	支え合いの精神を育てるため、学校教育の全領域におい て、道徳教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育 を推進します。	福祉教育 道徳教育 環境教育	社会福祉課 社会福祉協議会 学び推進課
			人権擁護活動の推進	市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るた め、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明る く住みよい地域社会の創出を目指します。	人権教育 人権啓発 人権相談	市民活動課
			市民の主体的なまちづくりに向けた意識 啓発	地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動する きっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。	社会教育講演会・家庭教育学級 乳児、幼児、小中学生の保護者及 び市民に対する家庭教育学級、講 演会の実施を通じた学習支援・意 識啓発	生涯学習推進課
			男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事 と生活の調和(ワークライフバランス)や性別による固定的な 役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとと もに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組みま す。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人 一人の能力や行動力を高めます。	男女共同参画会議(つくばミンナの つどい) 男女共同参画セミナー 男女共同参画室だよりの発行 出前講座等	男女共同参画室
◎		合理的配慮提供の支援	障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる 共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民 自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・ 工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	合理的配慮支援事業	障害福祉課	

基本施策	テーマ	新規○ 削除×	①事業欄	②内容欄	③具体的な事業名又は施策名	④担当課欄
			施策名	計画内容		担当課
			差別禁止の意識啓発	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向を見ながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。	差別禁止の意識啓発	障害福祉課 人事課
①多様なサービス提供主体の参入促進			多様な主体によるサービス提供の促進	NPO・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性をいかした効果的なサービスの提供を促進します。	ボランティアセンターの充実	社会福祉課 社会福祉協議会
	○		市民協働まちづくり活動支援	SNSの活用で、市民活動の情報を共有するための基盤を整備し、コミュニティの活性化及び市民協働を図るための広報活動を実施する。	SNS「つくば市民活動ひろば」の情報発信による市民協働推進事業	市民活動課
			ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供	NPO法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動・ボランティア活動の支援を提供していきます。	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催	社会福祉協議会
	×		人材バンクの充実	市民活動センター登録団体情報と社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体情報を相互活用し、人材バンクの充実を図ります。	人材バンクの充実	社会福祉課 社会福祉協議会
	○		市民チャレンジへの支援及び相談	市民活動団体等の取組を応援し、相談を受けるとともに、市民活動団体等の新たな活動を支援する。	市民活動相談事業	市民活動課
	○		みんなの食堂実施団体への支援	食を通じて地域の子どもや大人が交流することができる地域の交流スペースとしての居場所を提供できるよう、みんなの食堂実施団体の運営を支援し新規開設を促進するため補助金を交付する。	みんなの食堂事業補助金	こども未来室
②だれもが必要な情報を入手できる仕組みづくり			広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報つくばや、各種情報誌、市ホームページ、メルマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ（文字・図表・イラストなど）など、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 地域包括支援課 健康増進課 こども政策課 幼児保育課 こども育成課
	○		市ホームページ・子育て便利帳・子育てナビ等による情報提供	市ホームページや子育て便利帳等で、子育て支援情報を発信し、チャットボット（一問一答多言語式自動応答サービス）を導入し、子育て支援情報サービスの利便性向上を図ります。	情報誌の充実 子育てナビの充実	こども政策課
	○		市民活動団体の情報提供	市民活動センターで、市民活動団体の情報提供を行います。	市民活動団体の情報提供事業	市民活動課
			NPO・ボランティアの情報提供	ボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。	NPO・ボランティアの情報提供事業	社会福祉課 社会福祉協議会
			民生委員児童委員との連携による情報提供	民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	民生委員児童委員との連携による情報提供事業	社会福祉課
		情報誌の発行	「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。	社協通信つくばの発行事業 ボランティアニュースの発行	社会福祉協議会	
③だれもが安心して相談できる仕組みづくり			各課総合相談の充実	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 健康増進課 子育て相談室 幼児保育課 こども育成課
			総合相談の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につながるワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内7か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課
	○		女性、男性のための総合相談の充実	生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。	女性のための相談室運営事業 男性のための電話相談実施事業	男女共同参画室
			福祉相談の充実	市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、各分野の専門相談員による身近で気軽に相談できるような場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。	福祉相談事業	社会福祉課 社会福祉協議会

基本施策	テーマ	新規○ 削除×	①事業欄	②内容欄	③具体的な事業名又は施策名	④担当課欄
			施策名	計画内容		担当課
2 だれもが 十分なサー ビスを利用 できる支援 体制の充 実			教育面における相談の充実	関係機関等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます	教育相談事業 市費スクールソーシャルワーカーの活用 県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用	教育相談センター
			地域のキーパーソンによる相談、行政との橋渡しの仕組みづくり	地域において身近に相談できる窓口として、区長や民生委員児童委員における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。	行政相談システムの整備	社会福祉課 社会福祉協議会
			施設入所者等への訪問相談の充実	施設入所者等の相談ニーズに対応するため、状況に応じて相談員を派遣し、訪問相談を行います。	介護サービス相談員派遣事業	介護保険課
		×	市民による情報交換の場の整備	高齢者、障害者、子育て中の保護者など、同じニーズをもつ市民同士が情報交換や相談をすることができる場の整備を行います。	市民による情報交換の場の整備事業	こども課 高齢福祉課 障害福祉課
	④だれもが 必要なサー ビスを効果 的に受ける ことができる 仕組みづく り	○	民生委員等のサポート強化	定例会や研修会を実施し、地域と行政の橋渡し役である民生委員等の活動を支援し、地域の連携を強化します。	民生委員児童委員協議会の支援	社会福祉課
		×	地域ケアシステム事業の充実	在宅ケアチームの編成及び再検討を重点的に行い、支援の輪の拡充を推進します。また、地域ケアコーディネーター、保健・医療・福祉の関係者や行政職員、地域住民、社会福祉協議会及び各支部との連携を強化し、より効果的な支援ができるようネットワークを構築します。	地域ケアシステムの充実	社会福祉課
			高齢者ケアマネジメント体制の充実	地域・圏域別・個別の3種のケア会議を開催し、個別課題の解決を積み重ねることから、地域課題を発見し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげます。	地域ケア会議推進事業	地域包括支援課
			つくば市障害者自立支援協議会を活用した市内関係団体との協働	継続した協働体制・機会の周知により、多くの市内関係団体とネットワークづくりを推進します。	つくば市障害者自立支援協議会との連携	障害福祉課
			つくば市福祉団体等連絡協議会への支援協力	市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。	福祉団体等連絡協議会との連携	障害福祉課
		⑤福祉サー ビスの質の 向上		事業の質の向上支援	研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供・共有化することにより、事業者のサービス等の質の向上を支援します。また、新規事業者が研修会や交流会に参加できるような体制づくりを推進します。	サービス事業者への研修会や交流会の開催
	福祉人材の発掘・育成		福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。	福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業	社会福祉課 障害福祉課	
	ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上		地域支援ネットワークを活用しながら、ケアマネジャーをはじめとした多職種が連携・協働することで、保健、医療、福祉、生活支援サービスなど様々な資源を活用し、包括的・継続的に支援をします。	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援課	
○	相談支援専門員、ホームヘルパー等の連携		福祉サービスを円滑に提供するため、相談支援専門員とホームヘルパー等を中心とした情報交換を積極的に促します。	サービス事業者との連携	障害福祉課	
	福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり		第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども政策課 こども育成課	
	指定管理者制度の適切な運用		指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	こども政策課 こども育成課 高齢福祉課	
	事業者の情報公開の促進		透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。	事業者の情報公開	高齢福祉課	
⑥権利擁 護のための 支援の充 実		権利擁護や成年後見制度の周知徹底	認知症等により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行います。	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度推進事業 日常生活自立支援事業	地域包括支援課 社会福祉協議会	
	○	高齢者虐待の防止	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに被害者の状況を確認し、事例に即した適切な対応をします。また、高齢者虐待の防止、早期発見や適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。	権利擁護事業	地域包括支援課	
	○	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがいないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害のある人等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課 地域包括支援課	

基本施策	テーマ	新規○ 削除×	①事業欄	②内容欄	③具体的な事業名又は施策名	④担当課欄
			施策名	計画内容		担当課
⑦生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進		○	成年後見制度等の権利擁護の推進	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下し、財産管理や福祉サービス利用契約が困難になった人の権利侵害の予防、権利行使の支援を目的として、成年後見制度利用相談、普及啓発、市民後見人の養成、法人後見等を実施します。	成年後見制度推進事業	障害福祉課 地域包括支援課 社会福祉協議会
			障害者虐待防止事業	「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行います。また、障害のある人の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者虐待防止事業	障害福祉課
		生活困窮者への相談支援	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。	自立相談支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会	
		生活保護世帯や虐待のある家庭、ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備	多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。	生活保護相談事業 家庭児童相談事業	社会福祉課 子育て相談室	
	○	学習支援団体との協定締結による協働	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供等を行う。	つくばこどもの青い羽根学習会	子ども未来室	
	○	学習塾代支援	市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる経費の助成を行う。	子どもの学習塾代助成	子ども未来室	
①高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援			高齢者の自主的な健康づくりの支援	健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。	高齢者の健康づくり支援事業	健康増進課 (いきいきプラザ)
	×		地域包括ケア体制の拠点整備	在宅介護支援センター(11ヶ所)の運営強化を推進します。	在宅支援センター運営指導	地域包括支援課
			日常生活圏域単位の拠点整備	高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。	地域密着型サービスの推進	高齢福祉課
			社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉協議会を拠点として、地域住民や民生委員児童委員と協力しながら、高齢者・障害者等の見守り活動や地域の活性化を目的とする事業を推進します。	社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉課 社会福祉協議会
	×		地域支援事業	保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士がチームとなり、「総合相談支援・権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防ケアマネジメント」を実施し、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	高齢者への地域支援事業	地域包括支援課
	○		在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討のため、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出や解決策の検討、連携推進のための様々な事業等を行います。	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援課
	×		団塊の世代への活動支援	団塊の世代に対して、パソコン等の技能向上を図り、地域資源としての能力・活力を向上させる支援を行います。	団塊の世代への活動支援事業	(社会福祉協議会委託) 社会福祉課
	○		認知症高齢者等保護支援事業	行方不明の恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	認知症高齢者等保護支援事業	地域包括支援課
	×		はいかい高齢者家族支援事業の実施	はいかい行動のみられる認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	はいかい高齢者家族支援サービス事業	高齢福祉課
②市民の健康づくりのための活動の推進			生活習慣病予防の実施	生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業(意識啓発やイベント・研修等)を実施します。	生活習慣病予防事業	健康増進課
			市民の主体的な健康づくり	主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。	スポーツ教室、イベント等の実施	スポーツ振興課
	○		障害者スポーツの推進	障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。	障害者スポーツを取り入れた教室、イベントの実施 障害者スポーツサポーターの養成講座の実施	スポーツ振興課
			障害者スポーツの推進	全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に向け、障害者スポーツの普及に努めます。	障害者スポーツ教室の開催(茨城県と共催)	障害福祉課
			ファミリーサポートセンター事業(つくば子育てサポートサービス事業)の充実	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人々が子育てを家庭を支援することを目的とし、子育てを家庭を支えるネットワークの一つとします。	ファミリーサポートセンター事業(つくば子育てサポートサービス事業)	子ども政策課 社会福祉協議会

基本施策	テーマ	新規○ 削除×	①事業欄	②内容欄	③具体的な事業名又は施策名	④担当課欄
			施策名	計画内容		担当課
3 地域で安心して暮らせるための施策の充実	③地域で安心して子育てができる環境づくり		乳幼児医療、小児医療の充実	日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報を入力活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。 小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者の方への啓発を図ります。	乳幼児医療・小児医療の充実 適切な受診行動につながる情報の周知	健康増進課
			保育施設の適正な配置	少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育事業者の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。	保育施設の適正配置	こども政策課 幼児保育課
			子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施	放課後において、学校施設内、児童館、児童クラブ施設などの子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「放課後子供教室推進事業」を推進します。	放課後子供教室推進事業	こども育成課
			地域子育て支援の拠点施設の整備推進	子育て中の保護者など、同じニーズを持つ市民同士が情報交換や相談をすることができる場を、児童福祉施設適正化配置計画をもとに、地域子育て支援拠点の整備を推進します。	地域子育て支援拠点の整備事業	こども政策課
	④防災・防犯対策の充実		避難行動要支援者の救済対策の確立	行政と地域住民及び関係機関が協働しながら、地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。	区会との連携、避難行動要支援者名簿の整備事業、福祉避難所整備事業	社会福祉課
			地域防犯体制の強化	ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。	地域防犯体制の強化	防犯交通安全課
			子どもの安全確保	各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。	各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	教育総務課 (各小・中・義務教育学校)
		×	ひとり暮らし（日中独居含む）高齢者や自立生活を営む上での障害者の生活の見守り	犯罪や悪徳商法の危険があるために、地域ネットワーク（見守り体制）の整備を図ります。また、インフォーマルサービスと地域包括支援ネットワークとの融合を図ります。	警察、消費者センターとの連携	社会福祉課
	⑤就労支援の充実		障害者の就労支援	総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の活用を積極的に促します。	就労支援事業の充実	障害福祉課
		○	障害者の就労の充実	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害のある人の自立の促進を図ります。	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害福祉課
			高齢者の就労支援	つくばシルバー人材センターにおいて、高齢者の就労を支援します。	高齢者の就労支援	高齢福祉課
			生活保護受給者世帯の就労支援	生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。	生活保護受給者世帯の就労支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
	⑥ユニバーサルデザインのまちづくり	×	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	障害の有無、年齢や性別などにかかわらず、様々な人々が利用しやすく快適に行動できるよう施設や交通機関、都市環境等について、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。	ユニバーサルデザインの普及促進	企画課都市施設課
			バリアフリー化の推進	公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をしようとしている者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、すべての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。	施設環境の整備	障害福祉課 建築指導課
			障害者の居住支援	重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。 また、グループホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業の活用を積極的に促します。	住宅改修事業の周知 特定障害者特別給付費事業	障害福祉課

基本施策	テーマ	新規○ 削除×	①事業欄	②内容欄	③具体的な事業名又は施策名	④担当課欄
			施策名	計画内容		担当課
⑦住宅支援のまちづくり			生活困窮者への住居確保支援	離職により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。	住居確保給付金支給事業	社会福祉課 社会福祉協議会
			高齢者の住居確保支援	高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、家賃住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。	介護保険施設等の整備 市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等 市営住宅の提供 低額な家賃の民間賃貸住宅やセーフティネット住宅、居住支援法人に関する情報提供	高齢福祉課 住宅政策課
⑧移動手段の確保			福祉有償運送の充実	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	福祉有償運送の充実	障害福祉課 高齢福祉課
			◎ 高齢者タクシー運賃助成券の交付	高齢者の外出支援や社会参加を促すことを目的として、タクシー運賃の一部助成を行っており、制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	高齢者タクシー運賃助成事業	高齢福祉課
			福祉タクシー利用券の交付	障害者の社会参加の促進を図るために、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	福祉タクシー利用券の交付事業	障害福祉課
			公共交通の整備	将来にわたり持続可能な公共交通体系を目指し、路線による役割分担や、需要や目的に応じた適切なサービスを提供し、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。	コミュニティバス「つくバス」等の運行	総合交通政策課
⑨地域を基盤とする包括的支援の強化		◎ 包括的相談支援の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課	
		× 地域ケアシステム事業の充実	在宅ケアチームの編成及び再検討を重点的に行い、支援の輪の拡充を推進します。また、地域ケアコーディネーター、保健・医療・福祉の関係者や行政職員、地域住民、社会福祉協議会及び各支部との連携を強化し、より効果的な支援ができるようネットワークを構築します。		社会福祉協議会	
		◎ 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、地縁組織などが、互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。	生活支援体制整備事業	地域包括支援課 社会福祉協議会	

つくば市地域福祉計画（第4期）

素案

（令和3年度～令和7年度）



つくば市

ごあいさつ

目 次

I	はじめに.....	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	3
2	地域福祉計画に関する国と県の動向	3
	（1）国の動向	3
	（2）県の動向	4
3	「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ	5
4	計画の期間	6
5	計画の策定方法	7
	（1）計画策定にあたっての基本的考え方	7
	（2）計画の策定方法	7
II	地域福祉をめぐる市の現状と課題	8
1	つくば市の現状	9
	（1）人口推移と少子高齢化の進展状況.....	9
	（2）高齢者世帯・ひとり親世帯の状況.....	10
	（3）要介護等の認定状況	10
	（4）障害者の状況	11
	（5）被保護世帯・人員の状況	12
	（6）避難行動要支援者と名簿登録状況.....	13
2	アンケート調査結果にみる市民意識	14

3	第3期計画の推進状況.....	15
4	計画策定に当たってのポイント	17
III	計画の体系	18
1	計画の基本目標	19
2	計画の基本施策	19
3	計画の体系図.....	20
IV	施策の展開	21
	基本施策1	22
V	計画の推進と進捗の管理.....	40
1	市民協働ガイドラインに則った計画の推進.....	41
2	地域福祉の役割分担	42
3	計画の進捗を管理する体制	42
資料編	43
1	つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過	44
2	つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	45
3	つくば市地域福祉計画策定委員会名簿.....	47

1 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、2025年に「団塊の世代」に属するすべての人が、要介護のリスクが急速に高まる後期高齢者となること、また、高齢者や社会を支える中心年代である15歳から64歳までの生産年齢人口が減少をつづけることは、避けることができない既定の近未来となっています。

高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が顕在化してきています。さらに、我々に「新しい日常生活」を強いる新型コロナウイルスは、近年、規模と頻度を増す風水害などの自然災害への備えや対応を、一層困難なものとしています。

つくば市においては、福祉で選ばれるまちを目指し、「みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり」を目標とした「つくば市地域福祉計画（第3期）」を平成28（2016）年3月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第3期計画が最終年度を迎えるにあたり、そうした新たに顕在化した課題への対応や高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、今後取り組むべき事項を加えて、本市の地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画（第4期）を策定することとしました。

2 地域福祉計画に関する国と県の動向

（1）国の動向

国は、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域において住民同士が「支え手」「受け手」という関係を超越して支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を今後の福祉

I はじめに

改革を貫く「基本コンセプト」として体制の整備を進めています。

その改革の一環として、平成29（2017）年5月に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、平成30（2018）年4月に施行しました。改正の主なポイントは次のとおりです。

法第4条第2項
法第6条第2項
法第106条の3
法第106条の2
法第107条

（2） 県の動向

茨城県では、社会福祉法第108条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を以下のとおり策定してきました。

茨城県地域福祉支援計画 （計画期間：平成16年度～平成20年度）

茨城県地域福祉支援計画（第2期） （計画期間：平成21年度～平成25年度）

茨城県地域福祉支援計画（第3期） （計画期間：平成26年度～平成30年度）

茨城県地域福祉支援計画（第4期） （計画期間：平成31（令和元）年度～令和5年度）

現在推進中の第4期計画では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標に、3つのチャレンジ、すなわち「支え合いの地域づくり」、「支え合いを担う『人財づくり』」、「福祉を支える『環境・基盤づくり』」を設定し、具体的施策を展開しています。

3 「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ

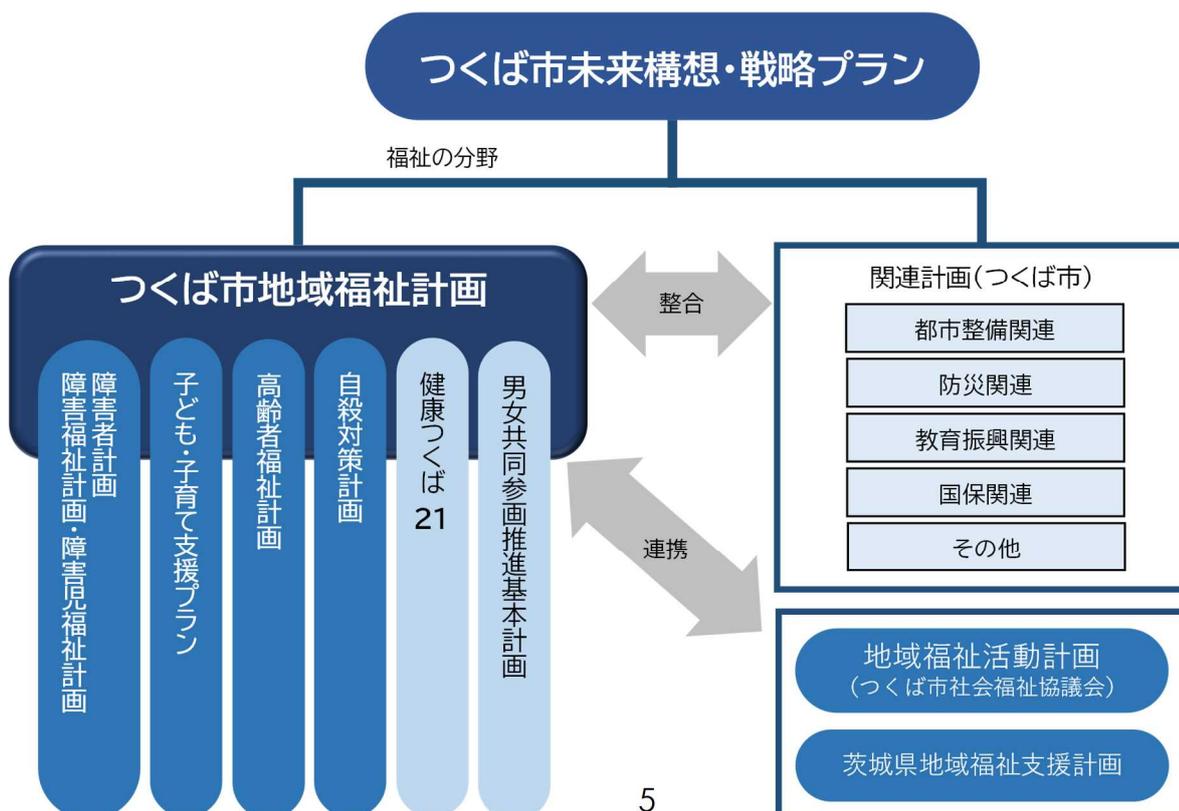
つくば市地域福祉計画（第4期）は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第3期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



4 計画の期間

つくば市地域福祉計画（第3期）は、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5ヶ年の計画として策定されました。第4期計画は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を最終年度とする5ヶ年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、令和5年度をめやすとして客観的評価を含めた中間評価を、更に令和7年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。



5 計画の策定方法

(1) 計画策定にあたっての基本的考え方

本計画策定にあたっては、市の現状、アンケート調査結果にみえる市民意識、第3期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

(平成29年厚生労働省社援発1212第2号等)に示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ策定することを基本的な考え方としました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 計画の策定方法

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定にあたっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「高齢者」、「障害者」、「子ども」、「健康」の分野ごとに実施したアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

また、市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画（第4期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

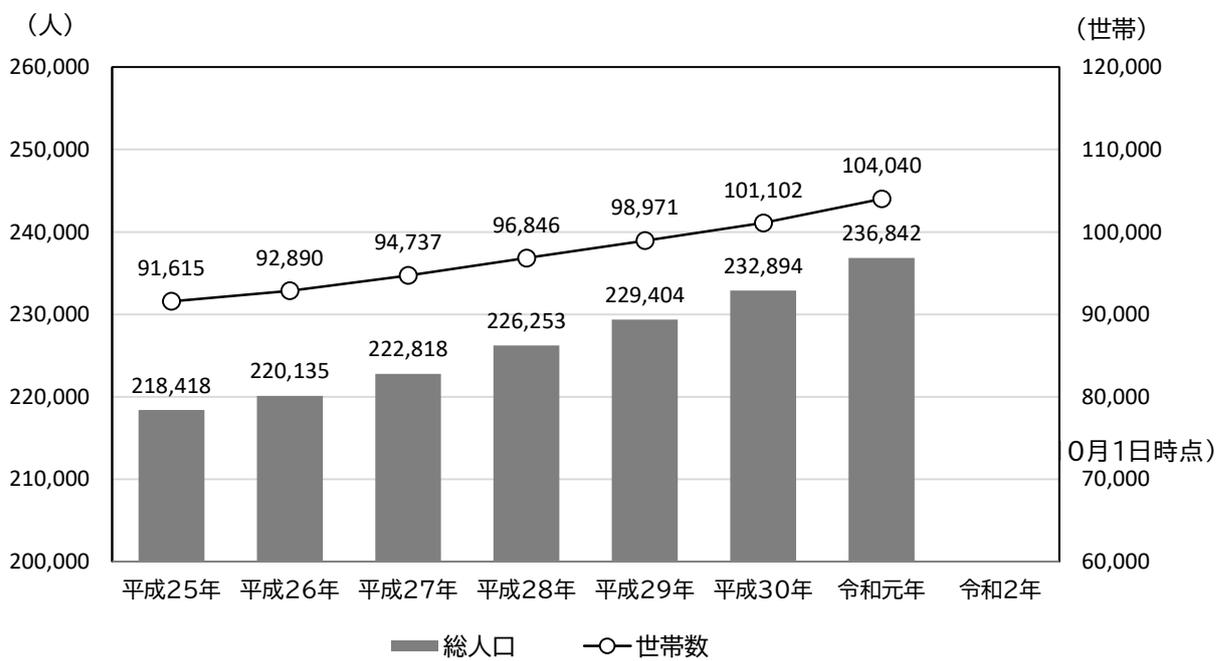
さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリック・コメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 つくば市の現状

(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

説明

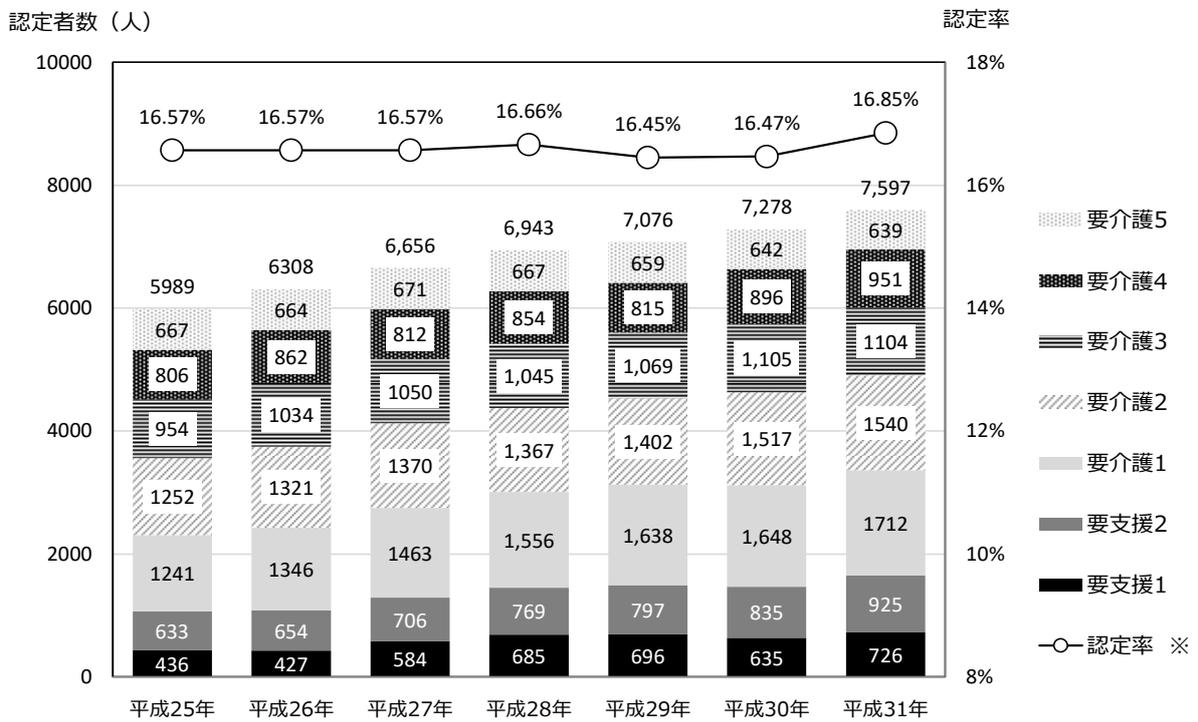


(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

作 成 中

(2) 要介護等の認定状況

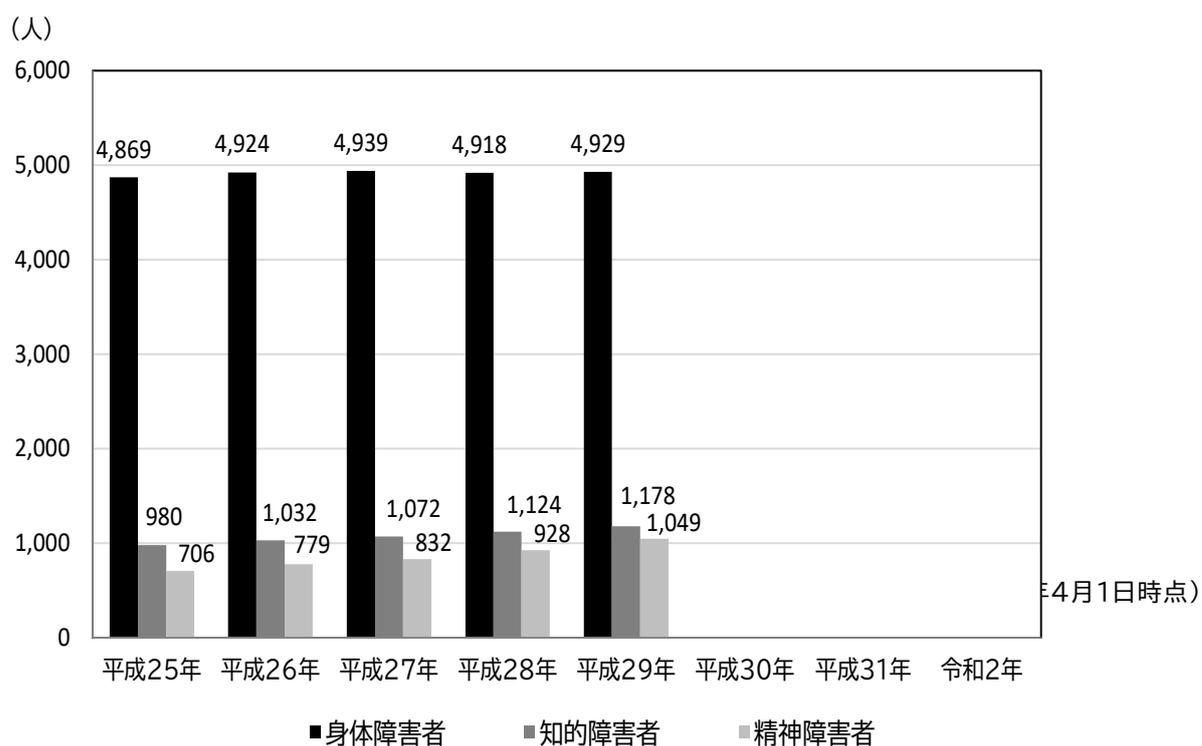
説明



資料:介護保険課(各年3月31日時点)

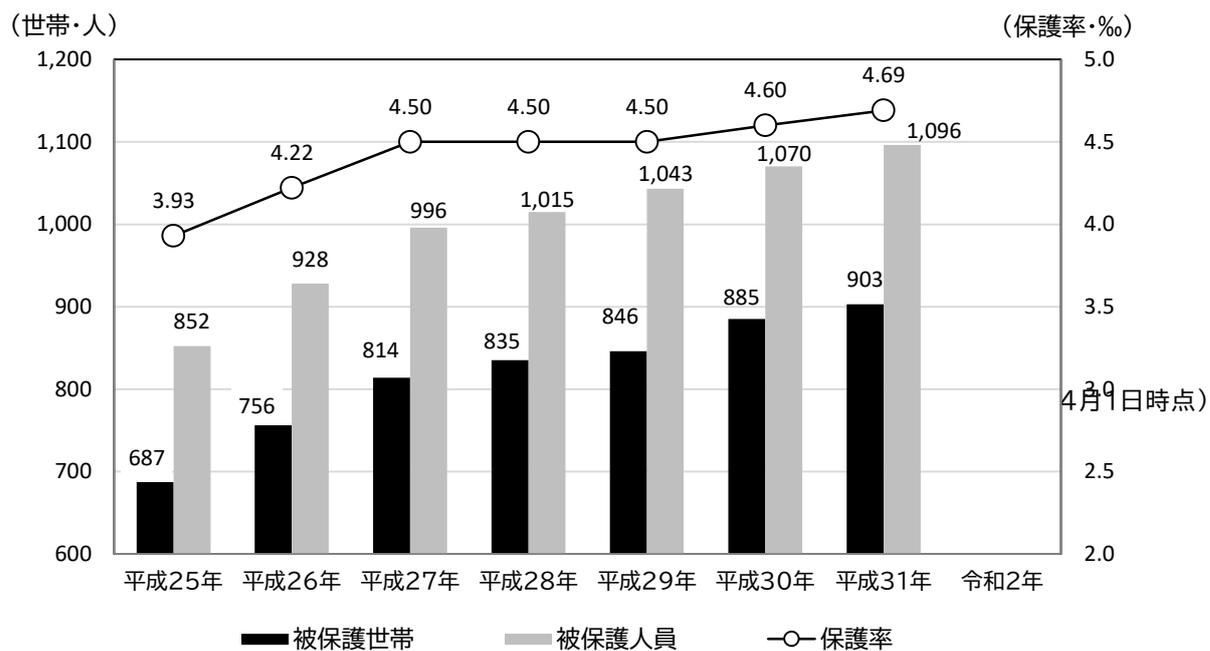
(4) 障害者の状況

説明



(5) 被保護世帯・人員の状況

説明



(6) 避難行動要支援者と名簿登録状況

作成中

作成中

2 アンケート調査結果にみる市民意識

「つくば市地域福祉計画（第4期）」策定にあたり、市が近年実施した以下のアンケート調査結果について、地域福祉の観点から再度の評価を行いました。

その結果から、地域福祉を充実させていく上での主要な課題が、以下のとおり明らかとなりました。

作 成 中

3 第3期計画の推進状況

つくば市地域福祉計画（第3期）の施策実施状況と今後の方向性について、令和2年度に担当課にて行った前期進捗評価の結果は以下のとおりでした。

なお、一つの施策が複数の部局において実施されている場合があるため、計画に示された施策の数（74）と評価数（150）は一致しません。

調査項目	評価数	前期進捗評価（※1）			方向性（※2）		
		I	II	III	A	B	C
基本施策1 自立と支え合い、協働と参画の地域づくり	34	1	33	0	1	33	0
基本施策2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実	73	7	65	1	5	68	0
基本施策3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備	43	3	40	0	8	34	1
合 計	150	11	138	1	14	135	1
合 計（％）	100	7.3	92.0	0.7	9.3	90.0	0.7

（※1） I:成果は上がっている II:一定の成果は上がっている III:成果は上がっていない

（※2） A:拡充 B:現状維持 C:縮小（廃止を含む）

以上の結果から、「I：成果は上がっている」または「II：一定の成果は上がっている」との回答は150件中149件（99.3％）であり、前期の進捗状況は概ね良好でした。

なお、「III：成果は上がっていない」の1件は、「人材バンクの充実」（社会福祉協議会）でした。

また今後の方向性については、150件中廃止1件を除く117件（99.2％）の回答が「A：拡充」または「B：現状維持」との回答であり、計画後期に向け施策の内容も現在の水準がほぼ

維持される見通しとなっています。

なお、「C:縮小（廃止を含む）」の1件は、「在宅支援センター運営指導」（地域包括支援課）
でした。

4 計画策定に当たってのポイント

ポイント1 ～地域交流の促進～

地域における様々なコミュニティによる支え合いが必要であると考えている。そのために住民同士が知り合う機会の創出や、地域で支え合うまちづくりに取り組む活動への支援を行政に求めている。

ポイント2 ～情報発信の進化～

市からの情報発信は十分でないと考えている。情報を得る手段として、市の広報紙やホームページ、回覧板の存在は大きい。一方で、情報発信の手段にさらなる検討・改善が求められている。

ポイント3 ～組織横断的な連携体制の整備～

従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。

III 計画の体系

1 計画の基本目標

つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。

そのために、21世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」を掲げます。

本計画の目標

「地域で支えあい、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

「地域で支えあい」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

2 計画の基本施策

基本施策1 相互に支えあう地域共生のまちづくり

「つくば市市民協働のガイドライン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策1」に位置づけました。

基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

本施策では、だれもが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

IV 施策の展開

基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための包括的支援の施策をまとめました。

3 計画の体系図



IV 施策の展開

IV 施策の展開

基本施策 1 相互に支えあう地域共生のまちづくり

テーマ	①	市民を主体とした共同事業の展開と参加促進
-----	---	----------------------

施策名	内容	主な事業	担当課
地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。	市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価	社会福祉課
食生活改善推進員の活動支援	各地区での食育普及活動を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援をすることで、地区組織活動の充実を図ります。	食生活改善推進員の活動	健康増進課
市民主体のイベントの支援	各種大会やまつりでは、市民主体の企画運営を目指し、支援を行います。 (チャレンジアートフェスティバル・おひさまサンサン生き生きまつり)	おひさまサンサン生き生きまつり チャレンジアートフェスティバル事業等	障害福祉課 高齢福祉課
アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進	市民協働によって個性豊かで活力あるまちづくりを目指す。	アイラブつくばまちづくり寄付金活用事業、市民活動自立支援	市民活動課

テーマ	②	人びとが近隣で支えあえる地域の創造
-----	---	-------------------

小単位での支え合いのまちづくりの推進	支部事業を中心に、地域ごとに行われるお祭りやふれあい事業等を実施することで、小地域単位の支え合いのまちの土台づくりを行います。地域の歩いて行ける場所に、お茶を飲んだりおしゃべりできる交流の場（サロン）をつくり、地域における支えあい活動を推進します。	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会
--------------------	--	-----------	---------

小単位での支え合いのまちづくりの推進	社会参加の促進と生きがいを高めるため、市内の老人福祉センターや身近な地域でいきいきサロンを実施することで、地域の交流を図ります。	いきいきサロン事業	高齢福祉課 (社会福祉協議会委託)
小単位での支え合いのまちづくりの推進	高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。	高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢福祉課
小単位での支え合いのまちづくりの推進	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進める。	地域見守りネットワーク事業	地域包括支援課 (社会福祉協議会委託)
区会の設立及び区会加入の促進	地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、区会への加入を推進します。	区会の設立及び区会加入の促進、区会連合会との連携強化	市民活動課
スポーツを通じた交流の促進	つくば市体育協会と協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の拡充を図り、地域間交流・家族交流を促進します。	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ振興課

テーマ	③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
-----	------------------------------

地域福祉概念の普及・啓発	地域福祉に関する考えを市内に広めます。	地域福祉出前講座	社会福祉課
ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害者への理解が進むことで、障害者の方が安心して生活ができるよう、市民の意識啓発を行います。	チャレンジアートフェスティバル 体験乗馬療法教室	障害福祉課

IV 施策の展開

心のバリアフリー化についての意識啓発	障害のある人への社会的障壁を取り除き、差別を行わないようにするなど、心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、市民の意識啓発を行います。	ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害福祉課
参加しやすいボランティア活動の創出	ボランティア活動により多くの人に参加してもらえるよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、一般市民を対象とした講演会や講座などを引き続き実施します。	ボランティア参加機会の創出事業	社会福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会
小中学校における福祉・環境教育の推進	支え合いの精神を育てるため、学校教育の全領域において、道徳教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。	福祉教育 道徳教育 環境教育	社会福祉課 社会福祉協議会 学び推進課
人権擁護活動の推進	市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。	人権教育 人権啓発 人権相談	市民活動課
市民の主体的な健康づくりに向けた意識啓発	地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。	社会教育講演会・家庭教育学級 乳児、幼児、小中学生の保護者及び一般市民に対して家庭教育学級、講演会を実施し、学習支援・意識啓発を実施していく。	文化芸術課 生涯学習推進課
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り	男女共同参画会議（つくばミンナのつどい） 男女共同参画セミナー 男女共同参画室だよりの発行出前講座等	男女共同参画室

	組みます。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人一人の能力や行動力を高めます。		
合理的配慮提供の支援	障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	合理的配慮支援事業	障害福祉課
差別禁止の意識啓発	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向を見ながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。	差別禁止の意識啓発	障害福祉課 人事課

基本施策 2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

テーマ	①	多様なサービス提供主体の参入促進	
多様な主体によるサービス提供の促進	NPO・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性をいかした効果的なサービスの提供を促進します。	ボランティアセンターの充実	社会福祉課 社会福祉協議会
市民協働まちづくり活動支援	SNSの活用で、市民活動の情報を共有するための基盤を整備し、コミュニティの活性化及び市民協働を図るための広報活動を実施する。	SNS「つくば市民活動ひろば」の情報発信による市民協働推進事業	市民活動課

IV 施策の展開

ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供	中間支援施設である市民活動センターを拠点として、NPO法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動の支援を提供していきます。	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催	社会福祉協議会 文化芸術課 生涯学習推進課
人材バンクの充実	市民活動センター登録団体情報と社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体情報を相互活用し、人材バンクの充実に図ります。	人材バンクの充実	社会福祉課 社会福祉協議会
市民チャレンジへの支援及び相談	市民活動団体等の取組を応援し、相談を受けるとともに、市民活動団体等の新たな活動を支援する。	市民活動相談事業	市民活動課
学習支援団体との協定締結による協働	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供等を行う。	つくばこどもの青い羽根学習会	こども未来室
みんなの食堂実施団体への支援	食を通じて地域の子どもや大人が交流することができる地域の交流スペースとしての居場所を提供できるよう、みんなの食堂実施団体の運営を支援し新規開設を促進するため補助金を交付する。	みんなの食堂事業補助金	こども未来室

テーマ	②	誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
-----	---	----------------------

広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報「つくば」や各種情報誌、ホームページ、メールマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ(文字・図表・イラストなど)など、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 地域包括支援課 健康増進課 こども政策課 幼児保育課 こども育成課
市ホームページ・子育て便利帳・子育てナビ等による情報提供	市ホームページや子育て便利帳等で、子育て支援情報を発信し、チャットポット(一問一答多会話式自動応答サービス)を導入し、子育て支援情報サービスの利便性向上を図ります。	情報誌の充実 子育てナビの充実	こども政策課
市民活動団体の情報提供	市民活動センターで、市民活動団体の情報提供を行います。	市民活動団体の情報提供事業	市民活動課
NPO・ボランティアの情報提供	市民活動センターやボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。	NPO・ボランティアの情報提供事業	社会福祉課 社会福祉協議会
民生委員児童委員との連携による情報提供	民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	民生委員児童委員との連携による情報提供事業	社会福祉課
情報誌の発行	「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。	社協通信つくばの発行事業	社会福祉協議会

テーマ	③	誰もが安心して相談できる仕組みづくり
-----	---	--------------------

総合相談の充実	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 健康増進課 子育て相談室 幼児保育課 こども育成課
総合相談の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につながるワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課
総合相談の充実 (行政が実施する相談の充実)	生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。	女性のための相談室運営事業 男性のための電話相談実施事業	男女共同参画室
福祉相談の充実	市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、身近で気軽に相談できる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。	福祉相談事業	社会福祉課 社会福祉協議会
教育面における相談の充実	各小中学校、保健福祉部等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。	教育相談事業 市費スクールソーシャルワーカーの活用 県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用	教育相談センター

地域のキーパーソンによる相談、行政との橋渡しの仕組みづくり	地域において身近に相談できる窓口として、区長や民生委員児童委員における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。	2層協議体会議（支えあい会議）の開催 行政相談システムの整備	社会福祉課 社会福祉協議会
施設入所者等への訪問相談の充実	施設入所者等の相談ニーズに対応するため、状況に応じて相談員を派遣し、訪問相談を行います。	介護サービス相談員派遣事業	介護保険課
市民による情報交換の場の整備	高齢者、障害者、子育て中の保護者など、同じニーズをもつ市民同士が情報交換や相談をすることができる場の整備を行います。	市民による情報交換の場の整備事業	障害福祉課

テーマ	④	誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり
-----	---	--------------------------------

地域ケアシステム事業の充実	在宅ケアチームの編成及び再検討を重点的に行い、支援の輪の拡充を推進します。また、地域ケアコーディネーター、保健・医療・福祉の関係者や行政職員、地域住民、社会福祉協議会及び各支部との連携を強化し、より効果的な支援ができるようネットワークを構築します。	地域ケアシステムの充実	社会福祉課
高齢者ケアマネジメント体制の充実	地域・圏域別・個別の3種のケア会議を開催し、個別課題の解決を積み重ねることから、地域課題を発見し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげます。	地域ケア会議推進事業	地域包括支援課
つくば市障害者自立支援協議会を活用した市内関係団体との協働	継続した協働体制・機会の周知により、多くの市内関係団体とネットワークづくりを推進します。	つくば市障害者自立支援協議会との連携	障害福祉課

つくば市福祉団体等連絡協議会への支援協力	市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。	福祉団体等連絡協議会との連携	障害福祉課
----------------------	--	----------------	-------

テーマ	⑤	福祉サービスの質の向上
-----	---	-------------

事業者の資質の向上支援	研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供・共有化することにより、事業者のサービス等の質の向上を支援します。また、新規事業者が研修会や交流会に参加できるような体制づくりを推進します。	サービス事業者への研修会や交流会の開催	障害福祉課 高齢福祉課
福祉人材の発掘・育成	福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。	福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業	社会福祉課 障害福祉課
ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上	地域支援ネットワークを活用しながら、ケアマネジャーをはじめとした多職種が連携・協働することで、保健、医療、福祉、生活支援サービスなど様々な資源を活用し、包括的・継続的に支援をします。	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援課
相談支援専門員、ホームヘルパー等の連携	福祉サービスを円滑に提供するため、相談支援専門員とホームヘルパー等を中心とした情報交換を積極的に促します。	サービス事業者との連携	障害福祉課
福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり	第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども政策課 こども育成課
指定管理者制度の適切な運用	指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	こども政策課 こども育成課
指定管理者制度の適切な運用	指定管理者制度の導入を検討することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	高齢福祉課

事業者の情報公開の促進	透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。	事業者の情報公開	高齢福祉課
-------------	--	----------	-------

テーマ	⑥	権利擁護のための支援の充実
-----	---	---------------

権利擁護や成年後見制度の周知徹底	認知症高齢者や障害者（知的障害、精神障害）などで、判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と活用促進に努めます。	成年後見制度推進事業 日常生活自立支援事業	障害福祉課 地域包括支援課 （社会福祉協議会委託）
権利擁護や成年後見制度の周知徹底	認知症等により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行います。	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度推進事業	地域包括支援課
高齢者虐待の防止	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに被虐待者の状況を確認し、事例に即した適切な対応をします。また、高齢者虐待の防止、早期発見や適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。	権利擁護事業	地域包括支援課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害のある人等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課 地域包括支援課

成年後見制度の推進	法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。また、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	成年後見制度推進事業	障害福祉課 地域包括支援課
障害者虐待防止事業	「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行います。また、障害のある人の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者虐待防止事業	障害福祉課

テーマ	⑦	生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
-----	---	----------------------

生活困窮者への相談支援	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組めます。	自立相談支援事業	社会福祉課
生活保護世帯や虐待のある家庭、ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備	多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。	生活保護相談事業 家庭児童相談事業	社会福祉課 子育て相談室
学習塾代支援	市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる経費の助成を行う。	子どもの学習塾代助成	こども未来室

基本施策 3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

テーマ	①	高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援	
高齢者の自主的な健康づくりの支援	健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。	高齢者の健康づくり支援事業	健康増進課 (いきいきプラザ)
日常生活圏域単位の拠点整備	高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。	地域密着型サービスの推進	高齢福祉課
社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉協議会を拠点として、地域住民や民生委員児童委員と協力しながら、高齢者・障害者等の見守り活動や地域の活性化を目的とする事業を推進します。	社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉課 社会福祉協議会
団塊の世代への活動支援	団塊の世代に対して、パソコン等の技能向上を図り、地域資源としての能力・活力を向上させる支援を行います。	団塊の世代への活動支援事業	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討のため、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出や解決策の検討、連携推進のための様々な事業等を行います。	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援課
認知症高齢者等保護支援事業	行方不明の恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	認知症高齢者等保護支援事業	地域包括支援課

テーマ	②	市民の健康づくりのための活動の推進
-----	---	-------------------

生活習慣病予防の実施	生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業（意識啓発やイベント・研修等）を実施します。	生活習慣病予防事業	健康増進課
市民の主体的な健康づくり	全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に向け、障害者スポーツの普及に努めます。また、イベント事業等を通じて障害者の社会参加を図ります。	スポーツ教室の実施	スポーツ振興課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ人材の育成拠点をめし、必要な事業の実施に努めます。	障害者スポーツを取り入れた教室、イベントの実施 障害者スポーツサポーターの養成講座の実施	スポーツ振興課
障害者スポーツの推進	全国障害者スポーツ大会等の各種競技会に向け、障害者スポーツの普及に努めます。	障害者スポーツ教室の開催（茨城県と共催）	障害福祉課

テーマ	③	地域で安心して子育てができる環境づくり
-----	---	---------------------

ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。	ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）	こども政策課 社会福祉協議会
乳幼児医療、小児医療の充実	日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報を入手活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。 小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者の方への啓発を図ります。	乳幼児医療・小児医療の充実 適切な受診行動につながる情報の周知	健康増進課

保育施設の適正な配置	少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育事業者園の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。	保育施設の適正配置	こども政策課 幼児保育課
子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施	放課後において、学校施設内、児童館、児童クラブ施設などの子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「放課後子供教室推進事業」を推進します。	放課後子供教室推進事業	こども育成課
地域子育て支援の拠点施設の整備推進	子育て中の保護者など、同じニーズを持つ市民同士が情報交換や相談をすることができる場を、児童福祉施設適正化配置計画をもとに、地域子育て支援拠点の整備を推進します。	地域子育て支援拠点の整備事業	こども政策課

テーマ	④	防災・防犯対策の充実
-----	---	------------

避難行動支援者の救済対策の確立	行政と地域住民及び関係機関が協働しながら、地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。	区会との連携、避難行動要支援者名簿の整備事業、福祉避難所整備事業	社会福祉課
地域防犯体制の強化	ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の	地域防犯体制の強化	防犯交通安全課

子どもの安全確保	各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。	各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	教育総務課 学務課 (各小・中・義務教育学校)
ひとり暮らし（日中独居含む）高齢者や自立生活を営む上での障害者の生活の見守り	犯罪や悪徳商法の危険があるために、地域ネットワーク（見守り体制）の整備を図ります。また、インフォーマルサービスと地域包括支援ネットワークとの融合を図ります。	警察、消費者センターとの連携	社会福祉課

テーマ	⑤ 就労支援の充実
-----	-----------

障害者の就労支援	総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の活用を積極的に促します。	就労支援事業の充実	障害福祉課
高齢者の就労支援	つくば市シルバー人材センターにおいて、高齢者の就労を支援します。	高齢者の就労支援	高齢福祉課
障害者の就労の充実	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害のある人の自立の促進を図ります。	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害福祉課
生活保護世帯受給者の就労支援	生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行う。	生活保護世帯受給者の就労支援事業	社会福祉課

テーマ	⑥	ユニバーサルデザインのまちづくり
-----	---	------------------

バリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」、「つくば市福祉環境整備指針」に基づき、関係機関との連携により、助言等を行い、ひとにやさしいまちづくりを積極的に推進します。	公共施設のバリアフリー化	障害福祉課
------------	--	--------------	-------

テーマ	⑦	居宅支援のまちづくり
-----	---	------------

障害者の居住支援	重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。 また、グループホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業の活用を積極的に促します。	住宅改修事業の周知 特定障害者特別給付費事業	障害福祉課
生活困窮者への住居確保支援	離職により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。	住居確保給付金支給事業	社会福祉課
高齢者の居住確保支援	高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、家賃住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。	介護保険施設等の整備 市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等	高齢福祉課

高齢者の居住確保支援	高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、家賃住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。	高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、比較的低位な家賃の民間賃貸住宅の情報や民間の居住支援法人の情報を提供します。また、著しく住宅に困窮した高齢者世帯へ市営住宅を提供し、高齢者単身世帯の増加に備えるため、市営住宅の建替えなどの際に、2DK以下の住宅を整備することを検討します。	住宅政策課
------------	--	--	-------

テーマ	⑧ 移動手手段の確保
-----	------------

福祉有償運送の充実	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	福祉有償運送の充実	障害福祉課 高齢福祉課
高齢者タクシー運賃助成券の交付	現在、高齢者の外出支援や社会参加を促すことを目的として、タクシー運賃の一部助成を行っており、利用回数や対象者数等、制度の見直しも含め、より一層の充実に努めます。	高齢者タクシー運賃助成事業	高齢福祉課
福祉タクシー利用券の交付	障害者の社会参加の促進を図るために、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	福祉タクシー利用券の交付事業	障害福祉課
公共交通の整備	将来にわたり持続可能な公共交通体系を目指し、路線による役割分担、需要や目的に応じた適切なサービスを提供し、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。	コミュニティバス「つくバス」とデマンド型交通「つくタク」の運行	総合交通政策課

テーマ	⑨	地域を基盤とする包括的支援の強化	
-----	---	------------------	--

包括的相談支援の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関にながワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、地縁組織などが、互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。	生活支援体制整備事業	地域包括支援課

V 計画の推進と進捗の管理

1 市民協働ガイドラインに則った計画の推進

一人ひとりのニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを進めるためにつくば市では平成 21 年に「市民協働ガイドライン」を制定しました。地域福祉計画についても、この「ガイドライン」に則り、各施策を推進することが求められます。

「ガイドライン」には、次に示す 3 つの原則・ルールが定められています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、地域福祉の施策に関わるすべての人、組織・団体、行政が、この原則を共通のものとして理解することが重要です。

◆ 『市民協働のまちづくり』の原則・ルール

① 情報の共有と透明性の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

② 自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取り組みを支援することが大切です。

③ 対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互いに積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

2 地域福祉の役割分担

計画の推進に際しての役割分担については、市民協働ガイドラインの考え方にに基づき、以下のとおり整理しました。

【市 民】地域のことに、自分たちの問題として関心を持ち行動すること

- ・ 地域社会の一員として、福祉の問題を自分の問題として関心を持ちます。
- ・ 地域福祉の担い手として、積極的に社会活動について学習し行動します。

【社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO 団体等】地域福祉の輪を広げること

- ・ 市民の多様な形態での活動への参加を受け入れ、地域福祉の担い手のすそ野を広げます。
- ・ 積極的に地域に出向き、地域福祉のコーディネーター役を務めます。

【行 政】市民への情報提供・活動支援と庁内での連携を深めること

- ・ 市民への情報提供や活動支援を適切に行います。
- ・ 計画で位置づけた 74 の施策を実現するための実施機関として、庁内での連携を図ります。

3 計画の進捗を管理する体制

「つくば市地域福祉計画（第 4 期）」は、第 3 期計画と同様、計画の中間年（令和 5 年）度をめやすとして各施策の進捗確認を実施し、その結果に基づき必要に応じた施策の見直しを行います。

中間年における各課での進捗確認と結果の集約、及び見直しのステップは、社会福祉課において主導します。

資料編

1 つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過

期 日	内 容
令和2年5月29日	つくば市地域福祉計画（第4期）第1回策定委員会 1 地域福祉計画の概要について 2 つくば市地域福祉計画（第3期）に係る中間評価の結果について 3 アンケートについて 4 地域福祉計画（第4期）方針について 5 今後の日程について
令和2年 8月	つくば市地域福祉計画（第4期）第2回策定委員会 1 アンケートの結果について 2 つくば市地域福祉計画（第4期）骨子案について
令和2年10月	つくば市地域福祉計画（第4期）第3回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）素案について
令和2年12月	パブリックコメント実施 令和2年12月4日～令和3年1月4日
令和3年 1月	つくば市地域福祉計画（第4期）第4回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）に係るパブリックコメントの結果について
令和3年 2月	つくば市地域福祉計画（第4期）第5回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）の策定報告
令和3年 3月	つくば市地域福祉計画（第4期）公表

2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、つくば市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、もって地域福祉の推進を図るため、つくば市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿

つくば市地域福祉計画（第4期）策定委員会名簿

分野	団体等名称	役職名	氏名
地域住民	つくば市区会連合会	会長	小原 正彦
	一般公募		田口 幸子
			中島 重雄
			佐藤 大輔
			下司 優里
	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	会長	飯泉 孝司
保健・医療福祉関係者	つくば市シルバークラブ連合会	会長	伊藤 達也
	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長	後藤 真紀
	つくば市社会福祉協議会	副会長	吉場 勉
	つくば市ボランティア連絡協議会	世話人代表	星埜 祥子
	つくば市保健所地域保健推進室	室長	矢口 義浩
学識経験者	国立大学法人筑波大学	講師	名川 勝
	国立大学法人筑波技術大学	教授	山脇 博紀
	国立大学法人筑波大学	助教	森地 徹

令和2年4月20日現在（委嘱期間3年）

つくば市地域福祉計画（第4期）

令和3年3月

発行：つくば市 保健福祉部 社会福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話 029-883-1111(代表)

FAX 029-868-7543

会 議 録

会議の名称		つくば市地域福祉計画（第 4 期）第 4 回策定委員会			
開催日時		令和 3 年 1 月 21 日（木）（書面郵送）			
開催場所		書面の郵送により実施			
事務局（担当課）		保健福祉部社会福祉課			
出席者	委員	名川 勝、森地 徹、小原正彦、田口幸子、中島重雄、佐藤大輔、下司優里、飯泉孝司、伊藤達也、後藤真紀、星埜祥子、矢口義浩、吉場勉、山脇博紀			
	事務局	安田社会福祉課長、相澤課長補佐、飯田係長、國府田主任			
開・非公開の別		公開	非公開	一部公開	傍聴者数
非公開の場合はその理由		緊急事態宣言による書面会議への変更のため、傍聴不可。			
議題		(1) パブリックコメント実施結果について (2) つくば市地域福祉計画（第 4 期）（最終案）について			
会議次第	<p>1 協議事項</p> <p>（1）パブリックコメント実施結果について</p> <p>（2）つくば市地域福祉計画（第 4 期）（最終案）について</p> <p>2 会議資料</p> <p>資料 1 パブリックコメント実施結果報告書</p> <p>資料 2 パブリックコメント実施結果の概要</p> <p>資料 3 つくば市地域福祉計画（第 4 期）（案）</p>				

委員	<p>書面により、委員から以下のとおり御意見をいただいた。</p> <p>(1) パブリックコメント実施結果について (資料 1 P5) 「差別禁止の意識啓発」を出前講座メニューに新設したと記載してあるが、(計画案に記載されている) 地域福祉出前講座とどのような関連があるか？ (資料 3 P39)</p>
事務局	<p>回答 計画案に記載している「地域福祉出前講座」は、地域福祉分野に特化した内容であり、市の出前講座メニューとは異なります。</p>
委員	<p>(2) つくば市地域福祉計画(第 4 期)(最終案) について (資料 3 P49) 「社会福祉協議会の整備・充実」について 具体的な内容を教えてほしい。</p>
事務局	<p>回答 社会福祉協議会が実施する地域福祉事業(地域見守りネットワーク・ボランティア事業等) について、関係機関や市役所内関係部署と連携し、各種事業の見直し等を行い整備していくというものです。</p>
委員	<p>(資料 3) 冒頭の「あいさつ」について 困っている住民の心に響く内容にしてほしい。</p>
委員	<p>(資料 3 P51) 「ホームスタート事業」 子育て支援センターに行くことができない人に対して「ホームスタート事業」はとても良いと思った。</p>

様式第5号(第10条関係)

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名:つくば市地域福祉計画(第4期) (案)】

令和3年1月
つくば市 保健福祉部 社会福祉課

意見集計結果

令和2年 11 月 27 日から 12 月 27 日までの間、つくば市地域福祉計画(第4期)(案)について、意見募集を行った結果、6人(団体を含む。)から 61 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
電子申請	5人
合計	6人

意見の概要及び意見に対する市の考え方

はじめに 1 計画策定の背景と趣旨 について (パブコメ計画案：P2)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「団塊の世代」の明確な定義が不明。	1件	「1 計画策定の背景と趣旨」では、国の情勢として、今後、後期高齢者が急速に増加することを表現するものであり、具体的な年齢については、P8「1 つくば市の現状」で明確にしています。
2	「制度の狭間にある人」とは何を指しているのかわからない。	1件	「1 計画策定の背景と趣旨」では、国の情勢を総括的に表現したものです。

はじめに 4 計画の期間 について

(パブコメ計画案：P3)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	つくば市地域福祉計画は、なぜ5か年を計画期間としているのか。	1件	他の個別計画と調整が必要であることから、概ね5年とし3年で見直すことが適当と判断しました。

地域福祉をめぐる市の現状と課題 1 つくば市の現状 (3) 要介護等の認定状況 について

(パブコメ計画案：P11)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「認定者数は今後も増加が見込まれ、令和4年度には8,154人になると推計されています」とあるが、どのような方法で「推計」されたのか。	1件	厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにて、市内の年齢階層別人口や直近3年間の認定者数の推移等を基に推計しています。

地域福祉をめぐる市の現状と課題 1 つくば市の現状 (6) 避難行動要支援者と避難行動要支援希望者登録状況 について

(パブコメ計画案：P14)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「つくば市の地域防災計画」をいつ策定されたのか明記されては。	1件	平成27年の改定で、避難行動要支援者について定義しましたが、その後も改定があり、標記が複雑になるため明記しません。

地域福祉をめぐる市の現状と課題 2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識 災害時の避難の可否【障害福祉】 について

(パブコメ計画案：P27)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「感染症を踏まえ推進することが重要」とあるが、「感染症」が何を指しているのかよく分からない。何らかの法律を指しているのであれば、わかりやすく明記されたい。	1件	現在、新型コロナウイルス感染症が流行していますが、今後も新たな感染症の発生も危惧されることから総称として「感染症」と明記しました。

地域福祉をめぐる市の現状と課題 2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識 障害者が災害時に困ること【障害福祉】 について

(パブコメ計画案：P28)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>災害避難ができるかは、絶えず状況が変化する中でのとっさの判断(想定したことがダメだった場合の対応、対処)、情報収集、デマかどうかの判断、適切な救助を呼べるか、などができるか？ このように具体的に尋ねられたら障害者や高齢者でなくても大概はできないと思う。行政などリーダーとなる人は必要な資質。リーダー研修、サバイバル訓練が必要。この「できる」と答えた人は他に避難指示を出してくれる人がいて自分で移動することができるというぐらいの「避難できる」と捉えた方がいい。</p> <p>自分の家が火災になった場合、どこに身を寄せるかという判断や手配も「できる」のか？</p>	1件	<p>「障害者が災害時に困ること【障害福祉】」のグラフは、アンケート調査により、どのようなことに不安を感じているかを調査したものです。調査結果を踏まえ、計画策定に反映させています。</p> <p>また、地域の防災リーダーとしての防災士の育成を引き続き行っていきます。</p> <p>いただいた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>避難時にすぐに常用の処方薬を何日分ももって避難できるか？</p> <p>周囲に見られているのではないかとか、いろいろ聞かれているのではないかとという不安。体臭、物音、行動などが周囲に迷惑をかけた受け入れられなかったりしていないか不安になる、また自分の周りの音、視線などが気になる。</p>	1件	<p>災害時の避難について、障害の有無にかかわらず様々な不安や課題があると認識しています。</p> <p>いただいた御意見については、担当課とも連携し、今後の避難所運営に生かしてまいります。</p>

<p>精神障害者の場合とくに精神安定剤が必要になってくる。(普段落ち着いている場合は精神安定剤の頓服までは貰っていない人でも、ストレスがかかると手足のしびれやソワソワ、におい、湿度、温度、光、音、風、色、模様、味、数字などに敏感になり気になってくる。イライラ、眠れない、物事を覚えられない、些細なことも不安、心配になる、記憶力の低下、認知力の低下、集中力の低下など)ひどくなると、通報されて長期入院させられるのではないかという強迫観念に襲われることもある。</p> <p>赤ちゃん、障害児がいる場合には避難先で迷惑をかけるかもしれないと思って避難所に行けないかもしれない。(例：熊本地震)</p> <p>避難所での車いす利用者のスロープ、トイレ、風呂問題。(例：熊本地震)</p> <p>指定避難所外避難者(配給も来ない、情報も入ってこない)</p> <p>説明なども一度で理解できない場合「さっきも説明したでしょ」などというトラブルや尿漏れなどの問題</p>		
--	--	--

地域福祉をめぐる市の現状と課題 4 計画策定に当たってのポイント について (パブコメ計画案：P32)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「福祉、保健、医療も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。」とあるが、「教育」も入れてはいかがだろうか。	1件	御指摘を踏まえ、修正します。

施策の展開 1 テーマ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発 次世代の育成 について (パブコメ計画案：P39)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「新しい公共」が掲示されているが、一般市民の中にはこれを知らない人も多い。脚注等で意味を説明してはどうか。	1件	御指摘を踏まえ、修正します。

施策の展開 1 テーマ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発 次世代の育成 について (パブコメ計画案：P39)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	小中学校・高校の児童生徒が、障害者や高齢者などの当事者から話を聞く機会を作ることを入れてほしい。	1件	御指摘を踏まえ、修正します。

施策の展開 1 テーマ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発 差別禁止の意識啓発 について (パブコメ計画案：P40)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者差別について市民が学べる機会を作してほしい。	1件	令和2年度から、つくば市出前講座のメニューに「障害者差別解消法と合理的配慮」を新設しました。今後も障害者差別解消法について、十分に市民の理解が得られるよう、普及啓発に取り組んでいきます。

施策の展開 2 テーマ 誰もが安心して相談できる仕組みづくりについて (パブコメ計画案：P44)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「市役所への遠隔手話通訳システム導入」を追加すること。	4件	具体的な計画については、事業ごとの個別計画で明記していきます。

施策の展開 2 テーマ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり
各課総合相談の充実 について (パブコメ計画案：P44)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	高齡の障害者など複雑な障害者だと市役所に駆け込んでも、課が分かれているためたらいまわしになりかねない。 また、障害者や高齡者で構成される世帯の場合、高齡一人暮らしや高齡世帯対象のサービスが受けられない。	1件	御指摘のとおり個人や世帯が抱える問題は、複雑化・多様化が一層進んでいますが、今後も関係機関と情報共有しながら、支援機能を強化していきます。

施策の展開 3 テーマ 高齡者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援 認知症高齡者等保護支援事業について (パブコメ計画案：P49)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	位置情報端末は高齡者と児童、幼児や何か防犯など他のとも共通化してないと高齡者が持っているのと認知症だとわかるのが抵抗があり嫌がる。	1件	端末は小さく、お守りや靴の底に入るもので、他の人から見て持っていることが気付かないようになっています。

施策の展開 3 テーマ 市民の健康づくりのための活動の推進について (パブコメ計画案：P50)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	障害者スポーツや高齡者スポーツにもeスポーツの導	1件	市では、平成26年に「つくば市スポーツ推進計画」を策定し、

	入ができないか。		<p>「スポーツでつながるまち つくば」を基本理念として各種施策に取り組んでいます。計画の中で、子ども・高齢者・障害者・成人は4つの主体であり、それぞれに応じたスポーツ推進のために、関連する各課が具体的な取組を行っています。</p> <p>この中で、障害者がスポーツを楽しめる環境を充実させるため、障害者スポーツのサポーター育成を重要課題として事業を展開しています。</p> <p>このような状況で、現計画に、直ちにeスポーツを盛り込むことは困難ですが、いただいた御意見は、今後の参考にします。</p>
2	<p>スポーツ振興課、障害福祉課の障害者スポーツの推進で分かれているのはどうか。</p> <p>担当者連携、情報共有などはできているのか。</p>	1件	<p>「障害者スポーツの推進」については、スポーツ振興課、障害福祉課、共通の目標であり、それぞれの立場から事業に取り組んでいます。</p> <p>課毎の連携につきましては、各課の具体的な取組について進行管理表を作成し、情報共有を図っています。</p>

施策の展開 3 テーマ 地域で安心して子育てができる環境づくり について (パブコメ計画案：P50)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「傾聴」と「協働」の鉤括弧には何か意味があるのか。引用したのであれば、出所を明記されるのが望ましい。</p>	1件	<p>ホームスタート事業は親の気持ちを受け止めて話を聴くこと(傾聴)や、親と一緒に家事や育児、外出などをすること(協働)が支援内容となり、それを端的に表すため鉤括弧を付しています。</p>

施策の展開 3 テーマ 防災・防犯対策の充実 避難行動要支援者の救済
の確立 について (パブコメ計画案：P51)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	防災・防犯対策の充実の施策名「避難行動要支援者の救済の確立」の具体的な事業名の中に「避難行動要支援者の個別避難計画の策定推進」を追加する。	4件	御指摘を踏まえ、修正します。

施策の展開 3 テーマ ユニバーサルデザインのまちづくり について
(パブコメ計画案：P53)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	富士市のユニバーサル条例のようなものやユニバーサル就労支援センターのようなものが必要。	1件	つくば市では、令和2年度から社会福祉課内に生活・自立サポートセンターを設置し、様々な要因により経済的に困窮している方の自立に向けた支援を行っています。 今後も複雑化する生活課題解決に対応できるよう支援体制の強化に取り組んでいきます。

施策の展開 3 テーマ ユニバーサルデザインのまちづくり バリア
フリー化の推進 について (パブコメ計画案：P53)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「ユニバーサルデザインのまちづくり」の「バリアフリー化の推進」の中に「市内のバリアフリー化促進に関するマスタープラン策定」を追加してほしい。	3件	地域福祉計画は、地域福祉に係る市の理念や方針をまとめたものです。 具体的な計画については、各分野の個別計画において明記します。
2	「ユニバーサルデザインのまちづくり」の「バリアフリー化の推進」の中に、「小中学校のバリアフリー改修	1件	既存の小中学校のバリアフリー基準適合については、各学校の現状について十分に把握し、関係部署と連携しながら、段差

	を進める」と明記してください。	<p>解消、手摺り設置、階段昇降機の設置など、必要に応じて段階的な整備を行うなどのバリアフリー化に努めます。</p> <p>今後も、児童生徒が安全かつ円滑に施設を利用する上で、障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、バリアフリー化を進めていきます。</p>
--	-----------------	---

施策の展開 3 テーマ 移動手段の確保 福祉タクシー利用券の交付
について

(パブコメ計画案：P54)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「タクシーを利用しない場合に他の交通手段の助成を選べる選択制とする」を追加する。	3件	「タクシーを利用しない場合は他の交通手段を選べる選択制とする」ことについては、現在事業内容を検討しています。具体的な計画については、事業ごとの個別計画で明記していきます。

施策の展開 3 テーマ 移動手段の確保 公共交通の整備 について

(パブコメ計画案：P54)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「福祉タクシー利用券」と同様、「利用促進に努め」てはいかがだろうか。	1件	御指摘を踏まえ、修正します。

施策の展開 3 テーマ 地域を基盤とする包括的支援の強化 について

(パブコメ計画案：P55)

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。」とあるが、「支え」が	1件	分かりやすく修正します。

	2回繰り返されており、意味がつかみにくい。		
--	-----------------------	--	--

新型コロナウイルス感染症対策 について

	意見概要	意見数	市の考え方
1	新型コロナウイルス感染症対策について特に明記されていない。何らかの文言を付け足した方が良いのではないか。	1件	新型コロナウイルス感染症対策については、既存の制度の中で必要に応じ支援しています。 御指摘の内容を踏まえ、地域福祉計画に定めた個別施策と各個別計画の推進の際に参考にします。

外国人住民に対する支援 について

	意見概要	意見数	市の考え方
1	市内在住の外国人の中には、日本語能力や地域とのつながり等を要因として生活に困難を抱えている人もいる。外国人に対して支援を行う施策はあるか。もしあれば明記されたい。	1件	計画の基本目標「地域で支えあい、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」の「誰もが」の中には、高齢者や障害者、子どもだけでなく、外国人も含めたつくば市に暮らすすべての人が含まれていることを踏まえ計画を実行していきます。 また、御指摘を踏まえ、外国人への情報提供、相談窓口について「福祉情報の提供体制」及び「各課総合相談」の担当課を追加します。

文章の表現 について

	意見概要	意見数	市の考え方
1	同じ単語の表記が異なる部分ある。長文で読みにくい文章がある。また、文章の意味が理解しがたい部分がある。	9件	言い回しを統一し、一般的に表現されている、理解しやすい適切な文言で記載するよう修正します。

誤字・脱字・句読点等のレイアウト について

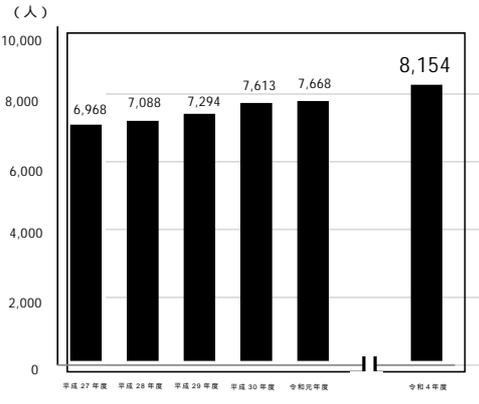
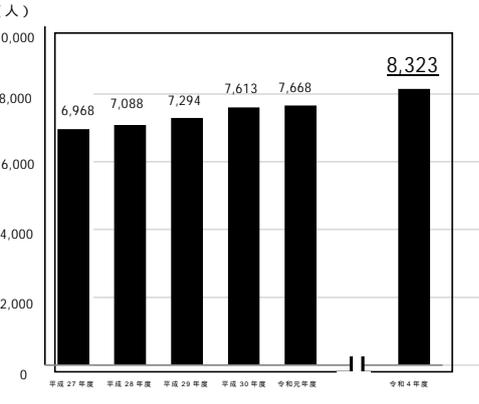
	意見概要	意見数	市の考え方
1	文章中の誤字、脱字、改行の訂正が必要な部分がある。また、句読点がなく長文で分かりにくい文章がある。	12件	御指摘を踏まえ、適切な文章及びレイアウトに修正します。

グラフの表示、単位の表示 について

	意見概要	意見数	市の考え方
1	「パーミル」を使うのであれば、注釈でその意味を説明されるのが望ましい。	1件	御指摘を踏まえ、修正します。
2	P13 のグラフのみ下端が0から始まっていないが、数値のイメージについて誤解を招く可能性が高いと思われる。	1件	御指摘を踏まえ、修正します。
3	障害者プランと同じグラフを使用しているが、精神障害者、知的障害、発達障害が記載されていない。	1件	アンケート結果は一例であり、具体的な内容については、障害者プランで記載していません。

修正の内容

地域福祉をめぐる市の現状と課題 1 つくば市の現状 (3) 要介護等の認定状況 について

修正前	修正後																												
<p>【要介護・要支援認定者数の推移】 つくば市の要介護1～5及び要支援1～2の認定者数は、年々増加しています。令和元年度の認定者数は7,668人と、平成27年度からの4年間で700人増加しました。認定者数は今後も増加が見込まれ、令和4年度には8,154人になると推計されています。</p>	<p>【要介護・要支援認定者数の推移】 つくば市の要介護1～5及び要支援1～2の認定者数は、年々増加しています。令和元年度の認定者数は7,668人と、平成27年度からの4年間で700人増加しました。認定者数は今後も増加が見込まれ、令和4年度には<u>8,323</u>人になると推計しています。</p> <p style="text-align: right;">(資料3 計画案：P11)</p>																												
 <table border="1"> <caption>修正前の認定者数推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認定者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>6,968</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>7,088</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7,294</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7,613</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,668</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8,154</td> </tr> </tbody> </table>	年度	認定者数 (人)	平成27年度	6,968	平成28年度	7,088	平成29年度	7,294	平成30年度	7,613	令和元年度	7,668	令和4年度	8,154	 <table border="1"> <caption>修正後の認定者数推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認定者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>6,968</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>7,088</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7,294</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7,613</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,668</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8,323</td> </tr> </tbody> </table>	年度	認定者数 (人)	平成27年度	6,968	平成28年度	7,088	平成29年度	7,294	平成30年度	7,613	令和元年度	7,668	令和4年度	8,323
年度	認定者数 (人)																												
平成27年度	6,968																												
平成28年度	7,088																												
平成29年度	7,294																												
平成30年度	7,613																												
令和元年度	7,668																												
令和4年度	8,154																												
年度	認定者数 (人)																												
平成27年度	6,968																												
平成28年度	7,088																												
平成29年度	7,294																												
平成30年度	7,613																												
令和元年度	7,668																												
令和4年度	8,323																												

パブリックコメントによるものではありませんが、数値を最新のものに修正しました。

地域福祉をめぐる市の現状と課題 4 計画策定に当たってのポイント について

修正前	修正後
従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。	従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療、 <u>教育</u> も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。
	(資料3 計画案：P32)

施策の展開 1 テーマ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発 次世代の育成 について

修正前	修正後
社会づくりを行政とともに行う市民や各種の団体、事業者などを育成するために、ノーマライゼーションや人権、男女共同参画などの社会づくりのための基礎的な考え方について、啓発や教育を行います。	社会づくりを行政とともに行う市民や各種の団体、事業者などを「 <u>新しい公共</u> 」とし、育成するために、ノーマライゼーションや人権、男女共同参画などの社会づくりのための基礎的な考え方について、啓発や教育を行います。
	(資料3 計画案：P39)

施策の展開 1 テーマ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発 次世代の育成 について

修正前	修正後
施策名：次世代の育成 市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催し、次世代の支え手を育成します。	施策名：次世代の育成 市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催し、次世代の支え手を育成します。また、 <u>体験だけでなく 高齢者や障害者と触れ合う場</u> を設け、直接、話を聞くことで、 <u>思いや生活・地域課題</u> を知り、自分

	<p><u>たちにできること等を考え理解を深めていきます。</u></p> <p>(資料3 計画案：P39)</p>
--	---

施策の展開 3 テーマ 市民の健康づくりのための活動の推進 について

修正前	修正後
<p>施策名：障害者スポーツの推進 障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。</p> <p>担当課：スポーツ振興課</p>	<p>施策名：障害者スポーツの推進 (スポーツ振興課、障害福祉課の「障害者スポーツの推進」を合わせ、1つの項目とします。)</p> <p>障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。</p>
<p>施策名：障害者スポーツの推進 県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。</p> <p>担当課：障害福祉課</p>	<p><u>県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。</u></p> <p>(資料3 計画案：P50)</p>

施策の展開 3 テーマ 地域で安心して子育てができる環境づくり について

修正前	修正後
<p>研修を受けた地域の子育て経験者が、子育て支援の狭間で孤独しがちな「子育てに強いストレスを感じている」等の親子の自立の促進を目的に、週1回、2時間程度、概ね2～3か月継続訪問し、寄り添いながら親の話を「傾聴」並びに家事及び育児等を「協働」して行います。</p>	<p>研修を受けた地域の子育て経験者が、<u>子育てにストレスや不安を感じている等の親子の自立促進を目的に、週1回、2時間程度、概ね2～3か月継続訪問し、寄り添いながら「傾聴」し、また家事及び育児等を「協働」して行います。</u></p> <p>(資料3 計画案：P51)</p>

パブリックコメントによるものではありませんが、より分かりやすい内容とするため、記載内容を修正しました。

施策の展開 3 テーマ 防災・防犯対策の充実 避難行動要支援者の救済
の確立 について

修正前	修正後
<p>(具体的な事業名) 区会との連携、避難行動要支援者 名簿の整備事業、福祉避難所整備事 業</p>	<p>(具体的な事業名) 区会との連携、避難行動要支援者 名簿の整備事業、<u>避難行動要支援者 の個別避難計画の策定推進</u>、福祉避 難所整備事業</p> <p>(資料3 計画案：P51)</p>

施策の展開 3 テーマ 移動手段の確保 公共交通の整備 について

修正前	修正後
<p>将来にわたり持続可能な公共交通 体系を目指し、路線による役割分担 や、需要や目的に応じた適切なサー ビスを提供し、利便性の高い公共交 通網の構築を図ります。</p>	<p>将来にわたり持続可能な公共交 通体系を目指し、路線による役割分担 や、需要や目的に応じた適切なサー ビスの提供と利用促進に努め、利便 性の高い公共交通網の構築を図りま す。</p> <p>(資料3 計画案：P54)</p>

施策の展開 3 テーマ 地域を基盤とする包括的支援の強化 について

修正前	修正後
<p>互助を基本とした高齢者を支える 地域の支え合いの体制づくりを推進 します。</p>	<p>互助を基本とした、<u>地域で高齢者 を支える</u>体制づくりを推進します。</p> <p>(資料3 計画案：P55)</p>

外国人住民に対する支援 について

【 施策の展開 2 テーマ 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
福祉情報の提供体制の充実】 について

修正前	修正後
(施策名) 広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 地域包括支援課 健康増進課 こども政策課 幼児保育課 こども育成課	(施策名) 広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 地域包括支援課 健康増進課 こども政策課 幼児保育課 こども育成課 国際交流室 (資料3 計画案 : P43)

【 施策の展開 2 テーマ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり 各課
総合相談の充実】 について

修正前	修正後
(施策名) 各課総合相談の充実 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 健康増進課 子育て相談室 幼児保育課 こども育成課	(施策名) 各課総合相談の充実 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 健康増進課 子育て相談室 幼児保育課 こども育成課 国際交流室 (資料3 計画案 : P44)

グラフの表示、単位の表示 について

修正前	修正後																																																
<p>【被保護世帯数・被保護人員の推移】</p> <table border="1"> <caption>修正前データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保護世帯 (世帯・人)</th> <th>被保護人員 (人)</th> <th>保護率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>832</td> <td>1,014</td> <td>4.51</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>850</td> <td>1,050</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>846</td> <td>1,043</td> <td>4.50</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>903</td> <td>1,096</td> <td>4.70</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>927</td> <td>1,124</td> <td>4.60</td> </tr> </tbody> </table>	年度	被保護世帯 (世帯・人)	被保護人員 (人)	保護率 (%)	平成28年度	832	1,014	4.51	平成29年度	850	1,050	4.60	平成30年度	846	1,043	4.50	平成31年度	903	1,096	4.70	令和2年度	927	1,124	4.60	<p>【被保護世帯数・被保護人員の推移】</p> <table border="1"> <caption>修正後データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保護世帯 (世帯・人)</th> <th>被保護人員 (人)</th> <th>保護率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>832</td> <td>1,014</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>850</td> <td>1,050</td> <td>0.46</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>846</td> <td>1,043</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>903</td> <td>1,096</td> <td>0.47</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>927</td> <td>1,124</td> <td>0.46</td> </tr> </tbody> </table>	年度	被保護世帯 (世帯・人)	被保護人員 (人)	保護率 (%)	平成28年度	832	1,014	0.45	平成29年度	850	1,050	0.46	平成30年度	846	1,043	0.45	令和元年度	903	1,096	0.47	令和2年度	927	1,124	0.46
年度	被保護世帯 (世帯・人)	被保護人員 (人)	保護率 (%)																																														
平成28年度	832	1,014	4.51																																														
平成29年度	850	1,050	4.60																																														
平成30年度	846	1,043	4.50																																														
平成31年度	903	1,096	4.70																																														
令和2年度	927	1,124	4.60																																														
年度	被保護世帯 (世帯・人)	被保護人員 (人)	保護率 (%)																																														
平成28年度	832	1,014	0.45																																														
平成29年度	850	1,050	0.46																																														
平成30年度	846	1,043	0.45																																														
令和元年度	903	1,096	0.47																																														
令和2年度	927	1,124	0.46																																														
	(資料3 計画案：P44)																																																

表現の統一 について

修正前	修正後
目次・P6 5計画の策定方法 計画策定にあたって	計画策定に <u>当たって</u>
P2 1計画策定の背景と趣旨 減少をつづける	減少を <u>続ける</u>
P2 2地域福祉計画に関する国と 県の動向(1)国の動向 推進するにあたって	推進するに <u>当たって</u>
P2 2地域福祉計画に関する国と 県の動向(1)国の動向 共通して取組む	共通して <u>取り組む</u>
P15 2アンケート調査とヒアリン グ調査の結果にみる市民意識 策定にあたり	策定に <u>当たり</u>
P34 1計画の基本目標 「地域で支えあい、誰もが安心して自 分らしく生きる福祉のまちづくり」 とします。 「地域で支えあい」とは、住民と市 や福祉関係の事業者・団体が力を合 わせて地域社会の福祉課題の解決に 取り組む仕組みをつくり、共生のま ちづくりを実現させていくことで す。	「地域で <u>支え合い</u> 、誰もが安心して自 分らしく生きる福祉のまちづくり」 とします。 「地域で <u>支え合い</u> 」とは、住民と市 や福祉関係の事業者・団体が力を合 わせて地域社会の福祉課題の解決に 取り組む仕組みをつくり、共生のま ちづくりを実現させていくことで す。

P34 2計画の基本施策 基本施策1 相互に支えあう地域共生のまちづくり	基本施策1 相互に <u>支え合う</u> 地域共生のまちづくり
P35 3計画の体系図 人びとが近隣で支えあえる地域の創造	人びとが近隣で <u>支え合える</u> 地域の創造
P38 基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり テーマ 人びとが近隣で支えあえる地域の創造	テーマ 人びとが近隣で <u>支え合える</u> 地域の創造
P42 テーマ 多様なサービス提供主体の参入促進 効果的な情報発信や団体のスキルアップや運営のための支援などをおこないません。	効果的な情報発信や団体のスキルアップや運営のための支援などを <u>行います。</u>
P45 テーマ 誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり きめ細かなケア会議による地域課題の発見と課題解決のための取り組みを進めるとともに、	きめ細かなケア会議による地域課題の発見と課題解決のための <u>取組</u> を進めるとともに、
P48 テーマ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進 学習支援や安心できる居場所の提供等を行う。	学習支援や安心できる居場所の提供等 <u>を行います。</u>
P48 テーマ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進 学習塾の利用にかかる経費の助成を行う。	学習塾の利用にかかる経費の助成を <u>行います。</u>
P57 1 市民協働による計画の推進 取組み 取り組み	<u>取組</u> <u>取組</u>

パブリックコメントによるものではありませんが、語句を修正しました。

表現の修正 について

修正前	修正後
P21 子育て情報の入手先【子ども子育て】 「インターネット」「学校・保育所・認定こども園」が60.0%となっています。	「インターネット」「学校・保育所・認定こども園」が60.0%を超えています。
P24 成年後見制度の利用意向【高齢福祉】【障害福祉】 正しい情報を提供し、判断いただくことが重要となっています。	<u>適切な情報を提供していくことが重要となっています。</u>
P25 健康への関心【健康】 反転は見られていません。	<u>反転は見られません。</u>
P29 各関係機関へのヒアリングから見えてきた課題 地域福祉計画策定委員から、「ニーズ把握の方法として、各計画のアンケート調査のほか、福祉窓口の相談等も取り入れてはどうか」とのご意見をいただきました。 地域の福祉課題をより多く把握するため、市役所内各課の窓口及び地域包括支援センター、民生委員にヒアリングを行いました。	地域福祉計画策定委員からの、 <u>「ニーズ把握の方法として、各計画のアンケート調査のほか、福祉窓口の相談等も取り入れてはどうか」との意見を踏まえ、</u> 地域の福祉課題をより多く把握するため、市役所の各課窓口及び地域包括支援センター、民生委員にヒアリングを行いました。
P39 テーマ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発 市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座を開催し、学生等の次世代の支え手を育成します。また、体験だけでなく高齢者や障害者と触れ合う場を設け、直接、話を聞くことで、思いや生活・地域課題を知り、自分たちにできること等を考え理解を深めていきます。	市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催し、 <u>_____</u> 次世代の支え手を育成します。また、体験だけでなく高齢者や障害者と触れ合う場を設け、直接、話を聞くことで、思いや生活・地域課題を知り、自分たちにできること等を考え理解を深めていきます。

パブリックコメントによるものではありませんが、より分かりやすい表現とするため、語句を修正しました。

パブリックコメント実施結果の概要

【説明・報告の概要】

令和2年11月27日(金)から12月27日(金)まで実施したパブリックコメントについて、意見を募集した結果、6人から61件の意見の提出がありました。

【提出された主な意見】

・ 計画策定の背景と趣旨について	2件
・ 計画の期間について	1件
・ 市の現状と課題について	6件
・ 各施策について	26件
・ 新型コロナウイルス感染症対策について	1件
・ 外国人住民に対する支援について	1件
・ 文章の表現について	9件
・ 誤字・脱字句読点等のレイアウトについて	12件
・ グラフの表示、単位の表示について	3件

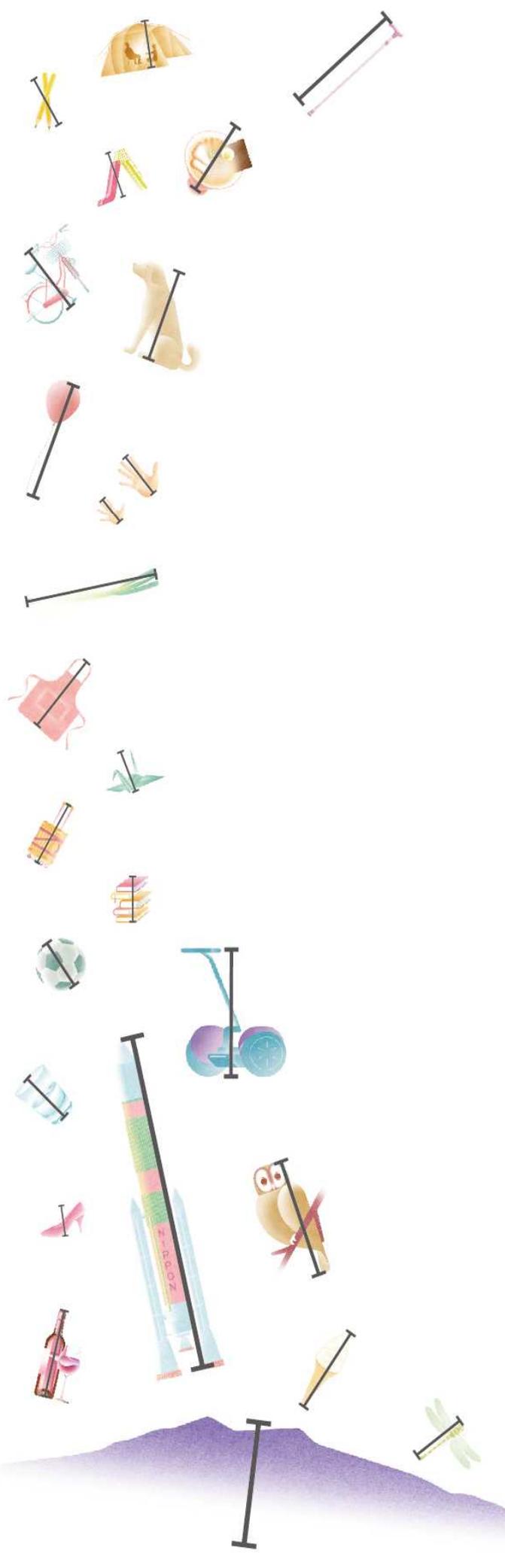
【修正のポイント】

施策の削除や追加等の大幅な修正はなく、主に文章の一部修正を行いました。

【主な修正箇所】

・ 施策内容の修正、担当課名の追加等	6件
・ 説明文等の修正	3件
・ グラフの表示の修正	2件
・ 修正せず回答のみ	29件
・ パブリックコメントによるものではない修正	22件

主な修正箇所を抽出したため、内訳の件数とは異なります。



つくば市 地域福祉計画 (第4期) (案)

令和3年(2021年)3月

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から

令和7年度(2025年度)まで

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

ごあいさつ

目次

はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 地域福祉計画に関する国と県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	3
3 「つくば市地域福祉計画(第4期)」の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	6
(1) 計画策定に当たっての基本的考え方	6
(2) 計画の策定方法	6
地域福祉をめぐる市の現状と課題	7
1 つくば市の現状	8
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況	8
(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況	10
(3) 要介護・要支援の認定状況	11
(4) 障害者の状況	12
(5) 被保護世帯・人員の状況	13
(6) 避難行動要支援者と避難行動要支援希望者登録状況	14
2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識	15
3 第3期計画の推進状況	31
4 計画策定に当たってのポイント	32
計画の体系	33
1 計画の基本目標	34
2 計画の基本施策	34
3 計画の体系図	35
施策の展開	37
基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり	38
基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	42
基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	49
計画の推進と進捗の管理	56
1 市民協働による計画の推進	57
2 地域福祉の役割分担	58
3 計画の進捗を管理する体制	58

資料編	59
1 つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過.....	60
2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	61
3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿	62

はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、2025年に「団塊の世代」に属するすべての人が、要介護のリスクが急速に高まる後期高齢者となること、また、高齢者や社会を支える中心年代である15歳から64歳までの生産年齢人口が減少を続けることは、避けることができない既定の近未来となっています。

高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が顕在化してきています。

本市においては、福祉で選ばれるまちを目指し、「みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり」を目標とした「つくば市地域福祉計画（第3期）」を平成28年（2016年）3月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第3期計画が最終年度を迎えるに当たり、そうした新たに顕在化した課題への対応や高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、今後取り組むべき事項を加えて、本市の地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画（第4期）を策定することとしました。

2 地域福祉計画に関する国と県の動向

（1）国の動向

国は、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域において住民同士が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」として体制の整備を進めています。

その改革の一環として、平成29年（2017年）5月に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、平成30年（2018年）4月に施行しました。改正の主なポイントは次のとおりです。

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました（法第4条第2項）
- 地域福祉を推進するに当たっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため、「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項、法第106条の3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第107条）

(2) 県の動向

茨城県では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を以下のとおり策定してきました。

茨城県地域福祉支援計画	(計画期間：平成 16 年度～平成 20 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 2 期)	(計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 3 期)	(計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 4 期)	(計画期間：平成 31 (令和元) 年度～令和 5 年度)

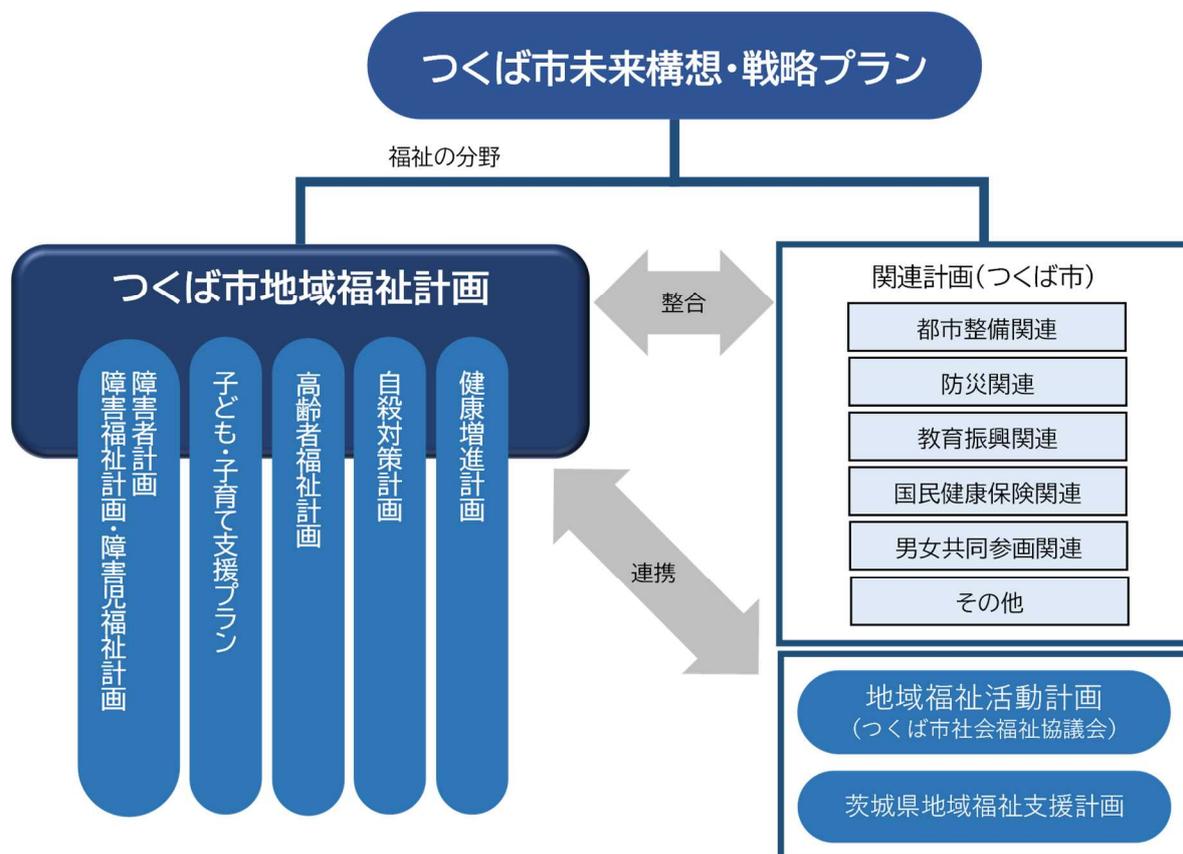
現在推進中の第 4 期計画では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標に、3つのチャレンジ、すなわち「支え合いの地域づくり」、「支え合いを担う『人財づくり』」、「福祉を支える『環境・基盤づくり』」を設定し、具体的施策を展開しています。

3 「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ

つくば市地域福祉計画(第4期)は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第3期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

(市町村地域福祉計画)
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



4 計画の期間

つくば市地域福祉計画（第3期）は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5か年の計画として策定されました。第4期計画は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とする5か年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、令和5年度をめやすとして客観的評価を含めた中間評価を、更に令和7年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。



5 計画の策定方法

(1) 計画策定に当たっての基本的考え方

本計画策定に当たっては、市の現状、アンケート調査結果、民生委員等のヒアリング結果にみえる市民意識、第3期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年厚生労働省社援発1212第2号等)に示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ、策定することを基本的な考え方としました。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 計画の策定方法

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定に当たっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「未来構想」、「高齢者」、「障害者」、「子ども」、「健康」の分野ごとのアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

また、公募による市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画(第4期)策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリックコメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 つくば市の現状

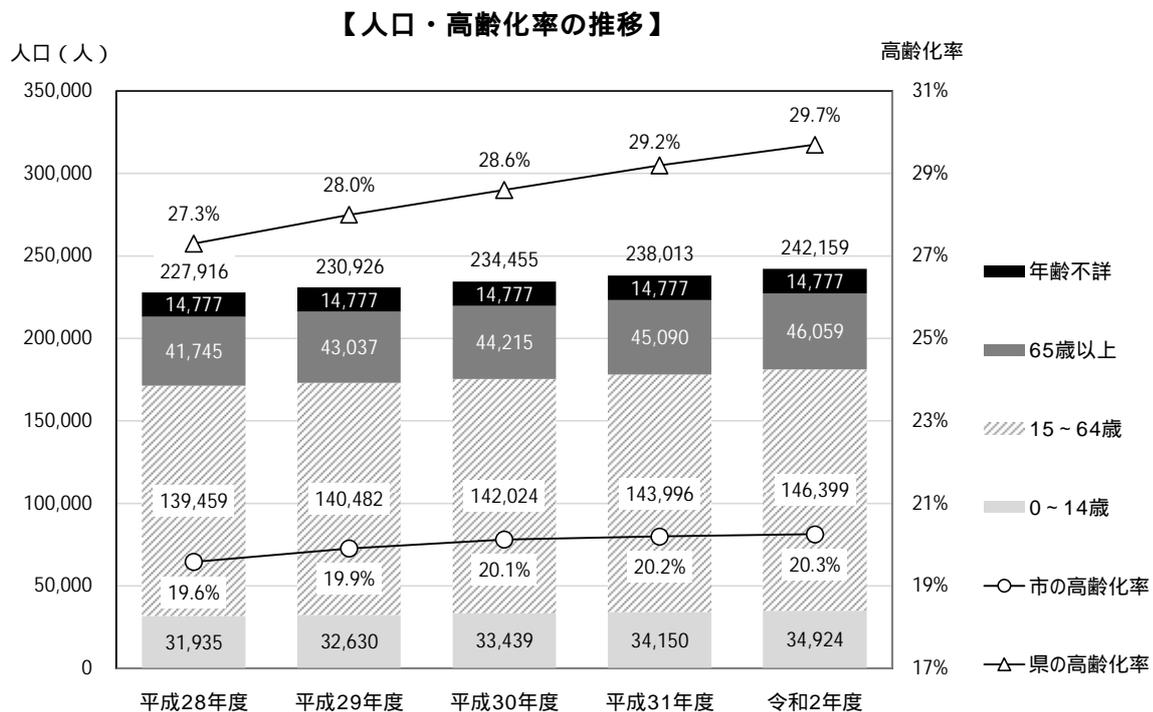
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

つくば市では年に3,000～4,000人のペースで人口が増加しています。令和2年度の総人口は242,159人で、平成28年度からの4年間で14,243人増加しました。

人口の増加は、3区分した全ての年代に渡っており、0～14歳の年少人口は2,989人、15～64歳の生産年齢人口は6,940人、65歳以上の高齢者人口は4,314人の増加となっています。

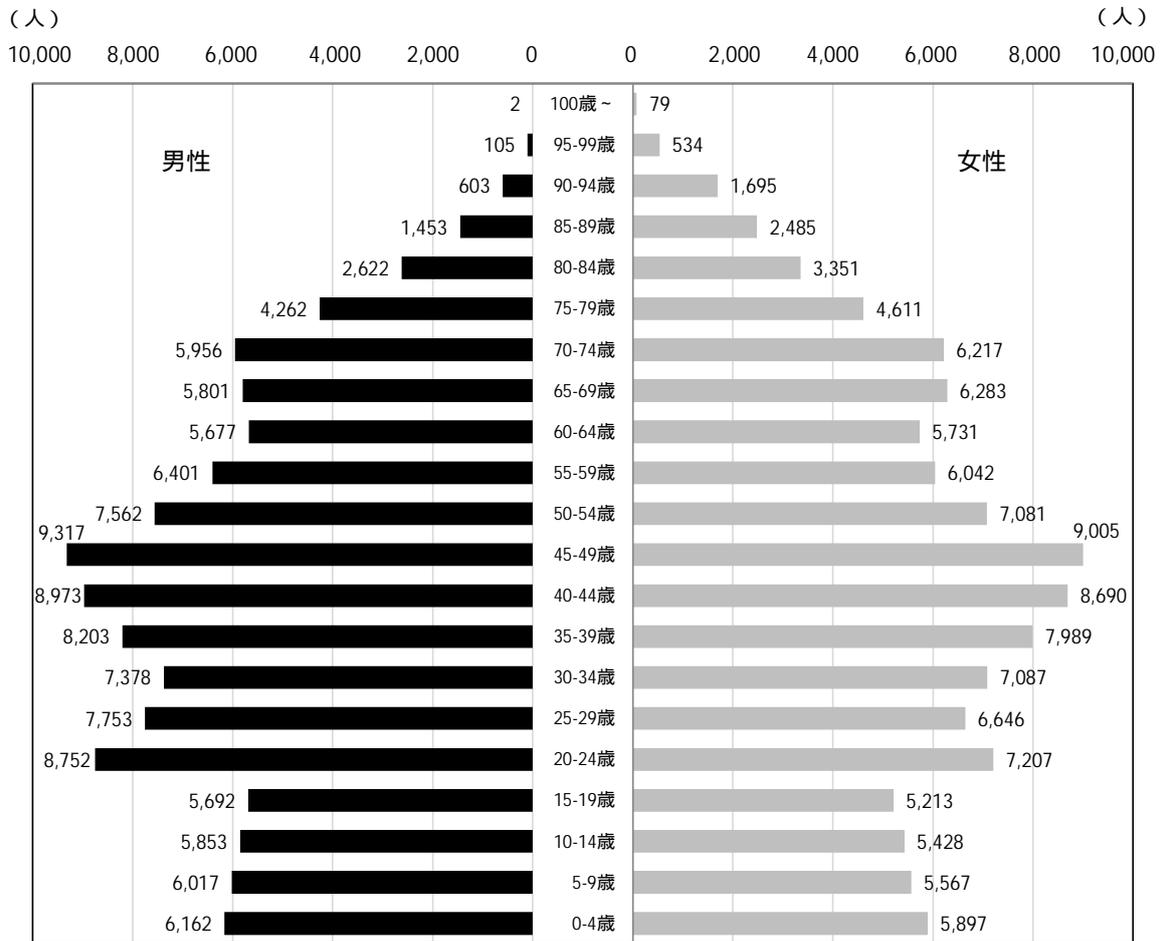
総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は平成30年度に20%を超えましたが、その後は年に0.1%程度のゆるやかな伸びとなっており、茨城県全体の高齢化率と比較すると9ポイント程度低く、その差は拡大する傾向にあります。

令和2年度のつくば市の5歳階級別の人口をみると、「団塊の世代」とよばれる70～74歳の年代の子どもである「団塊ジュニア」に当たる45～49歳の年代が男女とも最も多くなっています。また、19歳以下の年代では、年代の低下とともに人口が増加する本来の人口ピラミッドの特徴がみられることから、つくば市においては少子高齢化の進展は限定的といえます。



資料：茨城県常住人口調査（各年度4月1日時点）

【性別・年齢5歳階級別人口】

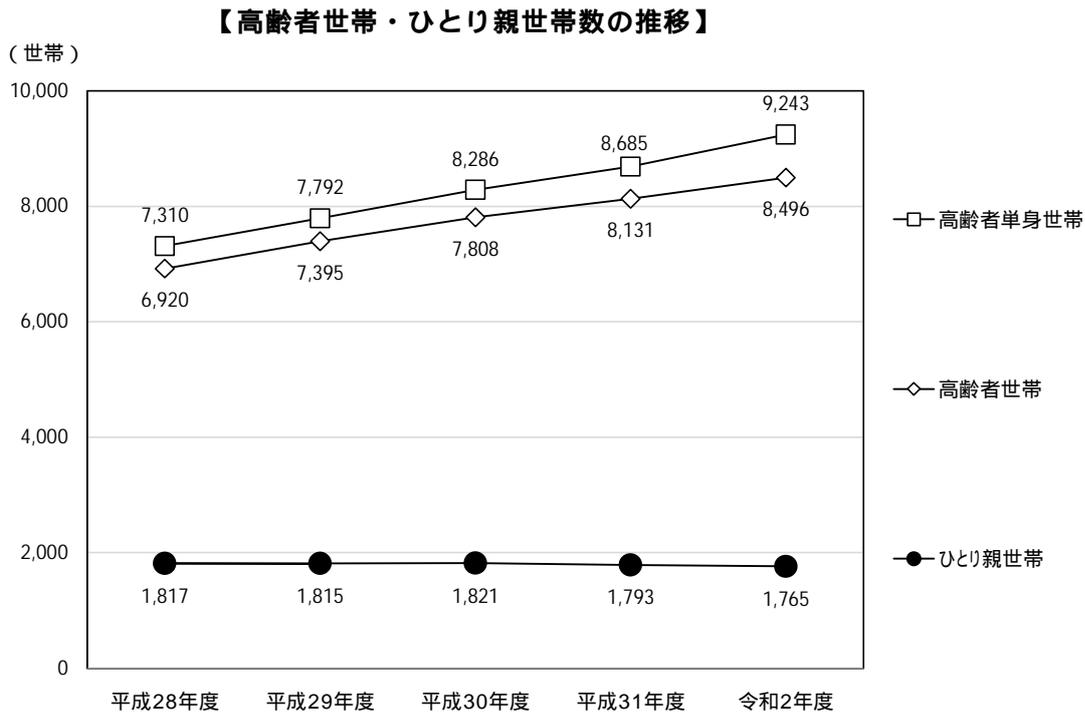


資料：茨城県常住人口調査（令和2年4月1日時点）

(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

つくば市における高齢者世帯と高齢者単身世帯の数は年々増加しており、令和2年度で、高齢者世帯は8,496世帯、高齢者単身世帯は9,243世帯と、平成28年度からの4年間でそれぞれ1,576世帯、1,933世帯増加しています。

一方、20歳未満の子どもがいるひとり親世帯はゆるやかな減少傾向にあり、令和2年度で1,765世帯と、平成28年度と比較して52世帯の減少となっています。



資料：高齢福祉課（高齢者世帯・高齢者単身世帯）

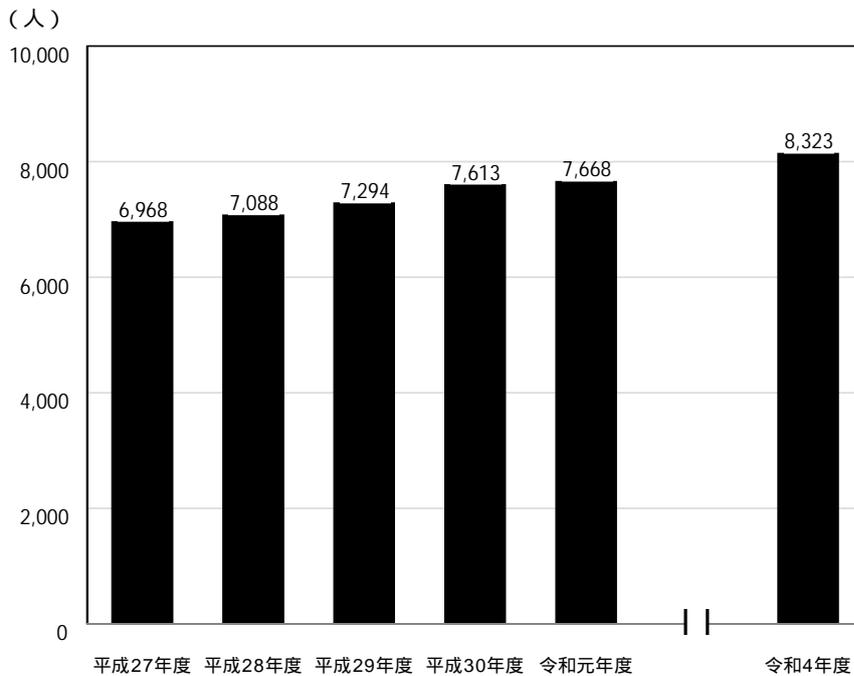
こども政策課（ひとり親世帯）

（各年度4月1日時点）

(3) 要介護・要支援の認定状況

つくば市の要介護 1～5 及び要支援 1～2 の認定者数は、年々増加しています。令和元年度の認定者数は 7,668 人と、平成 27 年度からの 4 年間で 700 人増加しました。認定者数は今後も増加が見込まれ、令和 4 年度には 8,323 人になると推計しています。

【要介護・要支援認定者数の推移】



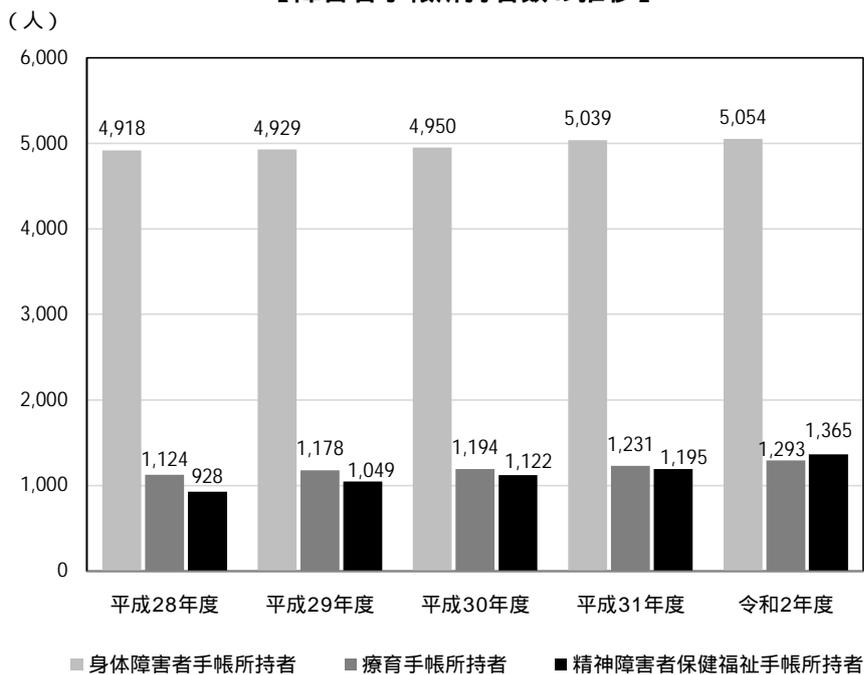
資料：介護保険課（各年度 3 月 3 1 日時点）

(4) 障害者の状況

つくば市の障害者手帳所持者数をみると、令和2年度で身体障害者手帳所持者は5,054人、療育手帳所持者数は1,293人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,365人となっています。平成28年度からの増加数では、精神障害者保健福祉手帳所持者が437人と最も多く、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者はそれぞれ136人、169人となっています。

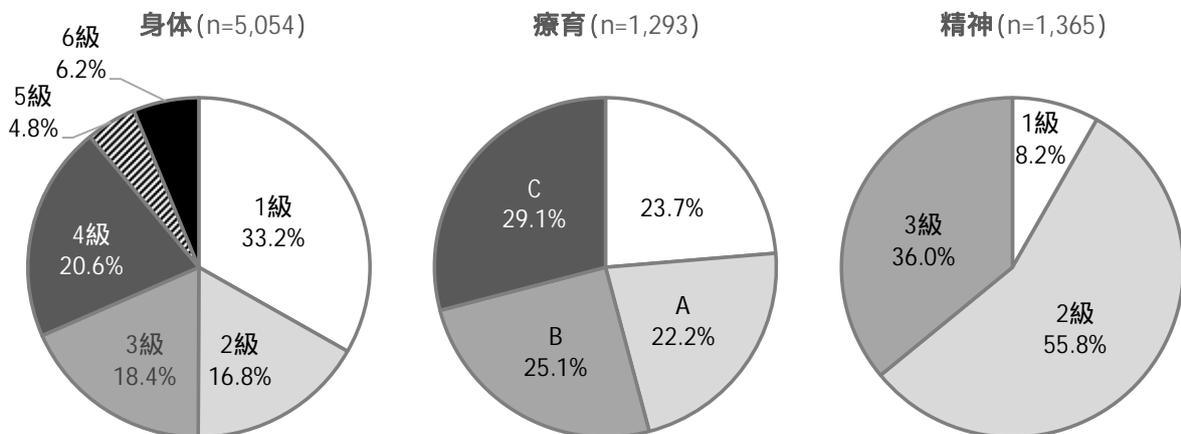
障害者手帳の等級・区分別にみると、令和2年度で身体障害者では1級、療育手帳所持者ではC、精神障害者保健福祉手帳所持者では2級がそれぞれ最も多くなっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：障害福祉課（各年4月1日時点）

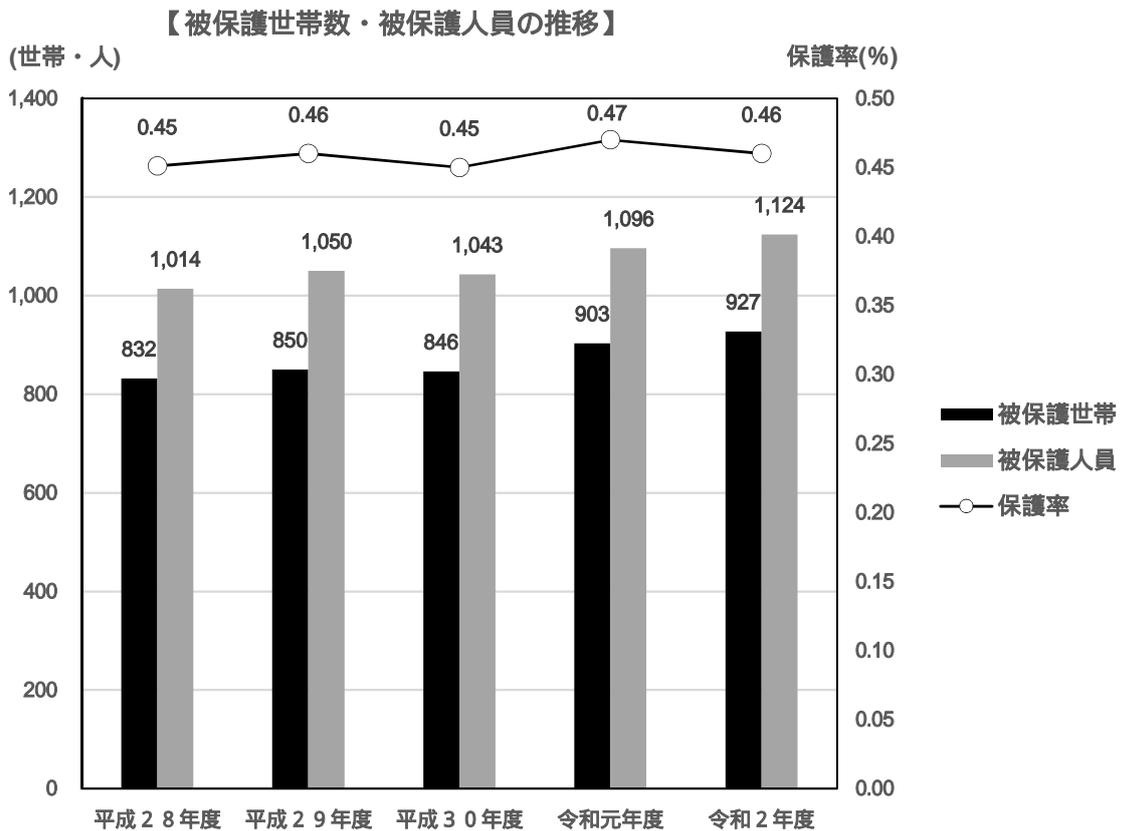
【等級・区分別障害者手帳所持者数の割合】



資料：障害福祉課（令和2年4月1日時点）

(5) 被保護世帯・人員の状況

つくば市における生活保護に関して、被保護世帯は平成 30 年度以降増加、被保護人員は平成 28 年度以降増加傾向にあり、令和 2 年度で、被保護世帯は 927 世帯、被保護人員は 1,124 人となっています。保護率については、平成 28 年度以降 0.450 ~ 0.470% の間での安定した推移となっています。



資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日時点）

(6) 避難行動要支援者と避難行動要支援希望者登録状況

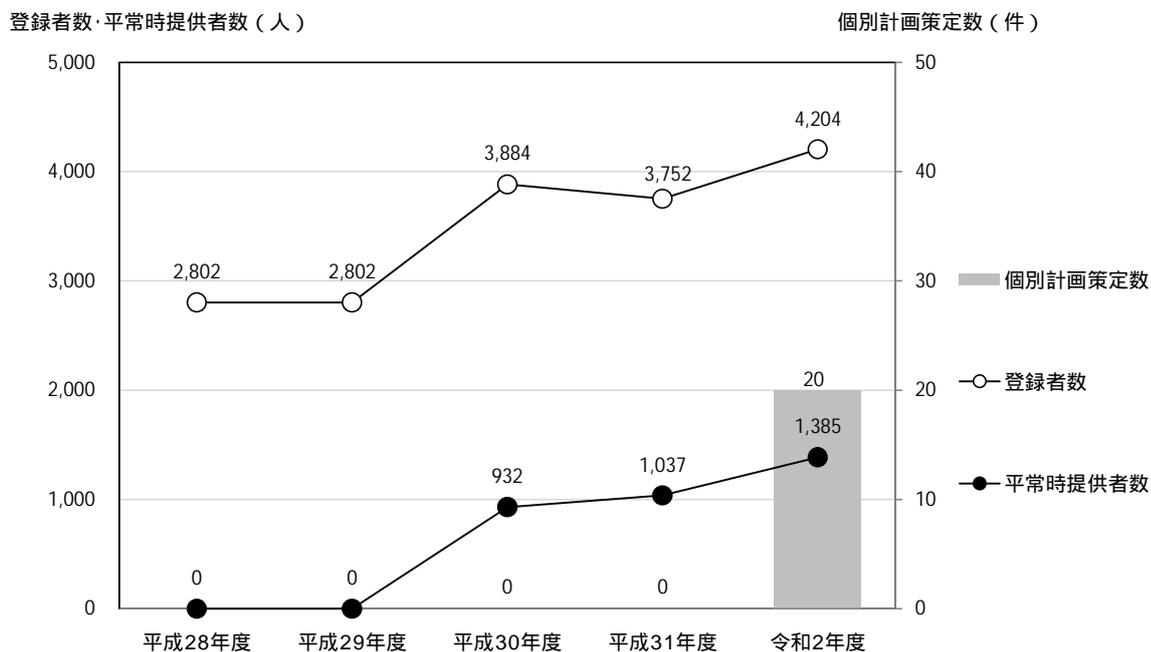
つくば市の地域防災計画の中で、「避難行動要支援者」を以下のように定義しています。

避難行動要支援者

- 介護保険の要介護認定者（要介護認定 3～5 を受けている）
- 身体障害者（1・2 級）総合等級第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- 知的障害者（療育手帳 ・A）
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級なおかつ単身世帯の方）
- その他、自ら避難することが困難と市が判断する者

避難行動要支援者名簿に登録された人数は、令和 2 年度で 4,204 人、個別計画は 20 件が策定されています。

【避難行動要支援者名簿登録者数等の推移】



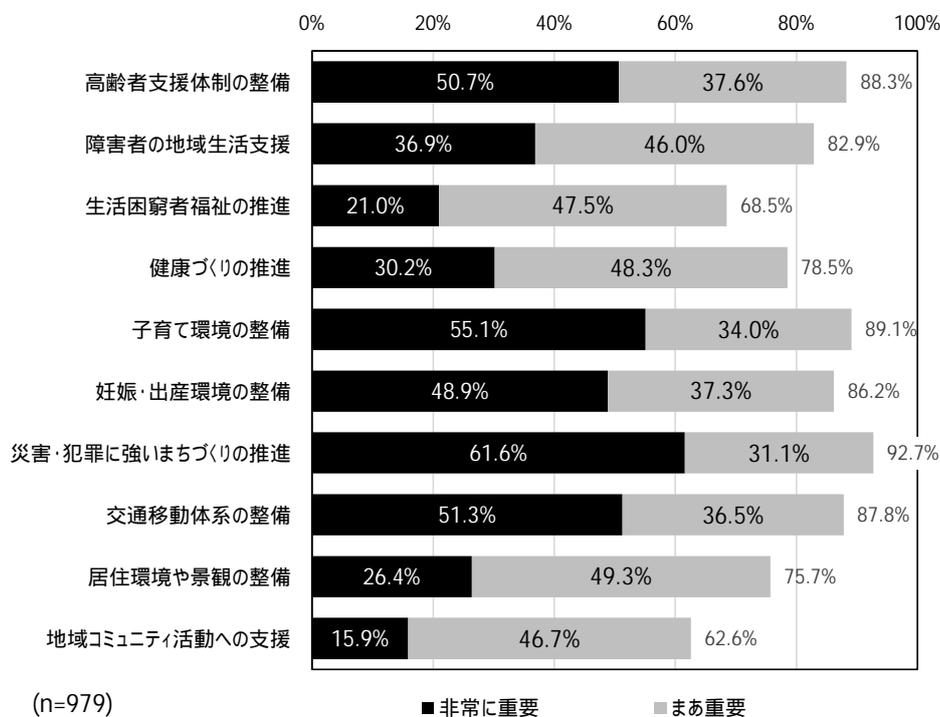
資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日時点、但し令和 2 年は未確定値）

2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識

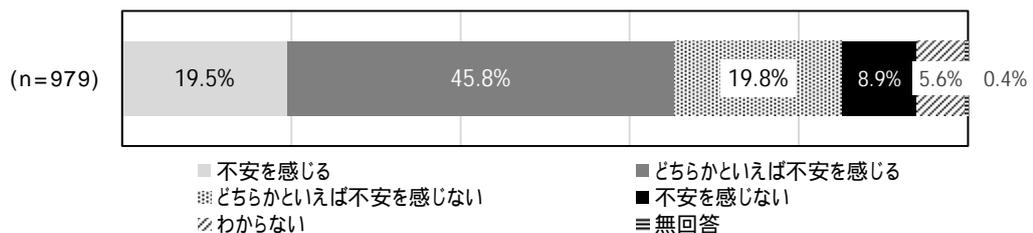
「つくば市地域福祉計画（第4期）」策定に当たり、市が実施した「未来構想」、「高齢福祉（令和元年度）」、「障害福祉（令和元年度）」、「子ども子育て（平成25年度、平成30年度）」、「健康（令和元年度他）」に関するアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価し、地域福祉を充実させていくための主要な課題を明らかにしました。

タイトルに続く【】内は引用したアンケート調査を示しています。

今後力を入れるべき取組【未来構想 抜粋】

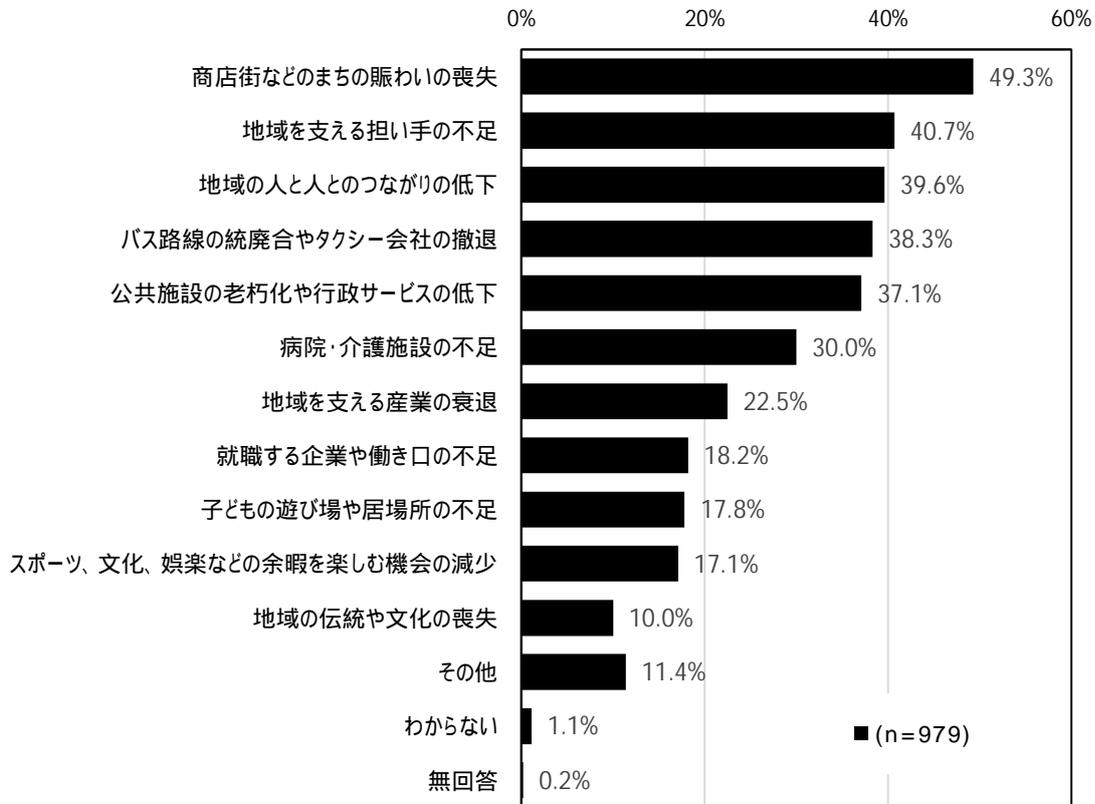


地域の未来に対する意識【未来構想】



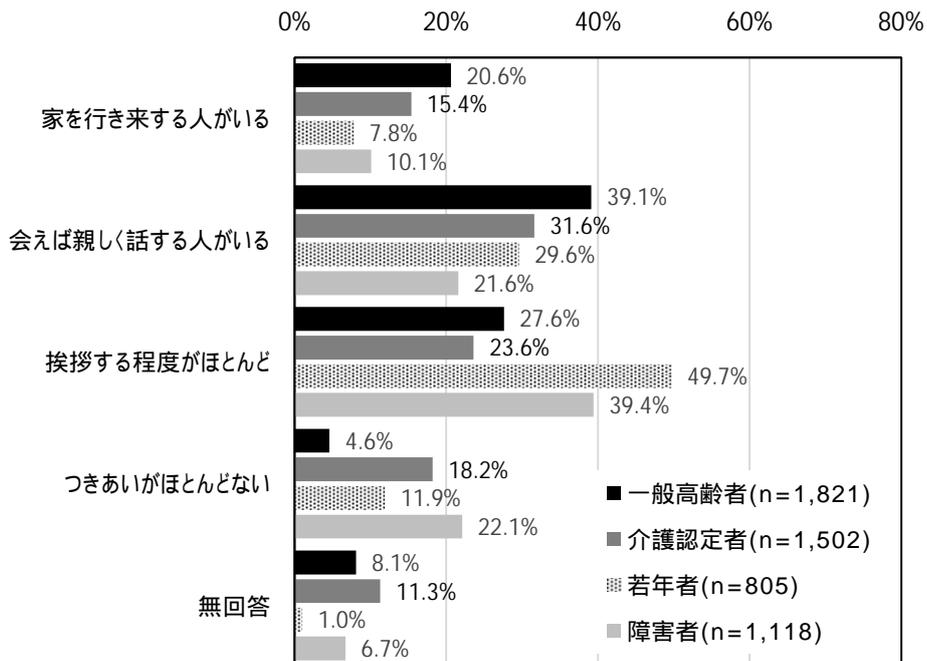
地域福祉をめぐる市の現状と課題

具体的に不安を感じること【未来構想】



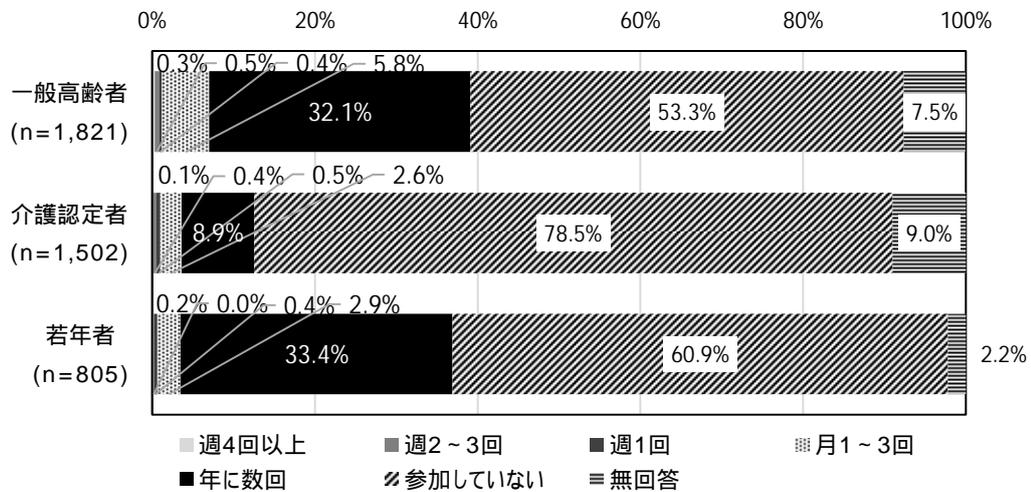
近所づきあいについて【高齢福祉】【障害福祉】

若年層、障害者では近所づきあいが薄い人(「挨拶程度」+「ほとんどない」)が60%を超えています。



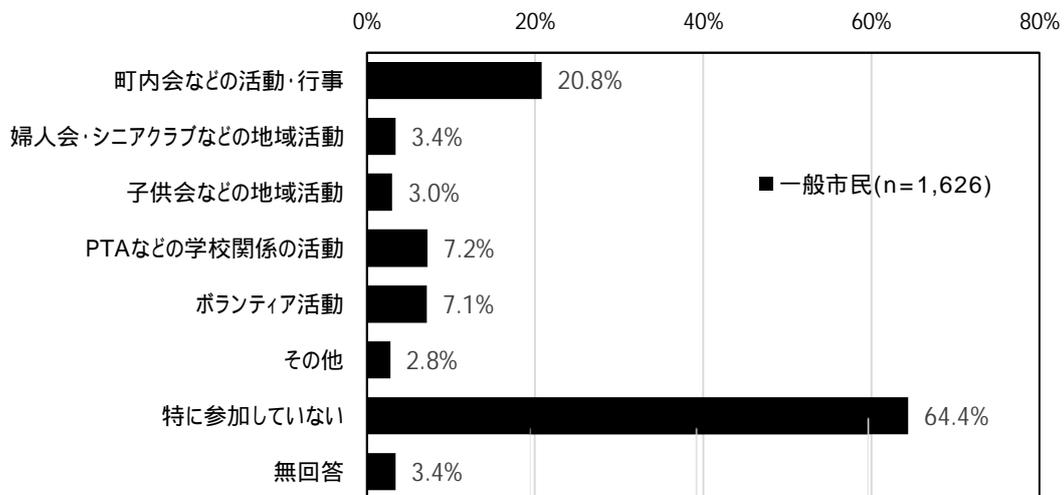
自治会への参加について【高齢福祉】

自治会に参加している人は一般高齢者で 39.1%、若年者でも 36.9%弱いますが、大半は「年に数回」に留まっています。



参加している地域活動【健康】(複数回答)

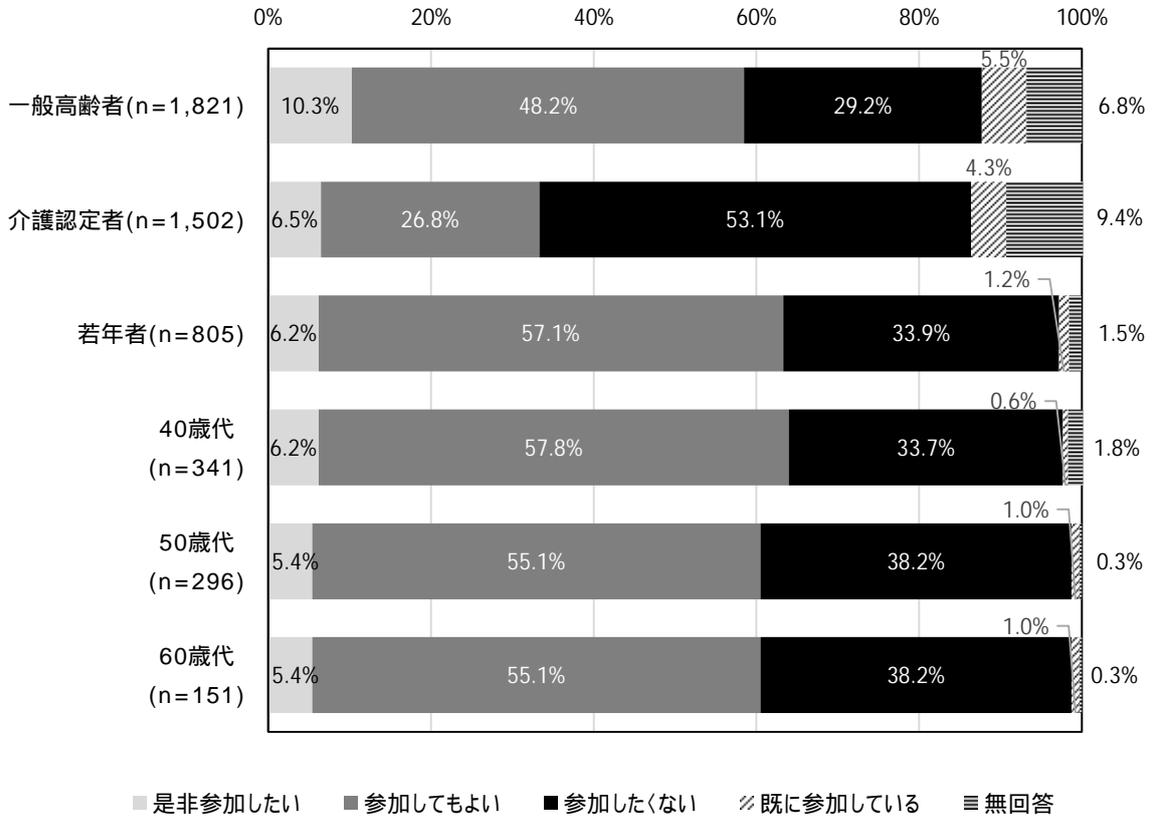
参加している地域活動は、最も多い「町内会などの活動・行事」が 20.8%ですが、それ以外の活動は 10%未満で、ボランティア活動に参加している人は 7.1%です。



地域福祉をめぐる市の現状と課題

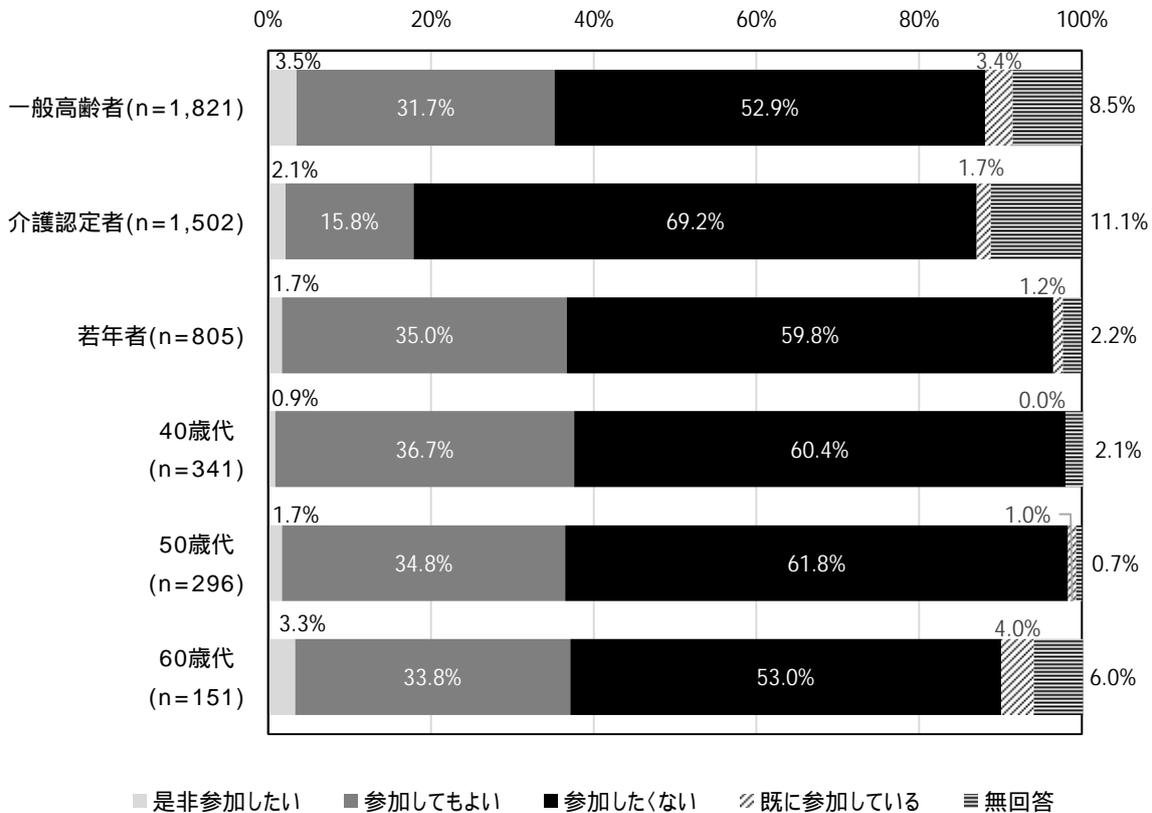
地域づくり活動への“参加者としての”参加【高齢福祉】

地域づくり活動に参加者として(すなわち受け身で)参加してもよい人は、介護認定者を除いて概ね60%いますが、「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で10.3%、若年者では6.2%です。



地域づくり活動への“お世話役としての”参加【高齢福祉】

地域づくり活動へ、お世話役（＝スタッフ）として参加してもよい人は30%台に留まっています。「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で3.5%であり、40歳代から60歳代まで、年代ごとに0.9%、1.7%、3.3%と徐々に増えています。



障害があることで差別を感じたことの有無【障害福祉】

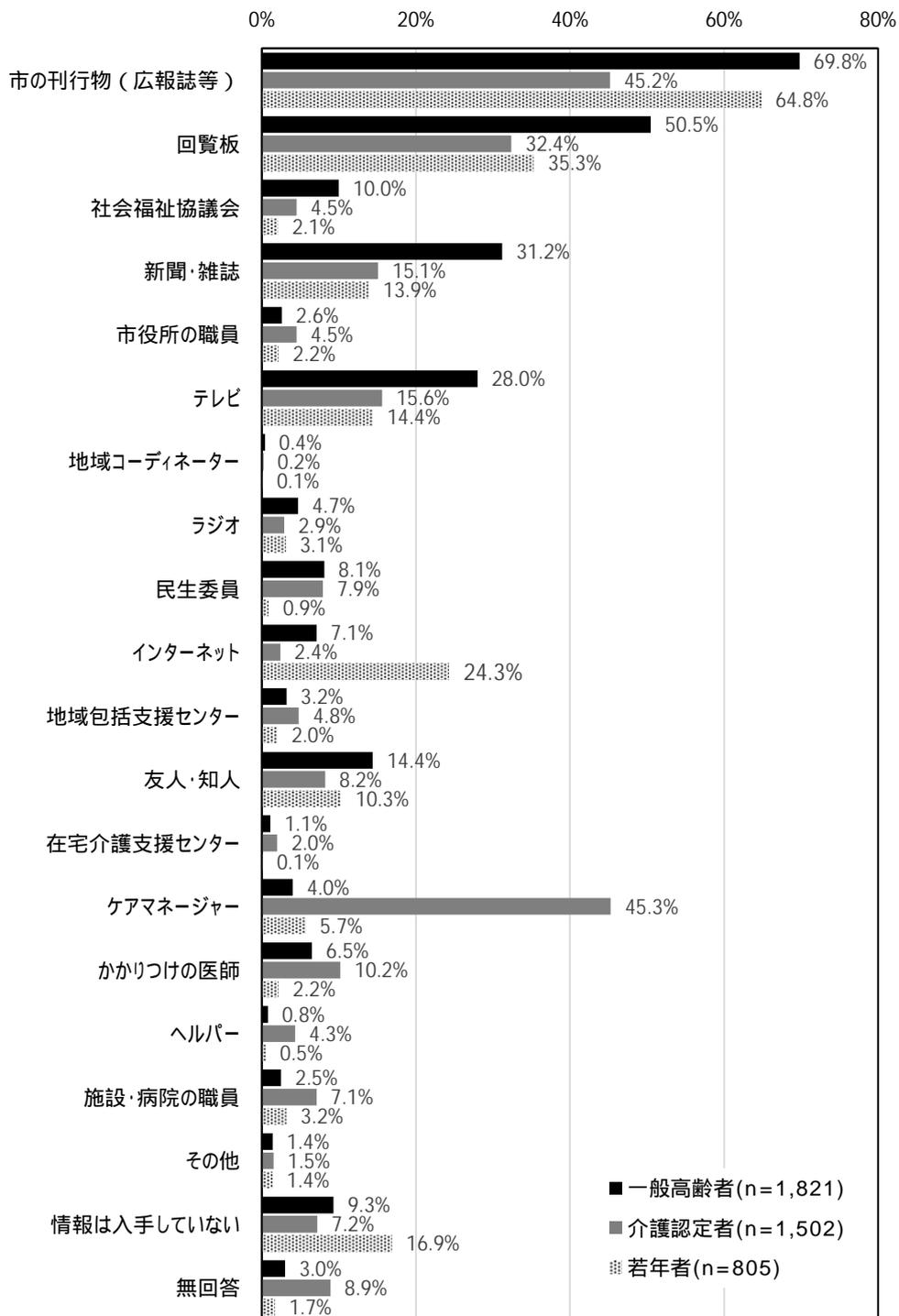
差別を「いつも感じる」障害者は1割で、「たまに感じる」を合わせると41.0%となっています。全ての人々が尊重される共生社会づくりに向け、障害・障害者への理解促進を更に図る必要があります。



地域福祉をめぐる市の現状と課題

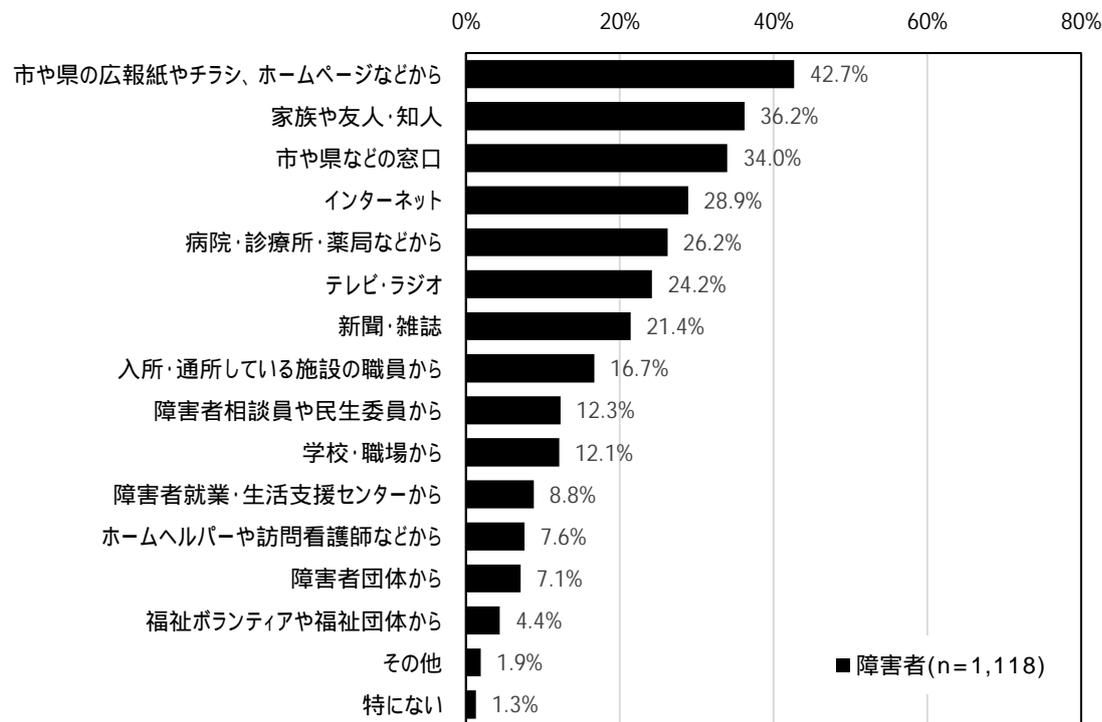
高齢者福祉サービスや市政に関する情報の入手先【高齢福祉】

情報の入手先では、広報誌や回覧板が多くあげられていますが、市役所の職員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどは10%以下であり、あまり活用されていません。



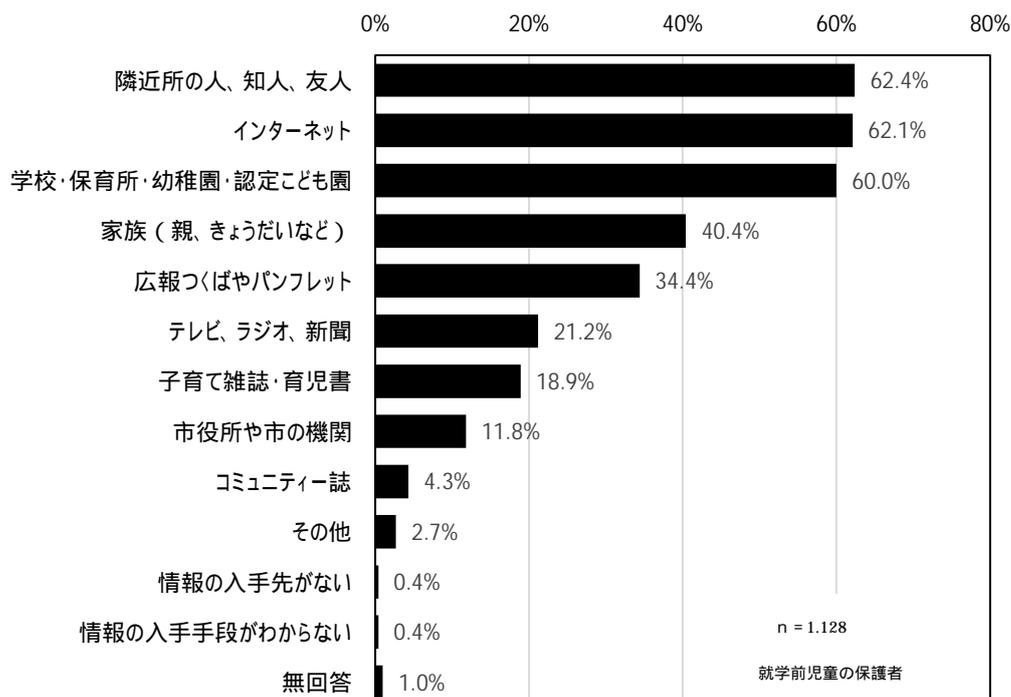
福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手先【障害福祉】

障害者についても、情報の入手先として広報紙やチラシが大きな割合となっています。また、市や県の窓口も34.0%と、高齢者との違いがみられます。



子育て情報の入手先【子ども子育て】

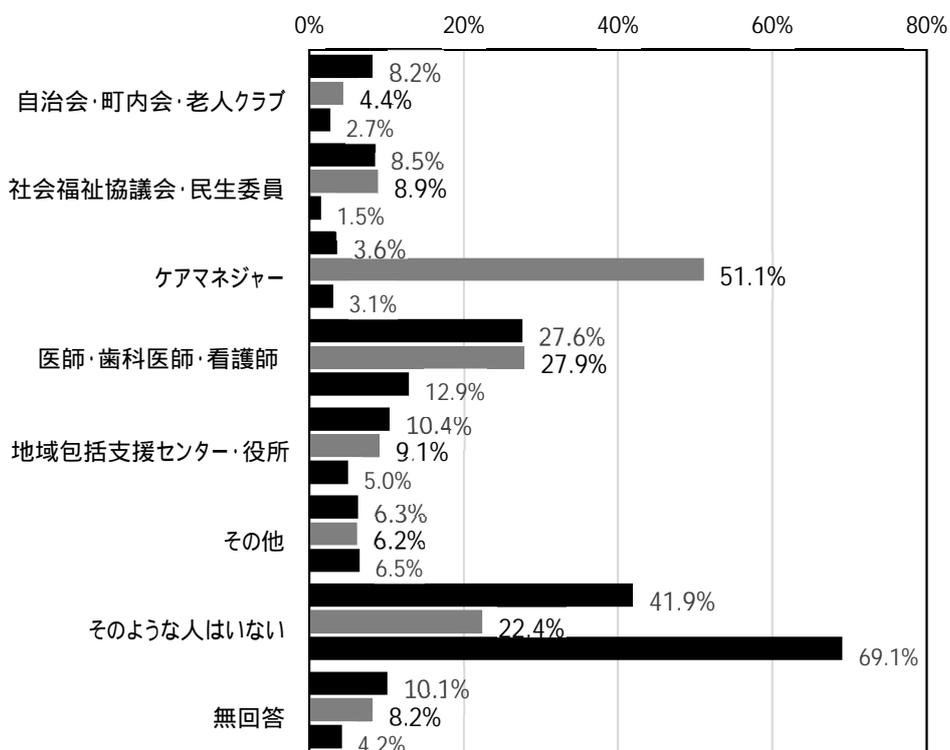
入手先は「隣近所の人、知人、友人」の割合が62.4%と高く、次いで「インターネット」「学校・保育所・認定こども園」が60.0%を超えています。一方、市役所や市の機関は11.8%と低くなっています。



地域福祉をめぐる市の現状と課題

友人・知人以外で何かあったときの相談相手【高齢福祉】

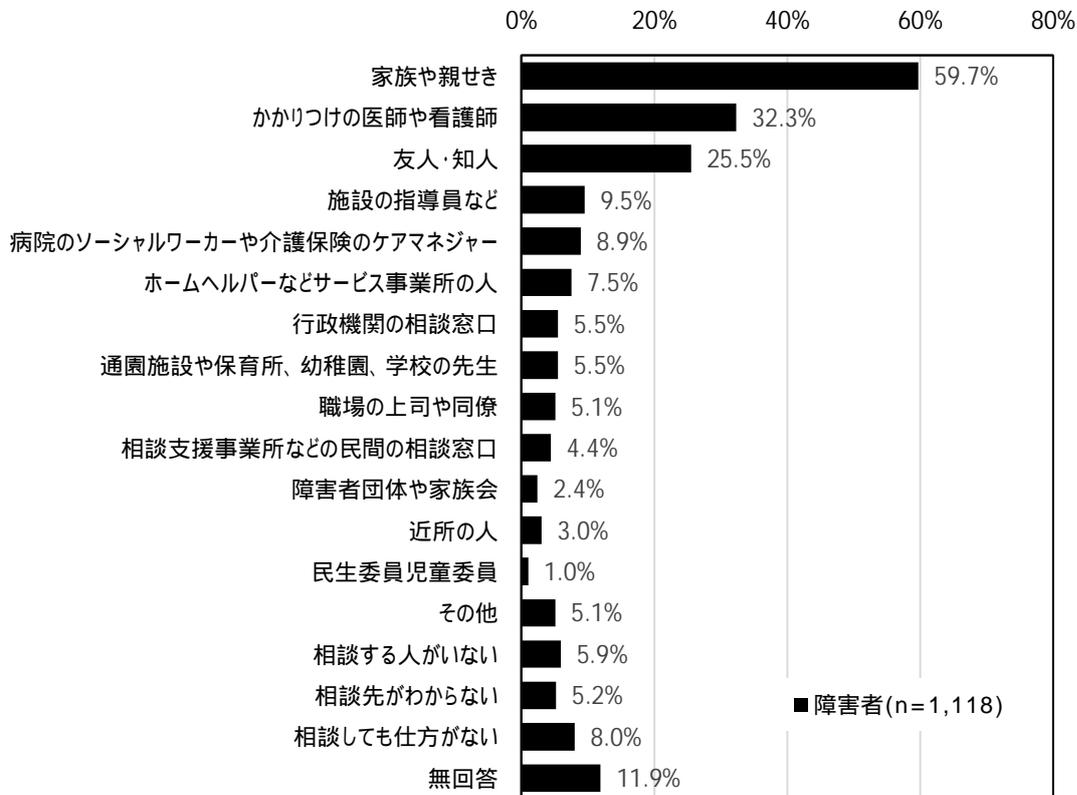
何かあったときに相談する相手が「いない」と回答した人が、40～60歳代の若年者で69.1%に達しています。一般の高齢者でも41.9%の人は「いない」と回答しています。



■ 一般高齢者(n=1,821) ■ 介護認定者(n=1,502) ■ 若年者(n=805)

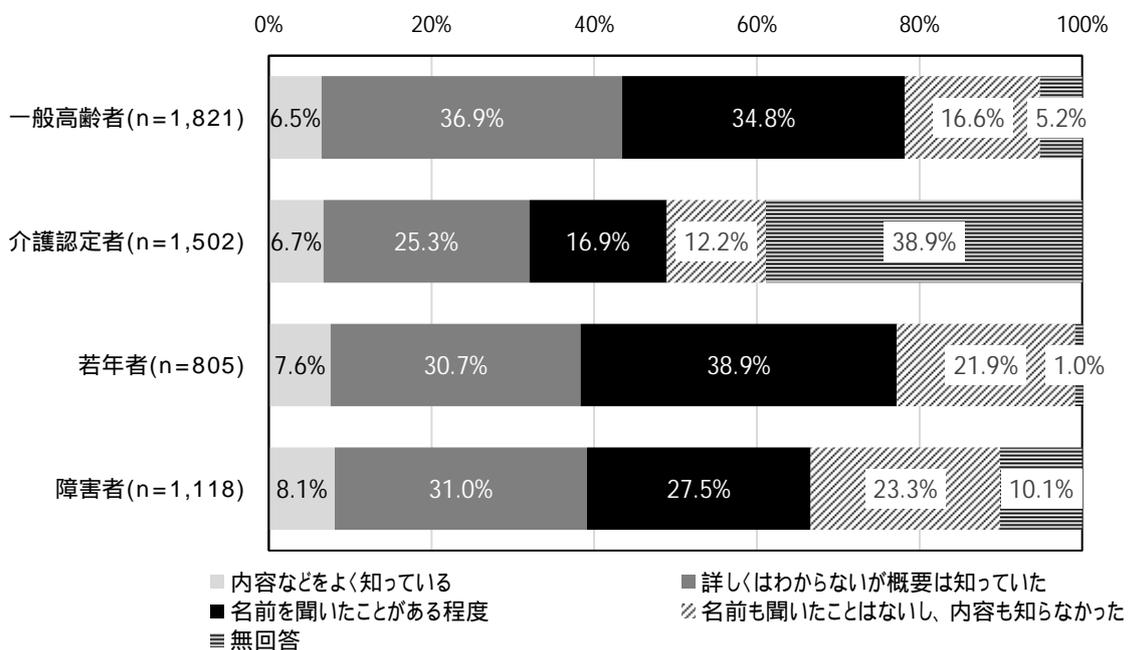
日常生活で困ったことの相談先【障害福祉】

障害者が日常生活で困ったことを相談する先は、身近な「家族や親せき」、「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」が上位を占めています。「行政機関の相談窓口」は5.5%で十分活用されていません。また、「相談する人がいない」が5.9%、「相談先がわからない」が5.2%、「相談しても仕方がない」が8.0%あり、改善への取組が必要です。



成年後見制度の認知度【高齢福祉】【障害福祉】

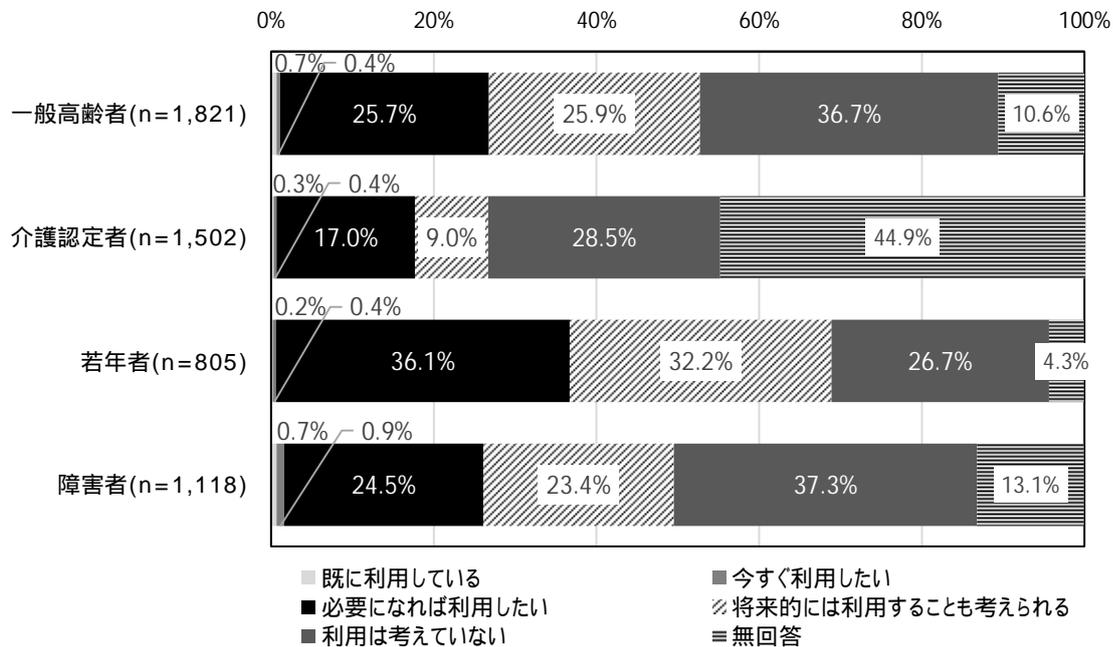
成年後見制度について「概要は知っていた」までの人は概ね 40%です。若年者と障害者では、「名前も聞いたことはない」人も 20%を超えています。



地域福祉をめぐる市の現状と課題

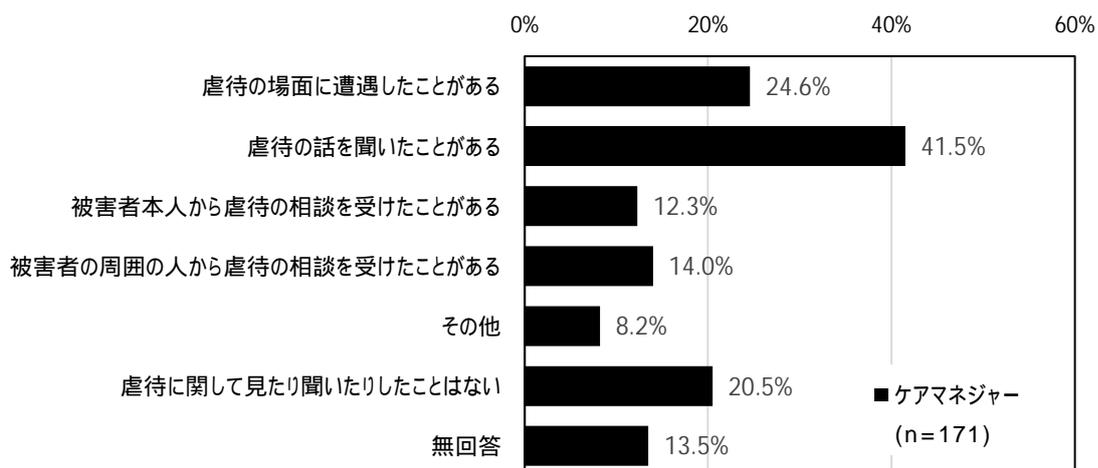
成年後見制度の利用意向【高齢福祉】【障害福祉】

成年後見制度の利用について「将来的には利用することも考えられる」と回答した人の中には、「名前を聞いたことがある程度」の人も含まれています。適切な情報を提供していくことが重要となっています。



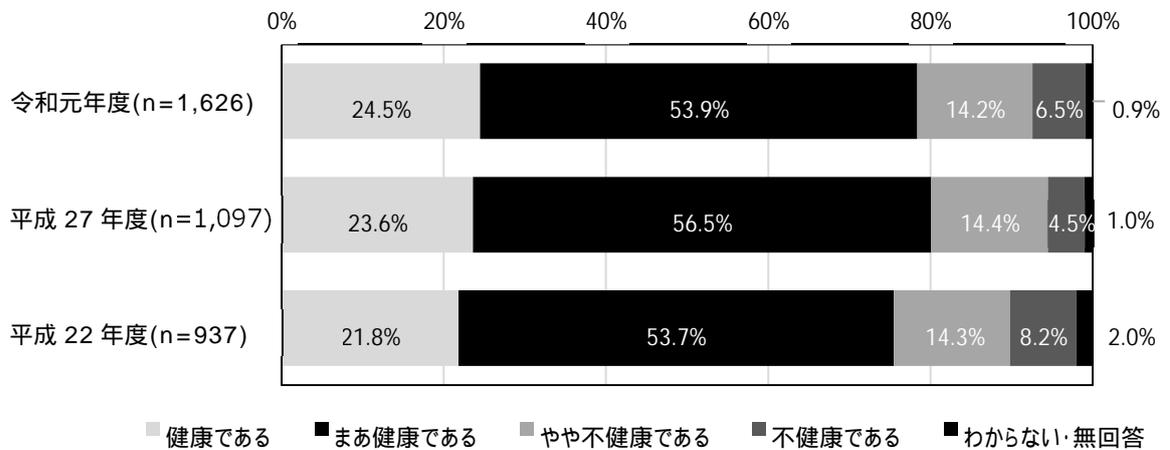
高齢者虐待が疑われる事例【高齢福祉】

ケアマネジャーのうち、60%以上の人は高齢者への虐待を直接・間接に見聞きしているという深刻な状況がうかがえます。



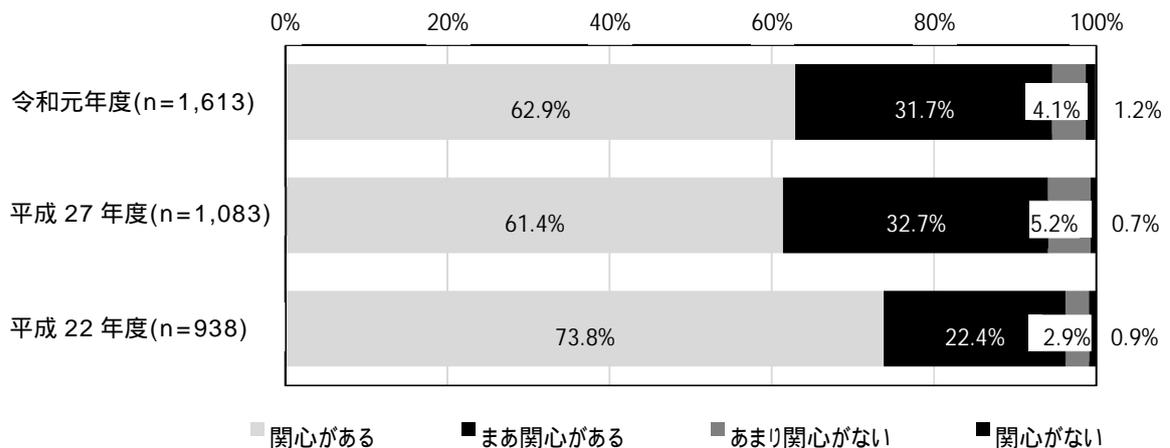
自分自身の健康状態【健康】

自分自身を「健康だと思っている」は、平成 22 年度は 75.5%に対し平成 27 年度では 80.1%に増加しましたが、令和元年度では 78.4%と頭打ちの状況になっています。



健康への関心【健康】

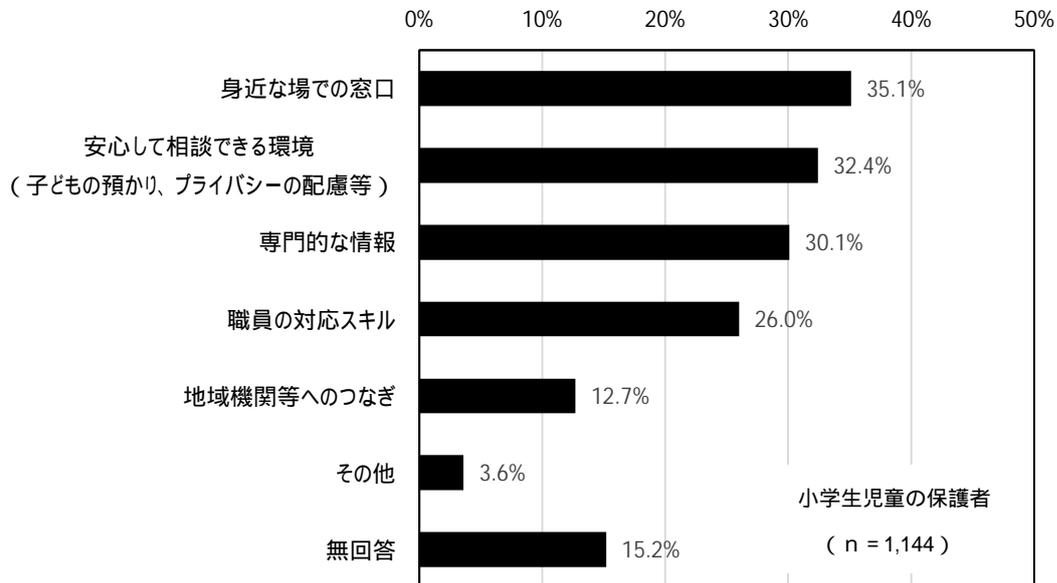
「関心がある」は平成 22 年度の 96.2%から平成 27 年度は 94.1%に低下し、令和元年度も 94.6%（年齢調整後 94.5%）と反転は見られません。



地域福祉をめぐる市の現状と課題

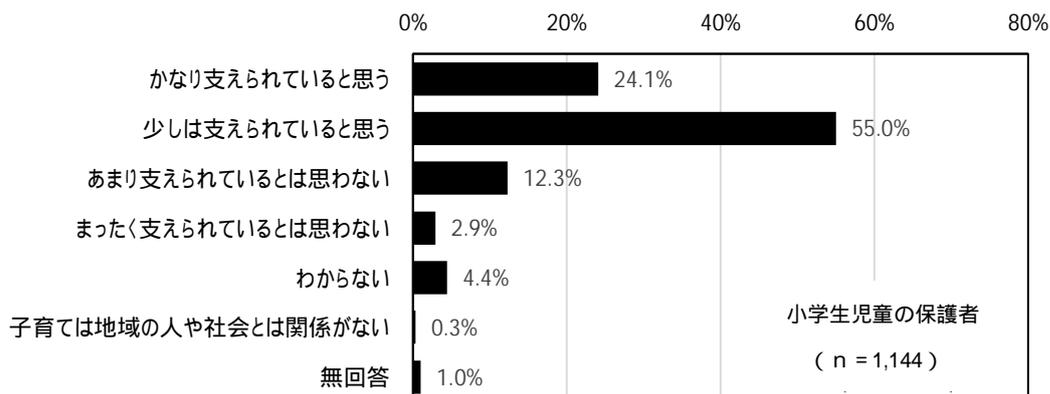
子育てに関する相談で充実してほしいこと【子ども子育て】

「身近な場での窓口」の割合が35.1%と最も高く、次いで「安心して相談できる環境(子どもの預かり、プライバシーの配慮等)」の割合が32.4%であり、身近に子どもを預けて相談できる場が求められていることがうかがえます。



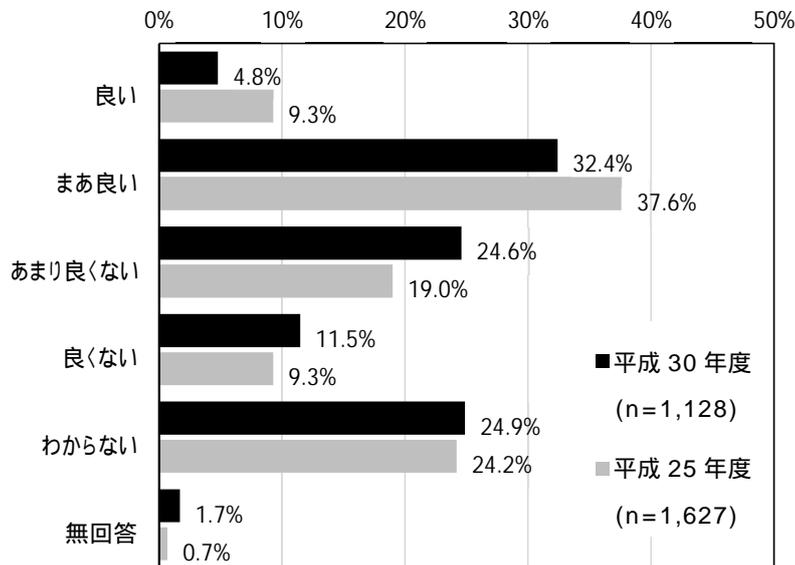
子育ては地域に支えられていると思うか【子ども子育て】

「少しは支えられていると思う」の割合が55.0%と最も高く、次いで「かなり支えられていると思う」の割合が24.1%、「あまり支えられているとは思わない」が12.3%となっています。



子育て・子育てしやすい地域コミュニティづくり【子ども子育て】

平成 25 年度調査と比較し、「あまり良くない」の割合が増加しており、地域コミュニティとのかかわりの減少が懸念されます。



災害時の避難の可否【障害福祉】

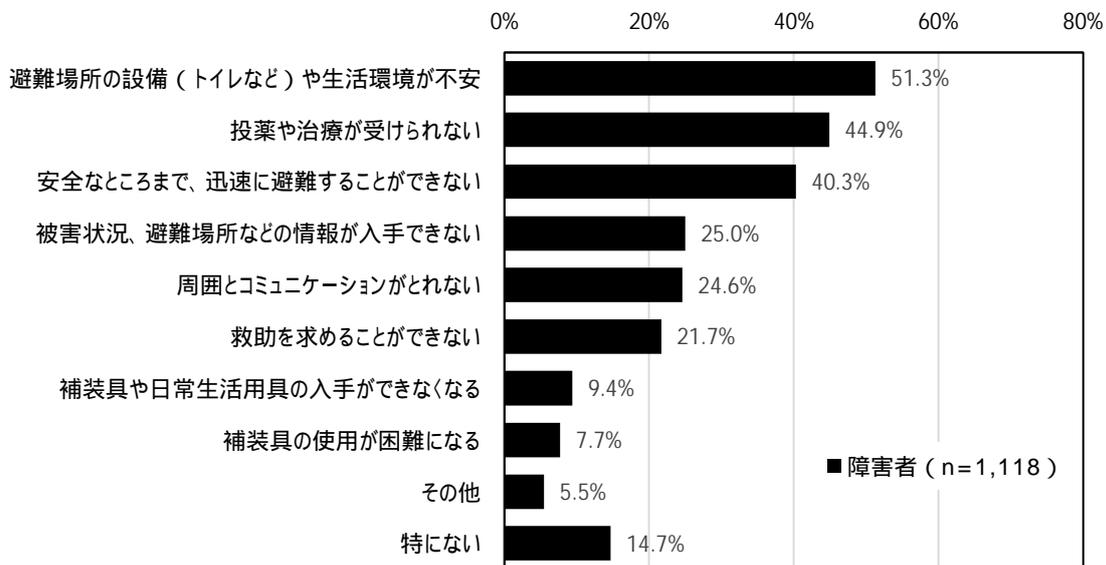
災害時、避難が「できない」または「わからない」障害者が 50%を超えています。避難行動要支援者名簿への登録促進と避難支援の体制整備を、「感染症」を踏まえ推進することが重要となっています。



地域福祉をめぐる市の現状と課題

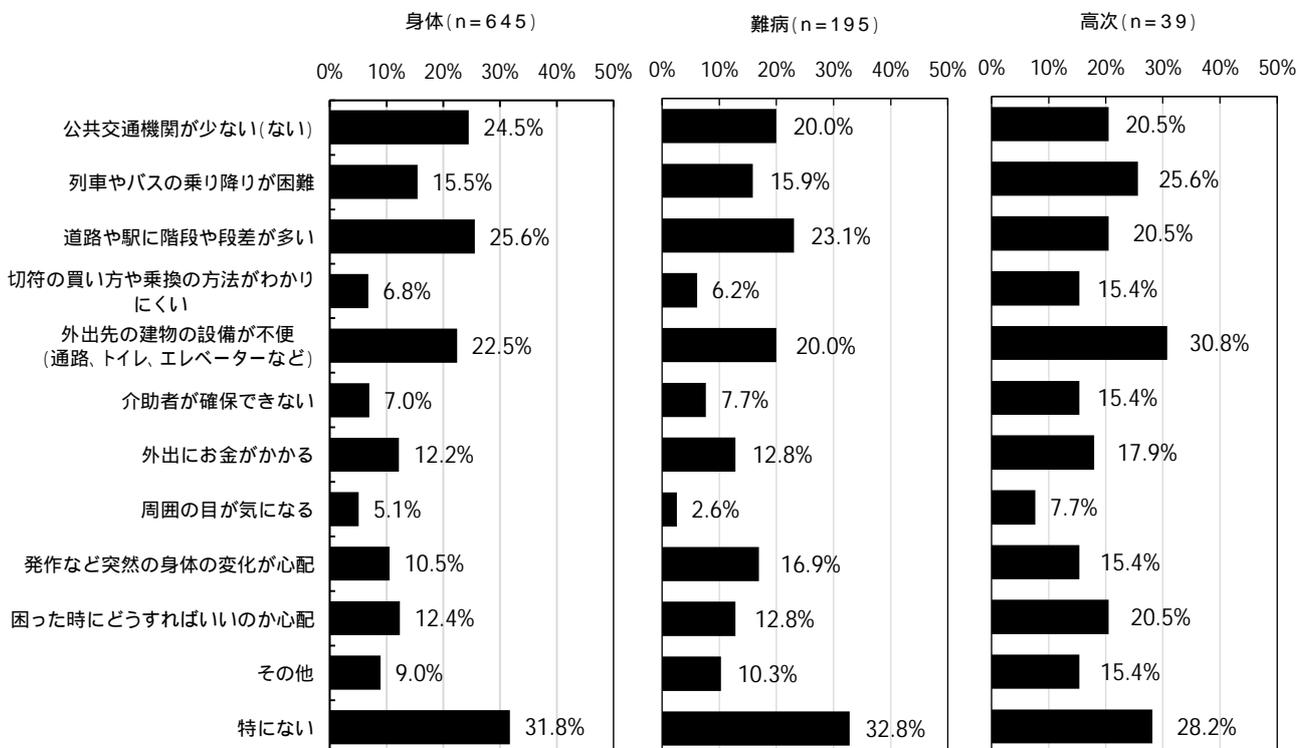
障害者が災害時に困ること【障害福祉】

障害者が災害時に困ることでは「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」が1位と2位になっています。



障害者が外出時に困ること【障害福祉】

障害者が外出時に困ることでは、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」との回答が、身体障害者、難病患者、高次脳機能障害者で20%から30%と多くなっています。



各関係機関へのヒアリングから見えてきた課題

地域福祉計画策定委員からの、「ニーズ把握の方法として、各計画のアンケート調査のほか、福祉窓口の相談等も取り入れてはどうか」との意見を踏まえ、地域の福祉課題をより多く把握するため、市役所の各課窓口及び地域包括支援センター、民生委員にヒアリングを行いました。

その結果から、地域福祉を充実させていく上での課題が、以下のとおり浮かびました。

【市役所の各課窓口から】

実施部署：こども政策課、子育て相談室、障害福祉課、障害者地域支援室 健康増進課（各保健センター 市内3カ所）

窓口で受けた相談（困りごと）について

市役所内の各部署で受けた相談（困りごと）については、「経済的なこと」が7部署から回答があり最も多くなっています。続いて、「子育てについて」、「福祉制度について」が6部署から回答があり、3つを合計すると全体の6割を超えています。

相談者について

相談をした人については、「本人」、「家族」が最も多く、全体の7割を超えています。しかし、「近所の人」や「自治会・民生委員」からの相談は1割に満たないため、地域社会での支え合いや、周囲に相談できる環境づくりが課題となっています。

【各地域の包括支援センターから】

実施部署：地域包括支援課（市役所内） 筑波地域包括センター、桜地域包括支援センター、荳崎地域包括支援センター、谷田部地域包括支援センター、豊里地域包括支援センター

住民からの相談で多いことは

「福祉制度に関すること」が最も多く、次いで「外出時の移動手段」、「生活困窮者への支援」となっており、3つを合計すると全体の6割を超えています。また、地域では「移動手段」に関する相談が多く寄せられ、主要な課題であることがわかりました。生活困窮については、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題の相談も増加しており、今後の対応が課題となっています。

相談をどのような経路で受けているか

「本人」、「家族」が最も多くなっています。「近所の人」や「自治会・民生委員など」からの相談は少ないため、地域での支え合いが課題となっています。

地域の課題について

地域の課題として、「交通手段がない」、「災害時の（高齢者の）避難方法」、「ゴミ出しの負担軽減」などが挙げられており、高齢者が自力での移動が難しいという問題が浮かび上がっています。

地域福祉をめぐる市の現状と課題

地域づくりについて

「地域（住民や民生委員等）とケアマネ等、福祉関係部署とのネットワークづくり」や「公共の交通手段の整備」が挙げられており、他の設問で浮かび上がった課題についての改善が求められています。

【民生委員・児童委員から】

相談（困りごと）で多いことは

「一人暮らし高齢者等について」の相談が最も多く、全体の3割を超えています。次いで「外出時の移動手段」が多くなっており、高齢化による一人暮らし高齢者の増加や、移動手段の確保が、課題となっていることが読み取れます。

困りごとを抱えている住民をどのような機会に見つけるか

「本人」や「家族」からの相談はほとんどないのに対し、「近所の人との立ち話など日常生活の中」や「高齢者の実態調査」を合わせると全体の8割を超えています。このことから、地域に入り込んでいる民生委員が自ら積極的に困りごとを抱えている住民の発見に努めていることがうかがえます。

しかし、「本人」や「家族」が相談しやすい環境づくりや民生委員制度の広報活動も今後の課題となっています。

地域づくりについて

地域のつながりが重要であるとの回答が多く、地域住民や自治会等、地域支援者での情報共有ができる地域づくりが求められています。

3 第3期計画の推進状況

つくば市地域福祉計画（第3期）の施策実施状況と今後の方向性について、平成30年度に担当課にて行った前期進捗評価の結果は以下のとおりでした。

なお、一つの施策が複数の部局において実施されている場合があるため、計画に示された施策の数（74）と評価数（150）は一致しません。

調査項目	評価数	前期進捗評価（1）			方向性（2）		
					A	B	C
基本施策1 自立と支えあい、協働と参画の地域づくり	34	1	33	0	1	33	0
基本施策2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実	73	7	65	1	5	68	0
基本施策3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備	43	3	40	0	8	34	1
合計	150	11	138	1	14	135	1
合計（％）	100	7.3	92.0	0.7	9.3	90.0	0.7

（1）：成果は上がっている ：一定の成果は上がっている ：成果は上がっていない
 （2）A:拡充 B:現状維持 C:縮小（廃止を含む）

以上の結果から、「：成果は上がっている」または「：一定の成果は上がっている」との回答は150件中149件（99.3%）であり、前期の進捗状況は概ね良好でした。

なお、「：成果は上がっていない」の1件は、「人材バンクの充実」（社会福祉協議会）でした。

また今後の方向性については、150件中廃止1件を除く149件（99.3%）の回答が「A：拡充」または「B：現状維持」との回答であり、計画後期に向け施策の内容も現在の水準がほぼ維持される見通しとなっています。

なお、「C:縮小（廃止を含む）」の1件は、「在宅支援センター運営指導」（地域包括支援課）でした。

4 計画策定に当たってのポイント

アンケート調査の結果等により明らかになったつくば市における地域福祉推進上の課題から、本計画の策定に当たってのポイントが以下の3点に集約されました。

ポイント1 ~地域交流の促進~

地域における様々なコミュニティによる支え合いが必要であると考えている。そのために住民同士が知り合う機会の創出や、地域で支え合うまちづくりに取り組む活動への支援を行政に求めている。

ポイント2 ~情報発信の進化~

市からの情報発信は十分でないと考えている。情報を得る手段として、市の広報紙やホームページ、回覧板の存在は大きい。一方で、情報発信の手段にさらなる検討・改善が求められている。

ポイント3 ~組織横断的な連携体制の整備~

従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療、教育も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。

計画の体系

1 計画の基本目標

つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。

そのために、21世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」

を掲げます。

本計画では、未来をつくる土台となる地域や暮らしづくりを進めるため、目標を

「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

とします。

「地域で支え合い」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

2 計画の基本施策

基本施策 1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

「第2期つくば市戦略プラン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策1」に位置づけました。

基本施策 2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

本施策では、誰もが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

基本施策 3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための包括的支援の施策をまとめました。

3 計画の体系図

ポイント	目標	基本施策	テーマ
1 地域交流の 促進	地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	1 相互に支え合う地 域共生のまちづく り	市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
			人びとが近隣で支え合える地域の創造
			「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2 情報発信の 進化		2 誰もが十分なサー ビスを利用できる支 援体制の強化	多様なサービス提供主体の参入促進
			誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
			誰もが安心して相談できる仕組みづくり
			誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり
			福祉サービスの質の向上
			権利擁護のための支援の充実
3 組織横断的 な連携体制 の整備	3 誰もが安心して暮ら せるための包括的支 援の充実	生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進	
		高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援	
		市民の健康づくりのための活動の推進	
		地域で安心して子育てができる環境づくり	
		防災・防犯対策の充実	
		就労支援の充実	
		ユニバーサルデザインのまちづくり	
		居宅支援のまちづくり	
移動手段の確保			
地域を基盤とする包括的支援の強化			

施 策 名	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進 ・市民主体のイベントの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員の活動支援 ・アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・小単位での支え合いのまちづくりの推進 ・スポーツを通じた交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・区会の設立及び区会加入の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉概念の普及・啓発 ・ノーマライゼーション理念の普及・啓発 ・参加しやすいボランティア活動の創出 ・人権擁護活動の推進 ・男女共同参画意識の啓発 ・差別禁止の意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の育成 ・心のバリアフリー化についての意識啓発 ・小中学校における福祉・環境教育の推進 ・市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発 ・合理的配慮提供の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体によるサービス提供の促進 ・ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供 ・みんなの食堂実施団体への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働まちづくり活動支援 ・市民チャレンジへの支援及び相談
<ul style="list-style-type: none"> ・広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実 ・NPO・ボランティアの情報提供 ・情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の情報提供 ・民生委員児童委員との連携による情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・各課総合相談の充実 ・女性・男性のための総合相談の充実 ・教育面における相談の充実 ・施設入所者等への訪問相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の充実 ・福祉相談の充実 ・地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等のサポート強化 ・障害者自立支援協議会を活用した市内関係団体との協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ケアマネジメント体制の充実 ・つくば市福祉団体等連絡協議会への支援協力
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の質の向上支援 ・ケアマネジャー・相談支援事業所の資質の向上 ・福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり ・事業者の情報公開の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の発掘・育成 ・相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携 ・指定管理者制度の適切な運用
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護や成年後見制度の周知徹底 ・成年後見制度の利用支援 ・障害者虐待防止事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の防止 ・成年後見制度等の権利擁護の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への相談支援 ・学習支援団体との協定締結による協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備 ・学習塾代支援
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自主的な健康づくりの支援 ・社会福祉協議会の整備・充実 ・認知症高齢者等保護支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域単位の拠点整備 ・在宅医療・介護連携推進事業
<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防の実施 ・障害者スポーツの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の主体的な健康づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実 ・子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施 ・ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療・小児医療の充実 ・保育施設の適正な配置 ・地域子育て支援の拠点施設の整備推進
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の救済対策の確立 ・子どもの安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労支援 ・障害者の就労の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援 ・生活保護受給者世帯の就労支援
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の居住支援 ・高齢者の居住確保支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への住居確保支援
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送の充実 ・福祉タクシー利用券の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者タクシー運賃助成券の交付 ・公共交通の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業

施策の展開

基本施策 1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

テーマ	市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
-----	----------------------

「市民協働によるまちづくり」を目指すために基づき、地域での活動やイベント開催に向けた支援を行い、豊かで活力のある地域の実現に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。	市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価	社会福祉課
食生活改善推進員の活動支援	各地区での食育普及活動を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援をすることで、地区組織活動の充実を図ります。	食生活改善推進員の活動	健康増進課
市民主体のイベントの支援	各種大会やイベントでは、市民主体の企画運営を目指し、支援を行います。	おひさまサンサン生き生きまつり チャレンジアートフェスティバル事業等	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進	市民協働によって個性豊かで活力あるまちづくりを目指します。	アイラブつくばまちづくり寄附金活用事業、市民活動自立支援	市民活動課

テーマ	人びとが近隣で支え合える地域の創造
-----	-------------------

地域において人びとが気軽に交流できる場や交流の機会を充実させ、安心の暮らしの基盤となる地域づくりを推進します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
小単位での支え合いのまちづくりの推進	地域の歩いて行ける場所に、お茶を飲んだりおしゃべりできる交流の場「ふれあいサロン」をつくり、地域における支え合い活動を推進します。	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会
小単位での支え合いのまちづくりの推進	社会参加の促進と生きがいを高めるため、市内の老人福祉センターや身近な地域でいきいきサロンを実施することで、地域の交流を図ります。	いきいきサロン事業	高齢福祉課 社会福祉協議会

小単位での支え合いのまちづくりの推進	高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。	高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢福祉課
小単位での支え合いのまちづくりの推進	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助け合い活動や支え合い活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会
区会の設立及び区会加入の促進	地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、区会への加入を推進します。	区会の設立及び区会加入の促進、区会連合会との連携強化	市民活動課
スポーツを通じた交流の促進	(一社)つくば市スポーツ協会などと協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、地域間交流・家族交流を促進します。	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ振興課

テーマ	「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
-----	----------------------------

社会づくりを行政とともに進める市民や各種の団体、事業者などを「新しい公共」とし、育成するために、ノーマライゼーションや人権、男女共同参画などの社会づくりのための基礎的な考え方について、啓発や教育を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
地域福祉概念の普及・啓発	地域福祉に関する考えを市内に広めます。	地域福祉出前講座	社会福祉課
次世代の育成	市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催し、次世代の支え手を育成します。また、体験だけでなく高齢者や障害者と触れ合う場を設け、直接、話を聞くことで、思いや生活・地域課題を知り、自分たちにできること等を考え理解を深めていきます。	福祉移動教室 青少年ボランティア体験講座	社会福祉課 社会福祉協議会
ノーマライゼーション理念の普及・啓発	障害者への理解が進むことで、障害者が安心して生活ができるよう、市民の意識啓発を行います。	チャレンジアートフェスティバル 体験乗馬療法教室	障害福祉課

施策の展開

心のバリアフリー化についての意識啓発	障害者への社会的障壁を取り除き、差別を行わないようにするなど、心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、市民の意識啓発を行います。	ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害福祉課
参加しやすいボランティア活動の創出	ボランティア活動により多くの人に参加してもらえよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、市民を対象とした講演会や講座などを引き続き実施します。	ボランティア参加機会の創出事業	社会福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会
小中学校における福祉・環境教育の推進	支え合いの精神を育てるため、学校教育の全領域において、道德教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。	福祉教育 道德教育 環境教育	社会福祉課 社会福祉協議会 学び推進課
人権擁護活動の推進	市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。	人権教育 人権啓発 人権相談	市民活動課
市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発	地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。	社会教育講演会・家庭教育学級 乳児、幼児、小中学生の保護者及び市民に対する家庭教育学級、講演会の実施を通じた学習支援・意識啓発	生涯学習推進課
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組めます。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人ひとりの能力や行動力を高めます。	男女共同参画会議（つくばミンナのつどい） 男女共同参画セミナー 男女共同参画室だよりの発行 出前講座等	男女共同参画室
差別禁止の意識啓発	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向を見ながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組めます。	差別禁止の意識啓発	障害福祉課 人事課

<p>「合理的配慮」提供の推進</p>	<p>障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。</p>	<p>合理的配慮支援事業</p>	<p>障害福祉課</p>
---------------------	---	------------------	--------------

基本施策 2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

テーマ	多様なサービス提供主体の参入促進
-----	------------------

地域福祉推進に当たり重要な役割を担う NPO やボランティア、事業者や社会福祉協議会がよりよく活動できるよう、効果的な情報発信や団体のスキルアップや運営のための支援などを行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
多様な主体によるサービス提供の促進	NPO・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性を生かした効果的なサービスの提供を促進します。	ボランティアセンターの充実	社会福祉課 社会福祉協議会
市民協働まちづくり活動支援	SNSの活用で、市民活動の情報を共有するための基盤を整備し、コミュニティの活性化及び市民協働を図るための広報活動を実施します。	SNS「つくば市民活動のひろば」の情報発信による市民協働推進事業	市民活動課
ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供	NPO法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動・ボランティア活動の支援を提供していきます。	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催	社会福祉協議会
市民チャレンジへの支援及び相談	市民活動団体等の取組を応援し、相談を受けるとともに、市民活動団体等の新たな活動を支援します。	市民活動相談事業	市民活動課
みんなの食堂実施団体への支援	食を通じて地域の子どもや大人が交流することができる地域の交流スペースとしての居場所を提供できるよう、みんなの食堂実施団体の運営を支援し新規開設を促進するため補助金を交付します。	みんなの食堂事業補助金	こども未来室

テーマ	誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
-----	----------------------

市民が情報入手先として最も多く利用している広報紙について、内容の充実とわかりやすい紙面を不断に追求するとともに、ホームページやメールマガジンなど様々な媒体を通じた情報提供を進めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報つくばや、各種情報誌、市ホームページ、メールマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ(文字・図表・イラストなど)など、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 地域包括支援課 健康増進課 こども政策課 幼児保育課 こども育成課 国際交流室
市民活動団体の情報提供	市民活動センターで、市民活動団体の情報提供を行います。	市民活動団体の情報提供事業	市民活動課 国際交流室
NPO・ボランティアの情報提供	ボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。	NPO・ボランティアの情報提供事業	社会福祉課 社会福祉協議会
民生委員児童委員との連携による情報提供	民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	民生委員児童委員との連携による情報提供事業	社会福祉課
情報誌の発行	「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。	社協通信つくばの発行事業 ボランティアニュースの発行	社会福祉協議会

施策の展開

テーマ	誰もが安心して相談できる仕組みづくり
-----	--------------------

さまざまな悩みや困りごとをかかえた市民が、信頼し安心して相談できる窓口の整備を進めるとともに、施設入所者に対する訪問相談の充実を図ります。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
各課総合相談の充実	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 健康増進課 子育て相談室 幼児保育課 こども育成課 国際交流室
総合相談の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課
女性・男性のための総合相談の充実	生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。	女性のための相談室運営事業 男性のための電話相談実施事業	男女共同参画室
福祉相談の充実	市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、各分野の専門相談員による身近で気軽に相談できるによる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。	福祉相談事業	社会福祉課 社会福祉協議会
教育面における相談の充実	関係機関等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。	教育相談事業 市費スクールソーシャルワーカーの活用 県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用	教育相談センター

地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり	地域において身近に相談できる窓口として、区長や民生委員児童委員における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。	行政相談システムの整備	社会福祉課 社会福祉協議会
施設入所者等への訪問相談の充実	介護サービス相談員が、介護サービス施設等に出向いて、利用者の疑問や不安等の相談を受け、問題の改善やサービスの向上につなげます。	介護サービス相談員派遣事業	介護保険課

テーマ	誰もが必要なサービスを効果的に受けられる仕組みづくり
-----	----------------------------

福祉サービスを必要としている人びとのニーズに的確に応える体制の整備と充実を図ります。また、きめ細かなケア会議による地域課題の発見と課題解決のための取組を進めるとともに、市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体連絡協議会への支援を継続します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
民生委員等のサポート強化	定例会や研修会を実施し、地域と行政の橋渡し役である民生委員等の活動を支援し、地域の連携を強化します。	民生委員児童委員協議会の支援	社会福祉課
高齢者ケアマネジメント体制の充実	地域・圏域別・自立支援の3種のケア会議を開催し、個別課題の解決を積み重ねることから、地域課題を発見し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげます。	地域ケア会議推進事業	地域包括支援課
障害者自立支援協議会を活用した関係団体との協働	地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害者自立支援協議会の活用推進	障害福祉課
つくば市福祉団体等連絡協議会との協働	市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。	福祉団体等連絡協議会との連携	障害福祉課

施策の展開

テーマ	福祉サービスの質の向上
-----	-------------

誰もが十分な福祉サービスを受けることができるように、研修会等を通じた事業者のサービスの質の向上を支援するとともに、第三者によるサービス評価の受審と事業者の情報公開を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
事業の質の向上支援	研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供・共有化することにより、事業者のサービス等の質の向上を支援します。また、新規事業者が研修会や交流会に参加できるような体制づくりを推進します。	サービス事業者への研修会や交流会の開催	障害福祉課
福祉人材の発掘・育成	福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。	福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業	社会福祉課 障害福祉課
ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上	地域支援ネットワークを活用しながら、ケアマネジャーをはじめとした多職種が連携・協働することで、保健、医療、福祉、生活支援サービスなど様々な資源を活用し、包括的・継続的に支援をします。	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援課
相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携	福祉サービスを円滑に提供するため、相談支援専門員とホームヘルパー等を中心とした情報交換を積極的に促します。	サービス事業者との連携	障害福祉課
福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり	第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども政策課 幼児保育課 こども育成課
指定管理者制度の適切な運用	指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	こども政策課 こども育成課 高齢福祉課
事業者の情報公開の促進	透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。	事業者の情報公開	高齢福祉課

テーマ	権利擁護のための支援の充実
-----	---------------

権利擁護や成年後見制度の周知と利用の支援を進め、判断能力が十分でない人の権利擁護に努めます。また、多くのケアマネジャーが見聞きしている実態のある高齢者への虐待や障害者への虐待防止のため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
権利擁護や成年後見制度の周知徹底	認知症等により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行います。	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度推進事業 日常生活自立支援事業	地域包括支援課 社会福祉協議会 障害福祉課
高齢者虐待の防止	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに被虐待者の状況を確認し、事例に即した適切な対応をします。また、高齢者虐待の防止、早期発見や適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。	権利擁護事業	地域包括支援課 高齢福祉課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがいないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課 地域包括支援課
成年後見制度等の権利擁護の推進	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下し、財産管理や福祉サービス利用契約が困難になった人の権利侵害の予防、権利行使の支援を目的として、成年後見制度利用相談、普及啓発、市民後見人の養成、法人後見等を実施します。	成年後見制度推進事業	障害福祉課 地域包括支援課 社会福祉協議会
障害者虐待防止事業	「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行います。また、障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者虐待防止事業	障害福祉課

施策の展開

テーマ	生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
-----	----------------------

生活保護に至る手前の生活困窮者や生活保護世帯の自立支援のため、該当世帯の子どもへの学習支援を含む相談支援事業等を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
生活困窮者への相談支援	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。	自立相談支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備	多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。	生活保護相談事業 家庭児童相談事業	社会福祉課 子育て相談室
学習支援団体との協定締結による協働	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供等を行います。	つくばこどもの青い羽根学習会	こども未来室
学習塾代支援	市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる経費の助成を行います。	子どもの学習塾代助成	こども未来室

基本施策 3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

テーマ	高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援
-----	-----------------------------

高齢者とその家族が地域で安心して暮らさげできるよう、健康づくりの支援や在宅医療・介護連携推進事業を行います。また、認知症高齢者を介護している家族への位置情報端末の貸与等の支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
高齢者の健康づくりの支援	健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。	健康推進事業	健康増進課 (いきいきプラザ)
日常生活圏域単位の拠点整備	高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。	地域密着型サービスの推進	高齢福祉課
社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉協議会を拠点として、地域住民や民生委員児童委員と協力しながら、高齢者・障害者等の見守り活動や地域の活性化を目的とする事業を推進します。	社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉課 社会福祉協議会
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討のため、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出や解決策の検討、連携推進のための様々な事業等を行います。	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援課
認知症高齢者等保護支援事業	行方不明の恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	認知症高齢者等保護支援事業	地域包括支援課

施策の展開

テーマ	市民の健康づくりのための活動の推進
-----	-------------------

市民や障害者の健康づくりのためのスポーツ活動の機会づくりを進めるとともに、生活習慣病予防のための食生活改善などに関する事業を実施します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
生活習慣病予防の実施	生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業（意識啓発やイベント・研修等）を実施します。	生活習慣病予防事業	健康増進課
市民の主体的な健康づくり	主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。	スポーツ教室、イベント等の実施	スポーツ振興課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。	障害者スポーツを取り入れた教室、イベントの実施 障害者スポーツサポーターの養成講座の実施	スポーツ振興課 障害福祉課

テーマ	地域で安心して子育てができる環境づくり
-----	---------------------

地域子育て支援拠点の整備充実や保育施設の適正配置、ファミリーサポートセンター事業の充実など、子育て支援のための環境整備を推進します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。	ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）	こども政策課 社会福祉協議会
乳幼児医療・小児医療の充実	日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報入手活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。 小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者への啓発を図ります。	乳幼児医療・小児医療の充実 適切な受診行動につながる情報の周知	健康増進課 医療年金課
保育施設の適正な配置	少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様な	保育施設の適正配置	こども政策課 幼児保育課

	ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育事業者の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。		
子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施	放課後において、学校施設内、児童館、児童クラブ施設などの子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「放課後子供教室推進事業」を推進します。	放課後子供教室推進事業	こども育成課
地域子育て支援拠点の整備推進	子育て中の保護者などが情報交換や相談をすることができる地域子育て支援拠点の整備を推進します。	地域子育て支援拠点の整備事業	こども政策課
ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実	研修を受けた地域の子育て経験者が、子育てにストレスや不安を感じている等の親子の自立促進を目的に、週1回、2時間程度、概ね2～3か月継続訪問し、寄り添いながら「傾聴」し、また家事及び育児等を「協働」して行います。	ホームスタート事業（養育支援訪問事業）	こども政策課

テーマ	防災・防犯対策の充実
-----	------------

災害発生時に避難が一人ではできない多くの障害者がいることを踏まえ、地域と関係機関の協働による避難行動要支援者の救済体制づくりを進めます。また、子どもの安全確保のための学校との連携や、高齢者や障害者を犯罪から守る地域ネットワークを整備します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
避難行動要支援者の救済対策の確立	行政と地域住民及び関係機関が協働しながら、地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。	区会との連携、避難行動要支援者名簿整備事業、避難行動要支援者の個別避難計画の策定推進、福祉避難所整備事業	社会福祉課
地域防犯体制の強化	ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。	地域防犯体制の強化	防犯交通安全課

施策の展開

子どもの安全確保	各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。	各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	教育総務課 (各小・中・義務教育学校)
----------	-----------------------------------	---	------------------------

テーマ	就労支援の充実
-----	---------

安心した暮らしと生きがい創出につながる就労の確保に向け、働くことを希望する障害者や高齢者に対する就労支援や、生活保護世帯の自立のための就労支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
障害者の就労支援	総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の活用を積極的に促します。	就労支援事業の充実	障害福祉課
高齢者の就労支援	つくば市シルバー人材センターにおいて、高齢者の就労を支援します。	高齢者の就労支援	高齢福祉課
障害者の就労の充実	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害福祉課
生活保護受給者世帯の就労支援	生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。	生活保護受給者世帯の就労支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会

テーマ	ユニバーサルデザインのまちづくり
-----	------------------

障害の有無に関係なく、子どもから高齢者まで、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを推進するとともに、障害者が外出の際に困ることとして指摘の多かった「段差の多い道路や駅」、「不便な建物の設備」などの改善に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
バリアフリー化の推進	公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	施設環境の整備	障害福祉課 建築指導課

	<p>に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をしようとしている者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、すべての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。</p>		
--	--	--	--

テーマ	居宅支援のまちづくり
-----	------------

障害者の日常生活を容易にするための住宅改修費用の補助や、新たな生活困窮者への住宅確保支援、高齢者の安心の暮らしを支えるため、市の高齢者居住安定確保計画に基づく事業等を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
障害者の居住支援	<p>重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。</p> <p>また、グループホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業の活用を積極的に促します。</p>	<p>住宅改修事業の周知 特定障害者特別給付費事業</p>	<p>障害福祉課</p>
生活困窮者への住居確保支援	<p>離職により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。</p>	<p>住居確保給付金支給事業</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
高齢者の居住確保支援	<p>高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、賃貸住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。</p>	<p>介護保険施設等の整備 市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等 市営住宅の提供 低額な家賃の民間賃貸住宅やセーフティネット住宅、居住支援法人に関する情報提供</p>	<p>高齢福祉課 住宅政策課</p>

施策の展開

テーマ	移動手段の確保
-----	---------

自動車運転免許証を返納したり、ひとり暮らしで十分な移動手段がなかったり、自動車の運転が困難な障害をもつ人たちが、買い物や通院、社会参加のための移動の利便性向上に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
福祉有償運送の充実	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	福祉有償運送の充実	障害福祉課 高齢福祉課
高齢者タクシー運賃助成券の交付	高齢者の外出支援や社会参加を促すことを目的として、タクシー運賃の一部助成を行っており、制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	高齢者タクシー運賃助成事業	高齢福祉課
福祉タクシー利用券の交付	障害者の社会参加の促進を図るために、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	福祉タクシー利用券の交付事業	障害福祉課
公共交通の整備	将来にわたり持続可能な公共交通体系を目指し、路線による役割分担や、需要や目的に応じた適切なサービスの提供と利用促進に努め、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。	コミュニティバス「つくバス」等の運行	総合交通政策課

テーマ	地域を基盤とする包括的支援の強化
-----	------------------

改正社会福祉法に対応し、地域における生活課題解決のための支援が円滑に実施されるよう、包括的な支援体制の強化に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
包括的相談支援の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課

<p>生活支援体制整備事業</p>	<p>生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、高齢者をはじめとした住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、地縁組織などが、互助を基本とした、地域で高齢者を支える体制づくりを推進します。</p>	<p>生活支援体制整備事業</p>	<p>地域包括支援課 社会福祉協議会</p>
-------------------	---	-------------------	----------------------------

計画の推進と進捗の管理

1 市民協働による計画の推進

一人ひとりのニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを推進するために市民協働によるまちづくりの取組が求められています。地域福祉計画についても、この取組に沿って、各施策を推進します。

つくば市では、市民協働によるまちづくりを、次に示す3つの考え方に沿って進めています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、地域福祉の施策に関わるすべての人、組織・団体、行政が、この考え方を共通のものとして理解することが重要です。

『市民協働によるまちづくり』の考え方

情報の共有と透明性の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取組を支援することが大切です。

対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互いに積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

2 地域福祉の役割分担

計画の推進に際しての役割分担については、市民協働によるまちづくりの考え方にに基づき、以下のとおり整理しました。

【市民】地域のことに、自分たちの問題として関心を持ち行動すること

- ・地域社会の一員として、福祉の問題を自分の問題として関心を持ちます。
- ・地域福祉の担い手として、積極的に社会活動について学習し行動します。

【社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO 団体等】地域福祉の輪を広げること

- ・市民の多様な形態での活動への参加を受け入れ、地域福祉の担い手のすそ野を広げます。
- ・積極的に地域に出向き、地域福祉のコーディネーター役を務めます。

【行政】市民への情報提供・活動支援と庁内での連携を深めること

- ・市民への情報提供や活動支援を適切に行います。
- ・つくば市地域福祉計画（第4期）で位置づけた74の施策を実現するための実施機関として、庁内での連携を図ります。

3 計画の進捗を管理する体制

「つくば市地域福祉計画（第4期）」は、第3期計画と同様、計画の中間年度（令和5年度）をめやすとして各施策の進捗確認を実施し、その結果に基づき必要に応じた施策の見直しを行います。

中間年度における各課での進捗確認と結果の集約を行うとともに、必要があると認めるときは、計画の見直しも含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルによる進捗管理を実施します。

資料編

1 つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過

期 日	内 容
令和2年5月29日	つくば市地域福祉計画（第4期）第1回策定委員会 1 地域福祉計画の概要について 2 つくば市地域福祉計画（第3期）に係る中間評価の結果について 3 アンケートについて 4 地域福祉計画（第4期）方針について 5 今後の日程について
令和2年8月20日	つくば市地域福祉計画（第4期）第2回策定委員会 1 アンケートの結果について 2 つくば市地域福祉計画（第4期）骨子案について
令和2年10月23日	つくば市地域福祉計画（第4期）第3回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）素案について
令和2年11月27日 ～12月27日	パブリックコメント実施 令和2年11月27日～12月27日
令和3年1月	つくば市地域福祉計画（第4期）第4回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）に係るパブリックコメントの結果について
令和3年2月	つくば市地域福祉計画（第4期）第5回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）の策定報告
令和3年3月	つくば市地域福祉計画（第4期）公表

2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、つくば市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、もって地域福祉の推進を図るため、つくば市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿

分野	団体等名称	役職名	氏名
地域住民	つくば市区会連合会	会長	小原 正彦
	一般公募		田口 幸子
			中島 重雄
			佐藤 大輔
			下司 優里
	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	会長	飯泉 孝司
保健・医療・福祉関係者	つくば市シルバークラブ連合会	会長	伊藤 達也
	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長	後藤 真紀
	つくば市社会福祉協議会	副会長	吉場 勉
	つくば市ボランティア連絡協議会	世話人代表	星埜 祥子
	つくば市保健所地域保健推進室	室長	矢口 義浩
学識経験者	国立大学法人筑波大学	講師	名川 勝
	国立大学法人筑波技術大学	教授	山脇 博紀
	国立大学法人筑波大学	助教	森地 徹

令和2年4月20日現在（委嘱期間3年間）

つくば市地域福祉計画（第4期）

令和3年（2021年）3月

発行：つくば市保健福祉部 社会福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話 029-883-1111（代表）

Fax 029-868-7543

会 議 録

会議の名称		つくば市地域福祉計画（第4期）第5回策定委員会		
開催日時		令和3年3月26日 午前10時00分～11時40分		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室		
事務局（担当課）		保健福祉部社会福祉課		
出席者	委員	田口幸子、下司優里、飯泉孝司、伊藤達也、後藤真紀、 星埜祥子、名川 勝、森地 徹		
	事務局	津野保健福祉部次長、安田社会福祉課長、相澤課長補佐、飯 田係長、國布田主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
		傍聴者数	1人	
非公開の場合はその理由				
議題		(1)地域福祉計画（第4期）策定報告について (2)地域福祉計画進捗管理について		
会議次第	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 協議事項 (1) 地域福祉計画（第4期）策定報告について (2) 地域福祉計画（第4期）の進捗管理について 4 その他 5 閉 会			

<協議内容>

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただ今からつくば市地域福祉計画（第4期）第5回策定委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会は7名のご出席を頂いております。定数の半数以上となりましたので、つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱第6条の規定により、本日の策定委員会は成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、名川委員長より御挨拶をお願いいたします。

【委員長】 委員長挨拶

【事務局】 事務局から会議の公開に関する連絡事項があります。

つくば市地域福祉計画策定委員会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくをお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。議題に移ります。

ここからは委員長に進行をお願いしたいと思います。

名川委員長、よろしくをお願いいたします。

【委員長】 （1）地域福祉計画（第4期）策定報告について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 （事務局による説明）

前回の第4回策定委員会（書面による開催）の報告。

委員からの意見とパブリックコメントの意見を踏まえて第4期計画を策定した旨を報告。

【事務局】これについて、委員の皆様ご意見やご質問等がありますか。

【委員】意見なし。

【事務局】（2）地域福祉計画（第4期）進捗管理について

第3期と同様、計画の中間年度（令和5年度）をめやすとして各施策の進捗確認を行います。

中間評価の方法については、数値化による目標設定が難しいこともあるため、各課での実施状況と目標の達成状況を評価する方法を考えております。

協議事項（2）の説明は以上です。

【委員長】「ありがとうございました。このことについて、委員の皆様ご意見やご質問等ございますか。」

【委員長】（第4期計画の）中間評価について、以前、委員の方から市役所内部での評価のみならず、他の取組みがあった方がよいとの意見がでた。これについて意見はありますか。

【委員】進捗管理の中で、市民アンケートのように市民全体を網羅するようなアンケートを実施してほしいと述べた。しかし、事務局から説明があったように、地域福祉計画については、数値や目標設定が難しいことも理解できる。アンケートの作り方が難しいと思うが、（市民が）自ら意見を述べるのは困難なため、アンケート等の形で福祉に対する意見を言える機会があればよい。また、第5期の地域福祉計画策定時では遅いと思われるため、第5期を策定する前段階でアンケートを実施してほしい。

【委員長】 確かにアンケートでは見えにくい点もある。

中間評価の段階で意見が出た場合、後期の計画を修正することが可能か。

【事務局】 地域福祉計画は、各福祉計画の上位計画であるため、改正については、各課の個別計画での対応を考えています。

【委員】 個別計画の方で評価するやり方もある。計画それぞれの委員会等で中間評価を行う方法もある。

【委員長】 ほかに意見はありますか。

【委員】 つくば市の中には色々な分野の計画がある。他のところからも、地域計画に関する意見がでている。それらを拾い上げ横断的にみていただきたい。

【事務局】 第4期の計画策定の際も、各課の福祉計画のアンケート以外に、民生委員や福祉部内の窓口でのヒアリング等を行った経緯があります。民生委員のヒアリングを取り入れる等の方法を考えています。具体的な方法は、今後（委員の）意見を踏まえ検討したいと思います。

【委員長】 個別計画で変更等が生じた場合、上位計画（地域福祉計画）ではどう対応するのか。

【事務局】 各個別計画との整合性をとりながら、調整していきます。中間評価の際に、アンケートやヒアリング等の手法を検討していくが、現段階では明確な回答は難しい。今後、委員の意見を踏まえて検討したいと思います。

【委員】 地域福祉計画について、（市民の）反応を受け取ることが必要だが、必ずしもアンケートで正確に（意見を）汲み取れるとは限らない。

（他の）計画を策定している部署や他機関と情報交換等調整を図りながら、意見を反映させていく方法もあると思う。

【事務局】他の機関（社会福祉協議会等）との情報共有を行っていくよう検討します。

【委員】アンケートには賛成だが、全体的に（意見を）把握するという点では、（市役所の）窓口の方が困りごとをきくことができるのではないかな。

【委員長】窓口で全部を把握するのは難しいと思われる。
福祉サービス事業所の職員等に支援等について答えてもらうことも考えられる。

中間評価の手法等については今後も検討していく。

【委員長】5「その他」について

【事務局】今後の予定。前期計画である第3期の最終評価を実施します。その結果を委員の皆様にお示しします。5月若しくは6月に策定委員会を開催する予定です。

【委員長】特にご意見がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議は全て終了となります。お疲れ様でした。



つくば市 地域福祉計画 (第4期)

令和3年(2021年)3月

〔対象期間〕

令和3年度(2021年度)から
令和7年度(2025年度)まで

ごあいさつ

近年、少子高齢化などにより私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。このような中で、つくば市は、社会、経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承、発展させていくため、SDGsの考え方を取り入れた「持続可能都市」を目指すこととし、中長期的な視点で一貫したまちづくりを行うための道標として「つくば市未来構想」および「第2期つくば市戦略プラン」を策定しました。

このたび策定した「第4期つくば市地域福祉計画」では、つくば市未来構想に掲げる「つながりを力に未来をつくる」というまちづくりの理念をもとに、各計画との整合性を図りながら「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」を目標に掲げました。この計画を通して住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて、地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、「誰一人取り残さない」という包摂の精神のもと、共生のまちづくりを実現させることを目指します。

本計画の策定に当たり、長期間に渡り多くの御議論をいただきました、つくば市地域計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等により貴重な御意見、御提案をいただきました市民の皆様や、福祉関係に携わる皆様など、御協力をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

最後に、本計画の策定段階において、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、私たちの日常生活や社会システムに甚大な影響を及ぼしています。先行きが不透明な中、今後でもできる限りの対策を柔軟に実施し、皆様とともにこの困難を乗り越え、地域を基盤とした共生のまちづくりを実現していきます。



令和3年（2021年）3月

つくば市長 五十嵐 立青

目次

I はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 地域福祉計画に関する国と県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	3
3 「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	6
(1) 計画策定に当たっての基本的考え方	6
(2) 計画の策定方法	6
II 地域福祉をめぐる市の現状と課題	7
1 つくば市の現状	8
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況	8
(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況	10
(3) 要介護・要支援の認定状況	11
(4) 障害者の状況	12
(5) 被保護世帯・人員の状況	13
(6) 避難行動要支援者と避難行動要支援希望者登録状況	14
2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識	15
3 第3期計画の推進状況	31
4 計画策定に当たってのポイント	32
III 計画の体系	33
1 計画の基本目標	34
2 計画の基本施策	34
3 計画の体系図	35
IV 施策の展開	37
基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり	38
基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	42
基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	49
V 計画の推進と進捗の管理	56
1 市民協働による計画の推進	57
2 地域福祉の役割分担	58
3 計画の進捗を管理する体制	58
資料編	59
1 つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過	60
2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱	61
3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿	62

I はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、2025年に「団塊の世代」に属するすべての人が、要介護のリスクが急速に高まる後期高齢者となること、また、高齢者や社会を支える中心年代である15歳～64歳までの生産年齢人口が減少を続けることは、避けることができない既定の近未来となっています。

高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が顕在化してきています。

本市においては、福祉で選ばれるまちを目指し、「みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり」を目標とした「つくば市地域福祉計画（第3期）」を平成28年（2016年）3月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第3期計画が最終年度を迎えるに当たり、そうした新たに顕在化した課題への対応や高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、今後取り組むべき事項を加えて、本市の地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画（第4期）を策定することとしました。

2 地域福祉計画に関する国と県の動向

（1）国の動向

国は、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域において住民同士が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」として体制の整備を進めています。

その改革の一環として、平成29年（2017年）5月に「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、平成30年（2018年）4月に施行しました。改正の主なポイントは次のとおりです。

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）
- 地域福祉を推進するに当たっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため、「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項、法第106条の3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第107条）

I はじめに

(2) 県の動向

茨城県では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を以下のとおり策定してきました。

茨城県地域福祉支援計画	(計画期間：平成 16 年度～平成 20 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 2 期)	(計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 3 期)	(計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度)
茨城県地域福祉支援計画 (第 4 期)	(計画期間：平成 31 年(令和元年)度～令和 5 年度)

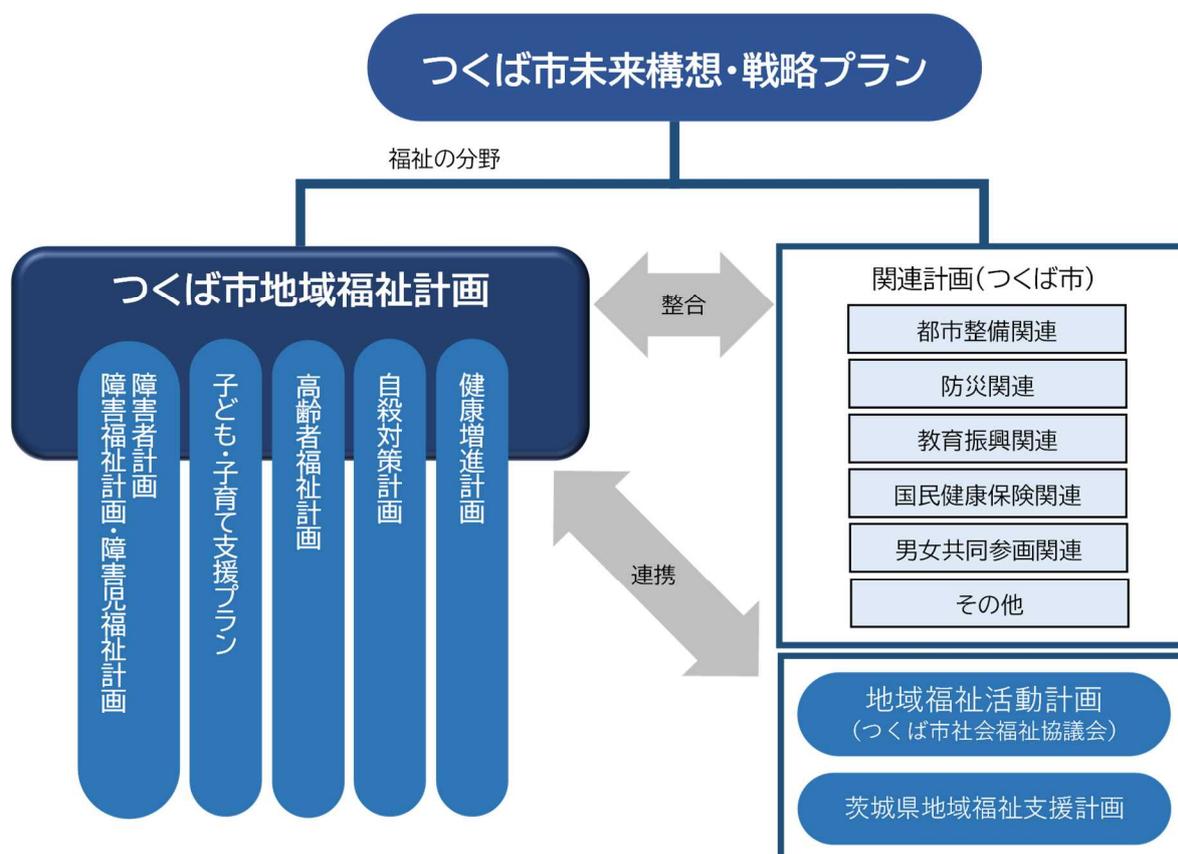
現在推進中の第 4 期計画では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標に、3つのチャレンジ、すなわち「支え合いの地域づくり」、「支え合いを担う『人財づくり』」、「福祉を支える『環境・基盤づくり』」を設定し、具体的施策を展開しています。

3 「つくば市地域福祉計画（第4期）」の位置づけ

つくば市地域福祉計画（第4期）は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第3期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

<p>(市町村地域福祉計画)</p> <p>第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</p>
--



4 計画の期間

つくば市地域福祉計画（第3期）は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5か年の計画として策定されました。第4期計画は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とする5か年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、令和5年度をめやすとして客観的評価を含めた中間評価を、更に令和7年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。



5 計画の策定方法

(1) 計画策定に当たっての基本的考え方

本計画策定に当たっては、市の現状、アンケート調査結果、民生委員等のヒアリング結果にみえる市民意識、第3期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年厚生労働省社援発1212第2号等）に示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ、策定することを基本的な考え方としました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 計画の策定方法

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定に当たっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「未来構想」、「高齢者」、「障害者」、「子ども」、「健康」の分野ごとのアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

また、公募による市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画（第4期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリックコメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 つくば市の現状

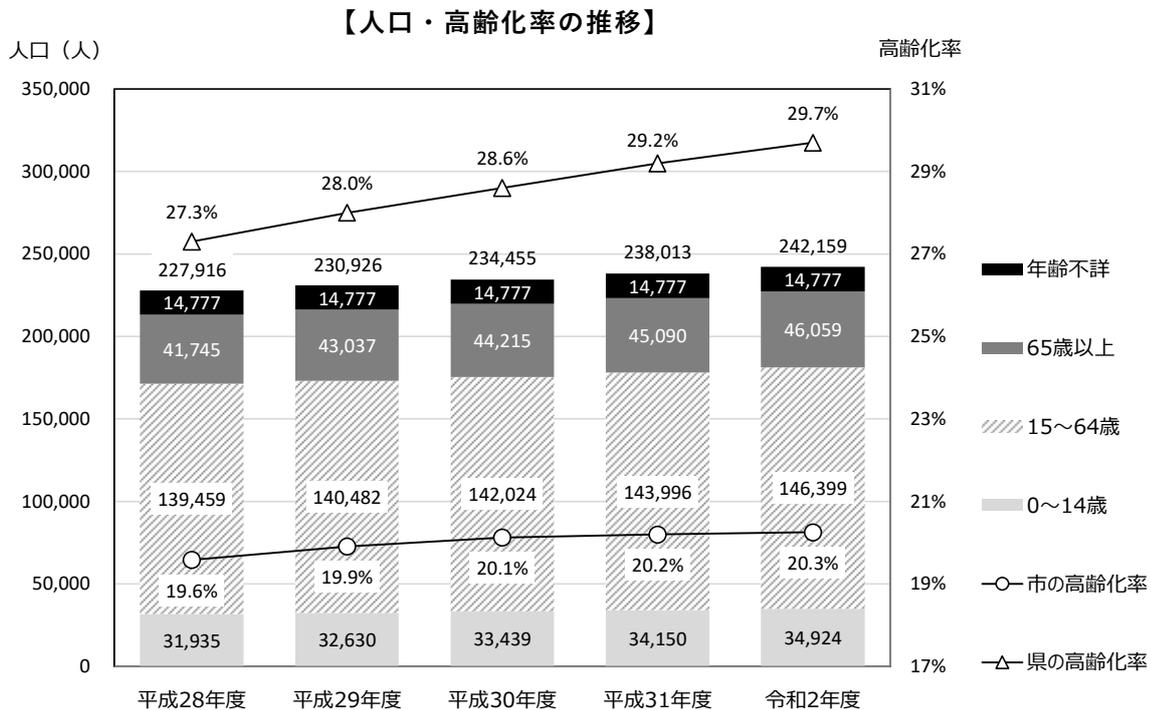
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

つくば市では年に3,000~4,000人のペースで人口が増加しています。令和2年度の総人口は242,159人で、平成28年度からの4年間で14,243人増加しました。

人口の増加は、3区分した全ての年代に渡っており、0~14歳の年少人口は2,989人、15~64歳の生産年齢人口は6,940人、65歳以上の高齢者人口は4,314人の増加となっています。

総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は平成30年度に20%を超えましたが、その後は年に0.1%程度のゆるやかな伸びとなっており、茨城県全体の高齢化率と比較すると9ポイント程度低く、その差は拡大する傾向にあります。

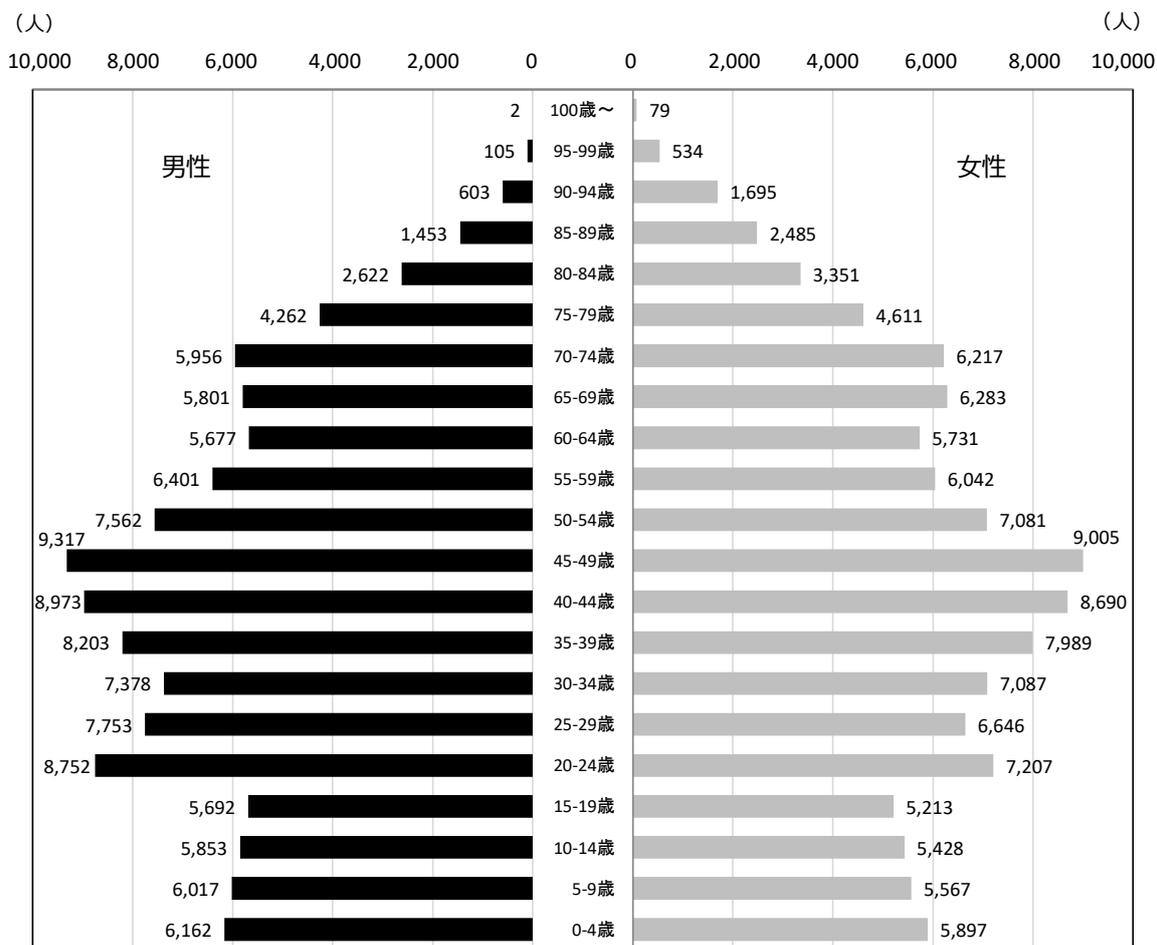
令和2年度のつくば市の5歳階級別の人口をみると、「団塊の世代」とよばれる70~74歳の年代の子どもである「団塊ジュニア」に当たる45~49歳の年代が男女とも最も多くなっています。また、19歳以下の年代では、年代の低下とともに人口が増加する本来の人口ピラミッドの特徴がみられることから、つくば市においては少子高齢化の進展は限定的といえます。



資料：茨城県常住人口調査（各年度4月1日時点）

II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

【性別・年齢5歳階級別人口】

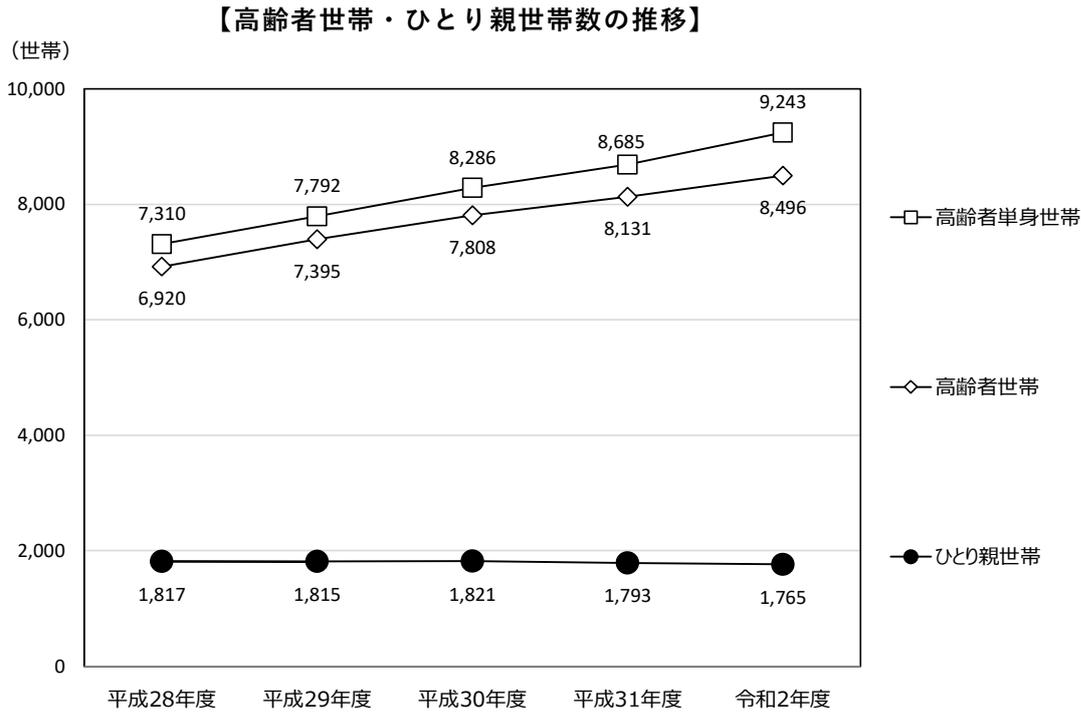


資料：茨城県常住人口調査（令和2年4月1日時点）

(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

つくば市における高齢者世帯と高齢者単身世帯の数は年々増加しており、令和2年度で、高齢者世帯は8,496世帯、高齢者単身世帯は9,243世帯と、平成28年度からの4年間でそれぞれ1,576世帯、1,933世帯増加しています。

一方、20歳未満の子どもがいるひとり親世帯はゆるやかな減少傾向にあり、令和2年度で1,765世帯と、平成28年度と比較して52世帯の減少となっています。

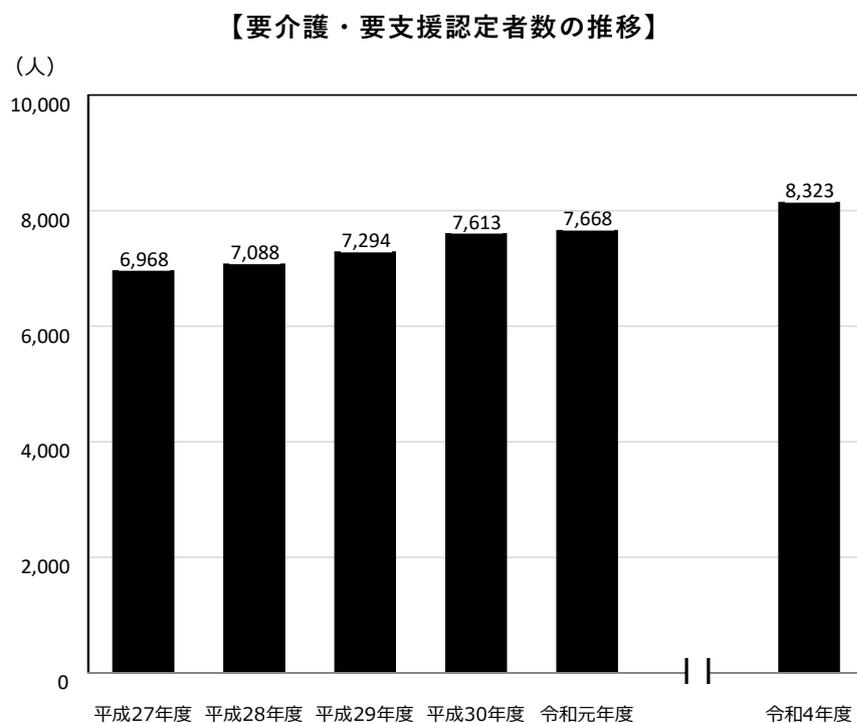


資料：高齢福祉課（高齢者世帯・高齢者単身世帯）、こども政策課（ひとり親世帯）
（各年度4月1日時点）

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

(3) 要介護・要支援の認定状況

つくば市の要介護1～5及び要支援1～2の認定者数は、年々増加しています。令和元年度の認定者数は7,668人と、平成27年度からの4年間で700人増加しました。認定者数は今後も増加が見込まれ、令和4年度には8,323人になると推計しています。



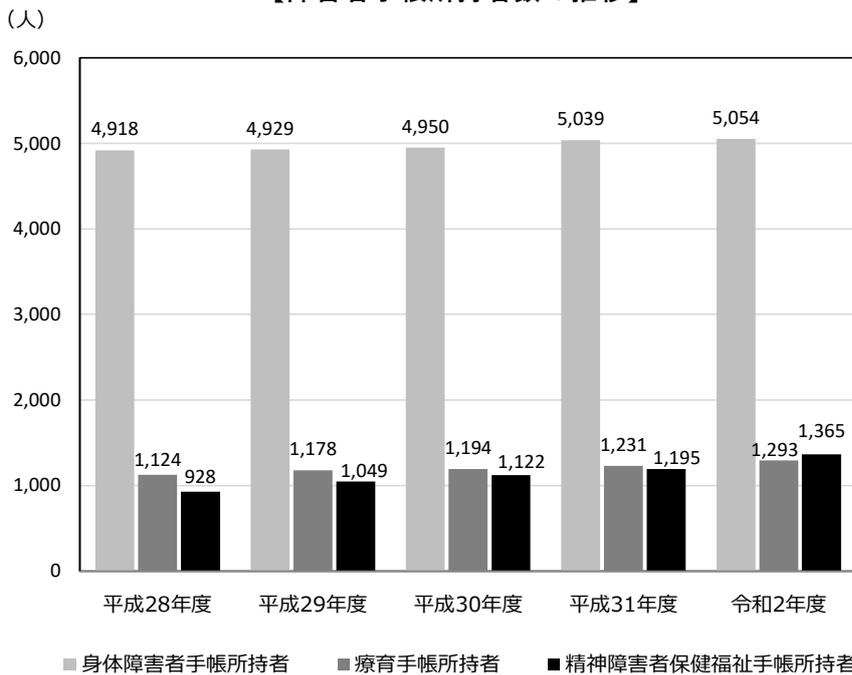
資料：介護保険課（各年度3月31日時点）

(4) 障害者の状況

つくば市の障害者手帳所持者数をみると、令和2年度で身体障害者手帳所持者は5,054人、療育手帳所持者数は1,293人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,365人となっています。平成28年度からの増加数では、精神障害者保健福祉手帳所持者が437人と最も多く、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者はそれぞれ136人、169人となっています。

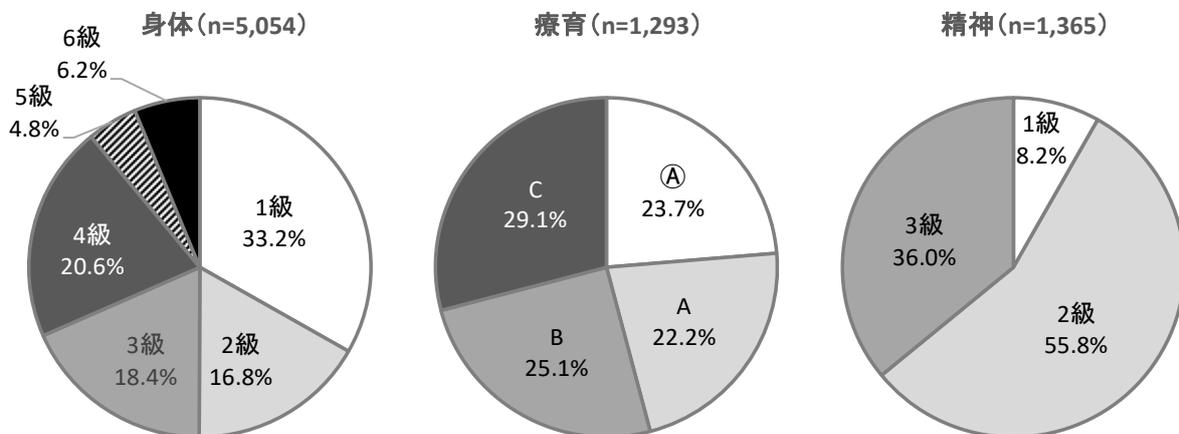
障害者手帳の等級・区分別にみると、令和2年度で身体障害者では1級、療育手帳所持者ではC、精神障害者保健福祉手帳所持者では2級がそれぞれ最も多くなっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：障害福祉課（各年4月1日時点）

【等級・区分別障害者手帳所持者数の割合】

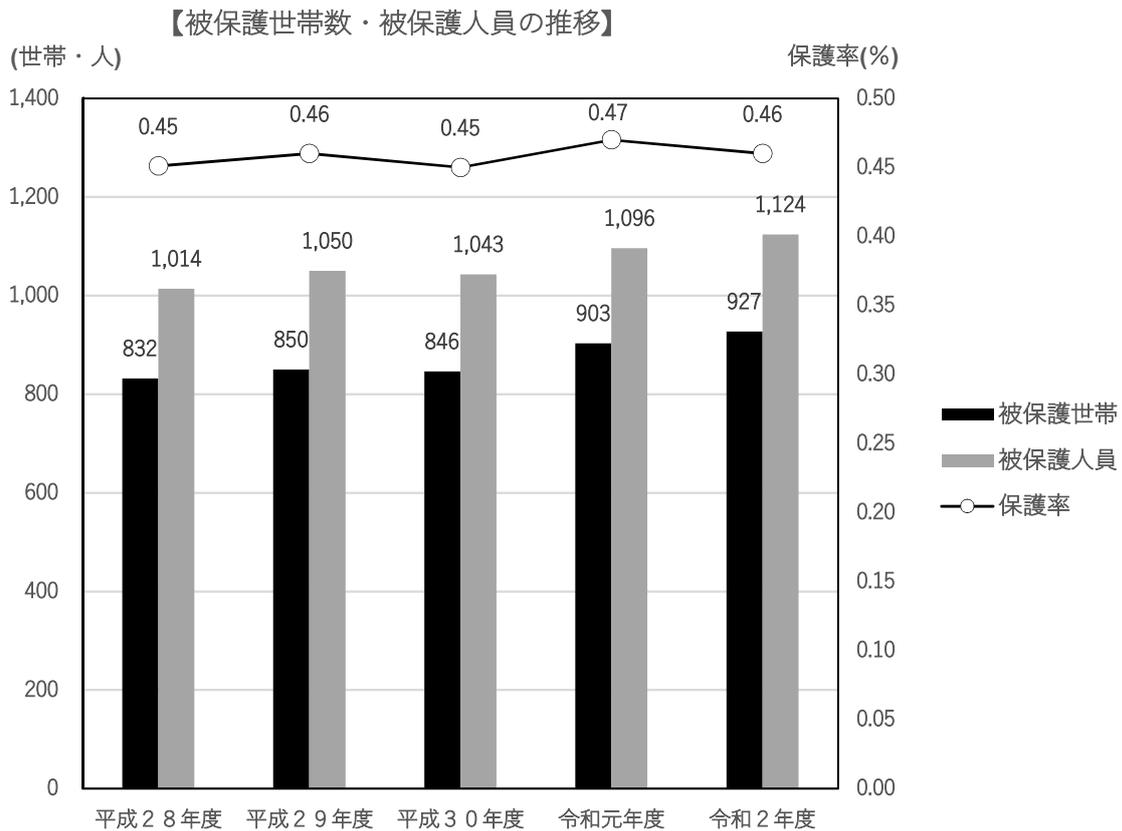


資料：障害福祉課（令和2年4月1日時点）

II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

(5) 被保護世帯・人員の状況

つくば市における生活保護に関して、被保護世帯は平成30年度以降増加、被保護人員は平成28年度以降増加傾向にあり、令和2年度で、被保護世帯は927世帯、被保護人員は1,124人となっています。保護率については、平成28年度以降0.45～0.47%の間での安定した推移となっています。



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

(6) 避難行動要支援者と避難行動要支援希望者登録状況

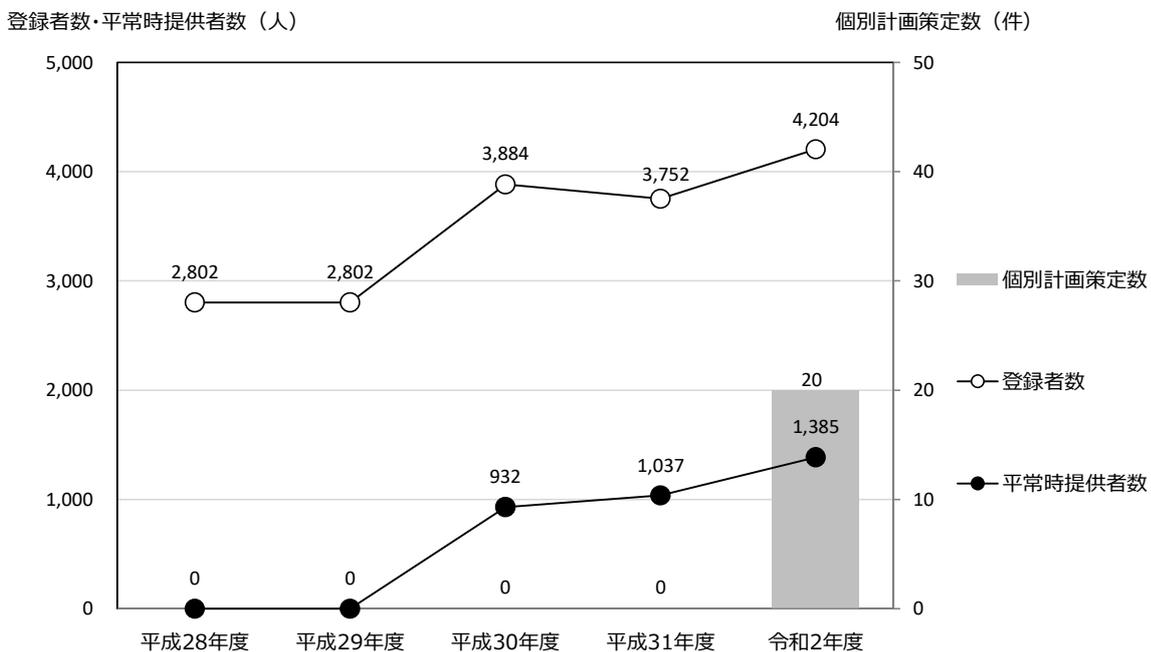
つくば市の地域防災計画の中で、「避難行動要支援者」を以下のように定義しています。

避難行動要支援者

- 介護保険の要介護認定者（要介護認定3～5を受けている）
- 身体障害者（1・2級）総合等級第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- 知的障害者（療育手帳①・A）
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級なおかつ単身世帯の方）
- その他、自ら避難することが困難と市が判断する者

避難行動要支援者名簿に登録された人数は、令和2年度で4,204人、個別計画は20件が策定されています。

【避難行動要支援者名簿登録者数等の推移】



資料：社会福祉課（各年4月1日時点、但し令和2年は未確定値）

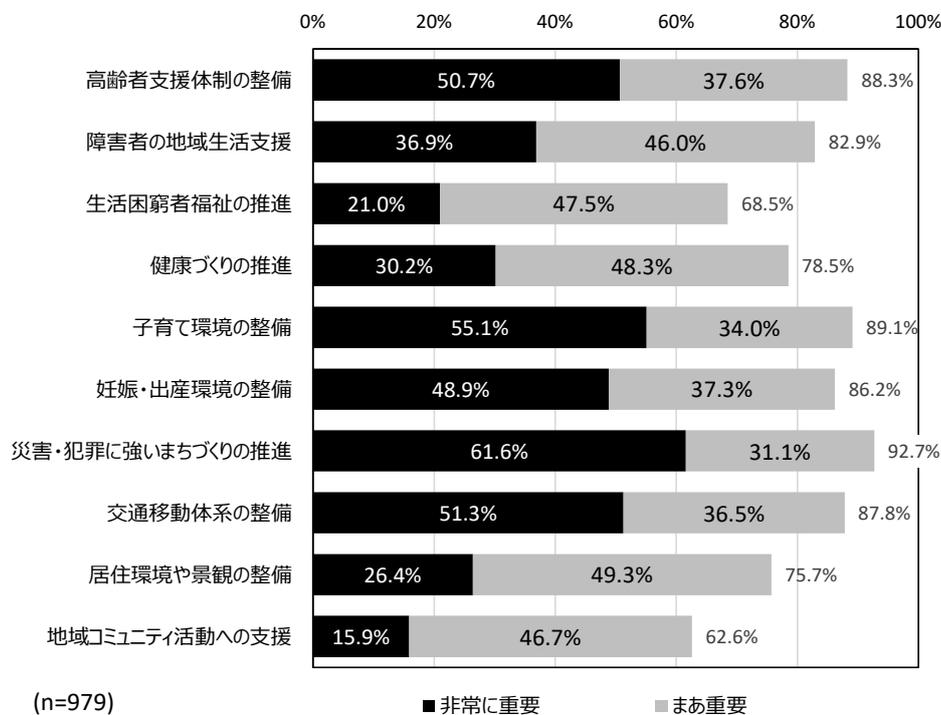
II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

2 アンケート調査とヒアリング調査の結果にみる市民意識

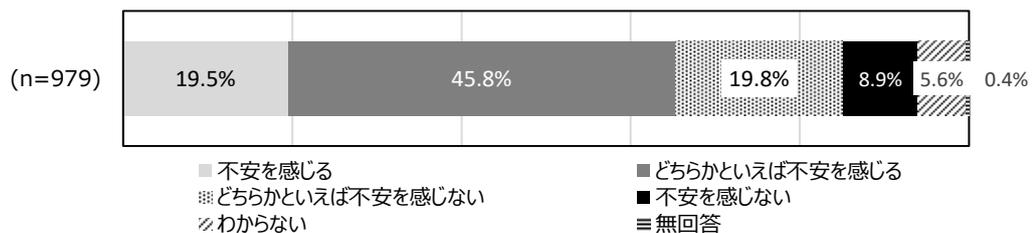
「つくば市地域福祉計画（第4期）」策定に当たり、市が実施した「未来構想」、「高齢福祉（令和元年度）」、「障害福祉（令和元年度）」、「子ども子育て（平成25年度、平成30年度）」、「健康（令和元年度他）」に関するアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価し、地域福祉を充実させていくための主要な課題を明らかにしました。

※タイトルに続く【】内は引用したアンケート調査を示しています。

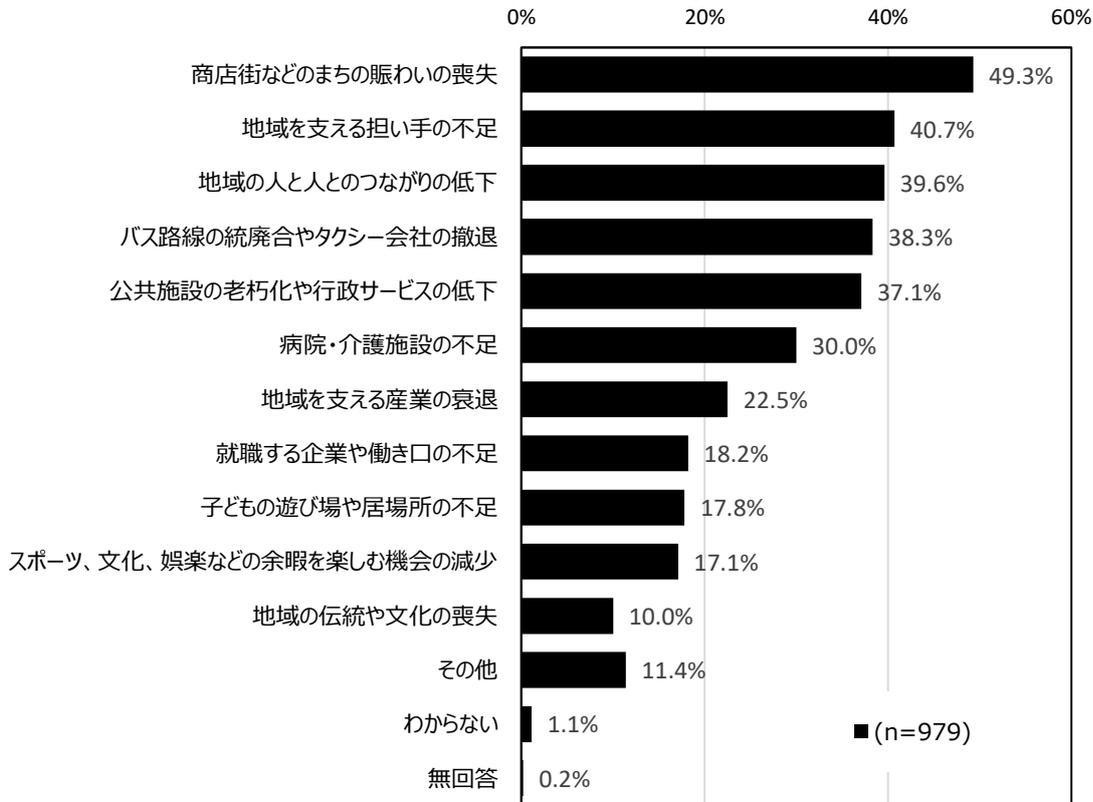
■今後力を入れるべき取組【未来構想 ※抜粋】



■地域の未来に対する意識【未来構想】

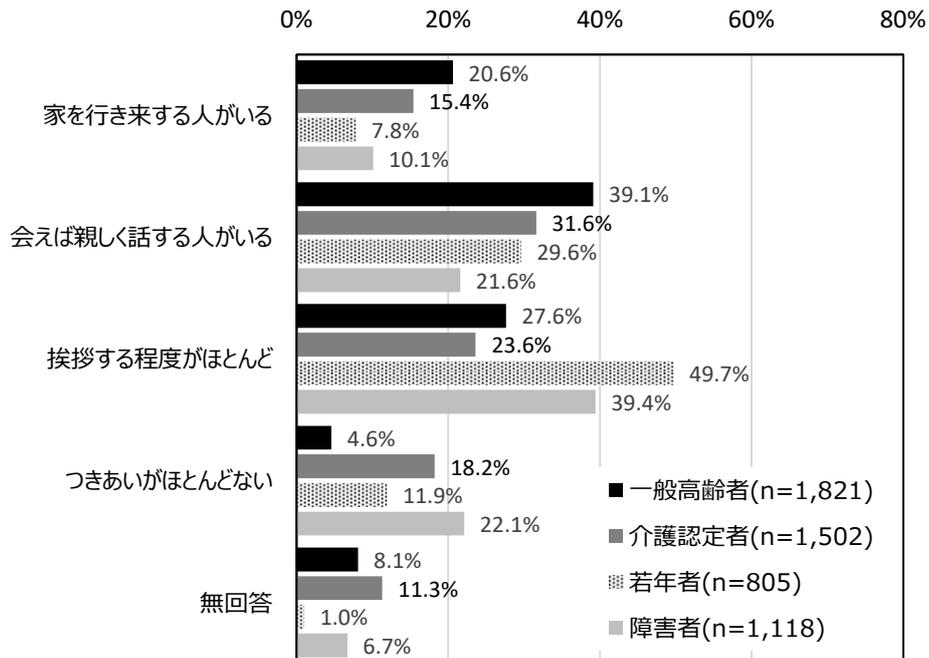


■具体的に不安を感じること【未来構想】



■近所づきあいについて【高齢福祉】【障害福祉】

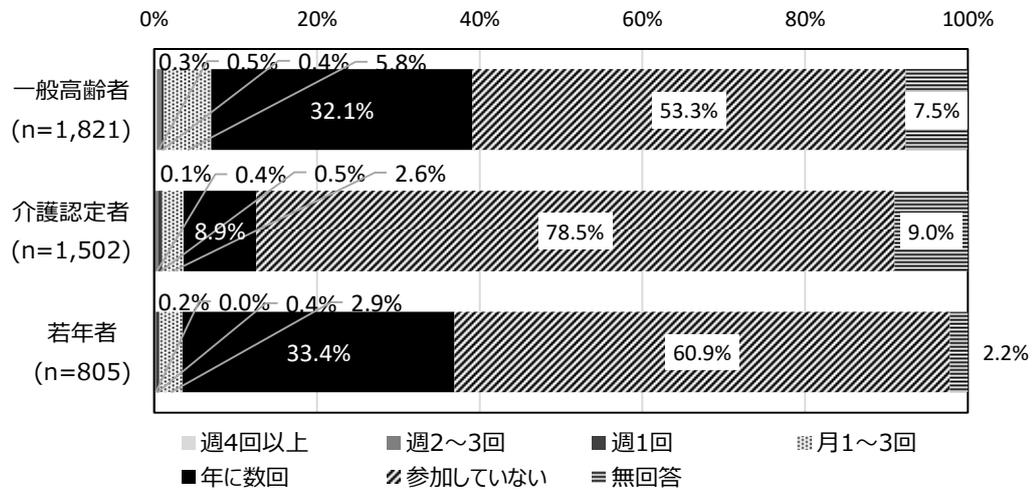
若年層、障害者では近所づきあいが薄い人（「挨拶程度」＋「ほとんどない」）が60%を超えています。



II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

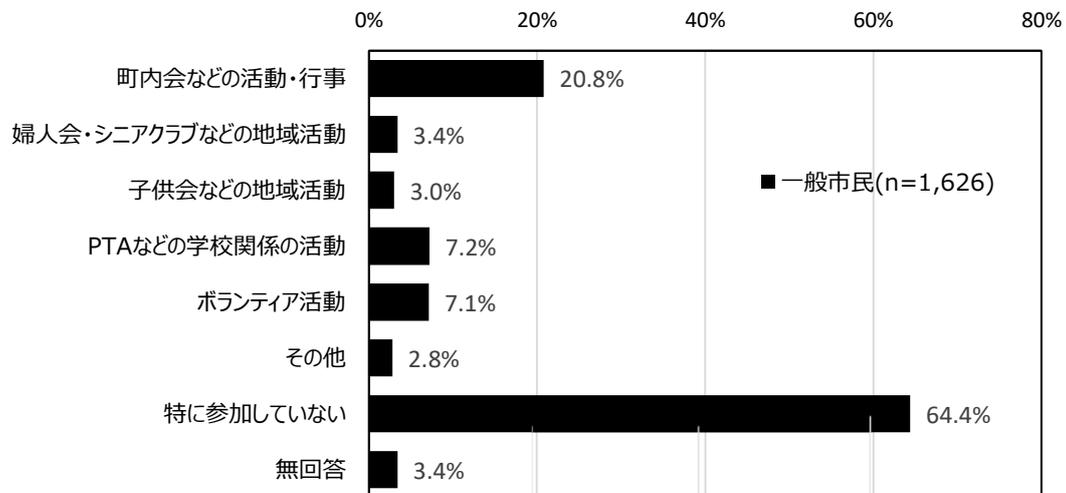
■自治会への参加について【高齢福祉】

自治会に参加している人は一般高齢者で 39.1%、若年者でも 36.9%弱いますが、大半は「年に数回」に留まっています。



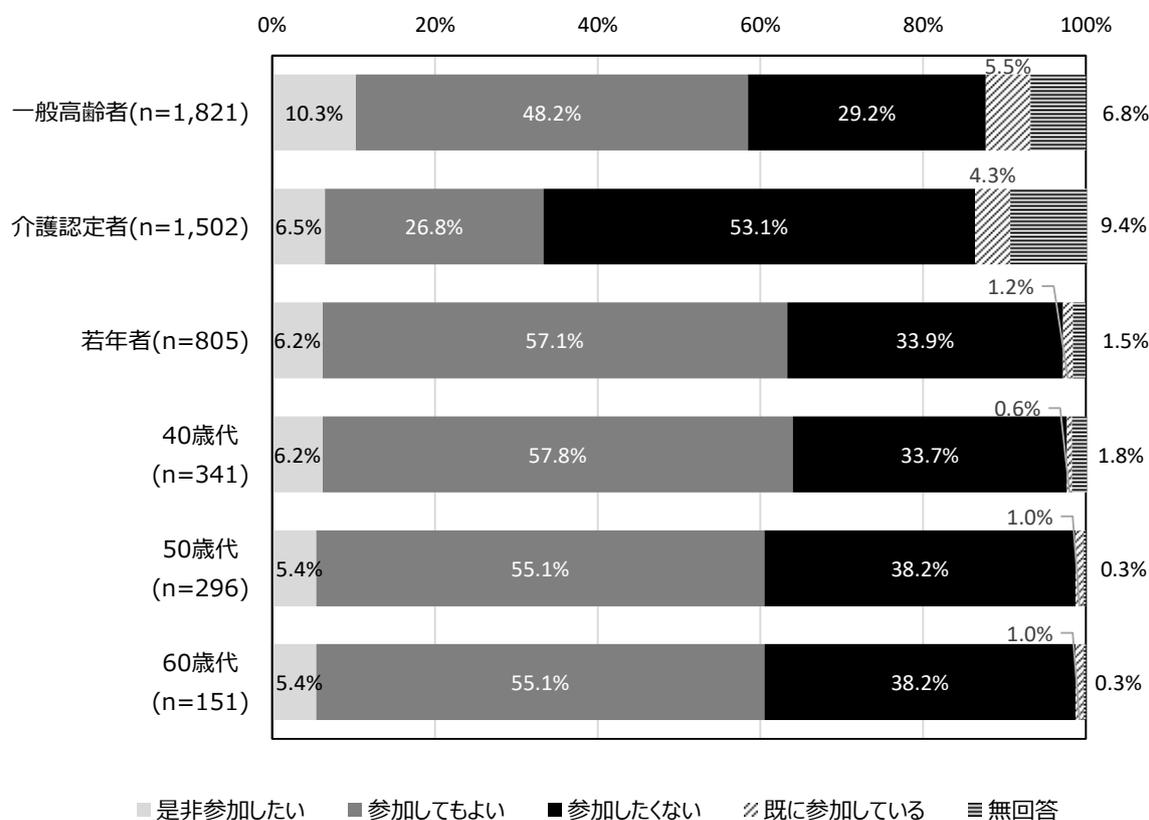
■参加している地域活動【健康】（複数回答）

参加している地域活動は、最も多い「町内会などの活動・行事」が 20.8%ですが、それ以外の活動は 10%未満で、ボランティア活動に参加している人は 7.1%です。



■地域づくり活動への“参加者としての”参加【高齢福祉】

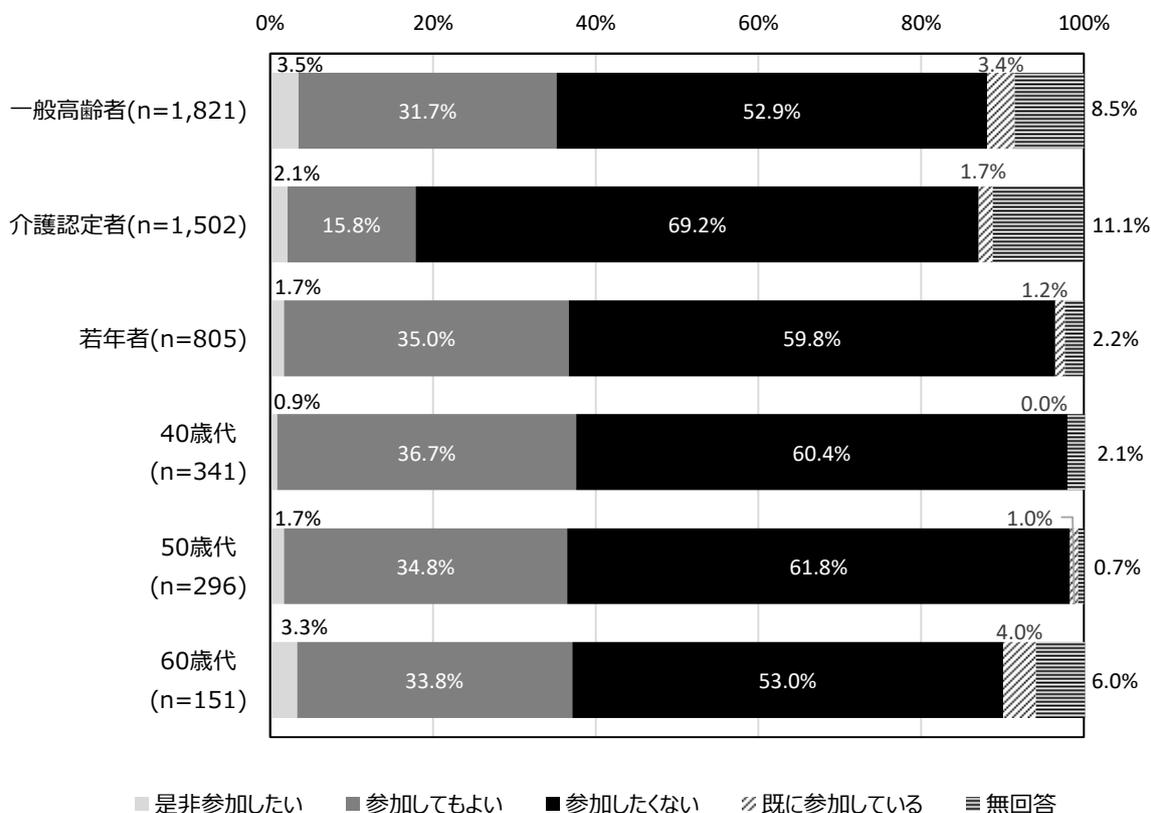
地域づくり活動に参加者として（すなわち受け身で）参加してもよい人は、介護認定者を除いて概ね60%いますが、「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で10.3%、若年者では6.2%です。



II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

■地域づくり活動への“お世話役としての”参加【高齢福祉】

地域づくり活動へ、お世話役（＝スタッフ）として参加してもよい人は30%台に留まっています。「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で3.5%であり、40歳代から60歳代まで、年代ごとに0.9%、1.7%、3.3%と徐々に増えています。



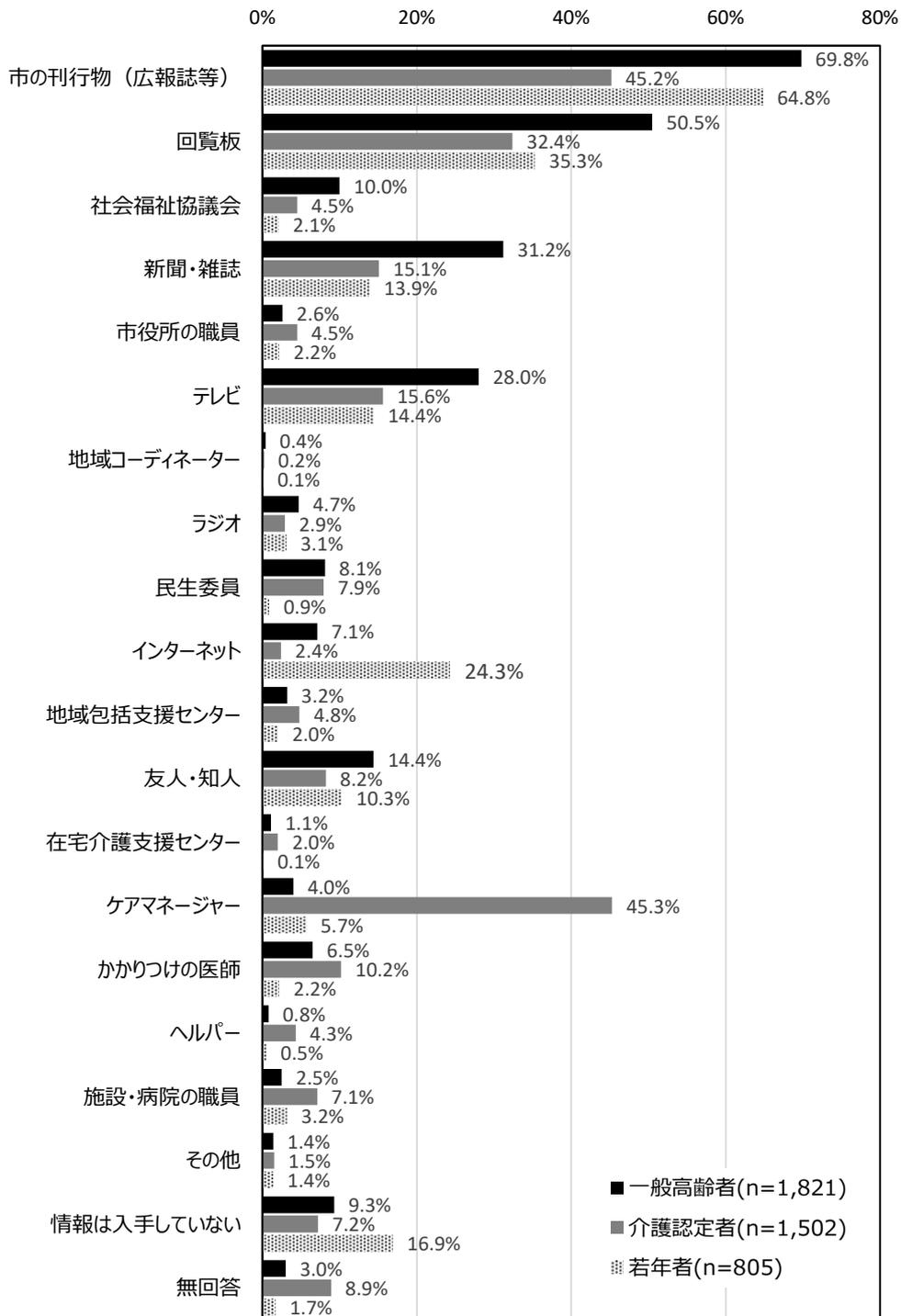
■障害があることで差別を感じたことの有無【障害福祉】

差別を「いつも感じる」障害者は1割で、「たまに感じる」を合わせると41.0%となっています。全ての人が尊重される共生社会づくりに向け、障害・障害者への理解促進を更に図る必要があります。



■高齢者福祉サービスや市政に関する情報の入手先【高齢福祉】

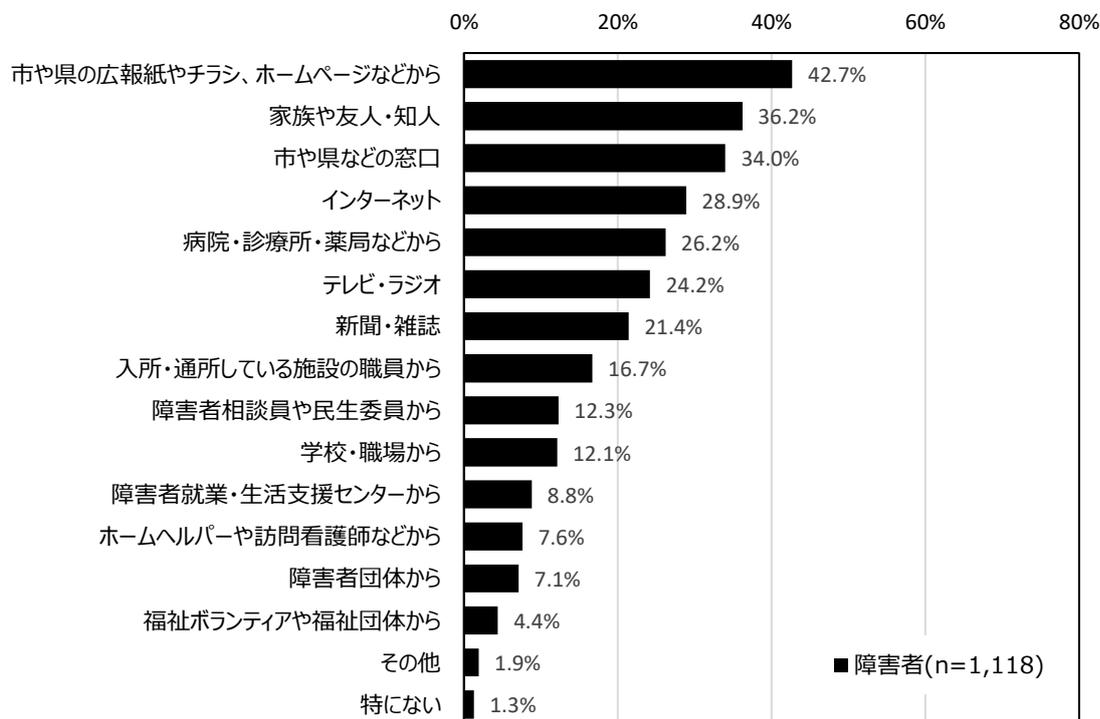
情報の入手先では、広報誌や回覧板が多くあげられていますが、市役所の職員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどは10%以下であり、あまり活用されていません。



II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

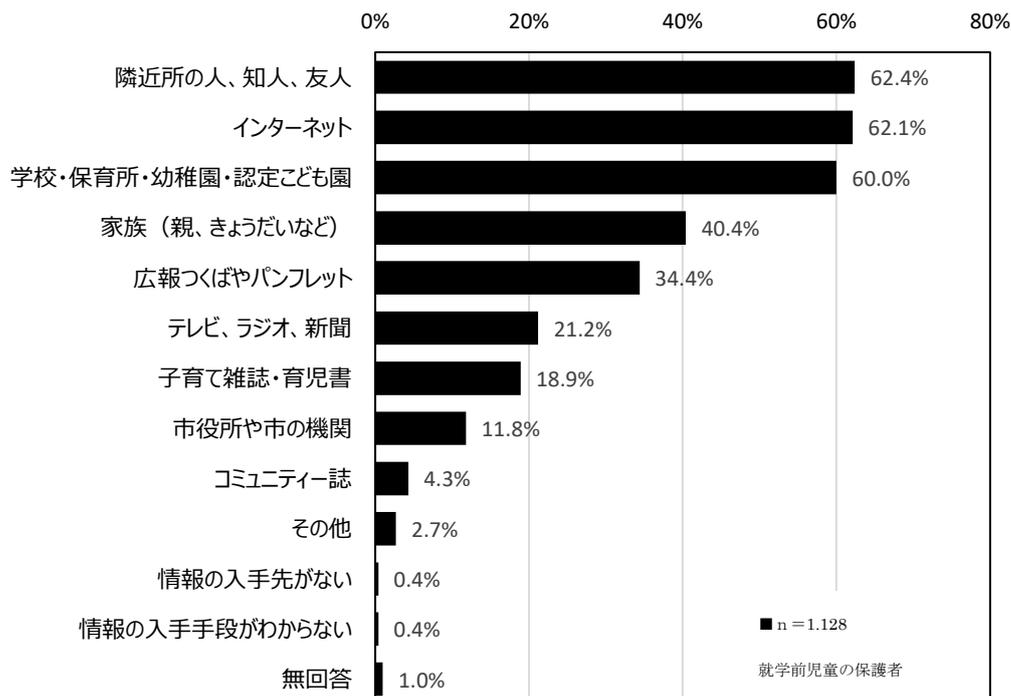
■福祉サービスや福祉制度に関する情報の入手先【障害福祉】

障害者についても、情報の入手先として広報紙やチラシが大きな割合となっています。また、市や県の窓口も34.0%と、高齢者との違いがみられます。



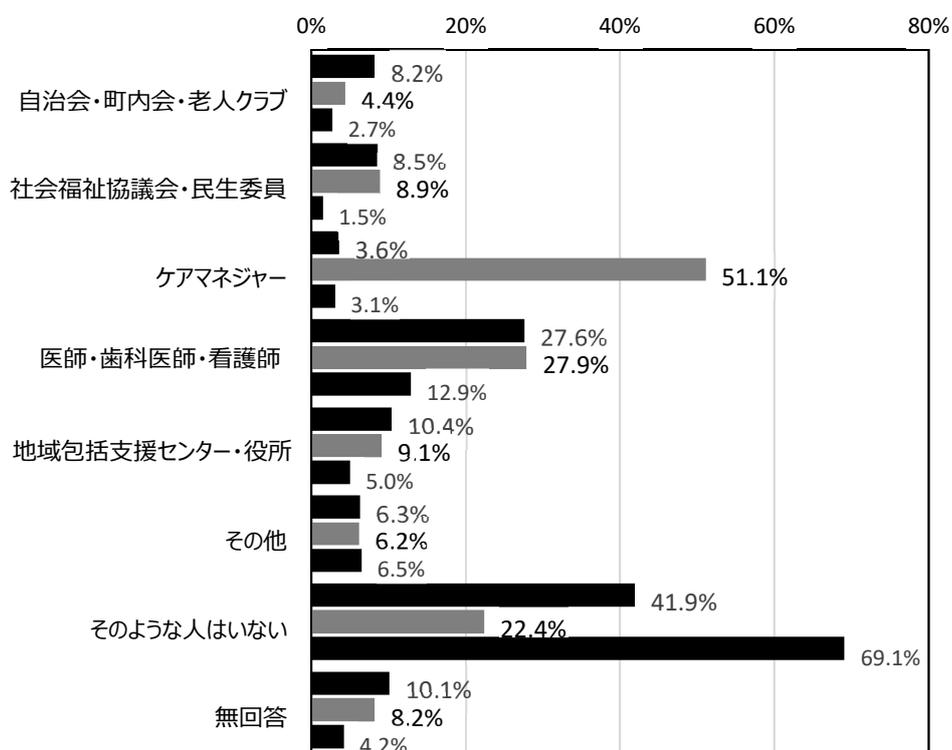
■子育て情報の入手先【子ども子育て】

入手先は「隣近所の人、知人、友人」の割合が62.4%と高く、次いで「インターネット」「学校・保育所・認定こども園」が60.0%を超えています。一方、市役所や市の機関は11.8%と低くなっています。



■友人・知人以外で何かあったときの相談相手【高齢福祉】

何かあったときに相談する相手が「いない」と回答した人が、40～60 歳代の若年者で 69.1%に達しています。一般の高齢者でも 41.9%の人は「いない」と回答しています。

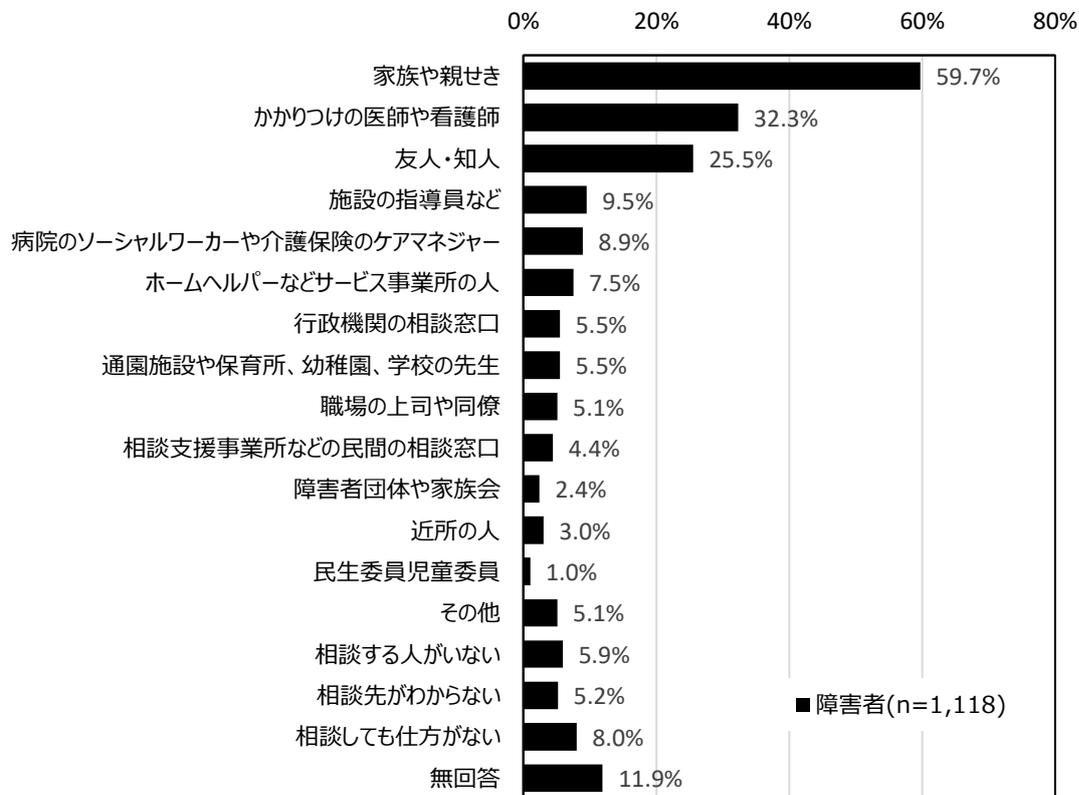


■一般高齢者(n=1,821) ■介護認定者(n=1,502) ■若年者(n=805)

II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

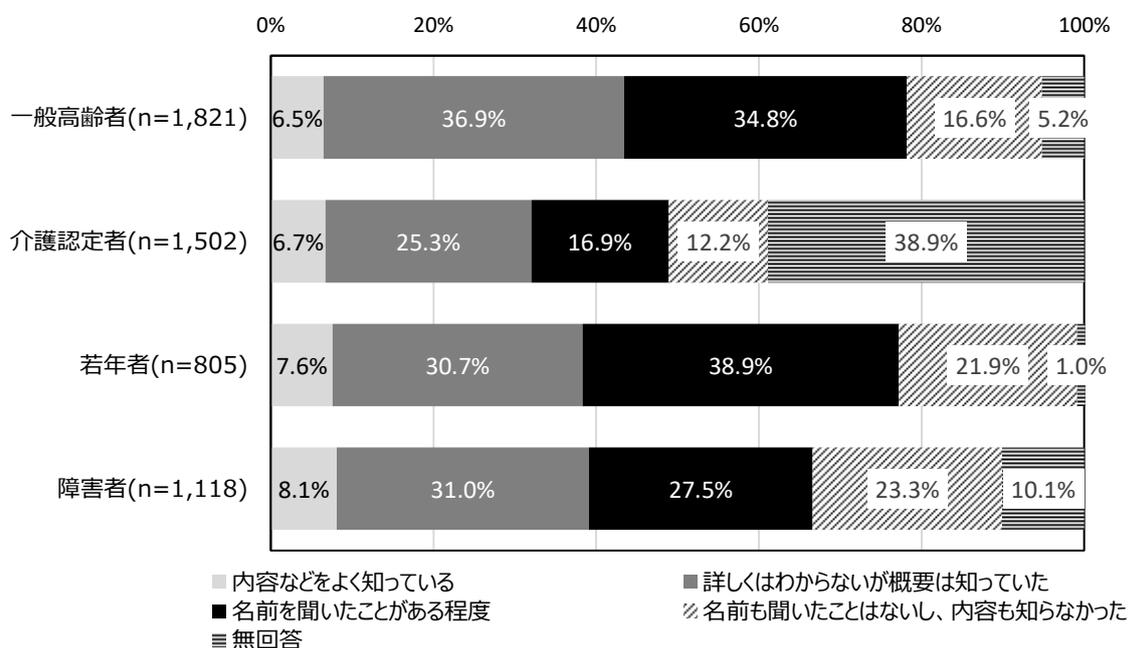
■日常生活で困ったことの相談先【障害福祉】

障害者が日常生活で困ったことを相談する先は、身近な「家族や親せき」、「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」が上位を占めています。「行政機関の相談窓口」は5.5%で十分活用されていません。また、「相談する人がいない」が5.9%、「相談先がわからない」が5.2%、「相談しても仕方がない」が8.0%あり、改善への取組が必要です。



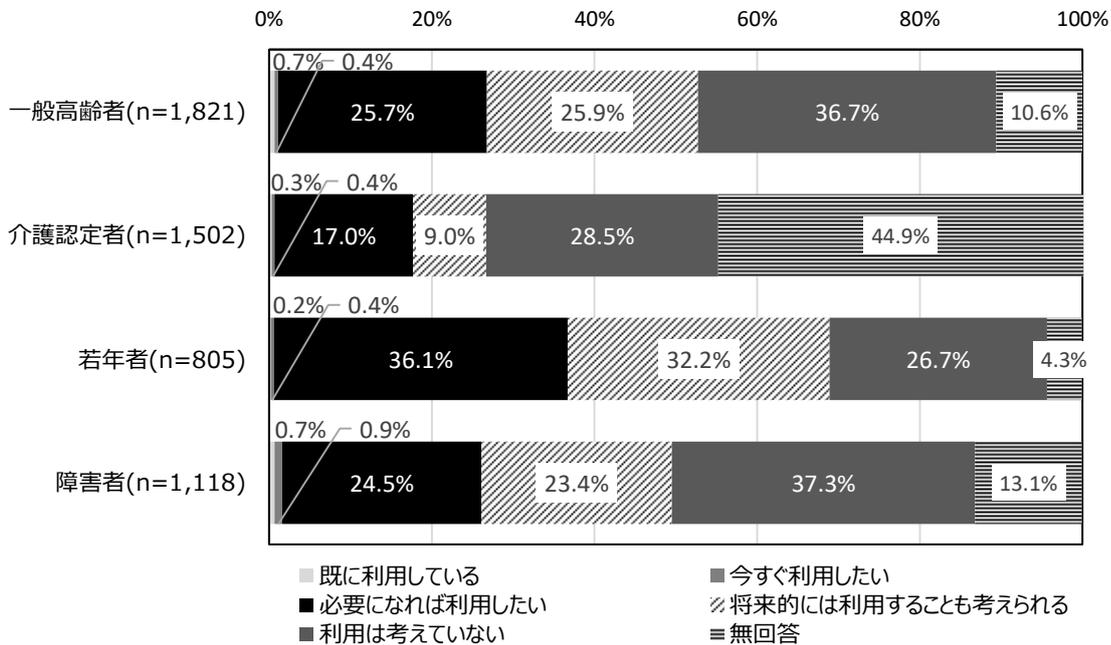
■成年後見制度の認知度【高齢福祉】【障害福祉】

成年後見制度について「概要は知っていた」までの人は概ね40%です。若年者と障害者では、「名前も聞いたことはない」人も20%を超えています。



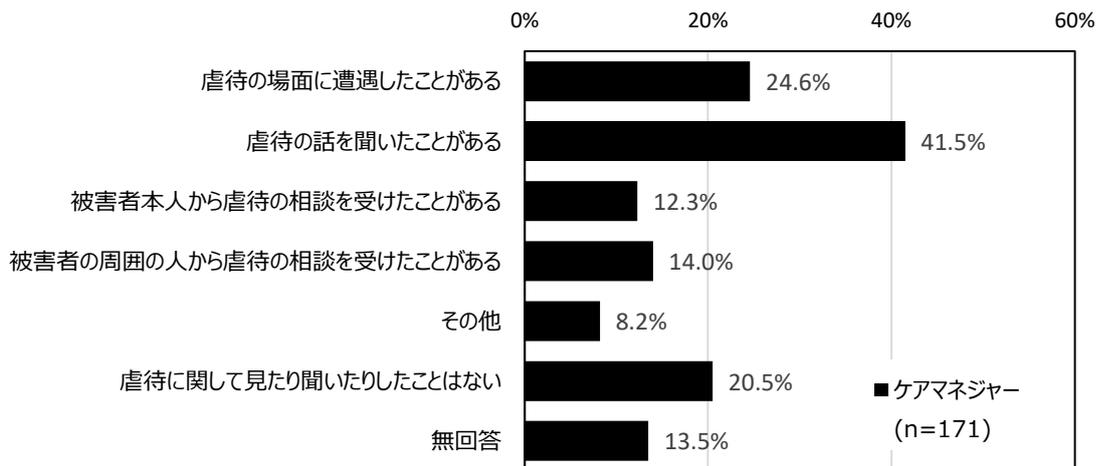
■成年後見制度の利用意向【高齢福祉】【障害福祉】

成年後見制度の利用について「将来的には利用することも考えられる」と回答した人の中には、「名前を聞いたことがある程度」の人も含まれています。適切な情報を提供していくことが重要となっています。



■高齢者虐待が疑われる事例【高齢福祉】

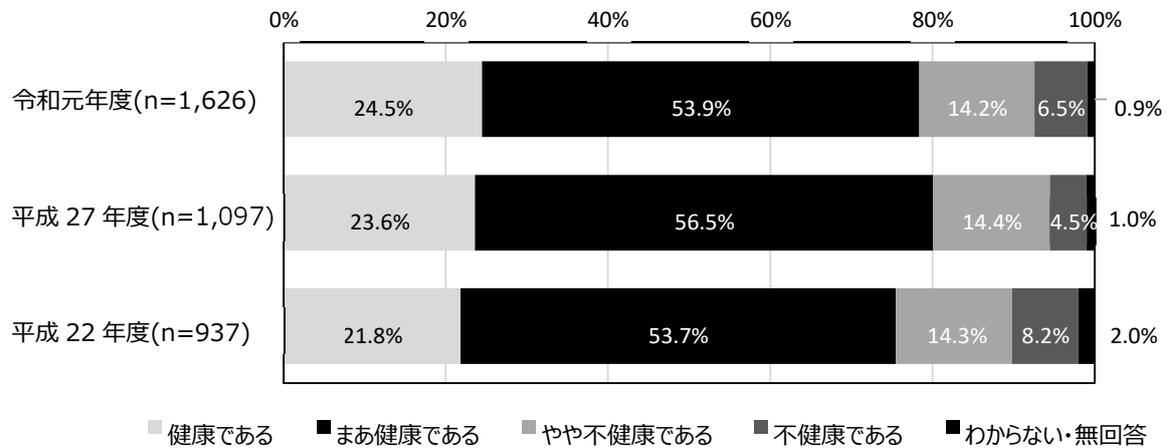
ケアマネジャーのうち、60%以上の人は高齢者への虐待を直接・間接に見聞きしているという深刻な状況がうかがえます。



II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

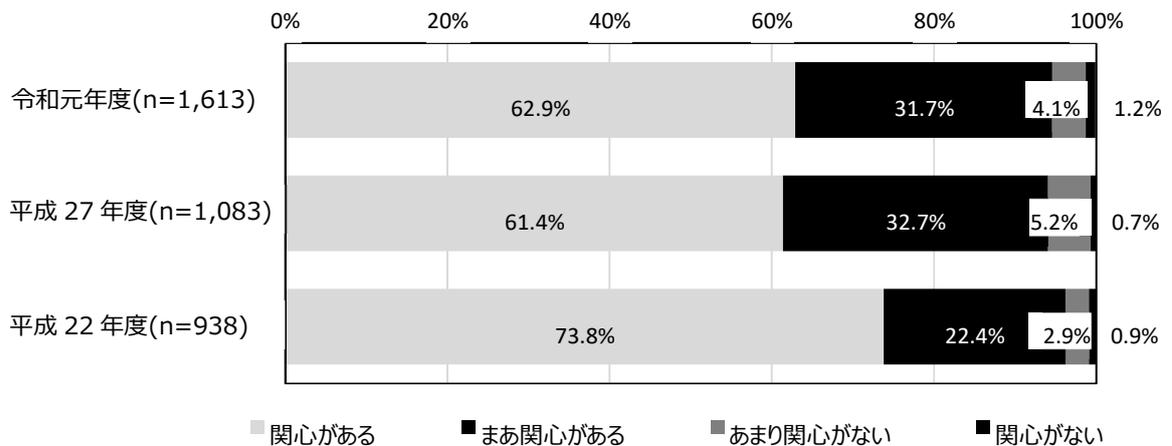
■自分自身の健康状態【健康】

自分自身を「健康だと思っている」は、平成 22 年度は 75.5%に対し平成 27 年度では 80.1%に増加しましたが、令和元年度では 78.4%と頭打ちの状況になっています。



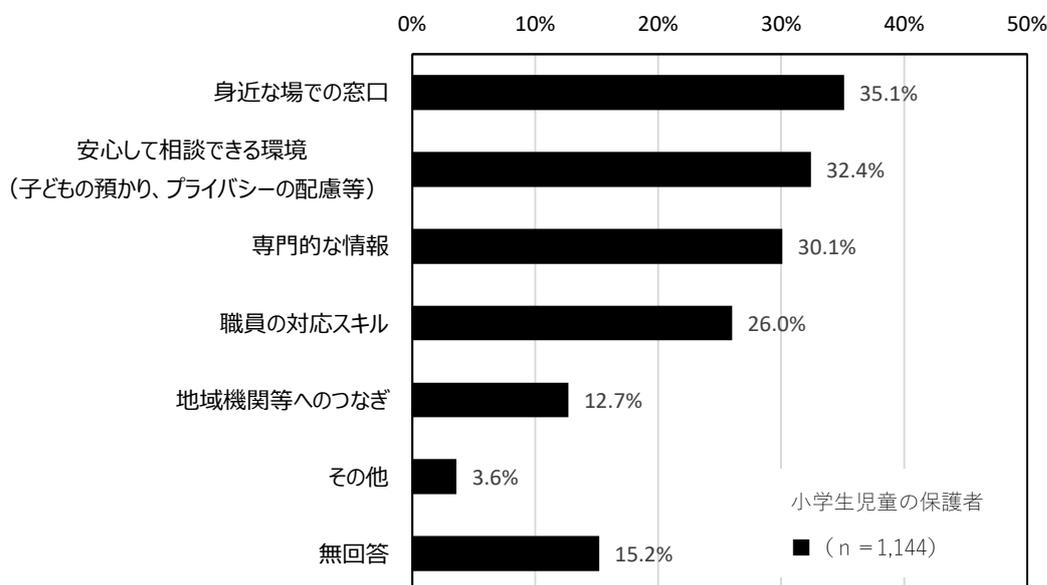
■健康への関心【健康】

「関心がある」は平成 22 年度の 96.2%から平成 27 年度は 94.1%に低下し、令和元年度も 94.6%（年齢調整後 94.5%）と反転は見られません。



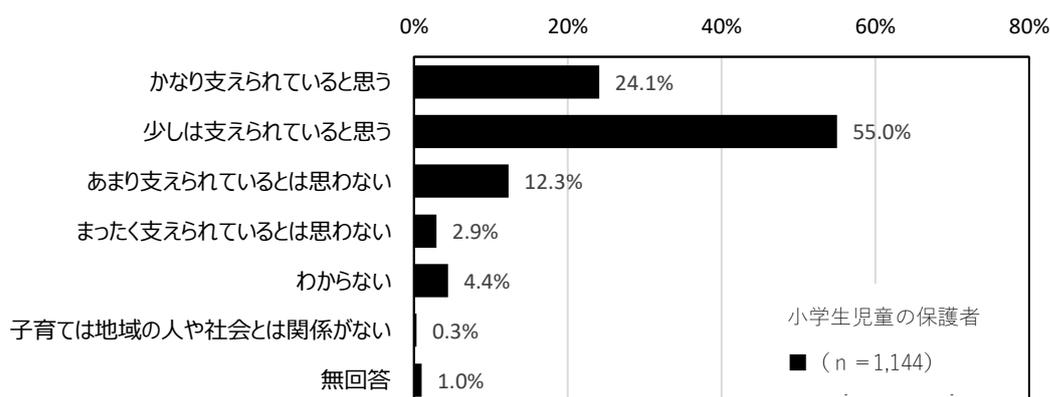
■子育てに関する相談で充実してほしいこと【子ども子育て】

「身近な場での窓口」の割合が35.1%と最も高く、次いで「安心して相談できる環境（子どもの預かり、プライバシーの配慮等）」の割合が32.4%であり、身近に子どもを預けて相談できる場が求められていることがうかがえます。



■子育ては地域に支えられていると思うか【子ども子育て】

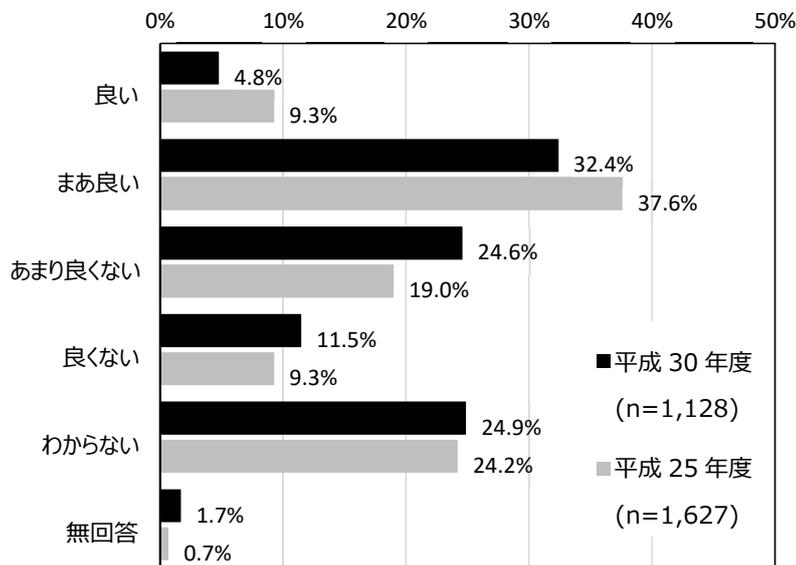
「少しは支えられていると思う」の割合が55.0%と最も高く、次いで「かなり支えられていると思う」の割合が24.1%、「あまり支えられているとは思わない」が12.3%となっています。



II 地域福祉をめぐる市の現状と課題

■子育て・子育てしやすい地域コミュニティづくり【子ども子育て】

平成 25 年度調査と比較し、「あまり良くない」の割合が増加しており、地域コミュニティとのかかわりの減少が懸念されます。



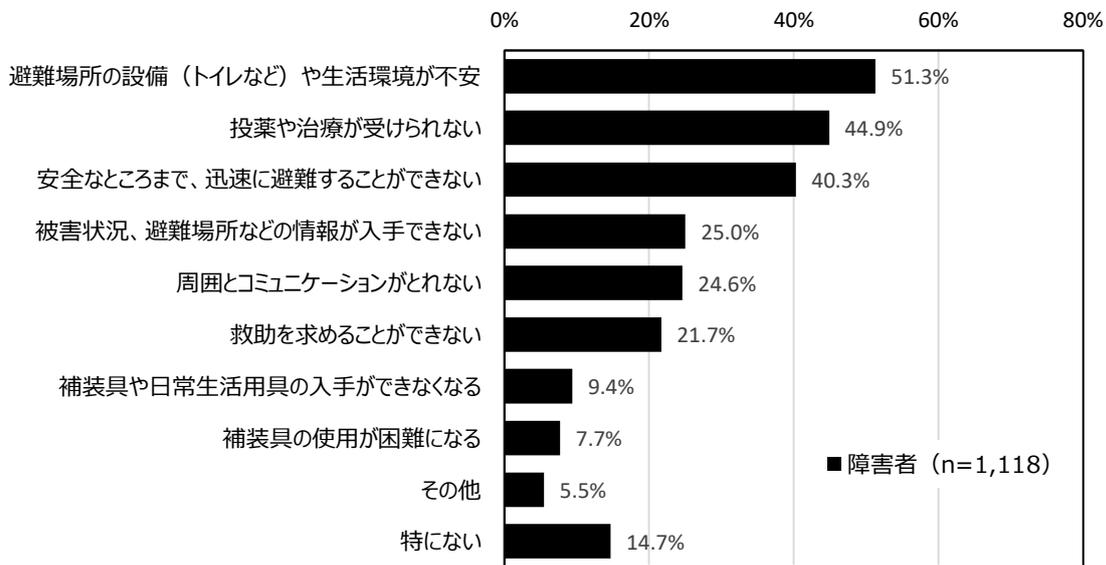
■災害時の避難の可否【障害福祉】

災害時、避難が「できない」または「わからない」障害者が 50%を超えています。避難行動要支援者名簿への登録促進と避難支援の体制整備を、「感染症」を踏まえ推進することが重要となっています。



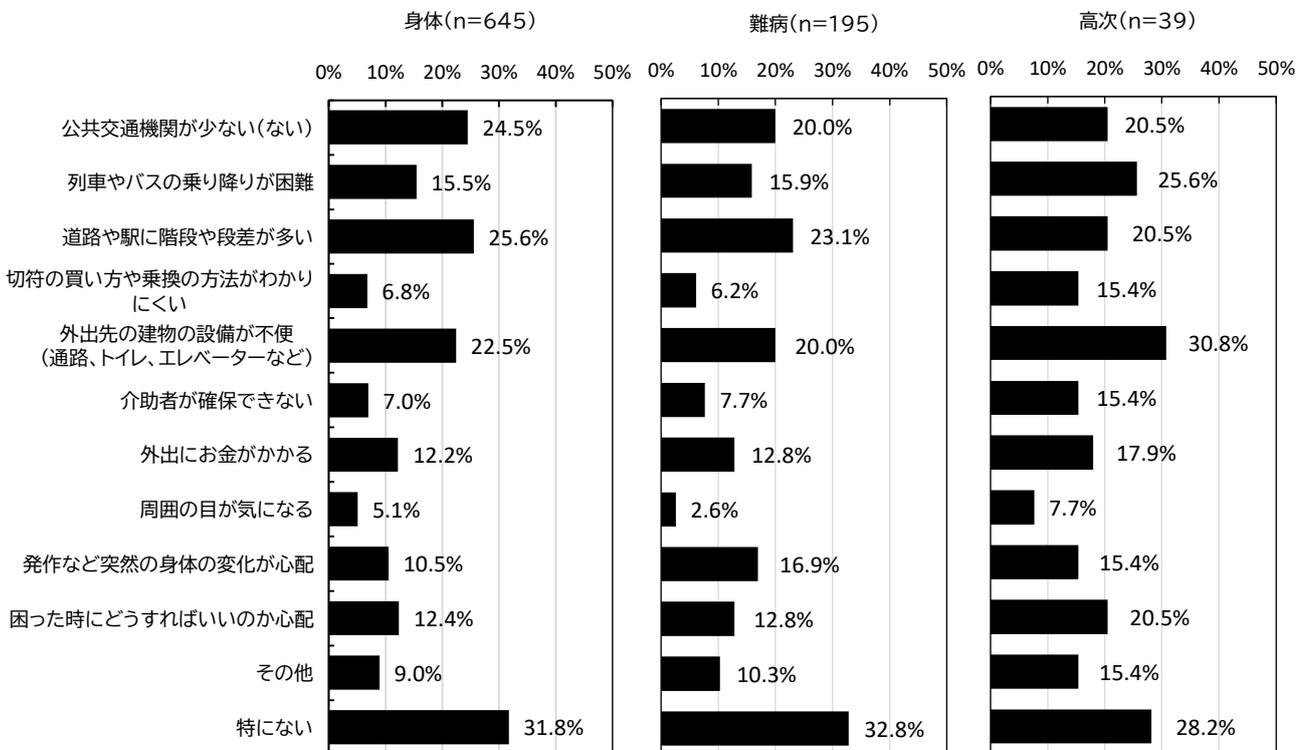
■ 障害者が災害時に困ること【障害福祉】

障害者が災害時に困ることでは「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」が1位と2位になっています。



■ 障害者が外出時に困ること【障害福祉】

障害者が外出時に困ることでは、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」との回答が、身体障害者、難病患者、高次脳機能障害者で20%から30%と多くなっています。



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

各関係機関へのヒアリングから見えてきた課題

地域福祉計画策定委員からの、「ニーズ把握の方法として、各計画のアンケート調査のほか、福祉窓口の相談等も取り入れてはどうか」との意見を踏まえ、地域の福祉課題をより多く把握するため、市役所の各課窓口及び地域包括支援センター、民生委員にヒアリングを行いました。

その結果から、地域福祉を充実させていく上での課題が、以下のとおり浮かびました。

【市役所の各課窓口から】

※実施部署：こども政策課、子育て相談室、障害福祉課、障害者地域支援室 健康増進課（各保健センター 市内3カ所）

◇窓口で受けた相談（困りごと）について

市役所内の各部署で受けた相談（困りごと）については、「経済的なこと」が7部署から回答があり最も多くなっています。続いて、「子育てについて」、「福祉制度について」が6部署から回答があり、3つを合計すると全体の6割を超えています。

◇相談者について

相談をした人については、「本人」、「家族」が最も多く、全体の7割を超えています。しかし、「近所の人」や「自治会・民生委員」からの相談は1割に満たないため、地域社会での支え合いや、周囲に相談できる環境づくりが課題となっています。

【各地域の包括支援センターから】

※実施部署：地域包括支援課（市役所内）、筑波地域包括センター、桜地域包括支援センター、荃崎地域包括支援センター、谷田部地域包括支援センター、豊里地域包括支援センター

◇住民からの相談で多いことは

「福祉制度に関すること」が最も多く、次いで「外出時の移動手段」、「生活困窮者への支援」となっており、3つを合計すると全体の6割を超えています。また、地域では「移動手段」に関する相談が多く寄せられ、主要な課題であることがわかりました。生活困窮については、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題の相談も増加しており、今後の対応が課題となっています。

◇相談をどのような経路で受けているか

「本人」、「家族」が最も多くなっています。「近所の人」や「自治会・民生委員など」からの相談は少ないため、地域での支え合いが課題となっています。

◇地域の課題について

地域の課題として、「交通手段がない」、「災害時の（高齢者の）避難方法」、「ゴミ出しの負担軽減」などが挙げられており、高齢者が自力での移動が難しいという問題が浮かび上がっています。

◇地域づくりについて

「地域（住民や民生委員等）とケアマネ等、福祉関係部署とのネットワークづくり」や「公共の交通手段の整備」が挙げられており、他の設問で浮かび上がった課題についての改善が求められています。

【民生委員・児童委員から】

◇相談（困りごと）で多いことは

「一人暮らし高齢者等について」の相談が最も多く、全体の3割を超えています。次いで「外出時の移動手段」が多くなっており、高齢化による一人暮らし高齢者の増加や、移動手段の確保が、課題となっていることが読み取れます。

◇困りごとを抱えている住民をどのような機会に見つけるか

「本人」や「家族」からの相談はほとんどないのに対し、「近所の人との立ち話など日常生活の中」や「高齢者の実態調査」を合わせると全体の8割を超えています。このことから、地域に入り込んでいる民生委員が自ら積極的に困りごとを抱えている住民の発見に努めていることがうかがえます。

しかし、「本人」や「家族」が相談しやすい環境づくりや民生委員制度の広報活動も今後の課題となっています。

◇地域づくりについて

地域のつながりが重要であるとの回答が多く、地域住民や自治会等、地域支援者での情報共有ができる地域づくりが求められています。

3 第3期計画の推進状況

つくば市地域福祉計画（第3期）の施策実施状況と今後の方向性について、平成30年度に担当課にて行った前期進捗評価の結果は以下のとおりでした。

なお、一つの施策が複数の部局において実施されている場合があるため、計画に示された施策の数（74）と評価数（150）は一致しません。

調査項目	評価数	前期進捗評価（※1）			方向性（※2）		
		I	II	III	A	B	C
基本施策1 自立と支えあい、協働と参画の地域づくり	34	1	33	0	1	33	0
基本施策2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実	73	7	65	1	5	68	0
基本施策3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備	43	3	40	0	8	34	1
合計	150	11	138	1	14	135	1
合計（％）	100	7.3	92.0	0.7	9.3	90.0	0.7

（※1） I:成果は上がっている II:一定の成果は上がっている III:成果は上がっていない

（※2） A:拡充 B:現状維持 C:縮小（廃止を含む）

以上の結果から、「I：成果は上がっている」または「II：一定の成果は上がっている」との回答は150件中149件（99.3%）であり、前期の進捗状況は概ね良好でした。

なお、「III：成果は上がっていない」の1件は、「人材バンクの充実」（社会福祉協議会）でした。

また今後の方向性については、150件中廃止1件を除く149件（99.3%）の回答が「A：拡充」または「B：現状維持」との回答であり、計画後期に向け施策の内容も現在の水準がほぼ維持される見通しとなっています。

なお、「C:縮小（廃止を含む）」の1件は、「在宅支援センター運営指導」（地域包括支援課）でした。

4 計画策定に当たってのポイント

アンケート調査の結果等により明らかになったつくば市における地域福祉推進上の課題から、本計画の策定に当たってのポイントが以下の3点に集約されました。

◆ポイント1 ～地域交流の促進～

地域における様々なコミュニティによる支え合いが必要であると考えている。そのために住民同士が知り合う機会の創出や、地域で支え合うまちづくりに取り組む活動への支援を行政に求めている。

◆ポイント2 ～情報発信の進化～

市からの情報発信は十分でないと考えている。情報を得る手段として、市の広報紙やホームページ、回覧板の存在は大きい。一方で、情報発信の手段にさらなる検討・改善が求められている。

◆ポイント3 ～組織横断的な連携体制の整備～

従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療、教育も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。

III 計画の体系

1 計画の基本目標

つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。

そのために、21世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」

を掲げます。

本計画では、未来をつくる土台となる地域や暮らしづくりを進めるため、目標を

「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

とします。

「地域で支え合い」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

2 計画の基本施策

基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

「第2期つくば市戦略プラン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策1」に位置づけました。

基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

本施策では、誰もが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための包括的支援の施策をまとめました。

3 計画の体系図

ポイント	目標	基本施策	テーマ
1 地域交流の 促進	地域で支え合い、 誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	1 相互に支え合う地 域共生のまちづく り	① 市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
			② 人びとが近隣で支え合える地域の創造
			③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2 情報発信の 進化		2 誰もが十分なサー ビスを利用できる支 援体制の強化	① 多様なサービス提供主体の参入促進
			② 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
			③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり
			④ 誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕 組みづくり
			⑤ 福祉サービスの質の向上
			⑥ 権利擁護のための支援の充実
	⑦ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進		
3 組織横断的 な連携体制 の整備	3 誰もが安心して暮ら せるための包括的支 援の充実	① 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動 支援	
		② 市民の健康づくりのための活動の推進	
		③ 地域で安心して子育てができる環境づくり	
		④ 防災・防犯対策の充実	
		⑤ 就労支援の充実	
		⑥ ユニバーサルデザインのまちづくり	
		⑦ 居宅支援のまちづくり	
		⑧ 移動手段の確保	
		⑨ 地域を基盤とする包括的支援の強化	

施 策 名

<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進 ・市民主体のイベントの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員の活動支援 ・アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・小単位での支え合いのまちづくりの推進 ・スポーツを通じた交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・区会の設立及び区会加入の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉概念の普及・啓発 ・ノーマライゼーション理念の普及・啓発 ・参加しやすいボランティア活動の創出 ・人権擁護活動の推進 ・男女共同参画意識の啓発 ・差別禁止の意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の育成 ・心のバリアフリー化についての意識啓発 ・小中学校における福祉・環境教育の推進 ・市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発 ・「合理的配慮」提供の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体によるサービス提供の促進 ・ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供 ・みんなの食堂実施団体への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働まちづくり活動支援 ・市民チャレンジへの支援及び相談
<ul style="list-style-type: none"> ・広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実 ・NPO・ボランティアの情報提供 ・情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の情報提供 ・民生委員児童委員との連携による情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・各課総合相談の充実 ・女性・男性のための総合相談の充実 ・教育面における相談の充実 ・施設入所者等への訪問相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談の充実 ・福祉相談の充実 ・地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等のサポート強化 ・障害者自立支援協議会を活用した関係団体との協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ケアマネジメント体制の充実 ・つくば市福祉団体等連絡協議会との協働
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の質の向上支援 ・ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上 ・福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり ・事業者の情報公開の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の発掘・育成 ・相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携 ・指定管理者制度の適切な運用
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護や成年後見制度の周知徹底 ・成年後見制度の利用支援 ・障害者虐待防止事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の防止 ・成年後見制度等の権利擁護の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への相談支援 ・学習支援団体との協定締結による協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備 ・学習塾代支援
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくりの支援 ・社会福祉協議会の整備・充実 ・認知症高齢者等保護支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域単位の拠点整備 ・在宅医療・介護連携推進事業
<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防の実施 ・障害者スポーツの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の主体的な健康づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実 ・子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施 ・ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療・小児医療の充実 ・保育施設の適正な配置 ・地域子育て支援拠点の整備推進
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の救済対策の確立 ・子どもの安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労支援 ・障害者の就労の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援 ・生活保護受給者世帯の就労支援
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の居住支援 ・高齢者の居住確保支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への住居確保支援
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送の充実 ・福祉タクシー利用券の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者タクシー運賃助成券の交付 ・公共交通の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業

IV 施策の展開

基本施策 1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

テーマ	①	市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
-----	---	----------------------

「市民協働によるまちづくり」を目指すために基づき、地域での活動やイベント開催に向けた支援を行い、豊かで活力のある地域の実現に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。	市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価	社会福祉課
食生活改善推進員の活動支援	各地区での食育普及活動を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援をすることで、地区組織活動の充実を図ります。	食生活改善推進員の活動	健康増進課
市民主体のイベントの支援	各種大会やイベントでは、市民主体の企画運営を目指し、支援を行います。	おひさまサンサン生き生きまつり チャレンジアートフェスティバル事業等	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進	市民協働によって個性豊かで活力あるまちづくりを目指します。	アイラブつくばまちづくり寄附金活用事業、市民活動自立支援	市民活動課

テーマ	②	人びとが近隣で支え合える地域の創造
-----	---	-------------------

地域において人びとが気軽に交流できる場や交流の機会を充実させ、安心の暮らしの基盤となる地域づくりを推進します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
小単位での支え合いのまちづくりの推進	地域の歩いて行ける場所に、お茶を飲んだりおしゃべりできる交流の場「ふれあいサロン」をつくり、地域における支え合い活動を推進します。	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会
小単位での支え合いのまちづくりの推進	社会参加の促進と生きがいを高めるため、市内の老人福祉センターや身近な地域でいきいきサロンを実施することで、地域の交流を図ります。	いきいきサロン事業	高齢福祉課 社会福祉協議会

IV 施策の展開

小単位での支え合いのまちづくりの推進	高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。	高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢福祉課
小単位での支え合いのまちづくりの推進	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助け合い活動や支え合い活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会
区会の設立及び区会加入の促進	地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、区会への加入を推進します。	区会の設立及び区会加入の促進、区会連合会との連携強化	市民活動課
スポーツを通じた交流の促進	(一社)つくば市スポーツ協会などと協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、地域間交流・家族交流を促進します。	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ振興課

テーマ	③	「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
-----	---	----------------------------

社会づくりを行政とともに行う市民や各種の団体、事業者などを「新しい公共」とし、育成するために、ノーマライゼーションや人権、男女共同参画などの社会づくりのための基礎的な考え方について、啓発や教育を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
地域福祉概念の普及・啓発	地域福祉に関する考えを市内に広めます。	地域福祉出前講座	社会福祉課
次世代の育成	市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催し、次世代の支え手を育成します。また、体験だけでなく高齢者や障害者と触れ合う場を設け、直接、話を聞くことで、思いや生活・地域課題を知り、自分たちができること等を考え理解を深めていきます。	福祉移動教室 青少年ボランティア体験講座	社会福祉課 社会福祉協議会
ノーマライゼーション理念の普及・啓発	障害者への理解が進むことで、障害者が安心して生活ができるよう、市民の意識啓発を行います。	チャレンジアートフェスティバル 体験乗馬療法教室	障害福祉課

心のバリアフリー化についての意識啓発	障害者への社会的障壁を取り除き、差別を行わないようにするなど、心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、市民の意識啓発を行います。	ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害福祉課
参加しやすいボランティア活動の創出	ボランティア活動により多くの人に参加してもらえるよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、市民を対象とした講演会や講座等を引き続き実施します。	ボランティア参加機会の創出事業	社会福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会
小中学校における福祉・環境教育の推進	支え合いの精神を育てるため、学校教育の全領域において、道德教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。	福祉教育 道德教育 環境教育	社会福祉課 社会福祉協議会 学び推進課
人権擁護活動の推進	市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。	人権教育 人権啓発 人権相談	市民活動課
市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発	地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。	社会教育講演会・家庭教育学級 乳児、幼児、小中学生の保護者及び市民に対する家庭教育学級、講演会の実施を通じた学習支援・意識啓発	生涯学習推進課
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組めます。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人ひとりの能力や行動力を高めます。	男女共同参画会議（つくばミンナのつどい） 男女共同参画セミナー 男女共同参画室だよりの発行 出前講座等	男女共同参画室
差別禁止の意識啓発	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向を見ながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組めます。	差別禁止の意識啓発	障害福祉課 人事課

IV 施策の展開

「合理的配慮」提供の推進	障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	合理的配慮支援事業	障害福祉課
--------------	--	-----------	-------

基本施策 2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

テーマ	①	多様なサービス提供主体の参入促進
-----	---	------------------

地域福祉推進に当たり重要な役割を担う NPO やボランティア、事業者や社会福祉協議会がよりよく活動できるよう、効果的な情報発信や団体のスキルアップや運営のための支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
多様な主体によるサービス提供の促進	NPO・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性を生かした効果的なサービスの提供を促進します。	ボランティアセンターの充実	社会福祉課 社会福祉協議会
市民協働まちづくり活動支援	SNSの活用で、市民活動の情報を共有するための基盤を整備し、コミュニティの活性化及び市民協働を図るための広報活動を実施します。	SNS「つくば市民活動のひろば」の情報発信による市民協働推進事業	市民活動課
ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供	NPO法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動・ボランティア活動の支援を提供していきます。	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催	社会福祉協議会
市民チャレンジへの支援及び相談	市民活動団体等の取組を応援し、相談を受けるとともに、市民活動団体等の新たな活動を支援します。	市民活動相談事業	市民活動課
みんなの食堂実施団体への支援	食を通じて地域の子どもや大人が交流することができる地域の交流スペースとしての居場所を提供できるよう、みんなの食堂実施団体の運営を支援し新規開設を促進するため補助金を交付します。	みんなの食堂事業補助金	こども未来室

IV 施策の展開

テーマ	②	誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
-----	---	----------------------

市民が情報入手先として最も多く利用している広報紙について、内容の充実とわかりやすい紙面を不断に追求するとともに、ホームページやメールマガジンなど様々な媒体を通じた情報提供を進めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報つくばや、各種情報誌、市ホームページ、メールマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ（文字・図表・イラスト等）と、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 地域包括支援課 健康増進課 こども政策課 幼児保育課 こども育成課 国際交流室
市民活動団体の情報提供	市民活動センターで、市民活動団体の情報提供を行います。	市民活動団体の情報提供事業	市民活動課 国際交流室
NPO・ボランティアの情報提供	ボランティアセンターでは、NPO・ボランティアの情報提供を行います。	NPO・ボランティアの情報提供事業	社会福祉課 社会福祉協議会
民生委員児童委員との連携による情報提供	民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	民生委員児童委員との連携による情報提供事業	社会福祉課
情報誌の発行	「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。	社協通信つくばの発行事業 ボランティアニュースの発行	社会福祉協議会

テーマ	③	誰もが安心して相談できる仕組みづくり
-----	---	--------------------

さまざまな悩みや困りごとをかかえた市民が、信頼し安心して相談できる窓口の整備を進めるとともに、施設入所者に対する訪問相談の充実を図ります。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
各課総合相談の充実	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国民健康保険課 医療年金課 介護保険課 健康増進課 子育て相談室 幼児保育課 こども育成課 国際交流室
総合相談の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課
女性・男性のための総合相談の充実	生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。	女性のための相談室運営事業 男性のための電話相談実施事業	男女共同参画室
福祉相談の充実	市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、各分野の専門相談員による身近で気軽に相談できる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。	福祉相談事業	社会福祉課 社会福祉協議会
教育面における相談の充実	関係機関等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。	教育相談事業 市費スクールソーシャルワーカーの活用 県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用	教育相談センター

IV 施策の展開

地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり	地域において身近に相談できる窓口として、区長や民生委員児童委員における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。	行政相談システムの整備	社会福祉課 社会福祉協議会
施設入所者等への訪問相談の充実	介護サービス相談員が、介護サービス施設等に出向いて、利用者の疑問や不安等の相談を受け、問題の改善やサービスの向上につなげます。	介護サービス相談員派遣事業	介護保険課

テーマ	④	誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり
-----	---	--------------------------------

福祉サービスを必要としている人びとのニーズに的確に応える体制の整備と充実を図ります。また、きめ細かなケア会議による地域課題の発見と課題解決のための取組を進めるとともに、市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体連絡協議会への支援を継続します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
民生委員等のサポート強化	定例会や研修会を実施し、地域と行政の橋渡し役である民生委員等の活動を支援し、地域の連携を強化します。	民生委員児童委員協議会の支援	社会福祉課
高齢者ケアマネジメント体制の充実	地域・圏域別・自立支援の3種のケア会議を開催し、個別課題の解決を積み重ねることから、地域課題を発見し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげます。	地域ケア会議推進事業	地域包括支援課
障害者自立支援協議会を活用した関係団体との協働	地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害者自立支援協議会の活用推進	障害福祉課
つくば市福祉団体等連絡協議会との協働	市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。	福祉団体等連絡協議会との連携	障害福祉課

テーマ	⑤	福祉サービスの質の向上
-----	---	-------------

誰もが十分な福祉サービスを受けることができるように、研修会等を通じた事業者のサービスの質の向上を支援するとともに、第三者によるサービス評価の受審と事業者の情報公開を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
事業の質の向上支援	研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供・共有化することにより、事業者のサービス等の質の向上を支援します。また、新規事業者が研修会や交流会に参加できるような体制づくりを推進します。	サービス事業者への研修会や交流会の開催	障害福祉課
福祉人材の発掘・育成	福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。	福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業	社会福祉課 障害福祉課
ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上	地域支援ネットワークを活用しながら、ケアマネジャーをはじめとした多職種が連携・協働することで、保健、医療、福祉、生活支援サービスなど様々な資源を活用し、包括的・継続的に支援をします。	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援課
相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携	福祉サービスを円滑に提供するため、相談支援専門員とホームヘルパー等を中心とした情報交換を積極的に促します。	サービス事業者との連携	障害福祉課
福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり	第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども政策課 幼児保育課 こども育成課
指定管理者制度の適切な運用	指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	こども政策課 こども育成課 高齢福祉課
事業者の情報公開の促進	透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。	事業者の情報公開	高齢福祉課

IV 施策の展開

テーマ	⑥	権利擁護のための支援の充実
-----	---	---------------

権利擁護や成年後見制度の周知と利用の支援を進め、判断能力が十分でない人の権利擁護に努めます。また、多くのケアマネジャーが見聞きしている実態のある高齢者への虐待や障害者への虐待防止のため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
権利擁護や成年後見制度の周知徹底	認知症等により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行います。	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度推進事業 日常生活自立支援事業	地域包括支援課 社会福祉協議会 障害福祉課
高齢者虐待の防止	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに被虐待者の状況を確認し、事例に即した適切な対応をします。また、高齢者虐待の防止、早期発見や適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。	権利擁護事業	地域包括支援課 高齢福祉課
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがいないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課 地域包括支援課
成年後見制度等の権利擁護の推進	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下し、財産管理や福祉サービス利用契約が困難になった人の権利侵害の予防、権利行使の支援を目的として、成年後見制度利用相談、普及啓発、市民後見人の養成、法人後見等を実施します。	成年後見制度推進事業	障害福祉課 地域包括支援課 社会福祉協議会
障害者虐待防止事業	「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行います。また、障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者虐待防止事業	障害福祉課

テーマ	⑦	生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
-----	---	----------------------

生活保護に至る手前の生活困窮者や生活保護世帯の自立支援のため、該当世帯の子どもへの学習支援を含む相談支援事業等を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
生活困窮者への相談支援	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。	自立相談支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会
生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備	多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。	生活保護相談事業 家庭児童相談事業	社会福祉課 子育て相談室
学習支援団体との協定締結による協働	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供等を行います。	つくばこどもの青い羽根学習会	こども未来室
学習塾代支援	市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる経費の助成を行います。	子どもの学習塾代助成	こども未来室

IV 施策の展開

基本施策 3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

テーマ	①	高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援
-----	---	-----------------------------

高齢者とその家族が地域で安心して暮らさできるよう、健康づくりの支援や在宅医療・介護連携推進事業を行います。また、認知症高齢者を介護している家族への位置情報端末の貸与等の支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
高齢者の健康づくりの支援	健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。	健康推進事業	健康増進課 (いきいきプラザ)
日常生活圏域単位の拠点整備	高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。	地域密着型サービスの推進	高齢福祉課
社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉協議会を拠点として、地域住民や民生委員児童委員と協力しながら、高齢者・障害者等の見守り活動や地域の活性化を目的とする事業を推進します。	社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉課 社会福祉協議会
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討のため、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出や解決策の検討、連携推進のための様々な事業等を行います。	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援課
認知症高齢者等保護支援事業	行方不明の恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	認知症高齢者等保護支援事業	地域包括支援課

テーマ	②	市民の健康づくりのための活動の推進
-----	---	-------------------

市民や障害者の健康づくりのためのスポーツ活動の機会づくりを進めるとともに、生活習慣病予防のための食生活改善などに関する事業を実施します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
生活習慣病予防の実施	生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業（意識啓発やイベント・研修等）を実施します。	生活習慣病予防事業	健康増進課
市民の主体的な健康づくり	主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。	スポーツ教室、イベント等の実施	スポーツ振興課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。	障害者スポーツを取り入れた教室、イベントの実施 障害者スポーツサポーターの養成講座の実施	スポーツ振興課 障害福祉課

テーマ	③	地域で安心して子育てができる環境づくり
-----	---	---------------------

地域子育て支援拠点の整備充実や保育施設の適正配置、ファミリーサポートセンター事業の充実など、子育て支援のための環境整備を推進します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。	ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）	こども政策課 社会福祉協議会
乳幼児医療・小児医療の充実	日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報入手活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。 小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者への啓発を図ります。	乳幼児医療・小児医療の充実 適切な受診行動につながる情報の周知	健康増進課 医療年金課
保育施設の適正な配置	少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様な	保育施設の適正配置	こども政策課 幼児保育課

IV 施策の展開

	ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育事業者の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。		
子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施	放課後において、学校施設内、児童館、児童クラブ施設などの子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「放課後子供教室推進事業」を推進します。	放課後子供教室推進事業	こども育成課
地域子育て支援拠点の整備推進	子育て中の保護者などが情報交換や相談をすることができる地域子育て支援拠点の整備を推進します。	地域子育て支援拠点の整備事業	こども政策課
ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実	研修を受けた地域の子育て経験者が、子育てにストレスや不安を感じている等の親子の自立促進を目的に、週1回、2時間程度、概ね2～3か月継続訪問し、寄り添いながら「傾聴」し、また家事及び育児等を「協働」して行います。	ホームスタート事業（養育支援訪問事業）	こども政策課

テーマ	④	防災・防犯対策の充実
-----	---	------------

災害発生時に避難が一人ではできない多くの障害者がいることを踏まえ、地域と関係機関の協働による避難行動要支援者の救済体制づくりを進めます。また、子どもの安全確保のための学校との連携や、高齢者や障害者を犯罪から守る地域ネットワークを整備します。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
避難行動要支援者の救済対策の確立	行政と地域住民及び関係機関が協働しながら、地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。	区会との連携、避難行動要支援者名簿整備事業、避難行動要支援者の個別避難計画の策定推進、福祉避難所整備事業	社会福祉課
地域防犯体制の強化	ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。	地域防犯体制の強化	防犯交通安全課

子どもの安全確保	各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。	各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	教育総務課 (各小・中・義務教育学校)
----------	-----------------------------------	---	------------------------

テーマ	⑤	就労支援の充実
-----	---	---------

安心した暮らしと生きがい創出につながる就労の確保に向け、働くことを希望する障害者や高齢者に対する就労支援や、生活保護世帯の自立のための就労支援を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
障害者の就労支援	総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の活用を積極的に促します。	就労支援事業の充実	障害福祉課
高齢者の就労支援	つくば市シルバー人材センターにおいて、高齢者の就労を支援します。	高齢者の就労支援	高齢福祉課
障害者の就労の充実	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害福祉課
生活保護受給者世帯の就労支援	生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。	生活保護受給者世帯の就労支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会

テーマ	⑥	ユニバーサルデザインのまちづくり
-----	---	------------------

障害の有無に関係なく、子どもから高齢者まで、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを推進するとともに、障害者が外出の際に困ることとして指摘の多かった「段差の多い道路や駅」、「不便な建物の設備」などの改善に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
バリアフリー化の推進	公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	施設環境の整備	障害福祉課 建築指導課

IV 施策の展開

	に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をしようとしている者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、すべての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。		
--	---	--	--

テーマ	⑦	居宅支援のまちづくり
-----	---	------------

障害者の日常生活を容易にするための住宅改修費用の補助や、新たな生活困窮者への住宅確保支援、高齢者の安心の暮らしを支えるため、市の高齢者居住安定確保計画に基づく事業等を行います。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
障害者の居住支援	重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。 また、グループホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業の活用を積極的に促します。	住宅改修事業の周知 特定障害者特別給付費事業	障害福祉課
生活困窮者への住居確保支援	離職により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。	住居確保給付金支給事業	社会福祉課 社会福祉協議会
高齢者の居住確保支援	高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、賃貸住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。	介護保険施設等の整備 市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等 市営住宅の提供 低額な家賃の民間賃貸住宅やセーフティネット住宅、居住支援法人に関する情報提供	高齢福祉課 住宅政策課

テーマ	⑧	移動手段の確保
-----	---	---------

自動車運転免許証を返納したり、ひとり暮らしで十分な移動手段がなかったり、自動車の運転が困難な障害をもつ人たちが、買い物や通院、社会参加のための移動の利便性向上に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
福祉有償運送の充実	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	福祉有償運送の充実	障害福祉課 高齢福祉課
高齢者タクシー運賃助成券の交付	高齢者の外出支援や社会参加を促すことを目的として、タクシー運賃の一部助成を行っており、制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	高齢者タクシー運賃助成事業	高齢福祉課
福祉タクシー利用券の交付	障害者の社会参加の促進を図るために、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	福祉タクシー利用券の交付事業	障害福祉課
公共交通の整備	将来にわたり持続可能な公共交通体系を目指し、路線による役割分担や、需要や目的に応じた適切なサービスの提供と利用促進に努め、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。	コミュニティバス「つくバス」等の運行	総合交通政策課

テーマ	⑨	地域を基盤とする包括的支援の強化
-----	---	------------------

改正社会福祉法に対応し、地域における生活課題解決のための支援が円滑に実施されるよう、包括的な支援体制の強化に努めます。

施策名	内容	具体的な事業名	担当課
包括的相談支援の充実	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内6か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課

IV 施策の展開

生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、高齢者をはじめとした住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、地縁組織などが、互助を基本とした、地域で高齢者を支える体制づくりを推進します。	生活支援体制整備事業	地域包括支援課 社会福祉協議会
------------	--	------------	--------------------

V 計画の推進と進捗の管理

1 市民協働による計画の推進

一人ひとりのニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを推進するために市民協働によるまちづくりの取組が求められています。地域福祉計画についても、この取組に沿って、各施策を推進します。

つくば市では、市民協働によるまちづくりを、次に示す3つの考え方に沿って進めています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、地域福祉の施策に関わるすべての人、組織・団体、行政が、この考え方を共通のものとして理解することが重要です。

◆ 『市民協働によるまちづくり』の考え方

① 情報の共有と透明性の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

② 自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取組を支援することが大切です。

③ 対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互いに積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

2 地域福祉の役割分担

計画の推進に際しての役割分担については、市民協働によるまちづくりの考え方にに基づき、以下のとおり整理しました。

【市 民】地域のことに、自分たちの問題として関心を持ち行動すること

- ・ 地域社会の一員として、福祉の問題を自分の問題として関心を持ちます。
- ・ 地域福祉の担い手として、積極的に社会活動について学習し行動します。

【社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO 団体等】地域福祉の輪を広げること

- ・ 市民の多様な形態での活動への参加を受け入れ、地域福祉の担い手のすそ野を広げます。
- ・ 積極的に地域に出向き、地域福祉のコーディネーター役を務めます。

【行 政】市民への情報提供・活動支援と庁内での連携を深めること

- ・ 市民への情報提供や活動支援を適切に行います。
- ・ つくば市地域福祉計画（第4期）で位置づけた 86 の施策を実現するための実施機関として、庁内での連携を図ります。

3 計画の進捗を管理する体制

「つくば市地域福祉計画（第4期）」は、第3期計画と同様、計画の中間年度（令和5年度）をめやすとして各施策の進捗確認を実施し、その結果に基づき必要に応じた施策の見直しを行います。

中間年度における各課での進捗確認と結果の集約を行うとともに、必要があると認めるときは、計画の見直しも含め、必要な措置を講じる PDCA サイクルによる進捗管理を実施します。

資料編

1 つくば市地域福祉計画（第4期）策定の経過

期 日	内 容
令和2年5月29日	つくば市地域福祉計画（第4期）第1回策定委員会 1 地域福祉計画の概要について 2 つくば市地域福祉計画（第3期）に係る中間評価の結果について 3 アンケートについて 4 地域福祉計画（第4期）方針について 5 今後の日程について
令和2年8月20日	つくば市地域福祉計画（第4期）第2回策定委員会 1 アンケートの結果について 2 つくば市地域福祉計画（第4期）骨子案について
令和2年10月23日	つくば市地域福祉計画（第4期）第3回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）素案について
令和2年11月27日 ～12月27日	パブリックコメント実施 令和2年11月27日～12月27日
令和3年1月	つくば市地域福祉計画（第4期）第4回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）に係るパブリックコメントの結果について（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議）
令和3年3月	つくば市地域福祉計画（第4期）第5回策定委員会 つくば市地域福祉計画（第4期）の策定報告
令和3年3月	つくば市地域福祉計画（第4期）公表

2 つくば市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、つくば市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、もって地域福祉の推進を図るため、つくば市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 つくば市地域福祉計画策定委員会名簿

分野	団体等名称	役職名	氏名
地域住民	つくば市区会連合会	会長	小原 正彦
	一般公募		田口 幸子
			中島 重雄
			佐藤 大輔
			下司 優里
	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	会長	飯泉 孝司
保健・医療・福祉関係者	つくば市シルバークラブ連合会	会長	伊藤 達也
	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長	後藤 真紀
	つくば市社会福祉協議会	副会長	吉場 勉
	つくば市ボランティア連絡協議会	世話人代表	星埜 祥子
	つくば保健所地域保健推進室	室長	矢口 義浩
学識経験者	国立大学法人筑波大学	講師	名川 勝
	国立大学法人筑波技術大学	教授	山脇 博紀
	国立大学法人筑波大学	助教	森地 徹

令和2年4月20日現在（委嘱期間3年間）

つくば市地域福祉計画（第4期）

令和3年（2021年）3月

発行：つくば市保健福祉部 社会福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話 029-883-1111（代表）

Fax 029-868-7543

つくば市地域福祉計画（第4期）

概要版

計画策定の背景と趣旨

我が国では、2025年に「団塊の世代」に属するすべての人が、要介護のリスクが急速に高まる後期高齢者となること、また、高齢者や社会を支える中心年代である15歳から64歳までの生産年齢人口が減少をつづけることは、避けることができない既定の近未来となっています。

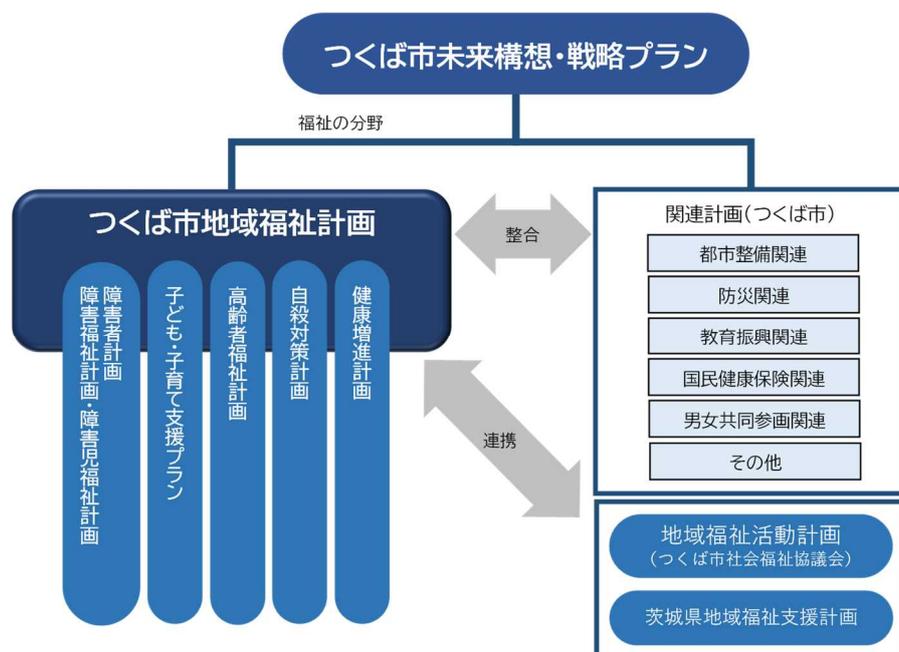
高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増え続ける一方で、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が顕在化してきています。

本市においては、福祉で選ばれるまちを目指し、「みんなで支えあい、快適で安心を実感できる福祉のまちづくり」を目標とした「つくば市地域福祉計画（第3期）」を平成28年（2016年）年3月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第3期計画が最終年度を迎えるに当たり、そうした新たに顕在化した課題への対応や高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、今後取り組むべき事項を加えて、本市の地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画（第4期）を策定することとしました。

計画の位置づけ

つくば市地域福祉計画（第4期）は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。



また、第3期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

計画の期間

つくば市地域福祉計画（第4期）は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とする5か年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、令和5年度をめやすとして客観的評価を含めた中間評価を、更に令和7年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。

計画の策定方法

本計画策定にあたっては、市の現状、アンケート調査結果、民生委員等のヒアリング結果にみえる市民意識、第3期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年厚生労働省社援発1212第2号等）に示された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ、策定することを基本的な考え方としました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定にあたっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「未来構想」、「高齢者」、「障害者」、「子ども」、「健康」の分野ごとのアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価しました。

また、公募による市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画（第4期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリックコメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

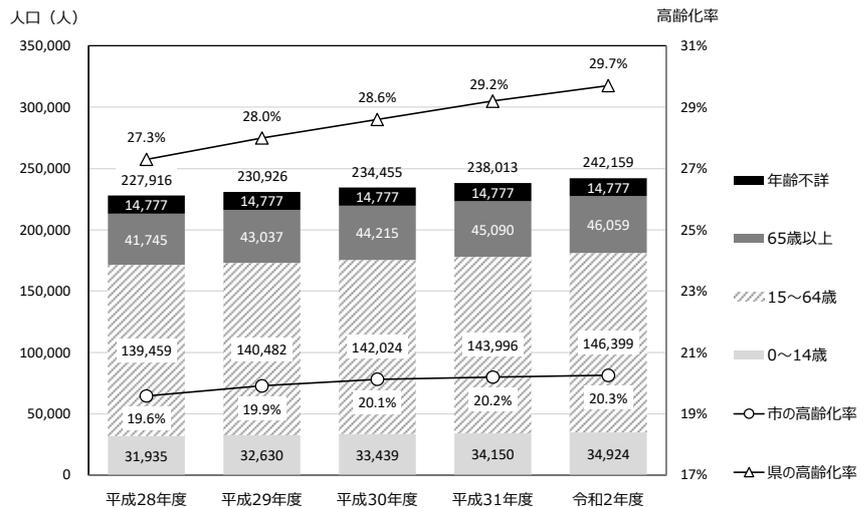
つくば市の現状

(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

つくば市では年に3,000~4,000人のペースで人口が増加しています。令和2年度の総人口は242,159人で、平成28年度からの4年間で14,243人増加しました。

人口の増加は、3区分した全ての年代に渡っており、0~14歳の年少人口は2,989人、15~64歳の生産年齢人口は6,940人、65歳以上の高齢者人口は4,314人の増加となっています。

総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は平成30年度に20%を超えましたが、その後は年に0.1%程度のゆるやかな伸びとなっており、茨城県全体の高齢化率と比較すると9ポイント程度低く、その差は拡大する傾向にあります。

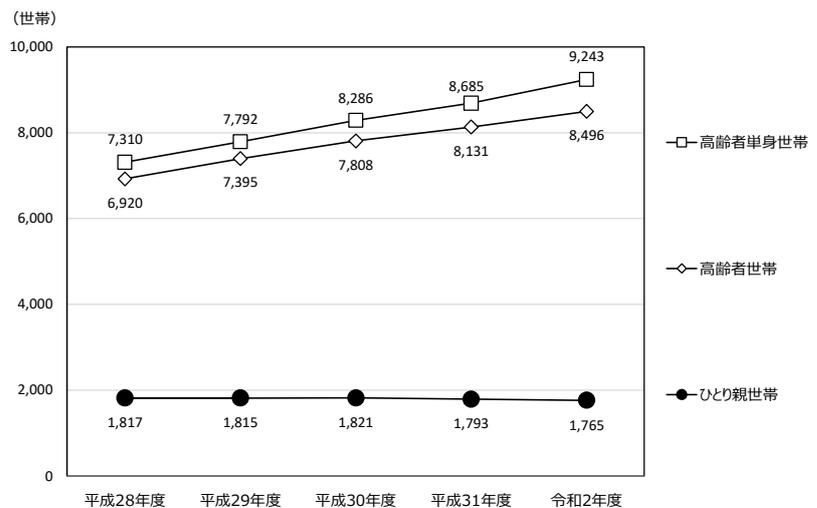


資料：茨城県常住人口調査(各年度4月1日時点)

(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

つくば市における高齢者世帯と高齢者単身世帯の数は年々増加しており、令和2年度で、高齢者世帯は8,496世帯、高齢者単身世帯は9,243世帯と、平成28年度からの4年間でそれぞれ1,576世帯、1,933世帯増加しています。

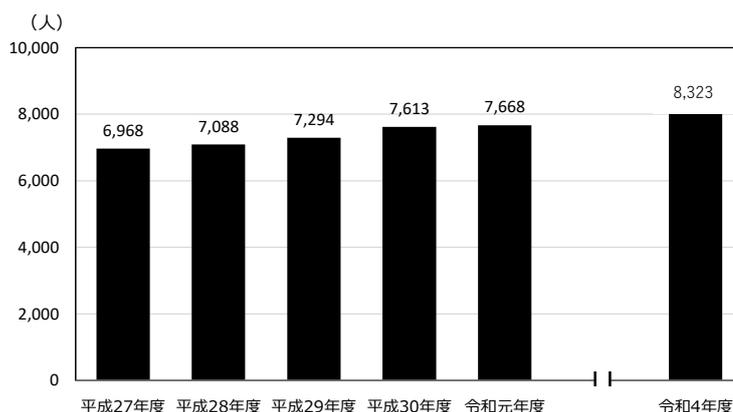
一方、20歳未満の子どもがいるひとり親世帯はゆるやかな減少傾向にあり、令和2年度で1,765世帯と、平成28年度と比較して52世帯の減少となっています。



資料：高齢福祉課(高齢者世帯・高齢者単身世帯)、こども政策課(ひとり親世帯)(各年度4月1日時点)

(3) 要介護等の認定状況

つくば市の要介護1～5及び要支援1～2の認定者数は、年々増加しています。令和元年度の認定者数は7,668人と、平成27年度からの4年間で700人増加しました。認定者数は今後も増加が見込まれ、令和4年度には8,323人になると推計されています。

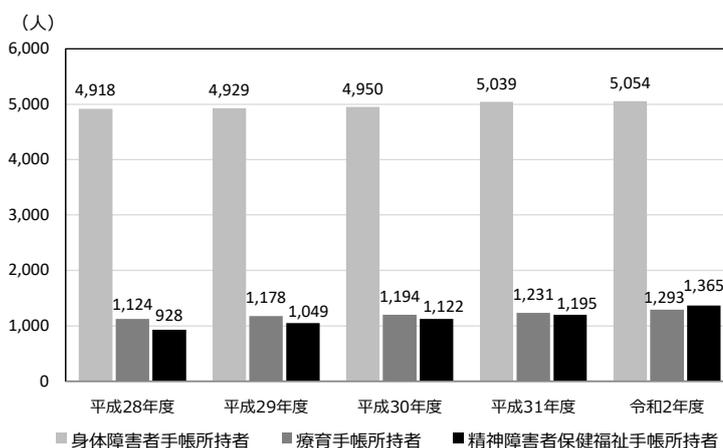


資料：介護保険課（各年度3月31日時点）

(4) 障害者の状況

つくば市の障害者手帳所持者数をみると、令和2年度で身体障害者手帳所持者は5,054人、療育手帳所持者数は1,293人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,365人となっています。平成28年度からの増加数では、精神障害者保健福祉手帳所持者が437人と最も多く、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者はそれぞれ136人、169人となっています。

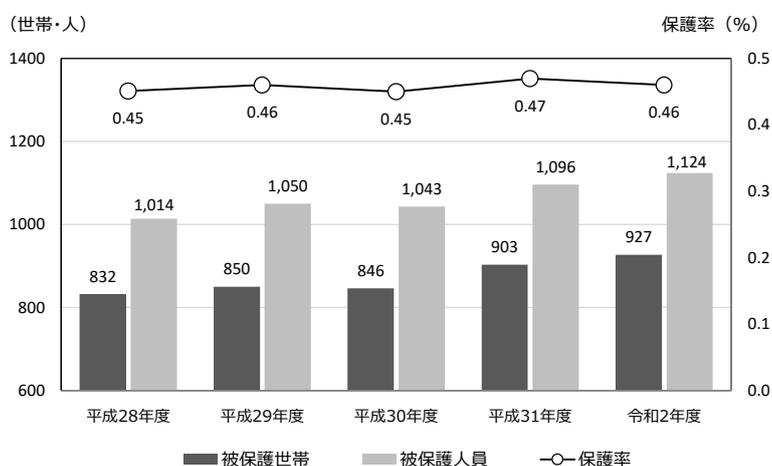
障害者手帳の等級・区分別にみると、令和2年度で身体障害者では1級、療育手帳所持者ではC、精神障害者保健福祉手帳所持者では2級がそれぞれ最も多くなっています。



資料：障害福祉課（各年度4月1日時点）

(5) 被保護世帯・人員の状況

つくば市における生活保護に関して、被保護世帯は平成30年度以降増加、被保護人員は平成28年度以降増加傾向にあり、令和2年度で、被保護世帯は927世帯、被保護人員は1,124人となっています。保護率については、平成28年度以降0.45～0.47%の間での安定した推移となっています。



資料：社会福祉課（各年度4月1日時点）

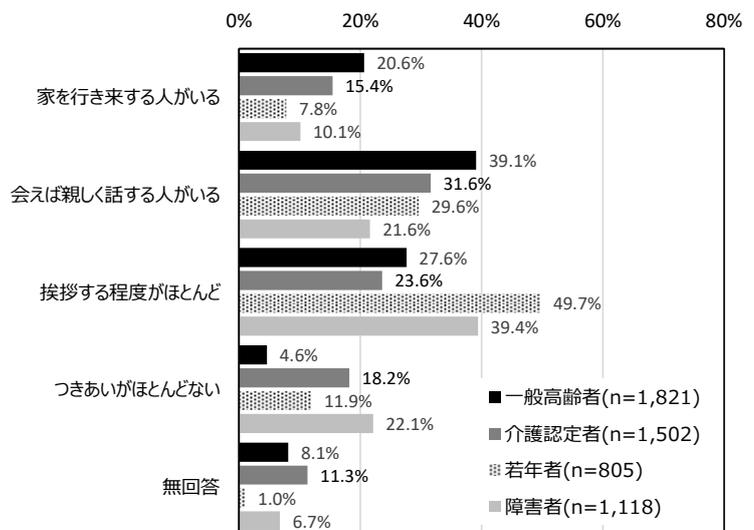
アンケート調査結果にみる市民意識

「つくば市地域福祉計画（第4期）」策定に当たり、市が実施した「未来構想」、「高齢福祉（令和元年度）」、「障害福祉（令和元年度）」、「子ども子育て（平成25年度、平成30年度）」、「健康（令和元年度他）」に関するアンケート調査結果を地域福祉の観点から再評価し、地域福祉を充実させていくための主要な課題を明らかにしました。

それらの中から、地域づくりに関係の深い結果を以下に示します。

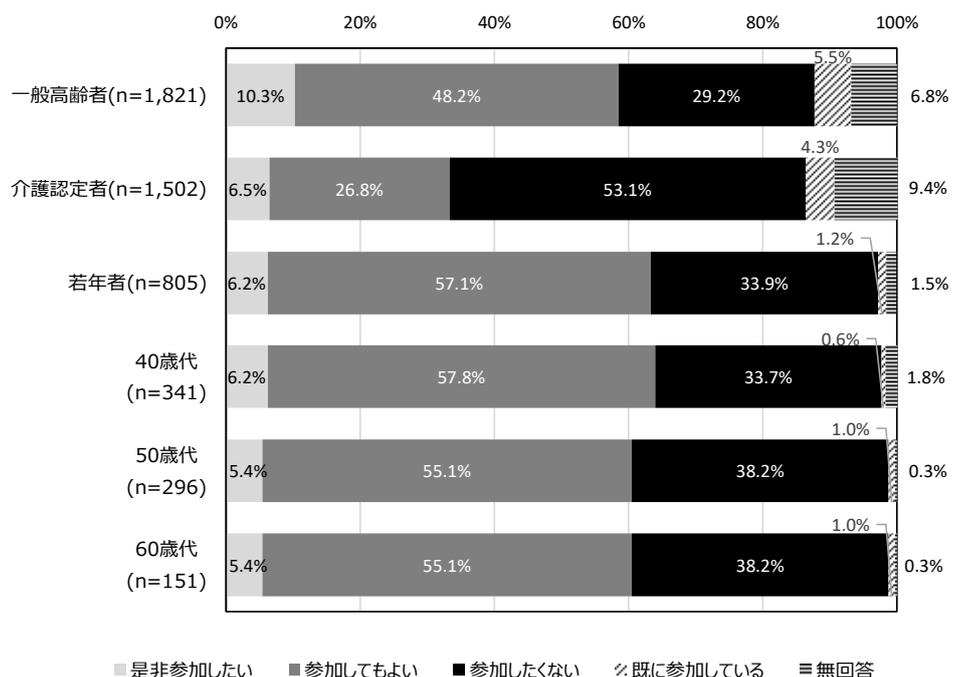
■近所づきあいについて【高齢福祉アンケート】【障害福祉アンケート】

若年層、障害者では近所づきあいが薄い人（「挨拶程度」+「ほとんどない」）が60%を超えています。



■地域づくり活動への“参加者としての”参加【高齢福祉アンケート】

地域づくり活動に参加者として（すなわち受け身で）参加してもよい人は、介護認定者を除いて概ね60%いますが、「是非参加したい」との積極的な人は一般高齢者で10.3%、若年者では6.2%です。



第 3 期計画の推進状況

調査項目	評価数	前期進捗評価（※1）			方向性（※2）		
		I	II	III	A	B	C
基本施策 1 自立と支えあい、協働と参画の地域づくり	34	1	33	0	1	33	0
基本施策 2 だれもが十分にサービスを利用できる支援体制の充実	73	7	65	1	5	68	0
基本施策 3 多様な主体の連携による質・量豊富な福祉サービスの整備	43	3	40	0	8	34	1
合計	150	11	138	1	14	135	1
合計（%）	100	7.3	92.0	0.7	9.3	90.0	0.7

（※1） I：成果は上がっている II：一定の成果は上がっている III：成果は上がっていない

（※2） A：拡充 B：現状維持 C：縮小（廃止を含む）

計画策定に当たってのポイント

アンケート調査の結果等により明らかになったつくば市における地域福祉推進上の課題から、本計画の策定に当たってのポイントが以下の3点に集約されました。

◆ポイント 1 ～地域交流の促進～

地域における様々なコミュニティによる支え合いが必要であると考えている。そのために住民同士が知り合う機会の創出や、地域で支え合うまちづくりに取り組む活動への支援を行政に求めている。

◆ポイント 2 ～情報発信の進化～

市からの情報発信は十分でないと考えている。情報を得る手段として、市の広報紙やホームページ、回覧板の存在は大きい。一方で、情報発信の手段にさらなる検討・改善が求められている。

◆ポイント 3 ～組織横断的な連携体制の整備～

従来の福祉の仕組みでの対応が難しい複雑化・多様化した生活課題が増加している。地域生活課題を抱える人やその家族等を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた横断的な支援体制の強化が必要である。

計画の基本目標

つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。

そのために、21世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」

を掲げます。

本計画では、未来をつくる土台となる地域や暮らしづくりを進めるため、目標を

「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

とします。

「地域で支え合い」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

計画の基本施策

基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

「第2期つくば市戦略プラン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策1」に位置づけました。

基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

本施策では、誰もが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための包括的支援の施策をまとめました。

計画の体系

ポイント	目標	基本施策	テーマ
1 地域交流の 促進	地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	1 相互に支え合う地域 共生のまちづくり	① 市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
			② 人びとが近隣で支え合える地域の創造
			③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2 情報発信の 進化		2 誰もが十分なサービス を利用できる支援体制 の強化	① 多様なサービス提供主体の参入促進
			② 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
			③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり
			④ 誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり
			⑤ 福祉サービスの質の向上
			⑥ 権利擁護のための支援の充実
	⑦ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進		
3 組織横断的 な連携体制 の整備	3 誰もが安心して暮ら せるための包括的支援の 充実	① 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援	
		② 市民の健康づくりのための活動の推進	
		③ 地域で安心して子育てができる環境づくり	
		④ 防災・防犯対策の充実	
		⑤ 就労支援の充実	
		⑥ ユニバーサルデザインのまちづくり	
		⑦ 居宅支援のまちづくり	
		⑧ 移動手段の確保	
		⑨ 地域を基盤とする包括的支援の強化	

つくば市地域福祉計画（第4期）概要版

令和3年（2021年）3月

発行：つくば市 保健福祉部 社会福祉課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111（代表）